

平成27年 3 月定例会

南伊豆町議会会議録

平成 27年 2 月 24日 開会

平成 27年 3 月 13日 閉会

南伊豆町議会

平成 27 年 3 月 南伊豆町議会定例会会議録目次

第 1 号 (2月24日)

| | |
|------------------------------|----|
| ○議事日程 | 1 |
| ○本日の会議に付した事件 | 1 |
| ○出席議員 | 1 |
| ○欠席議員 | 1 |
| ○地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名 | 1 |
| ○職務のため出席した者の職氏名 | 2 |
| ○開会宣告 | 3 |
| ○開議宣告 | 3 |
| ○議事日程説明 | 3 |
| ○会議録署名議員の指名 | 3 |
| ○会期の決定 | 3 |
| ○諸般の報告 | 4 |
| ○町長の施政方針、予算編成方針及び行政報告 | 4 |
| ○一般質問 | 26 |
| 長 田 美喜彦 君 | 26 |
| 加 畑 毅 君 | 37 |
| ○日程の変更 | 50 |
| ○一般質問 | 50 |
| 宮 田 和 彦 君 | 50 |
| 谷 正 君 | 68 |
| ○散会宣告 | 85 |
| ○署名議員 | 87 |

第 2 号 (2月25日)

| | |
|--------------|----|
| ○議事日程 | 89 |
| ○本日の会議に付した事件 | 90 |
| ○出席議員 | 90 |

| | |
|------------------------------|-----|
| ○欠席議員 | 90 |
| ○地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名 | 90 |
| ○職務のため出席した者の職氏名 | 90 |
| ○開議宣告 | 91 |
| ○議事日程説明 | 91 |
| ○会議録署名議員の指名 | 91 |
| ○一般質問 | 91 |
| 横 嶋 隆 二 君 | 91 |
| 清 水 清 一 君 | 109 |
| ○諮第1号の上程、朗読、説明、質疑、討論、採決 | 131 |
| ○議第1号の上程、説明、質疑、討論、採決 | 132 |
| ○議第2号の上程、説明、質疑、討論、採決 | 134 |
| ○議第3号の上程、説明、質疑、討論、採決 | 136 |
| ○議第4号の上程、説明、質疑、討論、採決 | 138 |
| ○議第5号の上程、説明、質疑、討論、採決 | 140 |
| ○議第6号の上程、説明、質疑、討論、採決 | 143 |
| ○議第7号の上程、説明、質疑、委員会付託 | 144 |
| ○議第8号の上程、説明、質疑、委員会付託 | 146 |
| ○議第9号の上程、説明、質疑、委員会付託 | 148 |
| ○議第10号の上程、説明、質疑、委員会付託 | 152 |
| ○議第11号の上程、説明、質疑、討論、採決 | 155 |
| ○議第12号の上程、説明、質疑、討論、採決 | 158 |
| ○議第13号の上程、説明、質疑、討論、採決 | 161 |
| ○議第14号の上程、説明、質疑、討論、採決 | 177 |
| ○議第15号の上程、説明、質疑、討論、採決 | 180 |
| ○議第16号の上程、説明、質疑、討論、採決 | 183 |
| ○議第17号の上程、説明、質疑、討論、採決 | 185 |
| ○議第18号の上程、説明、質疑、討論、採決 | 186 |
| ○議第19号の上程、説明、質疑、討論、採決 | 191 |
| ○議第20号の上程、説明、質疑、討論、採決 | 192 |

| | |
|--------------------------|-----|
| ○議第 2 1 号の上程、説明、質疑、討論、採決 | 194 |
| ○散会宣告 | 197 |
| ○署名議員 | 199 |

第 3 号 (2月26日)

| | |
|----------------------------------|-----|
| ○議事日程 | 201 |
| ○本日の会議に付した事件 | 201 |
| ○出席議員 | 201 |
| ○欠席議員 | 202 |
| ○地方自治法第 1 2 1 条により説明のため出席した者の職氏名 | 202 |
| ○職務のため出席した者の職氏名 | 202 |
| ○開議宣告 | 203 |
| ○議事日程説明 | 203 |
| ○会議録署名議員の指名 | 203 |
| ○発言の訂正 | 203 |
| ○議第 2 2 号の上程、説明、質疑、委員会付託 | 204 |
| ○議第 2 3 号の上程、説明、質疑、委員会付託 | 210 |
| ○議第 2 4 号の上程、説明、質疑、委員会付託 | 213 |
| ○議第 2 5 号の上程、説明、質疑、委員会付託 | 217 |
| ○議第 2 6 号の上程、説明、質疑、委員会付託 | 218 |
| ○議第 2 7 号の上程、説明、質疑、委員会付託 | 220 |
| ○議第 2 8 号の上程、説明、質疑、委員会付託 | 221 |
| ○議第 2 9 号の上程、説明、質疑、委員会付託 | 222 |
| ○議第 3 0 号の上程、説明、質疑、委員会付託 | 223 |
| ○議第 3 1 号の上程、説明、質疑、委員会付託 | 226 |
| ○議第 3 2 号の上程、説明、質疑、委員会付託 | 228 |
| ○議第 3 3 号の上程、説明、質疑、委員会付託 | 229 |
| ○議第 3 4 号の上程、説明、質疑、委員会付託 | 231 |
| ○散会宣告 | 235 |
| ○署名議員 | 237 |

第 4 号 (3月13日)

| | |
|------------------------------|-----|
| ○議事日程 | 239 |
| ○本日の会議に付した事件 | 239 |
| ○出席議員 | 240 |
| ○欠席議員 | 240 |
| ○地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名 | 240 |
| ○職務のため出席した者の職氏名 | 240 |
| ○開議宣告 | 241 |
| ○議事日程説明 | 241 |
| ○会議録署名議員の指名 | 241 |
| ○議第7号の上程、委員会報告、質疑、討論、採決 | 241 |
| ○議第8号の上程、委員会報告、質疑、討論、採決 | 244 |
| ○議第9号の上程、委員会報告、質疑、討論、採決 | 246 |
| ○議第10号の上程、委員会報告、質疑、討論、採決 | 249 |
| ○議第22号の上程、委員会報告、質疑、討論、採決 | 251 |
| ○議第23～25号の上程、委員会報告、質疑、討論、採決 | 261 |
| ○議第26～29号の上程、委員会報告、質疑、討論、採決 | 265 |
| ○議第30～33号の上程、委員会報告、質疑、討論、採決 | 267 |
| ○議第34号の上程、委員会報告、質疑、討論、採決 | 270 |
| ○発議第1号の上程、説明、質疑、討論、採決 | 272 |
| ○発議第2号の上程、説明、質疑、討論、採決 | 273 |
| ○各委員会の閉会中の継続調査申出書 | 276 |
| ○閉議及び閉会宣告 | 276 |
| ○署名議員 | 277 |

平成 27 年 3 月定例町議会

(第 1 日 2 月 24 日)

平成27年3月南伊豆町議会定例会

議事日程(第1号)

平成27年2月24日(火)午前9時30分開会

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
日程第 2 会期の決定
日程第 3 諸般の報告
日程第 4 町長の施政方針、予算編成方針及び行政報告
日程第 5 一般質問
-

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員(10名)

| | | | |
|-----|--------|-----|-------|
| 1番 | 加畑毅君 | 2番 | 宮田和彦君 |
| 3番 | 吉川映治君 | 4番 | 谷正君 |
| 5番 | 長田美喜彦君 | 6番 | 稲葉勝男君 |
| 7番 | 清水清一君 | 9番 | 齋藤要君 |
| 10番 | 渡邊嘉郎君 | 11番 | 横嶋隆二君 |

欠席議員(なし)

地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

| | | | |
|------|-------|--------|--------|
| 町長 | 梅本和熙君 | 副町長 | 松本恒明君 |
| 教育長 | 小澤義一君 | 総務課長 | 小嶋孝志君 |
| 防災室長 | 渡辺雅之君 | 企画調整課長 | 谷半時君 |
| 建設課長 | 鈴木重光君 | 産業観光課長 | 齋藤重広君 |
| 町民課長 | 橋本元治君 | 健康福祉課長 | 黒田三千弥君 |

| | | | |
|---------------|-------|--------|--------|
| 教育委員会 事務局長 | 勝田英夫君 | 上下水道課長 | 飯田満寿雄君 |
| 会計管理者 | 鈴木豊美君 | 総務係長 | 平山貴広君 |

職務のため出席した者の職氏名

| | | | |
|--------|------|----|------|
| 議会事務局長 | 大年美文 | 主幹 | 渡辺信枝 |
|--------|------|----|------|

開会 午前 9時30分

◎開会宣告

○議長（稲葉勝男君） 定刻になりました。ただいまの出席議員は10名です。定足数に達しております。

これより平成27年3月南伊豆町議会定例会を開会いたします。

◎開議宣告

○議長（稲葉勝男君） これより本会議第1日の会議を開きます。

◎議事日程説明

○議長（稲葉勝男君） 議事日程は印刷配付したとおりであります。

◎会議録署名議員の指名

○議長（稲葉勝男君） 日程第1、会議録署名議員を指名します。

南伊豆町議会会議規則の定めるところにより、議長が指名をいたします。

1 1 番議員 横 嶋 隆 二 君

1 番議員 加 畑 毅 君

◎会期の決定

○議長（稲葉勝男君） 日程第2、会期の決定を議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日から3月13日までの18日間としたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（稲葉勝男君） 異議ないものと認めます。よって、会期は本日2月24日から3月13日までの18日間と決定しました。

◎諸般の報告

○議長（稲葉勝男君） 日程第3、諸般の報告を申し上げます。

昨年12月定例会以降開催された行事は、お手元に印刷配付したとおりであり、各行事に参加したので報告いたします。

◎町長の施政方針、予算編成方針及び行政報告

○議長（稲葉勝男君） 日程第4、町長より施政方針、予算編成方針及び行政報告の申し出がありましたので、これを許可します。

町長。

〔町長 梅本和熙君登壇〕

○町長（梅本和熙君） おはようございます。

平成27年南伊豆町議会3月定例会の開会に当たり、施政方針及び予算編成方針についてご説明を申し上げます。

現在、我が国では急速な少子高齢化の進行に対応し、地方の人口減少に歯どめをかけるとともに、東京圏への過度の集中を是正し、それぞれの地域で住みよい環境を確保し、将来にわたり活力ある社会を維持していくことが喫緊の課題となっています。

そのため、国では「まち・ひと・しごと創生法」が制定され、国民一人一人が潤いのある豊かな生活を営むことができる地域社会の形成、地域社会を担う個性豊かな多様な人材を確保すること及びさまざまな魅力ある就業の機会を創出することが、個人消費などの増大につながり地域社会の活性化を推進するものとして、まち・ひと・しごと創生本部を設置するこ

とによりまち・ひと・しごと創生に関する施策を総合的かつ計画的に実施しています。

また、経済再生を通じ、好調な企業収益を設備投資の増加や賃上げ、雇用等の改善につなげることにより地域経済にも好循環が拡大すると期待されていますが、自治体経営においては以前にも増して厳しい時代となり、より一層の自助努力や新たな行政システムの構築が必要となっています。

本町においても、少子化により人口減少や高齢化に伴いライフスタイルが多様化しており、住民ニーズも複雑、高度化しています。

このような行政課題に対応するため、絶えず情報収集やアンテナを高く保ちつつ、多様化、高度化する住民ニーズや自治体を取り巻く環境を的確に把握しつつ、開かれた町政の推進や住民の負託に応える職員の資質向上に努めてまいります。

また、本町の財政状況は依存財源比率が高く、国等の動向に左右されやすい状況にあるため、不測の事態に柔軟に対応できるよう財政調整基金等の充実を図りながら、住民の安全・安心を担保する町政運営に努めることが肝要であると考えております。

そのような中で、現在、平成22年3月に策定しました第5次南伊豆町総合計画に基づき、町の将来像であります「次世代（みらい）につなぐ 光と水と緑に輝く南伊豆町～ひとにやさしく 自然にやさしく 未来につなぐまちづくり」を推進していくため、職員一丸となって取り組んでいるところであります。

この取り組みをさらに前進させるために、私は「21世紀、私たちの住む町、あなたと造る町」を基本理念に掲げ、町民参加型町政を強力に推進するために「町民の町民による町民のための町政」を行政手法とし、町民参画及び協働の推進に関する条例などの例規整備や、いつでもどこでもミニ集会等を今後も開催することにより町民の皆様の意見を集約し、町政に反映してまいります。

また、国では「まち・ひと・しごと創生法」が制定されたことに伴い、国が策定する長期ビジョンや総合戦略を勘案しつつ、町民参加の手法を用いて町における人口の現状及び将来の展望を提示する人口ビジョンを策定し、今後5カ年の目標や施策の基本的方向性や具体的な施策を取りまとめた「まち・ひと・しごと創生総合戦略（地方版総合戦略）」を平成27年度に策定してまいります。

今後、第5次南伊豆町総合計画や地方版総合戦略に基づき、地域を経営するという発想のもとに地域力を強化し、持続可能なまちづくりを推進したいと考えております。

具体的な施策といたしましては、1、石廊崎ジャングルパーク跡地の観光開発。

石廊崎ジャングルパークの跡地の利用につきましては、これまで千葉大学園芸学科研究科の木下教授の指導の下に公募によるワークショップを開催し、並行して町内産業団体の役員、有識者等を構成員とした石廊崎ジャングルパーク跡地利用審議会に諮問し、審議を重ねていただいております。3月にはワークショップから提案された利用計画案について、審議の上、答申をいただくこととなります。

平成27年度からは、答申された利用計画をもとに、法規制や財源確保等への対応を含め関係機関と協議し、石廊崎地区を自然を生かした観光のメッカとして再生させるため、利用計画の実現に向け尽力してまいりたいと考えております。

2、東京都杉並区との自治体間連携による特別養護老人ホーム整備について。

平成23年度から東京都杉並区、静岡県、南伊豆町の三者で、本町を含めた賀茂地域の特別養護老人ホーム入所待機者の解消とともに、都市部の高齢者対策の一助となる取り組みとして進めてまいりました特別養護老人ホームの整備については、平成25年度には厚生労働省の「都市部の高齢化対策に関する検討会」において、自治体間連携に基づく事例として一定の評価を得られました。

また、三者で国に要望してまいりました法改正について、要望に沿った法改正の動きが見られたこと、平成26年7月、11月開催の全国介護保険担当課長会議において、当整備に係る厚生労働省の基本指針が示されたことなどから、12月11日静岡県庁において、「都市部の高齢化対策に関する検討会」で座長を務められた大森彌東京大学名誉教授にご出席をいただき、三者による自治体間連携による特別養護老人ホーム整備に係る基本合意書締結式が挙行されました。

同日、静岡県庁での基本合意書締結式終了後、会場を本町の議場に移し、基本合意書締結式にご出席をいただいた皆様のほかにも関係団体の代表にも参加をいただき、当該整備に関する報告会を行うことができ、整備に向けて大きく前進したものと考えています。

また、厚生労働省の基本指針にも示されたとおり、当該整備計画を杉並区及び南伊豆町並びに静岡県及び東京都における介護保険事業支援計画に反映する必要があることから、本町におきましても、当該施設整備、入所ニーズ量を見込んだ平成27年度から平成29年度の3年を期間とする第6期介護保険事業計画を作成しています。

平成27年度は、平成29年度の特別養護老人ホーム開所を目標として定めた当該計画を実行に移す初年度となります。計画では、施設整備運営法人の公募選定などが予定されておりますが、介護人材の確保や医療体制の整備などの課題があることを認識しつつ、静岡県のご支

援をいただき、杉並区と協力し、全国初の取り組みとしての施設整備に取り組んでまいりたいと考えておりますので、ご支援、ご協力をお願い申し上げます。

3、健康福祉センターの整備について。

健康福祉センターの整備については、平成26年度、町民の皆様の意見を伺う機会を設けるため、健康福祉センター建設ワークショップを開催し、機能、整備方法等について提案をいただきました。

また、健康福祉センター建設に関する協議及び調査研究を目的とした町の附属機関として健康福祉センター建設検討委員会を立ち上げ、「南伊豆町健康福祉センターの整備に関する提言書」をまとめていただき、それぞれの提案及び提言内容を踏まえ、健康福祉センターの建設地は旧中央公民館跡地とし、整備方法は東京都杉並区と整備を進める特別養護老人ホームとの合築によることが適当であると判断し、地区懇談会において町民の皆様に報告をいたしました。

特別養護老人ホーム整備についてでも述べましたように、平成29年度の開所を目指す計画でありますので、健康福祉センターにつきましても同年度の開所を目指して進めてまいります。

平成27年度は、健康福祉センターの実施設計まで行ってまいりますが、健康福祉センターの建設検討委員会に諮りながら、静岡県、杉並区とも協議し、本町の保健福祉行政のさらなる充実を図る拠点施設となるよう鋭意努力してまいります。

皆様のご理解、ご協力をお願い申し上げます。

4、地熱資源の活用＝再生可能エネルギー。

町では、経済産業省の平成26年度地熱開発理解促進関連事業支援補助金及び独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構（通称JOGMEC）の平成26年度地熱資源開発調査事業費補助金を活用し、地熱資源活用によるまちづくりを進めています。

地熱資源開発調査による地表調査の結果、本町の地熱構造は複雑で未知の部分が多く、さらなる解析と実際の掘削調査の必要性が示されました。

そのため、町では平成27年度においても経済産業省の地熱開発理解促進関連事業支援補助金を活用し、さらに地熱に関する町民の理解の深化に努めるとともに、JOGMECの地熱資源開発調査事業費助成金を活用した掘削調査により下賀茂温泉の地熱構造の解明を図り、新たな産業や雇用の創出等を目指して地熱資源活用によるまちづくりを進め、最終的には熱電併給等によるスマートコミュニティ、スマートタウンの建設を目指してまいりたいと考え

ています。

5、ワープステイ＝夢を語りあうことのできる町。

平成27年、団塊の世代と呼ばれる人たちが65歳までの再雇用期間も終わり、完全リタイアとなったことにより高齢者と呼ばれるようになりました。

本町では、移住者増加策として移住セミナーや空き家バンク等に加えて、国の地方創生交付金を活用し、空き家バンクリフォーム補助金、空き家バンク発掘事業、空き家を借り上げお試し移住を推進するための事業を計画しています。

こうした事業を推進する上で、町では本町の自然豊かな地域性を生かして、都市部の60歳から65歳程度までの元気な高齢者、いわゆるアクティブシニア層に5年間程度、南伊豆町に移住していただくワープステイ構想を掲げ、移住促進につなげていく手法を検討しています。

ワープステイ構想は、定期借家制度により常に一定のアクティブシニア層が代謝する移住形態であり、今後は災害相互援助協定の締結や特別養護老人ホーム、健康福祉センター関連事業において関係の深い東京都杉並区とともに連携しながら、この手法を推進していきたいと考えています。

6、観光振興。

本町の一大観光イベントである「みなみの桜と菜の花まつり」は、期間中、「菜の花結婚式」や「夜桜・流れ星」、「南伊豆・下賀茂温泉夜桜マラソン」等が行われ、早春南伊豆の風物詩として定着しました。

また、昨年、弓ヶ浜海水浴場に開設した「弓ヶ浜スプラッシュウォーターパーク」は全国に向け情報発信され、近年にない多くの来訪者数を記録いたしました。

平成27年度におきましても、このイベントを中心とし、「オープンウォータースイムレース」や、7月と11月の「参観灯台」、「伊勢海老まつり」などさまざまなイベントを展開し、インバウンド事業を含めて観光協会と連携を図りながら観光の活性化に努めてまいります。

あわせて、オープンから18年を経過した「町営温泉銀の湯会館」のリニューアル工事を行い、日帰り温泉施設の機能充実を図ります。

7、防災対策。

防災対策としましては、引き続き防災訓練等により防災・減災意識の高揚を図るとともに、備蓄食材の追加配備や自主防災事業補助金を活用した避難地、避難路、防災資機材の整備を継続して実施してまいります。

避難所整備につきましては、学校等の施設に非常用電源切りかえ装置を設置し、避難所と

しての機能性の向上を進めるとともに、三坂幼稚園及び差田保育所跡地を活用した避難所機能や備蓄倉庫を備える防災拠点施設の設計に着手し、避難所施設の拡充及び災害時における食料、飲料水、資機材の備蓄場所の確保に努めてまいります。

このほか、防災行政無線移動系のデジタル化に引き続き、同報系のデジタル化について調査検討を進めてまいります。

今後とも現状に即した防災・減災対策については、実施可能な対策を積極的に推進してまいります。

8、町制施行60周年記念事業。

昭和30年（1955年）7月31日に南崎村、竹麻村、南中村、南上村、三坂村及び三浜村の6カ村が合併し、誕生した南伊豆町は、平成27年（2015年）には町制施行60周年の節目を迎えます。

そこで、平成27年度はこれまでの南伊豆町を振り返り、先人の苦労や業績に感謝するとともに、ホームページやSNSの活用により本町のすばらしさや魅力を発信することで、町民の皆様により一層愛着を深めていただくとともに、町外の方には認知度、好感度を高め、さらなる活性化につなげていきたいと考えています。

9、その他。

平成26年5月31日には、防災、医療、伊豆縦貫道へのアクセス等、命の道としての役割である一條・稲梓線道路建設期成同盟会の設立総会を開催いたしました。

本年2月19日には、下田市長、賀茂政策局長、下田土木事務所長、賀茂農林事務所長に出席をいただき、一條・稲梓線道路建設研究会を開催し、現地視察等も行いました。今後も研究会、勉強会を開催し、町民の皆様とともに国や県に事業の実現に向けて強力に訴えていきたいと思っております。

また、これ以外にも鳥獣被害対策、里山の整備等の政策課題が山積しておりますが、課題の解決に真摯に取り組み、町の活性化に努めてまいる考えですので、今後とも議会や町民の皆様のご理解とご協力をお願いいたします。

次に、予算編成方針について説明申し上げます。

予算編成方針。

政府は今年1月14日の閣議において、経済の好循環の拡大、地方再生等による経済再生と財政健全化の両立を目指すとともに、社会保障、税制改革の実現に向けた、総額96兆円を超える平成27年度予算を閣議決定しました。

また、地方の好循環拡大に向けた緊急経済対策として、補正予算 3 兆 5,289 億円を加えた平成26年度の予算規模は、100兆円を超えるものとなりました。

また、静岡県は平成27年度予算案において「富国有徳の理想郷“ふじのくに”」の早期実現を目指して、後期アクションプランを着実に推進すると発表しています。

同予算案は、地震・津波対策、雇用・新成長産業育成の実施、少子化対策の充実など、8項目の施策・事業を重点に展開することとし、2年連続増となる平成27年度一般会計の予算規模は1兆2,397億円で、前年度比5%増となっています。

このような情勢下、本町の財政状況は主要産業である観光業等の不振が続き、税収の伸びが期待できない状態です。

加えて、歳入の7割近くを依存財源で占める本町は、補助金などの制度改正等の影響を受けやすい体質となっており、財政状況は依然として厳しい状況に変わりはありません。

このため、国や県の動向に十分留意し、情報収集に努めるとともに、将来を見据えた財政運営が求められます。

一般会計の歳入では、町税等の減はありますが、地熱関連事業、銀の湯会館改修事業等により国県支出金及び町債等は大幅な増となり、全体では前年度の約30%を超える歳入を見込んでいます。

また、施設等の整備や増加を続ける社会保障費等による財源不足を補うため、財政調整基金から2億2,194万2,000円の繰り入れを行うとともに、道路改良等の普通建設事業や銀の湯会館改修事業等に充当する町債の総額は5億110万円に上ります。

そのような中、自主財源である町税の確保は最重要課題であることから、コンビニ収納やインターネット公売などにより、一層の徴税強化に努めてまいる考えです。

平成27年度の予算編成に当たりましては、第5次南伊豆町総合計画の基本理念及び将来像を具現化すべく、安心・元気・温かさがあふれるまちづくり、優美な自然を生かした観光と交流のまちづくり、地域・自然の恩恵を生かしたまちづくり、地域を担う人づくりと町の歴史・文化を継承するまちづくり、人・町・自然が共生する快適でぬくもりのあるまちづくりの5つの基本目標と、「自らが創り、守る南伊豆の未来」の共通目標、以上6項目の重点目標を掲げて予算編成をいたしました。

特に、石廊崎の再生、健康福祉センターの建設、地熱資源開発事業及びまち・ひと・しごと創生総合戦略の策定などを最重点項目として進めたいと考え、石廊崎ジャングルパーク跡地利用計画策定審議会の報酬、地熱資源利活用検討委員会報酬及びまち・ひと・しごと創生

総合戦略策定委員会委員報酬などを計上しました。

平成27年度の一般会計、11特別会計及び水道事業会計の予算総額は、前年度対比21.6%増の96億5,133万4,000円となりました。

なお、各会計別の予算総額、前年度比較は次のとおりであります。ご参照ください。

次に、各会計別予算の概要についてご説明申し上げます。

一般会計予算についてであります。財源確保は財政運営の基盤をなすものであり、継続的かつ安定した住民サービスを行っていくために必要不可欠なものであります。

国は2月の月例経済報告において、景気の基調判断を「景気は、個人消費などに弱さが見られるが、緩やかな回復基調が続いている」と判断しています。

しかし、本町及び周辺自治体を取り巻く環境は依然として厳しく、景気回復基調が見えない状況の中、平成27年度は財源不足を補うために、昨年度に引き続き財政調整基金からの繰り入れによる予算編成を行ったところであります。

まず、歳出予算の概要について申し上げます。

第1款議会費につきましては、町議会の運営活動に要する経費として、前年度対比393万9,000円増額の6,581万1,000円を計上いたしました。

第2款総務費につきましては、総務管理費、徴税费、戸籍住民基本台帳費及び各種選挙費等で、前年度対比9億65万9,000円増の15億3,062万3,000円を計上いたしました。

その主なものは、15団体への各種補助金5,000万円、基幹業務電算事務費5,723万3,000円、情報系業務電算事務費1,091万9,000円、ふるさと寄附金記念品代5,700万円、路線バス維持事業補助金6,483万7,000円、コミュニティ施設整備補助金330万円、地熱開発理解促進事業委託料8,000万円、地熱資源開発調査業務委託料6億800万円、各種選挙費1,032万2,000円などであります。

第3款民生費につきましては、前年度対比6,331万8,000円増額の12億3,645万8,000円を計上いたしました。

その主なものは、重度障害者（児）医療扶助費2,292万円、自立支援介護給付費1億2,297万円、障害者（児）地域生活支援事業2,051万円、臨時福祉給付金給付事業2,088万円、健康福祉センター整備事業6,402万1,000円、老人福祉施設事業費2,970万1,000円、国民健康保険特別会計繰出金3,565万1,000円、保険基盤安定繰出金6,353万円、後期高齢者医療費事務1億5,683万6,000円、児童福祉施設費2億2,199万3,000円、児童手当事務1億1,854万3,000円、子育て支援事業2,720万9,000円、放課後児童クラブ運営事務659万7,000円、介護保険特別会

計繰出金 1 億5,973万7,000円などです。

第 4 款衛生費につきましては、前年度対比7,452万2,000円増額の 6 億2,740万9,000円を計上いたしました。

その主なものは、各種ワクチン医薬材料費・予防接種委託料等の感染症予防事務1,540万4,000円、不妊治療助成金等の母子衛生事業1,043万6,000円、浄化槽設置整備事業費補助金592万2,000円、住宅用太陽光発電システム設置費補助金240万円、老人保健ヘルス事業2,712万9,000円、下田メディカルセンター負担金及び出資金8,046万9,000円、清掃センター包括運転管理業務委託 1 億7,933万7,000円、ごみ収集事務7,007万円、最終処分場事業2,626万7,000円、南豆衛生プラント組合負担金6,478万9,000円、水道事業会計繰出金5,911万2,000円などです。

第 5 款農林水産業費につきましては、前年度対比569万3,000円増額の 1 億3,533万円を計上いたしました。

その主なものは、遊休農地美化業務委託324万円、青年就農給付金300万円、有害鳥獣対策事業795万2,000円、森林整備事業1,272万2,000円、稚貝稚魚放流事業補助金150万円、漁業集落排水事業特別会計繰出金2,839万円、海岸保全施設整備事業2,490万円などです。

第 6 款商工費につきましては、前年度対比 3 億808万3,000円増額の 4 億5,653万7,000円を計上いたしました。

その主なものは、小口資金等の利子補給330万円、宣伝委託料3,512万2,000円、湯の花観光交流館指定管理委託料557万円、伊豆半島ジオパーク構想推進事業費補助金240万円、青野川利活用観光活性化事業補助金300万円、公共交通機関等利活用観光活性化事業補助金500万円、町営温泉施設指定管理委託料830万円、銀の湯会館改修設計施工監理委託料850万円、銀の湯会館改修工事 3 億800万円などです。

第 7 款土木費につきましては、前年度対比2,382万1,000円減額の 4 億3,587万2,000円を計上いたしました。

その主なものは、住宅リフォーム振興事業補助金300万円、道路維持事業3,431万4,000円、道路改良事業6,051万7,000円、橋梁維持事業2,900万円、橋梁長寿命化修繕事業5,750万円、港湾管理事務1,774万1,000円、公共下水道事業特別会計繰出金 1 億6,085万円、町営住宅管理事務401万5,000円などです。

第 8 款消防費につきましては、前年度対比2,711万4,000円増額の 3 億3,422万6,000円を計上いたしました。

その主なものは、常備消防事務1億8,498万6,000円、非常備消防事務3,286万9,000円、可搬ポンプ付積載車購入等の消防施設管理事務3,453万7,000円、防災施設管理事務2,646万5,000円、防災備品や三坂地区防災拠点施設測量設計業務委託料等の大規模地震対策事業4,668万2,000円などです。

第9款教育費につきましては、前年度対比53万4,000円増額の3億1,809万8,000円を計上いたしました。

その主なものは、学校統合審議会委員の報酬や各種補助金等を含む事務局費4,898万円です。英語教育事業456万4,000円、小学校管理事務費9,043万3,000円、小学校教育振興費5,023万9,000円、中学校管理費3,259万8,000円、中学校教育振興費3,607万2,000円、社会教育総務事務費2,364万8,000円、文化財管理事務費494万4,000円、図書館費1,325万9,000円などであります。

第10款災害復旧費につきましては、前年度対比1,561万2,000円減額の509万8,000円を計上いたしました。

その主なものは、単独道路河川等災害復旧事業費300万円です。

第11款公債費につきましては、前年度対比2,942万9,000円減額の4億4,253万8,000円を計上いたしました。

第12款予備費は、前年度と同額の1,000万円を計上いたしました。

次に、歳入予算の概要について申し上げます。

自主財源は17億727万4,000円で、前年度対比2億4,354万2,000円の増額で、構成比は30.5%となりました。

本町歳入の根幹であります町税収入につきましては、平成26年度調定額等を勘案し、2,510万8,000円減額の8億8,270万2,000円を計上いたしました。

そのほか自主財源は、分担金及び負担金等1億8,495万2,000円、使用料及び手数料等1億343万3,000円、財政調整基金等からの繰入金としまして3億6,618万7,000円、繰越金1億7,000万円です。

一方、依存財源につきましては38億9,072万6,000円で、前年度対比10億7,145万8,000円の増額で、構成比は69.5%となりました。

本町の歳入で最大のウェイトを占める地方交付税につきましては、ほぼ前年並みの総額18億3,874万円を計上し、構成比は32.8%となりました。

そのほか、地方譲与税は800万円減額の5,400万円、地方消費税交付金は4,400万円増額

の1億4,900万円、自動車取得税交付金は150万円減額の900万円、国庫支出金は6億5,705万1,000円増額の9億8,297万4,000円、県支出金は1億1,026万7,000円増額の3億4,091万2,000円、寄附金は1億800万円増額の1億1,000万3,000円を計上いたしました。

また、町債では、商工債2億1,000万円、地方財政計画通常収支不足に対する臨時財政対策債1億7,000万円、単独道路改良事業等の土木債5,160万円、緊急防災・減災事業等の消防債1,940万円など、前年度対比2億5,860万円増額、構成比9.0%の5億110万円を計上いたしました。

国民健康保険特別会計。

国民健康保険特別会計予算につきましては、最近における医療費の動向に対応する予算を国の予算編成通知に基づいて編成し、歳入歳出予算総額は、前年度対比1億4,276万8,000円の増額で、それぞれ17億5,655万5,000円を計上いたしました。

歳出の主なものは、保険給付費10億9,877万8,000円、後期高齢者支援金等1億8,744万7,000円、介護納付金8,126万3,000円、共同事業拠出金3億6,180万8,000円及び保健事業費1,545万5,000円です。

歳入の主なものは、国保会計の主要財源であります国民健康保険税が3億9,000円、国庫支出金3億4,724万6,000円、退職者医療に関する療養給付費交付金4,919万円、前期高齢者交付金4億6,711万1,000円、県支出金7,808万1,000円、共同事業交付金3億5,522万3,000円及び繰入金9,918万2,000円です。

近年は、医療保険制度が複雑化していますが、医療費等の動向を見きわめ、適切に対処してまいります。

介護保険特別会計。

介護保険特別会計予算につきましては、平成27年度から平成29年度までの3カ年を計画期間とする第6期介護保険事業計画に基づき介護サービスを見込み、地域包括支援センターが行う介護予防事業等の状況を踏まえて予算を編成しました。

歳入歳出予算総額は、前年度対比7,143万3,000円の増額で、それぞれ11億2,699万8,000円を計上いたしました。

歳出の主なものは、要介護・要支援者等が利用する各種サービス等の保険給付費10億7,656万円、地域包括支援センターが行う地域支援事業費3,779万5,000円です。

歳入の主なものは、第1号被保険者保険料が2億1,180万円、国庫支出金2億8,591万8,000円、支払基金交付金3億460万2,000円、県支出金1億6,571万6,000円及び繰入金1億

5,682万4,000円です。

後期高齢者医療特別会計。

後期高齢者医療特別会計予算につきましては、保険料の徴収事務及び広域連合への保険料納付事務に係る予算を編成し、前年度対比910万4,000円減額で、歳入歳出それぞれ1億807万9,000円を計上いたしました。

歳出の主なものは、広域連合納付金のうち、保険料負担金が1億45万2,000円、事務費負担金が511万8,000円です。

歳入の主なものは、後期高齢者医療保険料6,714万8,000円、繰入金4,061万4,000円です。

後期高齢者医療制度の運営主体である静岡県後期高齢者医療広域連合と密接に連携し、適切に対処してまいります。

南上財産区特別会計。

南上財産区特別会計予算につきましては、歳入歳出それぞれ19万6,000円を計上いたしました。

歳出につきましては、総務管理費19万6,000円で、財産区管理運営事務費です。

歳入につきましては、財産収入13万2,000円、繰越金6万4,000円が主なものであります。

南崎財産区特別会計。

南崎財産区特別会計予算につきましては、歳入歳出それぞれ44万1,000円を計上いたしました。

歳出につきましては、総務管理費44万1,000円で、財産区管理運営事務費です。

歳入につきましては、繰越金10万1,000円及び財産運用収入34万円です。

三坂財産区特別会計。

三坂財産区特別会計予算につきましては、歳入歳出それぞれ907万円を計上いたしました。

歳出につきましては、総務管理費907万円で、主なものは、財政調整基金積立金636万6,000円、地方自治法に規定する不均一課税を行わない見返りとして、三坂地区の公共事業等に対応するための一般会計繰出金254万6,000円などです。

歳入につきましては、財産収入896万8,000円、繰越金10万円が主なものでございます。

土地取得特別会計。

土地取得特別会計予算につきましては、歳入歳出それぞれ60万1,000円を計上いたしました。

歳出は、土地開発基金繰出金60万1,000円です。

歳入は、財産収入60万1,000円です。

公共下水道事業特別会計。

公共下水道整備事業につきましては、供用開始から既に14年が経過しており、早期完成に向けて下賀茂処理分区の管渠整備事業を推進しています。

本事業に係る歳入歳出予算総額は、前年度対比9,830万円増額の4億5,892万5,000円を計上いたしました。

歳出の主なものは、湊手石下賀茂処理分区管渠工事9,000万円、クリーンセンター改築工事1億円、上水道等移設補償費2,780万円のほか、南伊豆町クリーンセンター等の下水道施設維持管理事業に1,631万1,000円及び公債費1億743万6,000円です。

歳入の主なものは、下水道受益者負担金715万1,000円、下水道使用料4,140万1,000円、国庫支出金1億2,850万円のほか、一般会計繰入金1億6,085万円、下水道債1億1,400万円です。

子浦漁業集落排水事業特別会計。

子浦漁業集落排水事業特別会計につきましては、平成8年4月の供用開始から20年を迎える中、前年度対比1,619万4,000円増額の2,943万6,000円を計上いたしました。

歳出の主なものは、施設管理委託料447万円、町債元金償還金572万2,000円及び利子償還金245万9,000円、改築実施設計業務委託料1,620万円です。

歳入の主なものは、使用料収入の447万円、一般会計繰入金971万7,000円及び国庫補助金750万円です。

中木漁業集落排水事業特別会計。

中木漁業集落排水事業特別会計につきましては、平成14年4月の供用開始から14年を迎える中、前年度対比64万8,000円減額の835万6,000円を計上いたしました。

歳出の主なものは、施設管理委託料421万2,000円、町債元金償還金277万3,000円及び利子償還金82万4,000円です。

歳入の主なものは、一般会計繰入金384万8,000円及び使用料収入421万2,000円です。

妻良漁業集落排水事業特別会計。

妻良漁業集落排水事業特別会計につきましては、平成21年4月の供用開始から7年目を迎える中、前年度対比55万1,000円減額の1,872万9,000円を計上いたしました。

歳出の主なものは、施設管理委託料357万6,000円、町債元金償還金1,209万円及び利子償還金248万8,000円です。

歳入の主なものは、使用料収入357万6,000円及び一般会計繰入金1,482万5,000円です。

水道事業会計。

水道事業会計につきましては、業務の予定量を総配水量153万9,000立方メートル、給水戸数5,304戸、建設改良事業2億7,942万8,000円のほか受託工事539万8,000円を見込み、予算編成をいたしました。

収益的収支予算では、事業収入として3億3,063万9,000円を見込み、このうち給水収益で2億3,328万5,000円、他会計補助金で4,272万5,000円を計上いたしました。

事業費用では、減価償却費及び企業債支払利息以外の支出として、上水道14施設、簡易水道31施設の施設管理及び料金事務等に係る業務委託費を計上いたしました。

また、水道施設等管理業務の見直しにより委託料が増額となり、費用総額で3億2,285万4,000円を計上いたしました。

このことから、本年度の予定損益は578万5,000円の純損失を見込んでいます。

また、資本的収支予算では、支出の予定額を3億4,810万1,000円としました。

主なものは、国県補助事業による簡易水道等施設整備事業、これは南上・毛倉野でございます、町単独事業の天神原専用水道施設整備事業のほか、下水道事業に伴う配水管布設替工事及び企業債償還金です。

これに対する収入予定額は、1億6,373万7,000円を見込んでいます。

主なものは、簡易水道等施設整備事業補助金4,275万円のほか、企業債6,160万円及び建設改良工事負担金4,300万円です。

なお、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1億8,436万4,000円は、過年度損益勘定留保資金と当年度消費税及び地方消費税資本的収支調整額で補填する予定です。

水道事業における健全経営に向けての取り組みといたしましては、地方公営企業に求められる独立採算性を旨とし、極めて厳しい経営環境にあることを認識しつつ、より一層の経済性を追及し、経営の合理化と安定給水に努めてまいります。

以上で、平成27年度における施政方針、予算編成方針の説明を終了いたします。

引き続きまして、行政報告をいたします。

平成27年南伊豆町議会3月定例会の開会に当たり、次の10項目について行政報告を申し上げます。

- 1、東京都杉並区との自治体間連携による特別養護老人ホーム整備について。
 - (1) 静岡県、東京都杉並区及び南伊豆町三者による基本合意書締結式。

昨年12月11日、静岡県庁において、川勝平太静岡県知事、田中良杉並区長と私、また杉並区からは斎藤区議会議長、本町からは稲葉議長にも同席をいただき、さらに立会人として、厚生労働省の都市部の高齢化対策に関する検討会で座長を務められた大森彌東京大学名誉教授にご出席をいただき、全国初の自治体間連携による特別養護老人ホーム整備に係る基本合意書締結式が行われました。

杉並区と本町が連携し特別養護老人ホームを整備する計画については、静岡県も含めた三者で協議を重ね、4年余の歳月がたちました。全国初の試みとして数々の整理をしなければならない問題もあり、静岡県、厚生労働省にも計画実現に向け何度も足を運び、ご支援をお願いしてまいりました。

平成25年度には、厚生労働省に対する三者連名での要望や、国の都市部の高齢化対策に関する検討会などによる議論を経て、賀茂地区の介護ニーズへの対応とともに、都市部の高齢化対策の一助となる取り組みとして進めてまいりました。

県知事からは、『全国的にもモデルとなり得るこの取り組みについて、本日の基本合意をスタートとして、三者のつながりをより確かにすることで、介護が必要な人に適切なサービスが提供できる「住んでよし、訪れてよし」のふじのくにづくりを推進していく』とご挨拶をいただきました。

整備に向け、三者でさらに協議を重ねていかなければならない我々にとって、大変力強いお言葉でした。

これからも、平成29年度の特別養護老人ホームの開所に向け、三者で協議を進めてまいりますので、町民の皆様のご支援、ご協力をお願いいたします。

(2) 自治体間連携による特別養護老人ホームの整備に関する報告会。

12月11日、静岡県庁での基本合意書締結式終了後、会場を本町の議場に移し、自治体間連携による特別養護老人ホームの整備に関する報告会を行いました。

報告会は、基本合意書締結式にご出席をいただいた杉並区長、杉並区議会議長、大森彌東京大学名誉教授を初め、大石静岡県福祉長寿局長、福島賀茂健康福祉センター所長、秋山賀茂保健所長、関係機関団体からは、賀茂医師会長、老人福祉施設協議会長、社会福祉法人経営者協議会長、看護協会賀茂支部長、また町内からも社会福祉協議会長、老人クラブ連合会長、健康福祉センター建設検討委員会委員長にご出席をいただくとともに、多くの関係者の傍聴がありました。

報告会では、杉並区長、私、杉並区議会議長、町議会議長からの本事業への両区町での取

り組みに関する経過報告を行い、続いて大森彌東京大学名誉教授による「地方と都市部の自治体間連携と地方創生について」と題してご講演をお願いいたしました。

介護保険制度創設にかかわられ、都市部の高齢化対策に関する検討会の座長を務められた大森先生のご講演は、本事業を進める杉並区、南伊豆町にとって大変貴重な内容でありました。

また、意見交換の場では、ご参加いただいた皆様からそれぞれの立場で、介護人材の確保へのご苦勞、医療機関の少ない地域での課題、地域医療・介護連携、その他介護、医療等に関するご意見、ご提案をいただきました。

今後、本事業を進める上で介護人材の確保、医療体制の整備等の課題があることも認識し、課題解決に向け静岡県への支援を得ながら杉並区と協力し、介護が必要な人に適切なサービスが提供できる施設整備、体制づくりに努めてまいります。

(3) 自治体間連携による杉並区との職員相互派遣。

昭和49年から平成24年3月までの38年間、親元を離れて生活する全寮制の小学校として杉並区立南伊豆健康学園が当町の弓ヶ浜にあり、隣接する校外学習施設にもこれまで多くの区民が訪れました。

平成24年9月には、杉並区と災害時相互援助に関する協定を締結し、災害時の応急対策や復旧対策に必要な物資等を速やかに援助する体制を整えました。

また、昨年12月には杉並区、静岡県との協議を経て、特別養護老人ホーム整備に関する基本合意書を締結することができました。

さらに民間レベルでは、杉並フェスタ等の観光交流イベントへ積極的に参加し、人の流れを実現いたしました。

このような中、平成27年度から自治体間連携をさらに強固なものとするため、職員の相互派遣を進めてまいります。

2、地熱資源の活用について。

現在、町では地熱資源を生かしたまちづくりを進めるため、経済産業省の平成26年度地熱開発理解促進関連事業支援補助金及び独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構（通称JOGMEC）の平成26年度地熱資源開発調査事業費助成金による事業を実施しています。

これまで地熱開発理解促進関連事業では、温泉、福祉、農林業、漁業関係者によるワーキング、有識者を招いての勉強会、先進地視察、アンケート調査、地熱通信による広報等を行うとともに、地熱資源開発調査事業では、文献調査、反射法地震探査等地表調査、温泉モニ

タリング等を実施してまいりました。

そうした中、1月18日には下賀茂熱帯植物園において、ワーキンググループメンバーが中心となり組織した実行委員会により、地熱のほかさまざまな町の資源活用について考えるイベント「プチ・ジオサミット」が開催されました。

サミットには230名の参加があり、ワーキンググループのメンバーであるジオガイドと静岡県鳥獣保護員による講演、下田高校南伊豆分校の皆さんによる研究発表やウクレレのライブ等が盛大に行われました。また、会場では鹿肉のカレーや海鮮鍋も振る舞われ、大変賑わいました。

2月11日には第3回勉強会として、湯けむりホールで小説家の真山仁氏をお迎えし「地熱が日本を救う」と題してご講演をいただき、終了後には真山氏と各ワーキンググループの代表者とのパネルディスカッションが開催され、熱い意見交換が行われました。

また、地熱資源開発調査事業は、町民の皆様にご理解とご協力をいただきながら実施いたしました。地表調査が昨年10月に終了し、11月に続き1月14日に第2回、2月6日に第3回の地熱資源利活用検討委員会を開催いたしました。

第3回の最終会議では、調査受託業者から、総合解析の結果、高温熱水は加納地区の地下深部から、高透水性の断層群を通過して深度200メートル付近まで上昇したのち、温泉帯水層を形成して、深度200メートル付近から天水と混合し、東側に側方流動することが推定されることなどが報告されました。

しかし、本町の温泉地域は地下の構造が判断しにくい地層であり、より詳細な資源解明のためには掘削による地下調査の必要性が示されました。

そのため、町では平成27年度において、経済産業省の地熱開発理解促進関連事業補助金の活用とともに温泉関係者の同意を得て、JOGMECの地熱資源開発調査事業費助成金を活用し、温泉の湧出や蒸気の噴出を行わない構造試錐井掘削調査を進めてまいりたいと考えております。

3、石廊崎ジャングルパーク跡地の利用計画について。

町では、石廊崎ジャングルパークの跡地の利用計画を策定するため、町と相互協力協定を締結している千葉大学に委託し、千葉大学園芸学研究所大学院の学生と町職員をファシリテーターとして、公募による12人を含めた総勢24人による第2次ワークショップを、9月22日から2月までの間、計7回開催してまいりました。

12月15日に湯けむりホールで開催された第5回ワークショップは、過去4回のワークショ

ップの内容を踏まえて作成した2通りの計画案を基に討議し、計画案の模型を完成させました。

第6回ワークショップは、1月24日に石廊崎コミュニティセンターで開催し、審議会での意見も盛り込み、ワークショップメンバーと石廊崎区の方と一緒に石廊崎の1年後、5年後の姿を考え、情報共有しながらソフト事業についても検討いたしました。

第7回ワークショップは、昨日2月23日に湯けむりホールで開催され、ワークショップメンバーからまとまった利用計画案の報告を受けました。

一方、石廊崎ジャングルパーク跡地利用計画審議会は、平成27年1月9日に第2回審議会を開催し、委託先である千葉大学園芸学研究科の木下教授からワークショップの中間報告を受け、審議会委員に審議していただきました。

また、3月開催予定の第3回審議会では、ワークショップのメンバーから提案された利用計画案について審議の上、答申をいただく予定です。

今後、答申された利用計画をもとに法規制や財源確保等を含めて関係機関と協議し、石廊崎地区を自然を生かした観光のメッカとして再生させるため、利用計画の実現に向け、尽力してまいりたいと考えております。

4、防災対策事業実績について。

町民の安全・安心を確保するため、本年度の防災対策事業といたしましては、静岡県総合防災訓練のほか、さまざまな事業を展開いたしました。

静岡県総合防災訓練では、南海トラフ巨大地震が発生し、賀茂地域全体が孤立した想定のもと、捜索救助、医療救護、避難所開設など概ね72時間以内に実施する災害応急対策について実働訓練を行い、自助、共助による地域防災力の強化と、空路、海路の活用による公助の体制確認を実施し、あわせて避難所の機能性の向上を図るため、段ボール間仕切りを初めとする資機材等の整備も行いました。

さらに、毎年継続実施している備蓄食料及び非常用飲料水の購入、老朽化した消防団可搬ポンプ付積載車の更新を行い、自主防災事業費補助金を活用した事業では、10地区の自主防災会が避難路、資機材整備を行いました。

防災に関する知識の普及啓蒙面では、防災研修会において、自主防災会長、防災委員の皆様が避難所運営ゲームHUGの体験を通じて避難所運営の理解を深めていただき、防災出前講座では、避難の知識を題材とした風水害を初めとする災害時の適切な避難や備えについて啓発活動を行いました。

加えて、昨年度から進めてまいりましたデジタル防災無線につきましては、各自主防災会等への配備が完了し、地域防災計画の改訂についても8月の防災会議を経て作業が完了いたしました。

今後も「自助、共助、公助」を合い言葉に、一人一人が主体的に行動することにより、地域や町を挙げて災害に強い安全・安心のまちづくりを引き続き推進してまいります。

5、イベントの開催状況について。

(1) 第17回みなみの桜と菜の花まつり。

「第17回みなみの桜と菜の花まつり」につきましては、ことしから開催日を2月10日に変更し、3月10日までの間、「道の駅下賀茂温泉の湯の花」をメイン会場として、現在開催されています。

2月10日には、菜の花畑特設ステージにおいて神事がとり行われ、「第17回みなみの桜と菜の花まつり」の盛会と期間内の安全を、まつり関係者で祈願いたしました。

また、2月15日には、みなみの桜と菜の花まつりのイベントの一つである菜の花結婚式が、下田高校吹奏楽部の奏でるメロディーにのせてとり行われました。

今回の新郎新婦は、7年前に弓ヶ浜海水浴場のライフセービング活動を通じて結ばれた、神奈川県藤沢市在住の齊藤様ご夫妻で、黄色いじゅうたんを敷き詰めたような菜の花畑において、同席したご親族を初め町民や観光客の皆様に祝福されながら、結婚式を挙げられたことを大変喜んでいました。

そのほかのイベントといたしましては、過去2回開催され皆様から大変好評をいただいています「夜桜・流れ星」は、3月1日から7日までの7日間予定され、イベントの円滑な運営については、ボランティア「夜桜サポーターズ」の多くの皆様方のお力を借りて開催される予定です。

さらに、みなみの桜と菜の花まつりの期間中は、伊豆急や南伊豆東海バスにおいて通常料金よりお得な割引乗車券の発行、そして商工会青年部による「軽トラ市」などが行われますので、交通の混雑及びそれに伴う規制等、町民の皆様にはご迷惑をおかけする場合もあらうかと思いますが、ご理解とご協力をお願い申し上げます。

(2) 第2回南伊豆・下賀茂温泉夜桜マラソン。

2月21日、町営温泉銀の湯会館をスタート・ゴールに、青野川河川敷道路をコースとし、「第2回南伊豆・下賀茂温泉夜桜マラソン」が開催されました。

当日は、関東圏を中心に事前エントリーがあった556人の選手が、5キロ、10キロ、20キ

口の各部門において元気に青野川の特設コースを駆け抜けました。

競技中は観光協会や銀の湯会館によるおもてなしのコーナーが設けられ、参加選手には大変好評でした。

6、重点「道の駅」への選定について。

国土交通省では、地元の名物や観光資源を生かして、多くの人々を迎え、地域の雇用創出や経済の活性化、住民サービスの向上にも貢献している全国の道の駅の動きを応援するため、平成26年8月に重点「道の駅」制度を創設し、すぐれた道の駅を重点支援する取り組みを始めました。

その結果、全国の1,040カ所の道の駅のうち、全国モデル「道の駅」として6カ所、重点「道の駅」として35カ所、重点「道の駅」の候補として49カ所が選定され、当町の下賀茂温泉道の駅を含む「伊豆道の駅ネットワーク」は、重点「道の駅」として選定されました。

今後も、伊豆半島内にある8カ所の道の駅のネットワーク化をより強化し、地域の多様な観光情報を道の駅を基点に一体的に発信するとともに、外国人対応など各駅が連携し機能補完していくことにより、伊豆半島圏域の周遊観光を促進し、観光競争力の強化を図ってまいります。

7、観光客入り込み状況等について。

平成26年4月から12月までの観光客等の入り込み状況がまとまりましたので、報告いたします。

表のほうをごらんいただければと思います。

分野別に見ますと、宿泊施設は15万8,396人で対前年度比98.42%、観光施設は10万526人で対前年度比95.19%、銀の湯会館、みなと湯の町営温泉施設は8万3,219人で対前年度比101.4%と、町営温泉施設を除き前年度を下回りました。

宿泊施設につきましては、民宿は前年度を上回りましたが、旅館・ホテル等は前年度割れとなりました。

また、観光施設については、9月に一部施設が閉園した影響もあり、入り込み数が減少いたしました。

8、地域おこし協力隊について。

総務省が創設した「地域おこし協力隊」の隊員を、本年度から三浜地区の妻良と子浦に1人ずつ配置し、最長3年間、地域活性化、町おこしを目的とした活動を展開しています。

これまでの隊員の活動は、地域の皆様に支えられながら、町への移住セミナーの参加協力、

首都圏の移住相談会への出席、地域の古老からの昔の暮らしぶりを聞き取る「ききがき」活動への参加、婚活イベント、ウルトラマラソン、夜桜流れ星イベント等各種観光イベントへの参加、湊地区防災マップづくり、観光体験ツアーとしての三浜の民宿のおばちゃんの料理教室、その他祭典等地域行事への参加等による地域の活性化に努めてまいりました。

来年度はさらなる活動の飛躍のため、それぞれの隊員が観光資源を活用した誘客活動を行うことを考えています。

一人は、日本山岳ガイド協会認定自然ガイドの資格を生かし、町内の遊歩道を活用した自然ガイドトレッキングツアーを展開するなど、自然を生かした新商品の開拓を実行していくことを計画しています。

他の一人は、空き家を活用した簡易宿泊施設、ゲストハウスの運営を開始し、町内開催イベントや体験サービスとの連携を図ったツアーを展開していくことを計画しています。

こうした活動は、隊員個人だけではなく地域への広がりを持った汎用性の高い活動となり、今後策定する地方版総合戦略等との連携により地域の活性化につながっていくことを期待していますので、三浜地区の方はもとより町民皆様のより一層のご支援、ご協力をお願いいたします。

9、吉祥町有地の利活用について。

平成20年3月21日に、伊豆急不動産株式会社から町が寄附を受けた71万8,175.43平方メートルの吉祥町有地につきましては、平成22年9月17日から土地の一部を利用して体験農園として活用し、残りの土地についてはメガソーラーの候補地として静岡県ホームページを活用して募集するなど、利用計画について数々検討してまいりましたが、平地が少なく荒廃した山林原野が多くを占めかつ一団の土地となっていないことなどから、利用方法が定まっていませんでした。

そこで、本年度、町民によるワークショップを開催いたしました。

ワークショップは、公募を含めた26人のメンバーと5人の町職員をファシリテーターとし、昨年9月から計5回にわたり積極的に協議検討を重ねていただき、昨年12月25日に利用計画提言書として提言をいただきました。

提言書は、グループごとに南伊豆遊涌パーク、町民の森公園、里山プレイパーク構想、社会復帰促進センター誘致の4つの提言がされ、いずれも吉祥地区の豊かな自然を生かしつつ、誘客、雇用の創出、地域活性化等を踏まえた魅力的な提言でした。

今後、庁内会議等で検討を加え、可能なことから実施してまいりたいと考えております。

10、美しい伊豆創造センターについて。

伊豆半島7市6町首長会議で、平成25年4月に策定した伊豆半島グランドデザインで提唱された新しい推進組織の設立について、検討を重ねてまいりました。

検討に当たっては、各市町の担当部課長による観光部会と道路部会による準備会を立ち上げ、既存組織の見直しを実施しました。

観光部会では、既存の中伊豆・西伊豆観光連盟、中伊豆・西伊豆観光宣伝協議会、伊豆東海岸国際観光モデル地区整備推進協議会の3団体は解散し、すぐに新しい推進組織へ統合いたしました。

伊豆観光推進協議会は、事業規模が大きく一度での引継ぎが困難であることから、平成27年度は新しい推進組織と並列して事業を実施しながら引き継いでいく形をとり、新しい推進組織が軌道に乗った時点で解散・統合する提案がなされました。

道路部会では、道路の期成同盟会については、それぞれ設立趣旨が違い、統合が不可能であることの結論が出され、新しい推進組織の中で各期成同盟会の要望事項を取りまとめ、伊豆半島全体での要望活動を実施することが提案されました。

伊豆半島7市6町首長会議では、準備会からの提案を踏まえ、平成27年4月1日から各市町から合計7人の職員を派遣し、新しい推進組織を立ち上げることを決定しました。

あわせて、既存の伊豆半島ジオパーク推進協議会についても、機能強化のため長泉町と清水町からの1人を含む各市町から7人の職員派遣をし、平成28年度から新しい推進組織と統合することを決定いたしました。

平成26年12月に開催された伊豆半島地域サミットにおいて、当該案件について県知事に報告し、県職員の派遣について要請したところです。

なお、新しい推進組織の名称につきましては、各首長で選考した結果、「美しい伊豆創造センター」となりました。

美しい伊豆創造センターには、各首長、県局長による理事会、各市町企画担当部課長等による幹事会、各市町担当部課長等による観光、ジオ、道路の3部会、事務局を設置し、それぞれがグランドデザインを推進するための事業計画の立案と執行について協議することになります。

美しい伊豆創造センターの事務局は、当分の間伊東市役所に置き、新たな事務所となる修善寺総合会館の整備が終了次第、移転することを予定しています。

以上のとおり、来年度から「美しい伊豆創造センター」が設立され、世界に誇れる伊豆半

島の活性化に向け、伊豆半島7市6町が一体となり、広域的な視野・視点に立って観光施策を中心に各種活動を展開していくこととなりますので、皆様のご支援、ご協力をよろしくお願い申し上げます。

以上で、平成27年3月定例会の行政報告を終わります。

どうもご苦労さまでございました。

○議長（稲葉勝男君） これにて、施政方針、予算編成方針及び行政報告を終わります。

ここで、10時55分まで休憩とします。

休憩 午前10時45分

再開 午前10時55分

○議長（稲葉勝男君） 休憩を閉じ、会議を再開します。

◎一般質問

○議長（稲葉勝男君） 日程第5、これより一般質問を行います。

◇ 長 田 美 喜 彦 君

○議長（稲葉勝男君） 5番議員、長田美喜彦君の質問を許可します。

長田美喜彦君。

〔5番 長田美喜彦君登壇〕

○5番（長田美喜彦君） 通告に従って質問をさせていただきます。

初めに、ふるさと納税についてということで質問をさせていただきます。

12月の定例会で同僚議員が寄附金についての質問をいたしました。いろいろ問題点もあるということで質問をいたしました、もう一度伺います。

西伊豆町では、寄附金が1月の初めに3億5,000万円に達したと聞きました。新聞により

ますと、礼品として特産品の干物セットや伊勢海老などの海産物の人気が高いのを初め、宿泊施設で使えるまちふるさと納税感謝券の旅行券など、60種類の礼品があると載っております。

礼品は町の活性化にもつながり大変によいことだとは思いますが、我が町では現在どの程度の寄附金があり、どの程度の礼品を用意しているのかを伺います。

○議長（稲葉勝男君） 町長。

〔町長 梅本和熙君登壇〕

○町長（梅本和熙君） お答えいたします。

平成20年8月から導入してきました本町のふるさと寄附は、改善を重ねて本年度の寄附金額は1月末現在で2,580万円となり、昨年度の寄附額600万円余の4倍強まで増加いたしました。

この勢いをさらに進めるために、若手職員が自主的にワーキンググループを組織して、町の魅力を伝えるために活用することを基本理念とし、より多くの寄附者をご寄附いただけるように、お礼品のリニューアルや拡大等の検討を今、進めているところです。今、議員のおっしゃったふるさと感謝券みたいな、そういうことも含めて考えております。

来年度からはそのようなことにより、より魅力的な南伊豆町ふるさと寄附として皆様にPRできると考えております。ふるさと寄附は南伊豆町を全国に売り出すよい機会でもありますので、常に改善を重ねて全国に南伊豆町のファンをふやしていきたい、このように考えております。

現在のお礼の品の種類に関しましては、課長から答弁させます。

○議長（稲葉勝男君） 企画調整課長。

○企画調整課長（谷 半時君） お答えいたします。

現在のふるさと寄附の制度なんですが、ジャムセットから始まりまして伊勢海老だとかアワビ、サザエセット等々を含めまして、現時点では16種類になっております。

以上です。

○議長（稲葉勝男君） 長田美喜彦君。

〔5番 長田美喜彦君登壇〕

○5番（長田美喜彦君） 今16種類ということで、ここにもちょっと町で回覧板を配ったやつがありますけれども、これはまた後といたしまして。

私、礼品のお返しの方の金額の増ということで12月の定例会で上げました。また、この3月の

この補正では減ということで載っております。そういう点、少し見込みの甘さがあったのではないのかなと私は思っておりますけれども、これはどのように試算したのかを少し伺っておきます。

○議長（稲葉勝男君） 企画調整課長。

○企画調整課長（谷 半時君） お答えいたします。

お見込みのとおり、少し試算がちょっと甘かったのかなというふうに考えております。いわゆる本年度につきましては、4月が申込件数といいますか、寄附の採納の件数ですね、それが71件。それから5月、6月と100件を超え、7、8月、9月、10月と200件を超えております。10月あたりですと297件、ほとんどもう300件近くなるなということで、このままの勢いで行くのかなというふうに考えていた部分がありまして、少し見込みが甘かったかなというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（稲葉勝男君） 長田美喜彦君。

〔5番 長田美喜彦君登壇〕

○5番（長田美喜彦君） こういうものは本当に水ものというか、予算計上をどのようにしていったらいいのかということで少し疑問な点があると思っておりますけれども、やはり予算計上した以上は、もう少し町としてもこういうものに対して努力をしていただきたい。減になるよりは、やはりこれ、ちゃんと12月の定例会で補正で上げたものですから、やはりこういうものは使い切ってほしいなと私は思っております。

また、私はこういう制度というのは余り長続きしないのではないかなと。と言うのは、途中で飽きが来るのではないかなというような頭もあるんです。また、私としますと、町でもポイント制度かなんかをして、結局私なんかも利用しているのが休暇村さんなんかのポイント制度がありますよね、これ、全国の休暇村さんでこのポイントで使えるんですよね。ですから、そういうのを町で使用できるポイント制度、変な話ですけども、ガソリンスタンドでガソリンを入れられるとか、いろんな面におけるポイント制度でもいいんじゃないかなという頭もあります。

このふるさと納税の制度が変わりまして、寄附がしやすくなったということもあると思いますので、私が町にもう1つお願いをしたいのは、やはりこれをやる以上は株式会社南伊豆、このふるさと納税に関しましてはね、そういうふうな頭でよいのではないかなと思いますので、町長、その点ちょっとどのように考えておりますか。

○議長（稲葉勝男君） 町長。

〔町長 梅本和熙君登壇〕

○町長（梅本和熙君） お答えします。

まさに議員のおっしゃるとおりでありまして、この2月21日に夜桜マラソンがありました。その時も私、参加者にいろいろと、どこから来たのというような形で、そしてふるさと納税してよとか、そしてその挨拶のところでもふるさと納税の勧めを申し述べました。

その中で、イベントに参加するお礼とかそういうものも、リニューアルの形の中に入れていきますよと。

職員もそういう形で一生懸命にやっていますもので、できれば議員の皆さんも南伊豆町へのふるさと納税を勧めていただくということをお願いしたいなど。そういう形の中で、もっともふるさと納税がふえるのかなど。

そしてまた、私はこのふるさと納税に関しましては非常に使い勝手のいい財源であるなど、このようにも思っております。ぜひこれはふやしていきたい、このように考えている次第です。

○議長（稲葉勝男君） 長田美喜彦君。

〔5番 長田美喜彦君登壇〕

○5番（長田美喜彦君） ぜひ、やはり私がこう言うのはなんですけれども、やはりこの使い勝手がいいというのが一番だと思います。

また、町の活性化がもっとできるのではないかなという気持ちがあります。というのは、やはりポイント制度とかいろんな面を鑑みますと、町で結局礼品によつての活性化、やはりそれを一番に考えてやっていってほしいなと思います。

もう1つは、この間、私の家にも来ました、このふるさと寄附のパートナー企業募集という、このあれが来ました。私の考え方からすると、ちょっとニュアンスが違うのではないかなという考え方で思っています。というのは、この裏に書いてありますけれども、やはりこの礼品のお金の使い方ですね。

私はなぜこの株式会社というような話をしたかと言いますと、もっと対応の仕方をうまくすれば、5,000円を寄附してくれた方に半額というわけではなくて、やはり対応の仕方によっては、もっとくれよとか、もっとそんなに多くなくて少なくともいいよとか、いろんなこう、それが出てくると思うんですよね。まして、ここで100万円以上ということになって、50万のお返しというようなことが書いてあります。やはりこれだとちょっと私からすると、

行政のほうの考え方ではないかなと私は思います。もっとう、気持ちのこもった礼品とか、
というような考え方でもいいのではないかなと私は思いますので、その点どのように担当課
としては考えているのか、伺いたいと思います。

○議長（稲葉勝男君） 企画調整課長。

○企画調整課長（谷 半時君） お答えいたします。

この南伊豆町ふるさと寄附のパートナー企業募集につきましては、先ほど町長が申し上げ
ましたとおり、若手の職員を中心としていろいろと協議、検討してきて、それでもって出て
きたものでございます。

この中では、議員もおっしゃられたとおり、さまざまなサービスの提供ということも考え
てございます。例えば、募集するお礼の品といたしまして、南伊豆町の魅力を体感できるも
のであることとか、いわゆる商品だけではないよというもの、それからふるさと感謝券とい
うものもこれは考えております。例えば、宿泊だとか体験等のサービスへの対価というこ
でもって利用することができるということも考えております。

一応、このふるさと企業募集につきましては、そういった形でもってとりあえず募集して
いるということで、まず第1段階として企業を募集する、いわゆる参加協力をしていただ
ける企業を募集するというところでございます。

また、先ほど町長も申し上げましたとおり、いわゆるこのふるさと寄附金の制度につ
きましては、常に改善を重ねていきたいというふうに考えておりますので、議員からのご提案等
も参考にしていきながら、改善検討していきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（稲葉勝男君） 長田美喜彦君。

〔5番 長田美喜彦君登壇〕

○5番（長田美喜彦君） いろいろと考えてやってほしいと思いますけれども。やはりこうい
うものやっていく以上は、町としても専従をちゃんと置いてやっていかなければ、これに
対応できないのではないかなと私は思うんですけれども、その点、町長、どのように考えて
おりますか。

○議長（稲葉勝男君） 町長。

〔町長 梅本和熙君登壇〕

○町長（梅本和熙君） お答えします。

議員のおっしゃるとおりで、西伊豆町はやはり職員が時間外で大分対応してくれたりだと

か、臨時の職員とかという形もあったそうです。南伊豆町も担当職員は相当厳しい思いをしながらやっていました。そのような悲鳴が上がるような形で、新しい臨時職員を用意できるような形になってくれば、これは非常にありがたいなと思っています。

それと、先ほどの協力企業の募集というような、いわゆるどういふアウトドア的なスポーツがあるのだろうか、例えば、カヤックをやる場合どのくらいの体験料でいいのかとか、それとかスキューバダイビングをやる場合にその資格を取るのに大体どれくらいの、宿泊から入れてどれくらいあればいいのかとか。例えば20万あればいいのとか、30万あればいいのとか。そういう形の中で提案されたときに、例えば50万いただいた場合は、スキューバダイビングも泊りでできますよ、というような形の商品をまずつくっていかなくてはならないなというような形で、若手が今その準備をしているようなところでございます。

それと、また今後クレジット決済の導入なんかもいろいろと考えております。非常にクレジット決済をすることによってふるさと寄附金がふえるという話も聞いておりますので。

新年度は若手が一生懸命この新しいメニューアップ、そういうことをしていますので、そのような形の中で、ぜひ議員の期待に応えられるようなふるさと納税の制度にしていきたいなど、このように考えております。

○議長（稲葉勝男君） 長田美喜彦君。

〔5番 長田美喜彦君登壇〕

○5番（長田美喜彦君） 本当にこれ、町で十分に力を入れて。そうすれば、また桁の違う数字が出てくるんじゃないかと思えます。本年度はここにふるさと納税の寄附金の記念品ということで570万ですか、上げてありますけれども、やはりこれに見合うではなくて、もっともっと。だから、私が先ほど言ったのは、この件に関しましては株式会社の考え方もよいのではないかなということをお願いをしたわけです。

ぜひともこのふるさと納税、町にもっとしてもらって、もっと町の活性化をしていただきたいと思えますので、ぜひ担当課にもよろしくをお願いをしたいと思います。

次に、町有地利活用ということで質問をさせていただきます。

前にも私、その町有地の利活用ということで質問をしました。そして、昨年12月25日に吉祥町有地利用計画の提言書がワークショップのメンバーから出されたと聞きました。また、私も内容をここにもらいまして、ちゃんと中身も読みました。そしてこの中で、グループでは、南伊豆町はやはり自然にたけたところだということで、その自然環境を生かしながら雇用をふやしていきたいというような考え方が載っておりました。

これに関しましては、結局この要望書が上げられたということで、町当局としては今後これをどのように実現に向けて進めていくのかということをお伺いいたします。

○議長（稲葉勝男君） 町長。

〔町長 梅本和熙君登壇〕

○町長（梅本和熙君） お答えいたします。

吉祥町有地の利活用につきましては、公募を含めた26人のメンバーとファシリテーター5人の町職員により、昨年9月から計5回にわたって、非常に熱心な協議、検討を重ねていただき、昨年12月25日に利用計画提言書として提出をいただきました。行政報告にしたとおりでございます。

提言書はグループごとに4つの提言がなされており、いずれも吉祥地区の豊かな自然を生かしつつ、誘客、雇用創出、地域活性化等を踏まえた魅力的な提言でありました。提言書には、ワークショップに参加された町民の方々のまちづくりにかける思いが詰まっており、石廊崎ジャングルパーク跡地利用ワークショップとともに、私の政治信条であります町民の参加型町政への実現に向けた大きな一歩と考えております。

現在、提出いただいた提言書については、ファシリテーターの職員を中心に精査した上、整理しており、庁内での協議、検討を経た後にできることから実行をしていきたい、このようには考えております。

○議長（稲葉勝男君） 長田美喜彦君。

〔5番 長田美喜彦君登壇〕

○5番（長田美喜彦君） この提言書をいただいて、その後に12月29日の新聞では、代表者がスピーディーに事業を進めてほしいとの要望を出しておりますね。ですから、私からしますと、やはり雇用が創出できるような体制に持って行ってほしいと、私は思っております。

ですから、前にも言いましたけれども、やはり町当局と私たち議会もそうですけれども、いろんな面において話し合いをもっとして行ってほしい。そして、どのくらいの規模でどのくらいのものを結局ここで招致できるのかなという、やはりこれも考えていかななくてはいけないのではないかなと思います。金額の面も結構あると思いますし、これに対してまたインターネット等を通じましてもっと宣伝をして、どういう企業が呼べるのかとか、いろんな面で町として考えていってほしいなと思っております。

それというのは、やはり、ただつくるだけでは何にもなりません。そこで、どのような町民が雇用できるのかな、また皆さんどのくらいのお客さんが呼べるのかなという、やはりあ

る程度まで深く考えてやっていってもらいたいなと思っています。

これも、グループがやはりスピーディーにという発言をしております。ですから、町のほうもできるだけ早く、やはりこういう諸々にも考えていってほしいなと思っています。

また、先ほども町長の行政報告の中で、その石廊崎のことと今のこの町有地ですね、地域の活性化を踏まえた魅力的なというあれがありましたね。ですから、私はその現在の石廊崎のことも含めながら、早急に進めていってもらいたいなと思います。

石廊崎のことをもう一度町長にお聞きしますけれども、本来ならば2月ごろに提言書がいただけるというようなあれがありました。この行政報告の中では3月ということになっておりますけれども、これ、もう一度町長にお聞きしたいんですけれども、今現在どの程度の進捗状況、そしてここにありました要するに7回目のワークショップ2月23日という、きのうですか、開催したワークショップからまとまった利用計画の報告を受けたということですので、どの程度のものが出てきているのかというのをちょっと伺っておきます。

○議長（稲葉勝男君） 町長。

〔町長 梅本和熙君登壇〕

○町長（梅本和熙君） お答えいたします。

まず初めに、吉祥のほうですけれども、吉祥のほうに関しましてはできることというのは、ビオトープとか簡単な自然環境を生かした自然公園的なことを、まず最初にやっていきたいなと思っています。そして、提案の中には厚生施設等の提案もありました。そういうことに関しましては、雇用とかそういうことも含まれるわけですけれども、これはもう非常に大きな問題となります、事業化するのに。そしてまた、取っかかりをどうやってつくっていくかという問題もありますから、まだまだ時間のかかることではないかなと思います。何しろできることからということで考えると、やはりビオトープとか、自然を生かした自然公園的な方向性というか、そういうことを考えていきたいなと思っています。

また、石廊崎の件でございますが、石廊崎ジャングルパーク跡地利用につきましては、昨年3月に第1次ワークショップメンバーから利用構想の提言書が提出されました。これは、「誰も行きたくなる石廊崎」ということで、これをもとに今年度は利用計画を策定すべく、第1次ワークショップでもお世話になった、相互協定を締結している千葉大学の園芸学研究所の計画課に計画策定業務を委託し、木下教授の指導のもとに第2次ワークショップを開催し、計画策定作業を進めているわけであります。

計画は、第1次ワークショップで提言された利用構想、これと、誰もが行きたくなる石廊

崎を念頭に置いた石廊崎の雄大な自然を生かした計画として、石廊崎区民も交えたワークショップを開催しつつ、ジオラマ、いわゆる模型ですね、具体的な造形物を作成するなど、趣向を凝らした検討を重ねているところであります。

議員もおっしゃられたように、昨晚、最終のワークショップが開催され、メンバーから利用計画の提言書が私に提出されました。この提言書に基づいて、利用計画審議会で審議を進め、答申をいただきたいと、このように考えております。そのような中で、新年度は答申に基づきながら法規制そして財源措置等、いろいろ考えながら事業を進めていくということになるかと思えます。

○議長（稲葉勝男君） 長田美喜彦君。

〔5番 長田美喜彦君登壇〕

○5番（長田美喜彦君） これももう1年たちましたので、なるべく早く事業的なものを進めていってほしいと思いますので。今、やはり観光が大分また疲弊しておりますので、この活性化につながるような施策をとっていただきたいと思っております。

また、三浜小学校の跡地の問題も、町有施設ということで町有施設利用検討会議で検討していくと、前に私の質問の中で伺っておりますが、昨日の新聞で見ましたら、「気楽に交流、支えあう場に認知症カフェ開設」と載っておりました。こういう施設の使い方もいいんですが、もう少し何かこう、大きな考え方ということはないでしょうか。ちょっとお伺いいたします。

○議長（稲葉勝男君） 町長。

〔町長 梅本和熙君登壇〕

○町長（梅本和熙君） お答えします。

三浜小学校跡地の施設の利用検討につきましては、副町長をリーダーとして庁内会議を重ね、町有地施設跡地利用検討会議で平成25年2月から協議を重ねて、同年12月に利活用方法として18案件が提案されましたと。

案件の中で、コミュニティ施設、福祉施設、防災施設、観光施設等さまざまなものがございましたが、実現に当たりまず重要視したことは防災面であり、現状では校舎の一角を防災倉庫として活用し、非常用飲料を備蓄しています。これは平成25年10月17日に地元の三浜地区の区長様を対象に教育委員会事務局が開催した、意見交換会の場においても要望のあったものです。

また、現在は福祉施設として活用し、NPO法人の風楽による認知症カフェ事業の実施を

することになっております。これは、もう新聞報道がありましたとおり、一昨日プレオープンとか、開所式がありました。この3月12日には、またそこで認知症カフェのサロンみたいなものですね、そういうものが行われます。この時に、この事業を応援してくれている朝日厚生事業団ですか、ここの専務理事さんが来ておりました。

この専務理事さんと話したのは、できればこれは非常に突拍子もない話なんですけれども、三浜小学校を例えばサ高住ですか、サービス付高齢者住宅みたいなことでやってみないとか、そういう提案はしておりますけれども、なかなかこれは非常に財源のかかることだし費用もかかることで。

今後いろんな意味で三浜の小学校の利用方法というものは考えていきたいなと思います。西伊豆町のやまびこ荘みたいな形でもよろしいでしょうし、皆さんの中から例えばこういう事業所があるよとか、こういう事業者がこういうことを考えているよとか、そういう取っかかりみたいなものをいただけると、非常に事業を進めるのにありがたいなと思っております。

そして、またこの認知症カフェというのは非常に今後、2025年問題ですか、我々団塊世代が75歳の後期高齢者になるときでございます。この時に、ものすごく高齢者がふえて認知症が当然ふえるわけでありまして。この認知症者に対する対応を社会としてどのようにしていくかということは非常に大きな問題で、厚生労働省のほうも今、新オレンジプランですかね、そういう形の中で認知症対策を進めております。そういうことを含めて、こういうことをもっともっとできる限り進めていきたいなと、このように思っております。

○議長（稲葉勝男君） 長田美喜彦君。

〔5番 長田美喜彦君登壇〕

○5番（長田美喜彦君） これも町の施設でありますので、ぜひともよい使い道を考えていただきたいと私は思っております。

次に、少子化についてということで伺います。

少子化の問題では、前に支援への質問をしましたが、その中で町長の答えは、県は安心して子供を産み育てられる環境整備を図るため、結婚、妊娠、出産、子育ての切れ目のない支援に近隣市町と連携して取り組むと答えました。現在は国、県が今まで以上に支援に力を入れていくということを言っております。

私が聞いたところによりますと、お母さん方はやはり一番の心配は出産だということでありまして。下田には産婦人科が1件ありますが、普通分娩ならできるとのことですが、リスクを伴う分娩等は順天堂や沼津、また伊東等の施設に行かないとならないということでありま

すね。そうしますと、そこへ通院費が大変にかかるということも伺っております。その点、通院などへの支援の考え方はないのかを伺っておきます。

○議長（稲葉勝男君） 町長。

〔町長 梅本和熙君登壇〕

○町長（梅本和熙君） お答えします。

本町における平成25年度出産件数が43件、このうち賀茂圏域外での出産数は約33%の14件となっております。圏域外での里帰り出産等も含まれますので、一律、伊東市民病院、順天堂医学部附属静岡病院の出産は5件ほどであると考えています。

出産に関する助成につきましては、保険適用外となる妊婦健診に対して現在14回の妊婦健康診査助成を行い、経済負担の軽減を図っております。

議員のご質問の圏域外出産への通院助成でございますが、現在のところまだ実施するという事までは至っておりません、考えておりません。しかしながら、賀茂地域における周産期医療が充足しているとは言いがたい現状でありまして、慢性的な医師や医療機関の不足の中で出産を希望する女性、子を持つ保護者の不安は増していると、議員と同様に認識しております。このような問題に取り組むに当たり、賀茂地区1市5町で連携を密にしながら、周産期医療に対する関係機関等と検討してまいりたいと思います。

当然にやはりこの少子化をとめていくとか人口減少問題をとめていくには、やはり若い世代の出産ということは非常に重要な問題となってこようかと思えます。積極的に検討をしてまいります。

○議長（稲葉勝男君） 長田美喜彦君。

〔5番 長田美喜彦君登壇〕

○5番（長田美喜彦君） ぜひともこれはやはり順天堂だとか遠くへ行くとありますと、妊婦さんだと一人ではいけませんよね。結局付き添いがいるとかいろんな問題があつて、結局それ以上にお金がかかるということもありますので、ぜひともこれを検討していただきたいと思えます。

こういう質問は本来ならば女性がするのが一番いいのではないかと思うんですけども、ここに女性の議員がおられませんので、かわりにさせていただきます。通院費が浮けば、1人産むのか2人産むのかということもまた出てくるのではないかと思います。

また、東伊豆町では、結婚した夫婦らを対象にした家族手帳を作成し、配付し、妊娠、出産、子育てに関する情報を網羅、集約した手帳を対象世帯に配付するとのこと。それは、

子供を産み育てることの明るい将来の展望を抱いてもらおうと企画、すぐれた取り組みに事業費を助成する県の地域少子化対策強化交付金事業の適用を受けてつくったということであり
ます。

1月29日の新聞では、妊娠から出産、子育て期まで、切れ目のない支援の充実を目指し、三島市が地元に住む母親たちの体験談をもとにした出産、産後サポートガイドを制作したと載
っておりまして。

これをまねをしろとは言いませんけれども、やはりこういう取り組みをしていく中で、少
子化ということに関しまして少しでも子供たちが住みよい環境、また産み育てていける環境
をつくっていきたいと思いますけれども、その点、町長はどのように考えておりますか。

○議長（稲葉勝男君） 町長。

〔町長 梅本和熙君登壇〕

○町長（梅本和熙君） お答えします。

やはり、人口減少とか少子化とかそういうことに対して対応していくということは、非常
に今後重要な社会的な問題になろうかと思えます。そういう中で、先ほども申しましたよう
に、財政と相談しながら積極的に子育て支援というか、このいわゆる圏外助成も含めてそう
いうことを検討してまいりたいと思えます。

○議長（稲葉勝男君） 長田美喜彦君。

〔5番 長田美喜彦君登壇〕

○5番（長田美喜彦君） ぜひともこの少子化について、少しでも子供がふえることを。そう
しないと、この南伊豆町の人口減少はますます進むことだと思えます。

それをお願いをいたしまして、私の質問を終わります。

○議長（稲葉勝男君） 長田美喜彦君の質問を終わります。

◇ 加 畑 毅 君

○議長（稲葉勝男君） 続いて、1番議員、加畑毅君の質問を許可します。

加畑毅君。

〔1番 加畑 毅君登壇〕

○1番（加畑 毅君） よろしく申し上げます。

事前通告に従って、質問させていただきます。

今日の質問は2つあります。まず1番目が地方創生への主体的な関与についてという内容で質問をさせていただきます。2番目のほうが、今後の伊豆縦貫道、早期完成へ向けての取り組みについてという内容で質問をさせていただきます。

それでは最初の質問ですけれども、地方創生への主体的な関与についてということで、地方から大都市への人口流出が現在のペースで続けば、2040年、この時点で20代、30代の女性が半分以下に減る自治体、これが896あるという試算が日本創成会議で昨年5月8日に発表されました。これは、世間でよく言われる増田寛也さんの地方消滅という本の中でもよく出てきていまして、最近どこでも耳にする状況であります。

このうちの523の自治体、ここが2040年の時点で人口が1万人を切るという形で消滅の可能性がより高いということが言われております。この中に残念ながら我が南伊豆町も入っているという形になっておりますけれども、これについての対策、昨今の行政報告の中でもありましたけれども、もう一度町長のほうからよろしくお願いします。

○議長（稲葉勝男君） 町長。

〔町長 梅本和熙君登壇〕

○町長（梅本和熙君） お答えいたします。

昨年5月8日、有識者による日本創成会議が公表した消滅可能性のある自治体リストの公表につきましても、非常に衝撃を受けました。静岡県にある消滅可能性都市は11市町あり、賀茂地域では河津町を除く市町が全て該当しております。ちなみに、参考に静岡県の11市町は熱海市、伊東市、下田市、伊豆市、東伊豆町、南伊豆町、松崎町、西伊豆町、小山町、川根本町、森町が11市町に当たります。

本町では、これまでも移住セミナー、空き家バンク、首都圏での移住相談会、移住情報誌への情報掲載等といった移住者増加策のほか、子育て支援策として中学3年生までの医療費無料化、新生児に対する出産祝い金、不妊治療費助成などを含め、福祉、医療、教育、防災、観光振興等、総合的な人口増加対策を実施してまいりました。

また、現在町で取り組んでいる地熱資源活用によるまちづくりに関する一連の事業や、石廊崎ジャングルパーク跡地利用計画策定業務、吉祥町有地の利用計画策定業務、杉並区の特別養護老人ホーム、そして健康福祉センター建設等についても、新たな産業の創出とか雇用を確保を目的の一つとしているものであり、最終的な人口増加を目指すものであります。

このような中、去る2月3日、安倍政権が主要政策に掲げる地方創生推進のための地方創

生先行型及び地域消費喚起生活支援型の交付金を含む、平成26年度補正予算が成立しました。

これを受けまして、本町でも今回の補正予算で空き家バンク関連事業、広域インバウンド振興事業、下賀茂商店街空き家対策事業、子育て支援型プレミアム商品券事業等を計画し、地方創生に関する事業を推進してまいります。

加えて、昨年12月27日閣議決定したまち・ひと・しごと創生総合戦略に基づき、全国の市町村において地方ビジョンと地方版総合計画の策定が求められることになり、現在、静岡県から説明を受け、今後の業務について検討しているところであります。今後、本町で策定する地方ビジョンと地方版総合戦略においては、内閣府の地方創生本部の方針により、住民、NPO関係団体や民間事業者等の参加協力のほか、議会と執行部が両輪の輪となって推進することが期待されますので、ご支援、ご協力のほどよろしくお願い申し上げます。

そしてまた、議員がご承知のように、ワープステイの問題です。この関係も今、杉並区との連携の中で、杉並区のほうもいわゆるアクティブシニア、行政報告では60歳と言いましたけれども、65歳からやはり70歳ぐらいの元気なアクティブシニアの移住ということを考えております。その移住の中で、やはり雇用ができるとかそういう形のことを杉並区と今、模索を始めました。杉並区のほうも、いわゆる特別養護老人ホームだけではなくて、そういう連携をしていきたいということで、今そこには大きな期待を僕は持っております。

以上でございます。

○議長（稲葉勝男君） 加畑毅君。

〔1番 加畑 毅君登壇〕

○1番（加畑 毅君） 今、町長のほうからワープステイに関してのことだという対応という形での答弁があったんですけども、2040年問題と言いますと、実はこれ、我々世代にとっても重要な問題でして、今年に入っの1月18日、この時に商工会の青年部、伊豆地区連という形で、伊豆半島の中の商工会の青年部全体で中伊豆ワイナリーで、伊豆は一つという形での事業展開をしてみました。この時に増田寛也先生を直接呼びまして、内容を聞いたわけです。

本の中では地方消滅ということ言われているんですけども、あれは詳細なデータに基づいてのことなので、ほぼ間違いなく人口は減っていくという形で当たる確率が高い。非常にこれ、我々にとっては怖い問題なんですけれども、前提としまして現在の状況が続くならという形でのデータが出ております。

その中でいくと、1万人の人口を切っている我が町としては、消滅するという可能性が高

いという言われ方をしてしまったんですけれども、例えば、先ほどから行政報告に上がりました縦貫道の問題もあります。それから地熱の問題もあります。それからワークステイの問題もあります。実は今、準備段階にしていることがたくさんありまして、このままの状況が我が町で続くとは思えないんですね。

ただ、その地方創生のデータからいくと、確かに人口が減っていくというのはどこにでも起きる現象でして、田舎が減って都会に集中するという形ではなくて、都会でも減っていくという状況にあると。高齢化率が進んでいくという形もありまして、実はこれ、地方でも取り合いになっていくんじゃないかというところが懸念されます。

人口減少の対処としましては、例えば地方の主要都市、大阪とか名古屋とかああいうところでは、大きな都市は首都圏からの機能を取ってしまえという形で、例えば今、大阪が進めているような都構想みたいな、ああいう形で進んでいって勝ち残っていくところがあるとは思うんですけれども、過疎化が進んだ小さな町、要はうちみたいな町としては、これはその地域の特色を出していかなければ生き残っていけないのではないかなというような考え方が出てきております。

これは、あれかこれかとかというような形ではなくても、これしかないという形で独自色を出していくしかないとは思うんですけれども、それに関して多くの市町、取り組みが今、講じられております。その中で、先ほどからあるように、杉並区の特養の問題もありまして、期待はできるんじゃないかなという形はあるんですけれども。

一つ、地方創生に関して、地熱利用のプロジェクトチームという形をそろそろつくったらどうかなというところに来ております。地方調査が進みまして、あとは掘削の前の今の段階なんですけれども、今、地下の状況がどこまでいっているかというのが大体この年度でわかるはずなんです。その先に進むに当たっての準備をしていないまま結果が出てしまったというときに、例えば地熱発電までいかないまでの熱量があったとしてもそれが利用できるのかどうかというところで、ワークショップの次の段階のプロジェクトチームというのを立ち上げたらどうかなと思うんですけれども、その点の考えというのは今、進んでおるのでしょうか。

○議長（稲葉勝男君） 町長。

〔町長 梅本和熙君登壇〕

○町長（梅本和熙君） お答えします。

これからの南伊豆町をどうしていくかというのは非常に重要な問題でありまして、やはり

先ほど言いましたように2025年問題、団塊世代が後期高齢者を迎えたときの社会というのは非常に怖いなど私は思っています。いわゆる認知症がふえるだろうと。その中で、今でも新聞報道がありますように、認認介護とか老老介護とかそういう中で傷害が起こったり殺人が起こったり、そして損害賠償の問題ですね、いわゆる認知症者が介護のすきに抜け出して交通事故というか電車事故に遭ってしまった、それを逆に損害賠償されてしまうような、そういう怖い社会になっていくなど。もっともっとこれが大きな社会問題になるなど思っています。これをどうやって抜け出していくのかというのは非常に大きな問題だと思います。

その中で、地熱の問題はまた後から答えますけれども、やはり日本版CCRというような考え方もあります。アメリカでは高齢者のための市町があるんですけれども、ただ高齢者だけだと、どうしても町自体が高齢化していくというような流れがあるそうです。その中で、日本版CCRの場合は、やはりワーブステイとかそういうことを考えていく、いわゆる移住交流していくというか、そういうことが考えられるのかなど。

その件はぜひ実現に向けて進めていきたいなど。ということは何かと言いますと、この町というのは非常に風光明媚、気候がものすごくいい住みやすい場所であるということは、これは紛れもない事実です。そういうことをもっともっと外部に宣伝しながら、このことを進めていきたいと思えます。

そして、地熱に関してですけれども、やはり住民の方々のもうちょっと理解がほしいなど思っております。そしてアンケート調査などをやっていると、一般の方々の中では、ほとんどこの地熱に関しての理解というか、地熱発電方向性に関しての理解というのは出てきていると思います。やはり、このいわゆる化石燃料を使う発電方法、エネルギーの作り方というのが今後、果たしていいのかという問題ですね、CO₂を出す、地球温暖化に寄与しているという。

それに対して、例えば原子力発電所はCO₂を出さないからクリーンだというような意見もあるわけですが、3.11以後非常に怖い。地熱発電というのはベースロード電源であるということが言われているわけです。そういう中で、やはり地熱がCO₂を出さない、少ないというそういうことを言われているわけで、非常にベースロード電源としての価値観も深まっていて、世界的にもこの地熱発電の方向性というのは今後はあるのではないかなど思っています。

それともう1点は、つい最近の新聞ですが、やはり原子力に関してですけれども、この原子力をうまく制御する研究が今、行われているというような形のことも新聞にありま

した。これも近い将来、本当に原子力の制御を、僕は人間の英知はしていくんじゃないかと、このような期待もかけております。

そういうことを含めまして、もう少し町民の皆さんの理解を得ながら、今、議員が言われたようなプロジェクトの方向性まで進めていけると本当にいいなと思っております。

以上です。

○議長（稲葉勝男君） 加畑毅君。

〔1番 加畑 毅君登壇〕

○1番（加畑 毅君） 町長のお考え、今、よくわかりました。

私、今回、地方創生についての質問の中でこの点まで触れたということは、どうしてもこの地方創生、今、予算取りの段階でいきますと、どこの自治体でもどうしてもプレミアム商品券というところばかり行ってしまうと。要するにこれは、生活支援型として地方消費型という中でもらえる部分だから、とりあえず申請しておこうという形があるんじゃないかなと思うんですけども。

本来は地域先行型の事業のほうの予算取りに本来行くべきであって、石破大臣等発言されている、生き残っていくべきところは地方で考えなさいと、そこには投じますよということは、本当はプレミアム商品券の話ではなくて、自分たちで事業を考えていって、自立できるような形にいてくださいというところにあるんじゃないかなというのがあるんです。

どうしてもカンフル剂的に地域振興券としてのプレミアム商品券を出し続けても、例えばうちの町だと15%上乗せでしたね、下田市なんかは20%上乗せですけども、結局、そこで地域でその瞬間だけ消費して終わってしまうというところに行きついてしまうので、これは本来の地方創生にはならないだろうかと、一過性のものになるだろうかとこのところがありますので、ぜひとも今持てるポテンシャルですね、うちの町の。使えるものは全て使ってというところで行くと、そこを事業化していくことが一番早いんじゃないかなと。今、国がその地方創生に対しての予算を用意している段階で、これを見逃す手はないということで、これをぜひとも進めていただきたいということで、この質問をさせていただきました。

その内容の、（2）のほうにいきます。地方創生に関連の（2）のほうですね。

先ほど行政報告の12ページの中にもあったんですけども、国交省が1月30日に地方創生の拠点となる重点「道の駅」を発表したということで、モデル地区の6カ所には入らなかったものの、35カ所の中に伊豆の道の駅が入ったわけですね。今後オープンする沼津の戸田と函南、これも含めて8カ所ということだったんですけども。

これに関しまして行政報告の中でも、ネットワーク化をしていこうという話がありました。これ、非常にいい展開だなと思って聞いておったんですけども、伊東市役所で11月21日に開かれた首長の会議、7市6町首長会議のほうで河川国土事務局の野坂周子所長、この方も重点「道の駅」モデル事業への協力を求めたというところへ、ジオパークの認定、それから世界文化遺産登録のインバウンド観光への広域が促しているという話があったということなんですけれども、この点、町長、どのように展開を考えておりますでしょうか。

○議長（稲葉勝男君） 町長。

〔町長 梅本和熙君登壇〕

○町長（梅本和熙君） お答えいたします。

まず、創生会議の関係で出てきた先行型の補助金でございますけれども、これは本当に議員がおっしゃるとおり、どのような地方版の総合戦略をつくっていくかということによって予算づけが大分変わってくるのかなと思っています。

その地方版の総合戦略をつくるについては、先ほど話したように杉並区とも連携しながら新しい地方連携のあり方ですか、近接した隣接した自治体同士ではなくて、遠隔地の自治体との連携による形の中で、新しい形をつくっていく、ワープステイとかそういう形をつくっていくことにより、多分それが認められるとやはり予算づけとかそういうことは大きなものになっていくのかなと思います。

そして、消費喚起型に関しましては、うちのほうでは1,900万円ですか、約15%、総額で1億何千万円になるわけですけども、発行額は。そのうちの何割かは子育て支援のためにパーセンテージを上げようと思っています。子育て支援世代に対してのパーセンテージは15%ではなくてもっとプレミアムをつけていく、このような形で進めております。

そして、道の駅についてですけども、これは行政報告でもいたしました、平成26年8月の国土交通省道路許可道の駅による地方創生拠点の形成について公表しました。その中では、地方創生の拠点となる道の駅の類型、機能イメージとして大きく2分化され、地域外から活力を呼ぶゲートウェイ型と、地域の元気をつくる地域センター型に道の駅が分けられます。

その中で、平成27年1月、伊豆道の駅ネットワークは地方創生の拠点となる重点の道の駅、地域外から活力を呼ぶゲートウェイ型ですが、これに選定されましたが、それぞれの道の駅が現時点で機能イメージの全てを兼ね備えているというわけではありませんので、これから整備をする部分も多くあるかと思っています。

本町の道の駅、「下賀茂温泉湯の花」は平成25年度までに観光総合窓口の開設、英語、中国語対応通訳の配備、無料公衆無線LANの配備、電気自動車EV充電器の配備、農林水産直売所の設置、防火倉庫の設置などは完了し、本年度までには緊急自家用電気の設置工事も完了、終了する予定です。

現状では、近隣の道の駅の中にあって最も国交省が示す機能イメージに近い道の駅であると自負しているところではありますが、残念ながら免税店の設置にはまだまだ至っておりません。現在外国のお客さんの土産物等を販売するコーナーがありませんので、この部分の設置及び機能強化についても、今後も指定管理者と連携し協議を進めてまいりたいと、このように思っているところでもあります。

また、26日、明後日、重点「道の駅」の認定表彰式が東京であります。議会中ですので、副町長に出席を依頼しましたので、ぜひ皆さんご了承のほどよろしく願い申し上げます。

○議長（稲葉勝男君） 加畑毅君。

〔1番 加畑 毅君登壇〕

○1番（加畑 毅君） 今、道の駅についてのネットワーク化についての町長のお考え、いろいろと聞かせていただきました。

私もネットワークというのは非常に大切ではないかなと思っております。今、この賀茂郡の中、それから伊豆半島の中で各自治体のほうでそれぞれがやっというところは、もう無理が来ていると限界が来ているということは、もうこれはどこも周知のことだと思います。人口も減っていきますし、それから広域連携という形を取っていかなくてはならないという中で、どうしても伊豆半島全体がつながっていかなくてはならないと。先ほど言った商工会の青年部の話というの、そういう中から生まれた話であります。

ネットワークについてなんですけれども、今、町長からのお話にもあったように、ゲートウェイ型という形で、地域外から活力を呼ぶという形の部分がすごく強くなるのではないかなと思ひまして、これについては国の関係機関のほうから交付金の制度を含めて総合的な支援が受けられるということも聞いております。

例えば、今、旅館とか民宿という形の中で、昔、景気よかった時代というのは、大型の旅館がその中で御飯から、宿泊から、飲むところから全てを網羅してしまって、その中でお客さんを囲い込んでしまうと。地域にお客さんが出ていなくなって、外部は疲弊していくというような形があったと思うんです。

ただ、今現在、それとは別のやり方で進めているという、イギリスでよくはやっているB

&B方式、朝食と泊るところだけしか出さないよ、そのほかは自分でやってくださいよという形の方式がはやっていくのではないかということも言われております。

そんな中でいきますと、まさにこの伊豆半島の南部地域というのはそれにピタッと当てはまっていくのではないかなと思うんです。大型旅館がその形でたくさんの集客を望んで、朝御飯以外は出しません、あとは地域で遊んできてくださいという形になれば、当然その周辺の店舗なんかも潤っていくわけですね。

その辺について、今後、町のほうでどうこうということはないんですけれども、例えば、観光協会のほうでその辺の推進とか、ネットワークするに当たって自分のところの情報だけを出すのではなくて、よその道の駅の情報もお互いに共有していくと、お互いに出し合っていくと、お客さんにきちっと回ってもらえるようにという形も必要ではないかなと思うんですけれども、その点、今後の展開というのは考えているところというのはまだありますか、今の段階で。

○議長（稲葉勝男君） 町長。

〔町長 梅本和熙君登壇〕

○町長（梅本和熙君） お答えします。

先ほども行政報告のほうで言いましたように、7市6町首長会議で、美しい伊豆創造センターが設立されることになりました。その中で、伊豆観光推進に関する部会と道路部会があるわけでございます。そのような中でいろいろと今後とも検討されていくのかなと思っております。それと、新しい道の駅が幾つか、またこの伊豆半島の中でできてくるということも言われております。

どちらにしても、議員がおっしゃるように、伊豆半島全体で宣伝をしていきたいとは思っております。台湾からのインバウンド等の形も今、全体的にやっているわけですが、やはり各町の受け入れキャパが違っております。そういうことで非常に問題があるかと思っております。

まず、南伊豆町の場合は、台湾へ行っているいろいろと交渉をした中で、バス代が高過ぎると、インセンティブがほしいという話が当然出てきました。南伊豆町まで行くには2人乗車しなければいけない。その中でバスに対するインセンティブを上げるとか、そういうこともやっております。

そして、議員が言われた一つ、いわゆる宿泊と食事等がいろいろとこう分かれていく形態、その形態というのは本当にいいことだなと私も思っております。そういう形で、新しい観光

のあり方というのがあってもいいのかなと思っております。

どちらにしても、これからの観光のあり方というのは非常に難しいなどは思っているわけですが、皆さんで知恵を出し合いながら、新しい町のあり方、観光のあり方というものを考えていきたいなど、このように思います。

○議長（稲葉勝男君） 加畑毅君。

〔1番 加畑 毅君登壇〕

○1番（加畑 毅君） はい、ありがとうございます。

今の答弁でも非常に前向きな姿勢というのがすごくわかりまして、心強いなと思っております。今年度の予算のほうで約56億、13億昨年度よりもふえたということで、その中でもやはり地熱に関する事とか、強気の予算組みというのをしているのではないかなということが非常にうかがえるんですけれども。

例えば、今の話の中で、キャパがないからお客さんを呼ぶことができないとかということにどうしてもなってしまうんですけれども、これ、いつも言う鶏が先か卵が先かの話で、商店街の活性化にしても、お客さんが来るんだったら店を開けると、お客さんのほうは店があるんだったらそこに行きますと。どっちが先かという話になってしまうわけなんですよね。そうすると、どちらかが仕掛けなければならないということになりますと、待っているはそのまま時間が経過してしまって、地方創生の予算取りもできないものがある、過ぎてしまうということがありますので、ぜひとも。

今現在、この伊豆半島というのは決して地方の中でも悪い状況とは思えないんですね。要するに、房総半島とか三浦半島に道路が通っているのに、伊豆半島に道路がなかなか通っていない中で、これからできつつある中で戦うわけですから、僕はむしろ不利な状況ではないなど、今後明るいという展望の中でどうしていこうかと考える首長さんたちの会議になるわけですから、非常にここは皆さん注目しているでしょうし、このままの状況ではいかないから2040年の消滅というのではないんだという方向で進めていただきたいと思っております。

それを踏まえて、2番目の最後の質問になるんですけれども、今後の伊豆縦貫自動車道路早期完成へ向けての取り組みについてという形で質問させていただきます。

3日前の21日、Ⅰ期工事の杭打ちが行われました。Ⅱ期工事の起工式と同時に行われたんですけれども、一條・稲梓線も含めてさらなる早期の完成の陳情が必要になると思うんですけれども、この陳情について通常どおりやっても、まあ、頻度は多いほうだとは思ってますけれども、この点は今後、頻度を高めていこうとか、違う形を考えていこうとか、別の

団体と一緒にいこうかというところの考えとしては、当局側としてはどういう考えでいらっしゃるのでしょうか。

○議長（稲葉勝男君） 町長。

〔町長 梅本和熙君登壇〕

○町長（梅本和熙君） お答えいたします。

2月21日において伊豆縦貫自動車、河津下田区間のⅡ期起工式、Ⅰ期中心杭打ち式が行われ、いよいよ賀茂地区内での事業がスタートいたしました。今後も南伊豆町では、近隣市町とスクラムを組み、国会議員や関係省庁に対し早期完成への要望を、活動を続けてまいります。

また、陳情活動とは別に、昨年度下田市で実施した民間の力を活用した署名運動を賀茂郡下においても実施することや、各市町の観光イベントで同盟会のブースを出展するなどを行い、さらなる早期完成を目指し民間と協力し盛り上げていきたい、このように考えておりますので、各議員におかれましてもご協力をお願い申し上げます。

それと、やはりこの伊豆縦貫道、最終的には天城のトンネルの問題になろうかと思えます。天城区間。この事業計画の格上げということは非常に難しい、大変な作業になってこようかと思えます。大体事業費として今で2,000億円ぐらいかかるのではないかという話で、B/C等を考えたときに、本当にこの国のほうが格上げをしてくれるのかという問題があります。こういうことを含めまして、もっともっと伊豆全体で陳情していかなければいけないなど、このように思っております。

一條・稲梓線道路建設促進期成同盟会の活動につきましては、行政報告でも申し上げましたが、この2月19日に下田市長、賀茂地域政策局長、下田土木事務所、賀茂農林事務所長とともに道路建設に関する研究会を実施し、主要な箇所の現地視察と道路の現状と課題についての認識を共有しました。

その中で、やはり林道ではもう難しいだろうというところまで認識が一致しました。じゃ、その次にどのような形で道路を建設していくのかというところをまだまだ研究しながら、下田市と南伊豆町で統一した意思の中で、県へもってこういう道路が欲しいという形で陳情に伺いたいなど。もう少しこう、研究というか調整していく必要があるかなと思っております。

そして、平成27年度に都市計画が決定された伊豆縦貫自動車道のⅠ期区間を踏まえて、下田市とか県関係機関と事業計画を具体化するための研究を、これからも今言ったように進め

ていきたい、このように思っております。国のほうから言わせると、口の端作戦、非常に縦貫道ができて高規格道路ができて、高規格道路ができた後の口の端というのは非常に大切であると、いろんな災害とかそういうことに対してという認識は国も持っているみたいですから、どういう形での口の端がいいのかということも含めて、まだまだ検討していく余地があるかと思えます。

そして、この一條・稲梓線の同盟会の新会員として、伊豆太陽農業協同組合、伊豆漁業協同組合、伊豆森林組合、下田商工会議所、伊豆南伊豆商工会、下田観光協会、南伊豆町観光協会の7団体に加入のご承諾をいただいて、伊豆縦貫自動車道と同様に民間の力を活用して盛り上げていきたい、このように考えている次第であります。

なかなか長丁場の仕事になろうかと思えます。やはり道路というのは、伊豆縦貫自動車も建設が始まってから30年ぐらいたっていますかね、そういう長丁場になっていこうかと思えます。この一條・稲梓線も本当にこう具体的になるまでに時間がかかり、さらにそれから事業化していくのにまた時間がかかるということではありますが、粘り強くこれ進めていかなければ進まないということで、皆様のご協力、よろしくお願い申し上げます。

○議長（稲葉勝男君） 加畑毅君。

〔1番 加畑 毅君登壇〕

○1番（加畑 毅君） ありがとうございます。

縦貫道に対する陳情、本当に重要な案件だと思います。

私が学生から卒業して地元に戻ってきたとき、それから約20年たつんですけれども、あのころは平成12年に縦貫道路が完成するんだという看板が掲げてあったんです。その先にいくと、今度は平成20年完成に変わっていったんです。今では、20年後は完成するかどうかという話になっているわけですね。

今、町長がおっしゃったように、天城の問題が解決しなければ全線開通というのは厳しいというのはわかるんですけれども、例えば今、天城北道路が平成30年に供用開始しますよとか、東駿河環状道路ができましたとか、圏央道ができましたということで、道路がどれだけ重要かということが非常に身に染みて最近わかってきている。次々に目に見えて結果が出ているという状況なので、この重要性というのは非常に大切だなということがわかってきております。

そんな中、最後に一つ言いたいのは、沼津道路河川局の野坂周子所長、あの方がやはり国土交通省に仲間がいて、東大の卒業の方なのでそのレベルの方たちと話す中で、伊豆半島南

部に道路つくるのはいいけれども、本当にそこに必要なのかというような議論もされると。これ、国全体の中で見ればそういう議論になってしまうと思うんです。ただ、地元に住んでいる我々とすれば非常に辛い話なわけですよ。そこに道路が必要なのかというような話がされているという現実があるわけですよ。

それに対しての対応策というのは、やはりこれだけ必要なんだということを地元民が訴えなければ、これは中央にはなかなか伝わっていかないと。これだけ情報通信が発達した時代でも、やはりそこは優先順位を考えればどこの地方でも道路をくださいと言っているわけですから、本気度を示さなければいけないというところはどうしてもこれ、優先順位につながってきってしまうわけです。

ですから、陳情がなければ道路をつくらないというような形で見てしまうと、すごくこう上からものを言われているようで悔しいんですけれども、現実として判断基準はやはり地元の陳情がなければということがありますので、ここはばらばらでいくというよりも、本気度を示すためにもいろんな組織が束になってかかっていたら、もっともっと早く進んでいくのではないかなという思いがありまして、この質問をさせていただきました。

時間になりましたので、以上で私の質問を終わらせていただきます。

ありがとうございました。

○議長（稲葉勝男君） 加畑毅君の質問を終わります。

ここで昼食のため、1時半まで休憩とします。

ということは、本日、産業観光課の農林関係の会検が入っておりますので、実地検査。そのため、町長は会検の検査員と名刺交換等いたしますので30分、1時から1時半までの30分間、そういうことでちょっと休憩とさせていただきます。

よろしくをお願いします。

休憩 午後 0時03分

再開 午後 1時30分

○議長（稲葉勝男君） 休憩を閉じ、会議を再開します。

◎日程の変更

○議長（稲葉勝男君）　ここで、南伊豆町議会会議規則第22条の規定により、日程の変更についてお諮りします。

日程第5、11番議員、横嶋隆二君の一般質問は都合により明日に変更したいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（稲葉勝男君）　異議ないものと認め、11番議員、横嶋隆二君の一般質問は明日に変更いたします。

なお、変更した議事日程（第1号）は、お手元に配付したとおりでございます。

◇ 宮 田 和 彦 君

○議長（稲葉勝男君）　それでは、2番議員、宮田和彦君の質問を許可します。

宮田和彦君。

〔2番 宮田和彦君登壇〕

○2番（宮田和彦君）　通告書の順に質問いたしますので、先に質問しました同僚議員と同様な質問に対しても、ご答弁よろしくお願ひいたします。

まず初めに、まち・ひと・しごとということで、地方の人口減少問題が内政の主要課題として認識され、安倍内閣は政府に新組織を発足し、ビジョン策定に着手したわけですが、この背景としては、民間研究機関の日本創成会議分科会が昨年5月に公表した、いわゆる消滅自治体リストの公表が呼び水となり、早急に機運が高まりました。

今回の動きは人口減少と東京集中、両問題の共通会議に地方再生というテーマを設定した点が特徴ではないかと思ひます。同時に、地域づくりは中央の押しつけによる画一対応が適用せず、多様性が求められる分野であることから、住みやすい地方、南伊豆を築き上げるには、熱い開拓精神と継続して挑戦する攻めの姿勢が求められていると考えております。

ここで、この総合戦略に示された人口減少問題の対処と言ひましても、地方の状況は多様でございます。札幌・仙台・広島に代表されるブロック拠点都市の強化を議論するものであれば、東京からの機能移転や支店経済からの脱却は欠かせない要素となりますが、農林水産観光業を

主体とする本町であれば、最近注目を集めている、町長も時々おっしゃっておる地産地消型、いわゆる里山資本主義による取り組みも魅力的な選択肢の一つではないかと考えます。

あれかこれかではなく多様な取り組みを前提とすべきではありますが、地方の人口減少に正面から取り組むには、一自治体の独力対処には限界があります。

島根県、隠岐島の海士町を初め、既に多くの町村の取り組みが報じられているように、ヒントは常に地方にあると。今回の地方創生をいたずらに警戒するだけではなく、地域主導のまちづくりを可能とするさまざまな法整備に結びつけていくよう、したたかな戦略が求められているのではないのでしょうか。

このまち・しごと創生法の概要の中に、この市町村の創生総合戦略というのがあります。この第10条にありますけれども、この中に、市町村はまち・ひと・しごと創生総合戦略を勘案して、当該市町村の区域の実情に応じたまち・ひと・しごと創生に関する施策についての基本的な計画を定めるよう努めなければならないとなっております。その2の1にあります、この市町村の区域におけるまち・ひと・しごと創生に関する目標、また2にあります、市町村の区域におけるまち・ひと・しごと創生に関して市町村が講ずべき施策に関する基本的方向について、お伺いさせていただきます。

まず初めに1の1、若年層、女性雇用（知識集約型）等についてお伺いいたします。

地方創生は言うまでもなく人が中心であり、長期的には地方で人をつくり、その人が仕事をつくる、町をつくるという流れを確かなものにしていく必要があります。その上で、現在の課題の解決に当たって重要なのがこの負のスパイラル、悪循環の連鎖に歯止めをかけ、好循環を確立する取り組みであります。

都市部には仕事等の条件がかなえば地方への移住を希望する人が4割いるとの調査結果もあります。悪循環を断ち切るには、地方に仕事人が呼び、人が仕事を呼ぶ好循環を確立することで、地方への新たな人の流れを生み出すことを、その好循環を支えるまちに活力を取り戻し、人々が安心して生活を営み、子供を産み育てられる社会環境をつくり出すことが急務であります。

大和総研のこの分析によりますと、人口動態を正確に把握することは非常に大切であると。地方の人口の減少の主な原因は、若年層の東京圏1都3県への流出が主であり、それがさらに自然減をもたらしていると。また、若年層の地方圏から大都市への人口移動は、相対的に良好な雇用機会を求めて引き起こされることを示唆されたと。

以上によりまして、この地方の、南伊豆町の人口減少を食いとめるには、雇用機会を増加

させることが非常に大事です。問題はどのような職種にシフトさせるか。近年、この高学歴化により若年層の求める職種が知識集約型にシフトしていると考えられている。雇用創出策を考えるに当たっては、この点もポイントになるのかなと思います。

この地方の人口減少にはいろいろな原因があると思いますが、その大きな要因の一つに、若年層、女性雇用への仕事の不マッチが挙げられます。若い世代の2人に1人が大学を卒業している。求める職種は知識集約型が多いと。

この点を勘案した若年層、女性雇用の今後の目標、また施策の基本的方向性をお聞きします。

○議長（稲葉勝男君） 町長。

〔町長 梅本和熙君登壇〕

○町長（梅本和熙君） お答えいたします。

地方におけるまち・ひと・しごと創生総合戦略の策定においては、内閣審議官からの通達によりますと、住民、NPO関係団体や民間事業者の参加協力を得て、広く関係者の意見を反映させること、地域課題に対する適切な短期、中期の施策目標を設定し、実施した施策事業の効果を検証し、改善を図るPDCAサイクルを確立すること。このPDCAサイクルというのはもうご存じでしょうが、計画のPLAN、実施のDO、評価のCHECK、改善のACTIONのことを言うそうでございます。議会と執行部が車の両輪となって推進することが重要であること、従来の取り組みに捉われない効果的な施策を進めることが重要であることなどが上げられていることから、本町でもこれらの基本的な考え方を踏まえて、総合戦略を策定してまいりたいと考えております。

そうした中、昨年12月27日に閣議決定されたまち・ひと・しごと創生総合戦略においては、しごとの創生については、若年層が地方で安心して働くことができる雇用の質の確保、向上に特に力を入れることが求められています。また、付加価値の高い新たなサービス、製品の創出のためには多様な価値観を取り込む女性の活躍は不可欠であり、地域における女性の活躍の進出が求められております。

本町におきましては、町内全体の雇用創出のため、観光産業の活性化策や新規就農者を含む農業への支援などを中心に雇用確保に努めてまいりますが、本町の総合戦略策定におきましては、さらに若年層や女性の活躍の場の確保、向上を視野に入れて、地方においてもかかわることのできる地域集約型と言われる就業方法についても検討したいと考えます。

そのような中で、光ファイバーやテレワークとかということも考えていければと思います

が、何しろ財政的に非常に難しい問題がそこには横たわっております。

以上です。

○議長（稲葉勝男君） 宮田和彦君。

〔2番 宮田和彦君登壇〕

○2番（宮田和彦君） 今、光ファイバーのお話が出てきましたけれども、去年の12月ですか、県のほうへ1市5町の首長で行かれたということで、その県のほうの、何というんですかね、その回答というか、つかみというんですか、町長の、どういう印象であったか、ちょっとお聞かせいただければ。

○議長（稲葉勝男君） 町長。

〔町長 梅本和熙君登壇〕

○町長（梅本和熙君） 1市5町で光ファイバーの推進に関して県のほうへ行ってまいりました。対応してくれたのは大須賀副知事でありました。その中で、県としてもいろいろと協力はしていきますと。いわゆる情報提供とか、そういうことに関しての提供は惜しみませんということではありますが、具体的に財源的な措置ということに関しましては、まだ具体的な話はありません。

これは、あくまでも光ファイバーというのは民間業者がやっていくことでありまして、そこに対して行政がどのようにかかわっていくか、県がどのようにかかわっていくかということがあろうかと思えます。

県としては、やはりこの辺地、いわゆるB/Cの問題ですか、費用対効果を考えたときに、民間が手を出したくない場所に対してどのように行政指導していくかということ、そういうことに対して県のほうは力を入れてやってくれるとか、それと情報収集してくれるというようなお話であったかと思えます。

以上です。

○議長（稲葉勝男君） 宮田和彦君。

〔2番 宮田和彦君登壇〕

○2番（宮田和彦君） 確かにこの財源というのは大事なものでして、確か12月の定例会では5億3,000万ぐらい全町でかかるよというお話でしたけれども、私は光ファイバー、一遍にできるものでもないし、きのうですか、ちょっとお聞きしたんですけれども、西伊豆のほう松崎のほう、中心部は来年度はなりますよ、少しいきますよというお話を聞いたんですけれども。

南伊豆町としては、私思うに、雇用、仕事ですよ。雇用対策としてはそのICTを使わない手はないという気持ちでいるんですよ。それにしても、この下賀茂局に関して、学校が小、中、高全部合わせて5校あるわけじゃないですか、その中にも入っていますし、この庁舎も入っていますよね、下賀茂局に関しては。あと、特養のほうもじき、2、3年後にはできますよと、オープンしますよということであれば、公共性を考えたらまず先にこの下賀茂局あたりをやるのが順当ではないかなと、こう思うんですよ。

それに関して、その光ファイバー等々に関して、人が。要するにこの間、町長も行かれましたけれども、伊東からの挑戦ということで私も聞きましたけれども、まず最初に人が来てもらわないと、そのためには仕事が必要であると。それをバックアップするのが行政であるのではないかと思うんですよ。だから、民間ができないことは行政が少しでもバックアップしてあげる、そしてこのICT関係の方々、場所を選ばないで仕事ができる方々を呼び寄せるような対策というんでしょうかね、そういうものができれば少しは少子化ですか、それには対応できるのかなと。

海士町ですけれども、海士町でもICT、光ファイバー全部網羅していますけれども、あと1つ、徳島県の神山町もそうなんですけれども、そこでかなり、100%知事が県で全てやってくれたよというお話でした。

それに関して、地方創生に関する特別委員会というのが去年の10月22日ですか、これがありまして、その委員という方がこう聞いたわけです。最低限これだけは整備して、こういうことがあったら教えてくれないかと、こうお伺いしたわけです。そうしましたら、このグリーンバレーというNPO法人、その理事長の大南さんという方が、飯泉知事というんですか、がインフラをつくってくれた。ITインフラをつくってくれたもので、そのサテライトオフィス等ができましたよと。それをこれからは伸ばしていこうというお話でした。

また、有名な「いろどり」ってありますよね、葉っぱ産業。そこの代表取締役社長の横石さんという方は、ICTだと東京と地方との同じ環境がつかれる。東京にいても地方にいてもICTは同じ空間をできるんですよ。ですから、受け身でなく攻めに立った利活用ができると。これほど強いものはなく、またビジネスとしても成功する可能性は非常に高いということをおっしゃっていました。

ですから、南伊豆町の総合戦略の中にも、このICTもそうです、光ファイバーもそうです、このような施策というんですか、それを盛り込んでいくようにしてはいかがかと思うんですよけれども、その辺のお考えはいかがでしょう。

○議長（稲葉勝男君） 町長。

〔町長 梅本和熙君登壇〕

○町長（梅本和熙君） お答えします。

テレワークの推進については、地理的に都市部から遠隔地にある地方にとって、先ほどおっしゃられた海士町とか神山町ですか、あんなった雇用形態の一つであり、サテライトオフィスに代表されるように注目すべき事案かと考えてはおります。

テレワークは光ファイバーの敷設が前提となることや、導入事例が少なく、雇用方法などに課題もあるようですが、地方においては将来的に活用できる可能性のある事業でもありますので、本町の総合戦略には光ファイバー敷設の推進とともに検討しなければならない事業であると認識はしております。

しかしながら、光ファイバーが本当に将来的に光ファイバーなのか、それとも無線でそれが可能になっていくんじゃないとか、いろいろまだまだ時間の経過の流れの中でICTがどういうふうに変わっていくかということも考えられます。

それと、つい先日ですけれども、杉並区と一緒にある省庁へ行きました。そうしたら、やはり遠隔地における医療に関して画像診断をやりたいと。進めていきたいけれども、国のほうでもこの画像診断をやるには相当の画像のよさが必要になると。非常にお金がかかるというところで、国も二の足を踏んでいる。

本当は我々とすれば、医療過疎の中で画像診断等ができてくるとまたこれはすばらしいなとは思っておりますが、そういう形で、国の動向を見ながらまた県の動向を見ながら、南伊豆町の財政を勘案しながらこの辺のところも進めていきたい、このようには思っております。

○議長（稲葉勝男君） 宮田和彦君。

〔2番 宮田和彦君登壇〕

○2番（宮田和彦君） 今、テレワークの話が出てきましたけれども、テレワーク、要するにさっき町長がおっしゃったように、自宅で、自宅でなくても、会社でなくても仕事ができるよと、そういうシステムを取っていくことにより、子育てする方々に負担をかけなくて済みますよということも一つあるんですよ。

それと、その女性目線で考えるとマタニティーハラスメントですか、そういうのが5人に1人、今日のニュースですか、それにもありました。5人に1人そういうことを受けていると。それを受けないようにするのも、やはり子育てとか妊娠中にそういう働き方があれば大変助かるのではないかと、こう思いますので、いろんな財政的な問題もありましようけれど

も、ぜひ国のほうへ、創生のほうで一つ組み入れていただきたいと思います。

次に、ひとの創生ということでお聞きしたいと思います。

この地方への新しい人の流れをつくるため、しごとの創生を図りつつ若者の地方への就労を促すとともに、地域内外の有能な人材を積極的に確保、育成し、地方への移住定着を促進するための仕組みを整備する。暮らしの環境を心配することなく、地方での仕事のチャレンジができ、安心して子供を産み育てられるように結婚から妊娠、出産、子育てまで切れ目ない支援を実現するとありますが、本町としての人材育成の基本的方向性をお聞きしたいと思います。

○議長（稲葉勝男君） 町長。

〔町長 梅本和熙君登壇〕

○町長（梅本和熙君） お答えします。

国ではひとの創生として、地方への新しい人の流れをつくるためにしごとの創生を図りつつ、若者の地方への就労を促すとともに地域内外の有能な有用な人材を積極的に確保・育成し、地方への移住定着を推進するための仕組みを整備することが期待されています。

本町においては、まずこれまでも地域おこし協力隊の導入を初め、移住者増加策による都市部からさまざまな知識や経験を持つ人材の流入、町商工会による新規事業起業家に対する各種助成金による支援策、新規就農者に対する支援等を実施し、人材確保に努めていますが、新年度から賀茂危機管理局と賀茂政策局が統合されて設置される賀茂振興局とも連携を図りながら、さらに充実、拡大し、できる限り方策を検討してまいりたいと考えております。

先日、議員もいらっしゃいますけれども、河津町の海士町の山内町長の話がありました。本当に人材育成が非常に大切なんだということを町長も言うておられました。そして、やはりその中で役場の職員がやる気を見せたことによって、町民の方たちがさらにやる気を見せてきたというような、これはやはり人材を育成していったということの一つのあらわれじゃないかと思います。

でき得れば、議員の皆さん方と一緒に職員のやる気を醸成し、町民の皆さんにもこの町を何とか持続可能な住みよい町にしていくというような、そういう機運を盛り上げていきたい、このように思っていますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（稲葉勝男君） 宮田和彦君。

〔2番 宮田和彦君登壇〕

○2番（宮田和彦君） 町長が言われたのはこちらですね。

私、このお話を聞いて、山内町長が何と言うか侍みたいな町長だなということを思いました。何せ海士町株式会社を立ち上げるんだということで、町長になられたとき職員の皆様にご挨拶して、それがこの一つの機運となって、この早い話がこの夕張みたいにそういう状況を、ほっておいたらそういう状況になったかもしれないけれども、というお話をしていただき、大変参考になった次第でございます。

私、思いますに、なぜ若者が地域にとどまれないのか。早い話が仕事もそうなんですけれども、一つに、東京大学の知の構造化センターを主催する方で小川悠氏という方が調べたんですけれども、なぜ彼らは故郷を捨てるかと。3つ理由があるんですよ。1つが、地域のよさを理解する機会がない。2つ目が、地域の人々とつながる機会がない。3つ目が、地域の未来をつくる方法を学んだことがないというんですよ。

私なんか、地域とは昔から祭りとかいろんなことでこの地域とかかわってきたんですけれども、そういうものがだんだんと廃れていくというんですか、つながりがなくなっていくんですかね。そういう人と人同士のつながりがなくなっていくと。こういうことで、地域に愛情が持てないということみたいなんですよ。

ですから、この若者がこの我が町として思いを持って、小、中、高校生のうちから地域づくりに主体的に参加する機会を設けてはどうかと思うんですけれども、その辺のお考えはいかがでしょう。

○議長（稲葉勝男君） 町長。

〔町長 梅本和熙君登壇〕

○町長（梅本和熙君） お答えいたします。

議員のおっしゃるとおりだと思います。

今回、ミニジオパークという取り組みが行われました。その中で、南伊豆分校の生徒の方々が来ていただいて、やはり地域産業おこしみたいな形での提案をいろいろしてくれました。

やはり、子供たちを育てていくとか、地域のコミュニティをしっかりと支えていくということは、本当に持続可能な社会をつくっていくためには非常に重要なことだと思っております。里山資本主義なんかの中に書かれているのも、そういうことではないかなと思っております。

そして、昨日ふじのくにの日というのに行ってきました。その中で、非常におもしろい話がありました。パックス・トクガワーナといって徳川時代の平和という意味らしいです。その平和が何で250年も続いたんだろうと。こんな長い期間の平和というのは、世界史の中で

例を見ないと。これはすばらしいなど。その中でいろいろと先生たちが話をされていましたけれども、本当にそういう形というものを社会実現ができていければいいなど。

やはり、お互いがかかわり合いながら、今言われたように地域のよさを見出し、各藩が300諸侯いたわけですね、各藩が各藩のよさを自分たちで見つけ出していき、そしてかかわり合っていく、そういう形の中で徳川の時代が平和の時代だったんだというような、そういう話は非常にありました。

やはり、各地域が誇りを持ちながら、そうやってまちづくりをしていくということは必要だと思いますし、若い世代をそういう形で地域づくりに関心を持たせるということも必要ではないかなと、このように思います。

○議長（稲葉勝男君） 宮田和彦君。

〔2番 宮田和彦君登壇〕

○2番（宮田和彦君） それでは、次の移住定着の促進等についてお聞きいたします。

町内のこの本町では、NPO法人が中心となり、移住を考えている皆さんを対象とした南伊豆暮らし現地セミナー等が開催され、町内の先輩移住者、パン屋さんとか有機農家、農家民宿を訪れ、実際の生活ぶりを見学し、移住促進を希望の方にその成果を上げているんですけども、今後の移住定着の促進についての目標、また方向性がありましたら、お伺いしたいと思います。

○議長（稲葉勝男君） 町長。

〔町長 梅本和熙君登壇〕

○町長（梅本和熙君） お答えします。

移住定着の促進については、本町では移住セミナー等各種移住施策により、移住者の受け入れ推進活動を行うとともに、平成23年度から総務省が創設した地域おこし協力隊を受け入れ、若者の地方への就労を促し、定住していただくよう尽力しております。

今回の補正予算で計上した地方創生推進に関する交付金におきましても、空き家バンク物件リフォーム補助事業、空き家バンク発掘業務事業及びお試し移住施設に関する事業により、特に移住定住に関する事業を推進しております。

これまで実施してきた移住セミナーや地域おこし協力隊の募集人員の多さや、窓口相談にお見えになる方の動向から、本町への移住希望者の需要はかなりあると感じております。ただし、現実的には移住に関する諸問題として居住の確保があり、生活の糧を得るための就業場所の少なさです。そうした課題の解決のため町が策定する総合戦略においても、こうし

た空き家バンクの充実を手がかりに、起業、就業支援活動も検討し、移住定着に関する事業を取り入れてまいりたいと考えております。

さらに、先ほども話しましたワープステイの構想です。杉並区と一緒に検討しながら、新しい移住の形態、いわゆるアクティブシニア、65歳以上の元気な老人を移住していただくということに関する研究、検討もしてまいりたい、このように思っております。

以上です。

○議長（稲葉勝男君） 宮田和彦君。

〔2番 宮田和彦君登壇〕

○2番（宮田和彦君） どのような人たちが移住するか、また集まるかで町の未来が決まってくると思うんですよ。

私的には、この将来を予測する際、バックキャスティングということがありますけれども、この持続可能な目標となる社会の姿を想定して、その姿から現在を振り返って、今何をすればいいかと、この目標を設定して将来を予測するという事なんですけれども。

私は持続可能にするのは、今現在、外部から若者やクリエイティブな人材を誘致することが大事ではないかと。それにより、この人口構造とか人口構成を変化させ、多様な働き方や職種の展開を図ることが必要かと思うんですよ。その農林水産業、観光業だけに頼らない、このバランスの取れた持続可能な地域をつくろうという、そういう考え方が必要だと私は思うんですけれども、そのご見解のほうはどのようなになるのでしょうか。

○議長（稲葉勝男君） 副町長。

○副町長（松本恒明君） お答えいたします。

昨年から全国一斉にまさに徒競走のごとく地方創生、人口増ということが始まりまして、平たく言うと、限られた人口の取り合いというようなわけだと思います。

そうした中で、先ほどから議員がおっしゃる、またこの議会でも話題になっています徳島神山町、大南理事長の戦略というのは、まさに今、議員がおっしゃったとおりでございます。学校が閉校にならないためには子供が何人いればいいのか、まちづくりのためにパン屋が必要だったらパン屋さん、何屋さんが必要だったら何屋さんを逆に募集すると、そうすると来るということで、将来から逆算した、まさにバックキャスティング方式の人口戦略というのを立てているようでございます。

ただ、現状ではまだそのようなレベルまでには行っておりません。そういったことも勘案しつつ、町長が進めるワープステイ、お試し移住とか、広域連携とか、いろんな要素を含め

ながら総合戦略へと収れんさせていきたいというふうに考えているところでございます。

以上です。

○議長（稲葉勝男君） 宮田和彦君。

〔2番 宮田和彦君登壇〕

○2番（宮田和彦君） 今、先ほどから神山という徳島県の大変有名なところなんですけれども、こういうことをやっているんですよね。厚生労働省の基金を使って、求職者支援訓練制度というものもやっていますし、後継人材の育成事業、早い話がその大南さん、このNPO法人にお願いしてやっているわけなんです。

そこで、その訓練生というのがおもしろくて、訓練生の属性というのがあります。独身女性、20台後半から30代前半、東京周辺の出身である、クリエイター系、デザインやその編集の経験、カメラワークを得意とする、それが多数を占めるというんですね。去年の8月までに6期、77名が課程を修了し、その中の移住者が半分、50%、サテライトオフィス、さっき言っていますけれども、就職が7名、カップルが9名誕生して、婚活にもなっているそうです。

先ほど言いましたけれども、どのような人たちが集まるかでこの町の未来が決まるわけですから、こういう施策と言うんですか、これをどんどんやっていただきたいと思うんですけれども、その辺の見解というのはいかがでしょうか。

○議長（稲葉勝男君） 副町長。

○副町長（松本恒明君） お答えいたします。

当然そういった方向を向かなければ、いたずらに人口がふえる、単純にふえればいいということでは最後はなくなっていくと思います。そういったことを考えながら対応していきたいと思っております。

○議長（稲葉勝男君） 宮田和彦君。

〔2番 宮田和彦君登壇〕

○2番（宮田和彦君） よろしく願いいたします。

次に、3番のまちの創生ということでお伺いします。

10日もたっていないんですけれども、この2月の16日、内閣官房IT総合戦略室、ICT等の利活用による地域の活性化が発表されたんです。施策の概要としまして、地域において安定した収入につながる高付加価値を生む産業が少ないことが、若者世代の人口流出の一因である。地域産業の生産向上やイノベーションの創出により、地域の活性化を図っていく上

でICTが有効なツールとなる。ICTの活用により、地域のサービス水準の維持向上や柔軟な就労環境の整備が可能となるとともに、こうした課題解決にICTを活用する過程でイノベーションとそれに伴う新産業の創出も期待されているということです。

今後もまち・ひと・しごと創生総合戦略の中にしごととひとの好循環を支えるためには、人々がこの地域で安心して生活できることが大変重要であるということでございますけれども、ICTを活用しつつ、まちづくりにおけるイノベーションを起こすことが大変重要かと思っておりますので、本町としてのこの目標、基本的方向性の見解をお伺いたします。

○議長（稲葉勝男君） 町長。

〔町長 梅本和熙君登壇〕

○町長（梅本和熙君） お答えします。

国では総合戦略の主要としてICTの活用による地域の活性化を例に上げ、通信事業者、放送事業者等と連携した地域情報化掲示板の整備や中小企業の電子取引など、産業活動におけるIT化の推進を掲げています。また、従来から総務省がICTの利活用を推進していることから、国内各地で実証実験を含め各種の事業が展開されています。

例えば、千葉県柏市や愛知県豊田市のスマートタウンの先行モデルや、東京都三鷹市のICTを活用した災害時要援護者への対応、長野県塩尻市のICTセンサーネットワークを利用した鳥獣被害対策、静岡県袋井市のICTを活用した農作物の栽培から流通管理システム導入などがあります。

以上のとおり、ICTの活用はご提案の新製品開発、新生産方法の導入、新マーケットの開拓、新たな資源の獲得、組織の改革と地域活性化の事業としては有効なものと考えます。

ただし、まだ実証実験段階のものが多く、全国的に共通利用できるシステムが整備されていないことや、経費財政や必要な人材確保の観点、課題も多いと考えられますので、総合戦略を策定する際には光ファイバーの敷設の推進とともにそうした課題についても検討してまいりたいと考えております。

加えて、現在町ではICTの活用として、町内風景をあらゆる角度から写真化し、漫画、アニメ作家がインターネット上に開示する新しい観光商品についても検討しているところで

以上です。

○議長（稲葉勝男君） 宮田和彦君。

〔2番 宮田和彦君登壇〕

○2番（宮田和彦君） 先ほどから私、ICT、ICTと言っていますけれども、このICTで全てが解決するわけではございませんけれども、やらないよりは絶対的にこれはやられたほうが良いと思うんですよ。

ここにデータがあるんですけれども、地方創生とICTに関する基礎データ集というのがあるんですけれども、この中にビッグデータ、4月から国のほうからそういうものが提供されるわけなんですけれども、この世界のデジタルデータ量、2005年からあと5年で2020年までのこの15年間で300倍です。クラウドサービスの市場規模、これというのは2012年から2017年、あと2年ですけれども、この5年間で3倍するんですね。金額的に言うと0.94兆円、9,400億から3.05兆円、3倍以上の市場になると、こういうことがデータとして出ております。

ですから、ここに要するにこれだけの市場規模があるということは、それだけ人が働く場所がありますよということです。ただ単にその仕事場というのが都内といいたまいますか、その1都3県の周りに集中しているということなんです。この仕事というのは日本全国、全世界ですか、どこでもできますよということですね、要はつながっていれば。そのための一つのツールとしてこのICTにこう進んでいく、そんな段階ということですかね。要は高速通信を基本に考えていただきたいと思います。

それでは、次の自治体間の同じ課題に対しての広域連携での解決ということについて、お伺いします。

現在でも消防、病院、プラント、斎場の一部事務組合がありますね。ほかの自治体と連携しています。この人口減少、インフラの老朽化、雇用機会の減少の3つの課題に直面し、もはや全ての公共サービスを1つの市町で提供するには大変難しくなっていると、危惧されていると言われております。従来型の提供体制の延長線上では、この新たな課題に対して対応できないばかりか地域の衰退を加速しかねないと。早急にこの対応をすべきと考えます。当局の見解をお伺いしたいと思います。

○議長（稲葉勝男君） 町長。

〔町長 梅本和熙君登壇〕

○町長（梅本和熙君） お答えします。

先ほどICTの話がありましたけれども、ICT、光ファイバーが敷かれているところはいろいろとあります、都市部にも自治体にも。そういうところの衰退がどんどん進んでいるということで、ICTがあれば、光ファイバーがあれば必ず活性化するという話でもないかと私は思っております。

それと、ビッグデータを利用した人工頭脳とかいろいろもう研究が進んでいるわけですが、そういうことに関しては相当大きなところでやらざるを得ない事業ではないかなと。イノベーションをかけていくということは本当にこういう小さな町で本当に可能なのかと、これはよく考えなければいけない話ではないかなと思っております。

また、今の質問であります、国では総合戦略として地域間の連携推進を掲げ、現状分析も連携エリア単位で行い、抽出された課題を各地方公共団体の地方版総合戦略に順次反映させていくことを掲げています。

本町では、現在、杉並区との間に地方創生に関する事業推進について、自治体間連携による各種事業を検討しています。杉並区との連携は、平成24年9月14日に災害時応援協定を締結し、さらに平成26年12月11日に静岡県も交え、自治体間連携による特別養護老人ホーム整備に係る基本合意書を締結している自治体であり、双方が連携し地方創生を推進することは本町にとって非常に有益なことであり、本町の総合戦略の目玉になると考えているところであります。

想定される事業に関しましては、これまで町で提案してきたワープステイ構想の第一歩として、杉並区のアクティブシニアを代表とした定期借地制度におけるお試し移住施策、台湾へのインバウンド事業、杉並区内での通販事業など、杉並区、南伊豆町の双方のメリットを生かして相互理解のもとに、双方がウィン・ウィンの関係が成り立つような連携事業を検討しているところであります。

また、本年4月から伊豆半島7市6町の自治体が連携し、美しい伊豆創造センターを創設し、世界に誇れる伊豆半島の活性化に向けて広域的な視野・視点に立った観光施設を中心に各種活動を展開していくこととなっていることから、このことも総合戦略の自治体間連携事業の1つとなっていくと考えております。

以上でございます。

○議長（稲葉勝男君） 宮田和彦君。

〔2番 宮田和彦君登壇〕

○2番（宮田和彦君） 先ほど町長が言われた杉並区との連携、私は大変評価しているんですけども、全国的にも注目されているという、早い話が県境を超えて連携する、これはすばらしいことだと思います。ましてや、昔から、昔といいましょうかね、伊豆は一つということをやられていますけれども、1市5町でもなかなか連携できないこともあるし、できることはやっていると申すんですけども、早い話がその同じ自治体でも利害関係というのがあ

りますけれども、先ほど町長が言ったこのウィン・ウインの関係、お互いにいいよと、そういうのが一番の最高の形ではないかと思えます。

ですから、この全国的、早い話が1市5町でできればいいんですけれども、なかなかそういうわけにもいきません。見てみますと、消防関係でも1市4町であったりしますし、また病院の関係でも、病院があるところと病院のないところでこの熱の熱さが違いますよということもあります。

ですから、山を越えてもいいのではないかと私は思うんですよ、この杉並みたく。ですから、いいところと、早い話がお互い利害関係が一致するところと今後も進んでそういうものを、連携を進んでいければいいのではないかと、こう思っている次第です。お互いにメリットがある、こういうことが一番ですので、この5年後、10年後を考えたときに、私は思いますに、待たなしの対応が迫られているというように感じております。

それでは、次のこの特別養護老人ホームの介護職員確保についてお伺いしたいと思います。

(1)の介護人材を取り巻く現状と見通しということでお聞きします。

今後、全国的に要介護者がさらに増加する一方、介護職員の労働人口は減少が見込まれております。人手不足がより一層、深刻化する懸念があります。

本町ではこの1年半前より社会福祉協議会が職員を募集していますが、応募してくる人がいない状況だというお話も聞きました。この介護職員の人手不足は深刻さを増していると考えております。

今、介護は4Kと言われております。肉体的にきつい、排せつ物処理が汚い、ノロウイルスまたはインフルエンザウイルス等の感染による危険、それから社会的地位が低く見られて、給料が安いと、大変厳しい状況にあると考えております。

当局の今後のこの介護人材を取り巻く現状の認識と見通しについて、見解をお伺いしたいと思います。

○議長（稲葉勝男君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（黒田三千弥君） お答えいたします。

介護人材を取り巻く現状と見通しでございます。

平成24年度、介護報酬改定におきまして、介護職員の処遇改善の取り組みといたしまして、従来実施しておりました介護処遇改善交付金というものを、例外的に経過的な取り扱いとして、介護職員処遇改善加算として介護報酬の中に組み込むという制度が創設されました。臨時的なものでございましたが、平成26年6月に成立した医療介護総合確保推進法に基づきま

して、介護サービスの充実と人材確保として、平成27年度からの介護報酬の改定におきまして改定率換算で1.65%、月1人当たり約1万2,000円相当の処遇改善、給料のほうの関係でございますが、処遇改善を見込む会計で今、協議中で、国のほうでしております。

議員がおっしゃいました現状でございますが、実はご存じかとも思いますけれども、厚生労働省社会保障審議会、福祉部会福祉人材確保専門委員会というところが資料を出しております。実は手元にあるんですけれども、そこから現状を分析しております、介護職員の就業形態は非正規職員に大きく依存しているということ。施設職員等、訪問介護、在宅介護職員いずれも女性の比率が高い。男性は40歳未満、女性は40歳以上の割合が過半数を占めているというのが特徴です。訪問介護、ヘルパーさんですね、非常勤職員、施設等介護職員、これは施設の職員ですが、これは常勤が主体だと。しかし、離職率が高い。他業種と比べて勤続年数が短い傾向。介護福祉士という国家資格がございますが、介護職として従事している方は約6割程度であるということですね。事業所も人手不足感については、要は先ほど言った社協さんのようなヘルパーの事業所等が不足感が非常に強くあると。採用時の不足感が強い等々の現状として分析しております。

本町におきましてはどうであるかということで、ちょっと聞き取りでございますが、ほとんどこの状況にマッチというか、合っております。そういう状況です。施設におきましても社協におきましても、このような傾向はあるということでもあります。各事業所も、議員がおっしゃいました社協長さんのテレビ報道でも非常に苦勞されているというのが、先ほど来テレビで放映されましたけれども、実際のそれが現状だということでございます。

今後その介護認定者数、サービス業も含めて、介護職員数が増加してきております。今後その傾向は続くというふうに私どもは見ておりまして、介護人材の確保については重要な問題であると私どもは認識しております。

ただ、町独自で介護人材確保に対する対策をとということになりますと、なかなか手の打ちようがないというか、やっております。国、県も大きく事業をやっておりまして、確保対策については一生懸命やっただけでいる、そういうところでございます。

以上でございます。

○議長（稲葉勝男君） 宮田和彦君。

〔2番 宮田和彦君登壇〕

○2番（宮田和彦君） 本町も同じ状況だということでございますけれども、今後この特養ホームが建ったときに、私、思いますのに、頭の中によぎったのは、下田メディカルセンター

のことです。

あの開院のときに、要するに看護師さんが半分、医師がそんなに、10人かな、11人かなそのぐらいの医師の人数でした。最初のお話とちょっと全然違っていたものですから、開院のときに。そういうことになったときに私、思うに、杉並区との信頼関係ですか、それもなくなるのかなと、そういう心配があるんですよ、私は。今までずっとこのいいウィン・ウインの関係がちょっと崩れてくるのかなと。ですから、この介護人材についてお聞きするわけですよ。

ですから、国、県で一生懸命にやっていますよ、それはそれで結構なんですけれども、町としてもそこにできるんですから。今度プロポでじきその法人を選ぶかと思うんですけれども、その件についても厳しくというんですかね、要は介護職員の立場に立って考えていただければと思います。その辺いかがお考えでしょうか。

○議長（稲葉勝男君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（黒田三千弥君） 議員の申されます不安・心配、ウィン・ウインの関係が、信頼等がですが、その辺は危機感を持っていないわけではありません。要は、ある6大都市の中で、要は東京のほうの都市部の施設が介護職員が不足するために定員数を下回っているところがあるよというような報道がありまして、これは地方で介護人材を確保するのが苦しいというだけではなくて、都市部においてもそのような状況であるということで、全国的な問題であるというふうに認識しております。

ただ、この29年度にそこを開所とすることで目的としております。そこに人材がないということではこれは本末転倒な話でございますので、開所に当たりましては、その介護人材を確保することに万全を尽くすというところで、私どもは今、考えております。

ただ、ここの新しい施設に特化した方策を打つというのはなかなか厳しいものがございしますので、具体的に、ちょっと私見も入りますが、先ほど来、空き家バンクとかそのような事業を町が展開するよと、そういう情報を大きく発信していくというのも一つの方法、住んでもらうところを確保するというのも、非常に一緒なものであろうというふうに思います。

先ほどの報告書の中にも、離職が多いという理由の中に、結婚であるとか、女性の働いている方が多いということで出産、育児という理由も結構入っていました。いつ辞めなければならぬと。ただ復職も可能なような、再度挑戦できるというような形というのがだんだん就労形態にどこの職種もあろうかと思っておりますので、女性の進出ということで大切にすることということで、教員もそうですけれども、いろんなアメニティですね、保育所を併設するとかそ

のようなことを含めて、要は勤務形態等をその法人の考え方というのが今度問われてくるのではないかなと思います。

実際、70人ぐらい、以上、ちょっと超えるぐらいの人材確保が必要となってきます。議員がおっしゃるように、27年新年度、公募いたします。プロポーザルさせていただきます。公募の要領の中には、人材確保についての方策等を評価する項目も考えておまして、県内法人、県外法人という、どうなるかわかりませんが、しっかりとした公募要領等をつくり上げて、人材確保には万全を期すというふうに対応してまいりたいと、そういうふうを考えております。

以上です。

○議長（稲葉勝男君） 宮田和彦君。

〔2番 宮田和彦君登壇〕

○2番（宮田和彦君） 極力この介護職員の立場に立ってやっていただきたいと思います。

次に、2なんですけれども、同じようなことなんですけれども、1つ違うのが、この行政報告の中にもありましたけれども、南伊豆町と杉並区の基本合意と締結式終了後、この議場で報告会というのがありましたね。そのときに、県への要望として高校に福祉科等の新設を要望する意見というのがありました。そういう意見が、早い話が特養ができ、5年、10年じゃないですよ、20年、30年、50年とおつき合いですと思うんです。その中で、この人材の育成というのは大変重要かと思うんですけれども、高校に福祉科の育成等の要望等を県へする気持ちというんでしょうか、やるのが大切かと思うんですけれども、その見解のほう、お伺いしたいと思います。

○議長（稲葉勝男君） 町長。

〔町長 梅本和熙君登壇〕

○町長（梅本和熙君） お答えいたします。

南伊豆分校を何とかそういう農業の専門校ではなくて、いろんな意味の実業高校的な方向性というのは考えていきたいと思っております。これはただ現実の問題、非常に難しい問題でありまして、県知事とか県に対してそういう方向性をこれから嘆願していく、このようには考えております。

○議長（稲葉勝男君） 宮田和彦君。

〔2番 宮田和彦君登壇〕

○2番（宮田和彦君） ぜひ県のほうへ要望のほう、よろしく願いいたします。

時間も迫ってまいりましたので、私の一般質問はこれで終了させていただきます。

ありがとうございました。

○議長（稲葉勝男君） 宮田和彦君の質問を終わります。

ここで、2時40分まで休憩します。

休憩 午後 2時30分

再開 午後 2時40分

○議長（稲葉勝男君） 休憩を閉じ、会議を再開します。

◇ 谷 正 君

○議長（稲葉勝男君） 4番議員、谷正君の質問を許可します。

谷正君。

〔4番 谷 正君登壇〕

○4番（谷 正君） 本日の一般質問は当初の予定より変更しまして、私が最後となりましたものですから、お疲れでしょうけれどもよろしくお願ひします。

まず、通告のとおり2つほど町長の答弁をお願いしたいということで、よろしくお願ひします。

まず、1つ目につきましては、まち・ひと・しごと創生と南伊豆町ということですが、これにつきましては一般的には地方創生という形でマスコミ等にあるものですから、先ほど来同僚議員も一般質問に立ったものですから大分かぶる面もあると思いますが、よろしくお願ひします。

それでは、質問に入らせていただきます。

平成26年の5月8日、民間の研究機関であります地方創成会議人口減少問題検討分科会が今後の人口減少予測をもとに消滅可能性のある自治体896をリストアップした報告が大きな反響を呼んでおります。賀茂地区におきましても、下田市を入れて河津町を除いて全ての市町が消滅可能性ありとの内容の報告でありました。

これにつきましては、賀茂地区の南伊豆だけではないのですが、過去の議会の質問の中でも限界集落というような形で、いろんな形を変えて質問してありましたが、私はこの報告書を見た中で、いよいよ南伊豆も限界集落から消滅自治体へ進んでいくなど、より深刻な移行であるとの認識を持ったところであります。

それで、国のほうでは、現在の安倍首相がこれをもとに地方が直面する人口減少や超高齢化など構造的な課題に危機感を表明して、いわゆる解決の体制づくりを進めると。その一環としまして、石破茂氏を新設のポストであります地方創生担当大臣に任命して、地方への新しい人の流れをつくって、それから地方での仕事創出や若い世代への結婚、出産、子育ての希望を実現できる環境づくりに取り組むということ。これが本年の2015年からおおむね5年間を期間としまして、あとから質問しますが、国それから県、市町を入れた総合戦略を目指すというような国の施策となっております。

その中で、この5年間をあるものでは第2次東京オリンピックが2020年に開催されるわけなんです、この東京オリンピックの開催とともに新たな西暦2020年問題と捉えている学者先生もおられるということでもあります。

それを踏まえた中で、この5月8日に明らかになりました民間研究機関の報告、政府の施策に対する町長の感想とか、いわゆるこれに対してのお考えがありましたら、少しご答弁をお願いいたします。

○議長（稲葉勝男君） 町長。

〔町長 梅本和熙君登壇〕

○町長（梅本和熙君） お答えします。

最近の国の地方活性化策としましては、平成20年度の地域活性化・生活対策臨時交付金、平成21年度の地域活性化・きめ細やかな臨時交付金、平成22年度の住民生活に光をそそぐ交付金などがあります。それぞれ、国や地方の危機的な社会、経済状況等を背景に国から地方への交付金により住民生活やインフラ整備等、地域活性化対策として執行されてきたものです。

まち・ひと・しごと創生総合戦略では、政策の企画、実行に当たっての基本方針により、従来の国が実施してきた地域経済雇用対策や少子化対策に関して政策を検証し、府、省庁制度ごとの縦割りの構造、地域特性を考慮しない全国一律の手法、効果検証を伴わないばらまき、地域に浸透しない表面的な施策、短期的な成果を求める施策の項目を掲げ、今回の地方創生事業に関してはそれらを解消した対策を講ずることとしています。

本町において過去の交付金の使途は、平成20年度は全国瞬時警報システム J - A L E R T の導入、消防ポンプ自動車購入事業、南中小学校屋内運動場耐震改修工事、銀の湯会館機械設備改修工事、町道舗装事業、橋梁維持事業等、多額な費用を必要とする緊急かつ重要な事業を中心に活用してまいりました。

このように、こうした交付金についても財政力の弱い自治体にとっては非常にありがたいものですが、使途にも縛りも多く、永続性のある地域活性化の効果としては見えにくいものが現実だと思っております。

以上でございます。

○議長（稲葉勝男君） 谷正君。

〔4番 谷 正君登壇〕

○4番（谷 正君） 今、町長に答弁いただいたのですが、私はそういう具体的な施策という、町に対する施策ということではなくて、いわゆる研究機関、増田寛也さんが座長になりました研究機関の発表についての感想ということですが、時間の都合で次に進ませていただきますが。

その中で、過去の国等の地方活性化対策施策に対する考え、感想、評価、これについて質問させていただきます。

これについては、過去の施策と言いますのは、主なものとして1988年から1989年竹下内閣のときに、ふるさと創生事業として全国の市町村に対して一律1億円、それからこれは形の上では使途は自由であると、各自治体が創意工夫して1億円を地域振興やまちづくりに生かしたというよな目的のもので、現実的には次の年も1億円国のほうから来たということで、2億円というような形があります。それが目立った国の地方に対するもので初めてだと思えます。

引き続き1999年の小渕内閣のときには、地域振興券として15歳以下の子供がいる家族と65歳以上の高齢者に対して2万円の地域振興券を交付して消費を刺激しようとしたのですが、これマスコミによりますと、配布対象を子供と高齢者に限定したため家計支出に目立った変化はなく、景気回復に結びつけなかったというような評価もあります。

最近ですと、第1次安倍内閣2007年では、頑張る地方応援プログラムとして少子化対策や定住促進、それから若者の自立促進など、地域活性化に必要な意欲的な自治体に地方交付税を一部重点配分したと。

さらに、民主党政権下の管内閣、これ2011年ですが、地域自主戦略交付金として国が使途

を特定する補助金の一部を自治体が自由に使える一括交付金に切りかえて、同様に地方活性化を進めておりました。

その中で、竹下内閣におけるふるさと創生事業の交付金2億円は、本町では基金として当時の町長以下執行者が積み立てまして、現在いわゆる年間1カ月で28万人も町外から来られるというような桜と菜の花まつりの格納施設、それから先ほど来から同僚議員から出ています道の駅のああいう状態の原資となったというようなことがあります。

そういう中で、先ほどから申しましたように、マスコミなどでは無駄な事業だとかばらまき政策との評価がありますが、ああいう事業、特に南伊豆にとって言えば、1カ月28万の来遊客を継続的にお招きするような事業の核となるようなことが、いわゆるこのふるさと創生事業のお金でできたというのが現実だと思うのですが、こういうものについて町長の現在の感想というんですか、そういうのをお聞きしたいと思います。

○議長（稲葉勝男君） 町長。

〔町長 梅本和熙君登壇〕

○町長（梅本和熙君） お答えいたします。

竹下内閣のふるさと創生事業のあの2億円、1億円・1億円ということでございましょうけれども、いろいろ金のこけしをつくったりだとかいろいろ無駄な使い方もあったんじゃないかと思います。

そういう中で、南伊豆町がこういう形で観光事業のために、地域活性化のために使ったということは、非常にすばらしいなと評価いたします。

そういう中で、やはり国のほうがもう少し自由なお金を地方に与えてくれれば、各地方ごとに創意工夫をしていくのではないかなと、このように思っております。今回の地域創生の関係も、先行型の予算というのはある程度自由に使えるお金でございます、金額は小さいですけども。そういう形の中で、新しい総合戦略をつくっていけば、国がさらに応援をしてくれるという話になっておりますもので、ぜひその辺は努力していきたい、このように思っております。

○議長（稲葉勝男君） 谷正君。

〔4番 谷 正君登壇〕

○4番（谷 正君） それでもう一つ、ちょっと感想を町長、ここの場では言いにくいかもしれないですけども。

いわゆる小渕内閣のときの地域振興券2万円という話の中でいきますと、賀茂郡なら賀茂

郡という形で私、全部数字的に調べたわけではないのですが、非常に高齢者が多い中で年金受給者が非常に多いよと。その中で、年金の、この賀茂郡に落ちる年金だけでも100億円近い年金がこの中に入っているという中で、この2万円の地域振興券もいわゆる年金経済等を補完するものだというような評価がこれにはあるというようなこともあるんですが、その辺については町長、感想がありましたらちょっとお伺いしたいと思います。

○議長（稲葉勝男君） 町長。

〔町長 梅本和熙君登壇〕

○町長（梅本和熙君） 経済を活性化していくという意味で地域振興券というのがあったかと思えます。

私は常々思っているのは、政治というものは下部構造に経済があると。経済がやはりよくなければ上部構造の政治というものがうまくいかないという考え方をっております。そういう意味で、当時の内閣は地域振興券、経済活性化のために使った、それが成功したかしないかということは別に、1つの政策として評価できるのではないかとは思っております。

それと、今回も消費喚起のためのお金が来ております。先ほども話しましたように、この地方創生で来ている消費喚起、1,900万ほど南伊豆町には来ていますけれども、15%のプレミアムということで大体1億1,500万総額のプレミアム付商品券になろうかと思えます。

そして、その中で一応子育て世代に関しましてはプレミアム分を大分ふやしていきたいなという検討をしているところであります。やはり、これも地域の消費喚起には大事なことではないかなと思っております。

それと、年金受給者のやはり生活というのが非常にあろうかと思えます。これは、私たちが今進めているワープステイの構想はまさにその年金受給者、アクティブシニアの65歳以上の年金受給者の方に南伊豆町に来ていただいて消費をしていただく、そのことによって、南伊豆町の地域経済にプラスになればという一面もあるということをご了解願いたいと思えます。

以上です。

○議長（稲葉勝男君） 谷正君。

〔4番 谷 正君登壇〕

○4番（谷 正君） それでは、2番目のまち・ひと・しごと創生の南伊豆町の考え方、それから方向性ということで、先ほどの質問とちょっとダブるかもしれないですけども。

第2次安倍内閣は、地方が直面する構造的な過疎化や人口減少の問題の解決は容易ではな

いが、国や地方自治体が一丸となって具体策を検討するために4つほど、1つとして、人口減少、超高齢化への対応、これは2番目として、若い世代への就業、結婚、子育て支援、それから3番目が、東京圏を含む大都市圏への人口の過度の集中を是正とか地域特性に即した地域課題への解決、これは1年や2年では当然成果が出ないということになるかと思いますが、その施策をやろうとしています。

この中で、まち・しごと創生案の概要、ここからちょっと法律の関係で質問をしますが、第1条の目的としまして、少子高齢化の進展に的確に対応し、人口減少に歯止めをかけるとともに、東京圏への人口の過度の集中を是正し、それぞれの地域で住みよい環境を確保して、将来にわたって活力ある日本社会を維持していくために、「まち」として、国民一人一人が夢や希望を持ち、潤いのある豊かな生活を安心して営める地域社会の形成、次に「ひと」として、地域社会を担う個性豊かで多様な人材の確保、「しごと」の面として、地域における魅力ある多様な就業機会の創出というのが1条のいわゆる目的というんですか、この地方創生法案をつくったものが書いてあります。

これから、2条で具体的な質問に入らせていただきますが、この2条には、基本理念として7つほどいろんな施策を書いています。これ、後からもまた質問しますが、この2条の7つの項目によりまして総合戦略というのが作成されるのではないかと思います。それについて、1つとして、国民が個性豊かで魅力ある地域社会で潤いのある豊かな生活が営めるよう、それぞれの地域の実情に応じた環境を整備すると。2番目として、日常生活・社会生活の基盤となるサービスについて、需要・供給を長期的に見通しつつ、住民負担の程度を考慮して、事業者・住民の理解・協力を得ながら、現在・将来における提供を確保すると。それから、3番目として、結婚・出産は個人の決定に基づくものであることを基本としつつ、結婚・出産・育児について希望を持てる社会が形成されるよう環境を整備すると。4つとして、仕事、生活の調和を図れるよう環境を整備する。5として、地域の特性を生かした創業の促進・事業活動の活性化により、魅力ある就業の機会を創出する。6として、地域の実情に応じ、地方公共団体相互の連携協力による効率的かつ効果的な行政運営の確保を図る。最後の7として、国・地方公共団体・事業者が相互に連携を図りながら協力するように努めるというような7項目の理念になっているんですが、この7項目についての、まずどのような考え、方向性を持っているかということと、それから、後から地域ビジョンとか、総合戦略のほうでもお伺いしますが、この7つの方向でいわゆる町の総合戦略を頭に入れて立てるのか、まだそういうものは白紙なのか、答弁をお願いいたします。

○議長（稲葉勝男君） 町長。

〔町長 梅本和熙君登壇〕

○町長（梅本和熙君） 当然この基本理念、今、議員が言われたように、第6号に地域の実情に応じ、地方公共団体相互の連携協力による効率的かつ効果的な行政運営の確保を図ることという項目がございます。そして、その前の項目というのは当然やらなければならないようなことだと思います。

そのことに関して、やはり今南伊豆町は杉並区といろいろと地域連携をしております。そういう形で、杉並区からのほうの提案がありまして、いわゆるワープステイのこと、そしてインバウンドのこと、台湾との交流のこと、そういうことも含めて今こういう地域総合戦略をつくっていききたい、このように思っております。

そして、つい最近、杉並区長と一緒にやはり内閣府のほうへ行ってまいりました。そして、内閣府のほうの担当官、その方といろいろと話をさせていただきました。やはり、話の中に出てくるのは、やる気を出した地方には国は応援するという言い方でありました。やはり、この基本理念に合った総合戦略をつくることによって評価をいただいて、新たな国からの応援というかそういうものを勝ち取っていききたいなど、このように思っております。

やはり、国のほうは、もうある意味では地方は独自性を出していきなさいということであります。それで、つい最近2月の何日でしたか、地熱が日本を救うの関係で真山仁先生が来てくれました。真山仁先生の話は、やはりこのまち・ひと・しごと創生、この意味を皆さんご存じでしょうかと、わかりますかと。この裏にあるものは何かと言ったら、国のほうは少なくとも5年間は地方を応援するでしょうと。そして、その中で新しい形をつくれた自治体に対してはさらに応援していくでしょうけれども、それが無い場合はもう裏返しとして応援はしないという意味ですと、そういうすごい言葉がありました。

確かにそうなのかなという感じもいたします。ということは、もう国も約1,000兆円の借金で、前九十何兆円、100兆円の予算のうち大体半分が起債で賄っているという状況の中で、やはり最終的にどこへ手当をしてくるのかといたら、地方交付税とかそうした福祉とかそういう弱者の切り捨てというところへ国が手を入れてくるのではないかというような懸念が非常にあろうかと思えます。

そういうことを考えたときに、やはりこれはいち早く頑張って国の考えに沿った南伊豆町のあり方というものを、持続可能な社会をつくっていくということを考えていききたい、このように思っております。

以上です。

○議長（稲葉勝男君） 谷正君。

〔4番 谷 正君登壇〕

○4番（谷 正君） 今もきつい言葉で言いますと、先ほど言いましたように2015年から2020年の新たな2020年問題という話で、今、町長が認識、確かに私も考えたのではなくてある人の受け売りなんです、いわゆるこれを地方が動かなければ切り捨てになってもやむを得ないよと、それはもう地方のあなた方の責任だよというようなことまで、いわゆる国が1,000兆円の借金がある中でやりくりした中で、国も後から来る地方公共団体を待っているというような余裕はないよというような考えもあるよということをお聞きしたことがあるんですが。

そういう中で、まだまだ伊豆半島賀茂郡南伊豆町はいろんな事業施策の中で声が小さいと、いろんな思いで声が小さいと。だから声を大きくして、どんどん自分の要求を出してくださいというようなことがあるんですが、それらまだ、この私が先ほど質問したこの7つの理念の中で当然、南伊豆町版の総合戦略というのは成果品としてできていないと思うんですが、そういうものの中で、そういう意識をぜひ町長に声を出して入れていただきたいと。そうしないと、いろんな面で社会インフラだとか、先ほど言いましたように限界集落から消滅自治体というようなことも叫ばれますよという中で、ますます南伊豆が埋没していくと。

一説によりますと、少子高齢化の中で少子化ということをまじめに考えたときに、人口をふやすには2.01とか2.05でしたか、ないと実質的な人口がふえないよと。今、南伊豆はわからなかったけれども静岡県は1.53でしたか、先進国で人口減を辛うじてとめているのはフランスですよと。だから、フランスのデータをちょっと調べておいたほうがいいですよということもアドバイスを受けたんですが。

そういう面で、町長、いろんなソフトとかハードの面を含めた中で、後から2番目にそのハードの面の質問をさせていただきますけれども、そういう面でぜひ声を上げていただきたいと、あらゆる面で。そういう面を町長のほうでお考えがありましたら、答弁をお願いします。

○議長（稲葉勝男君） 町長。

〔町長 梅本和熙君登壇〕

○町長（梅本和熙君） お答えします。

2020年問題は、東京オリンピックを控えましてまだまだ日本の経済はそこまでは上がって

いくだろうと。それが過ぎた後に少なくとも景気が落ち込んでいくんじゃないかという予測はあるわけでございます。そういうことを考えたときに、本当に国の財政が逼迫してくるということは、とりもなおさず地方の財政も逼迫するということではないかと思えます。

そしてさらに2025年問題、先ほどから話しています団塊世代が後期高齢者になって、700万人ほどの認知症者が出てくるんじゃないかと、認知症の傾向のある人たちが出てくるんじゃないかというような話も出ているわけで、非常に怖いなと思っております。

そういう中で、やはり地方版の人口ビジョンを策定する国の手引きというか、国の総合戦略を勘案し、地方公共団体における人口ビジョンを分析し、人口に関する地域住民の認識を共有し、今後目指すべき将来の方向と展望を提示することが望ましいと期待されているわけでありまして。

また、南伊豆町は22年3月に策定した第5次南伊豆町総合計画の将来推計人口では、平成27年ことし9,063人となっておりますが、本年2月1日現在でそれより162人も少ない8,901人となっております、人口減少が加速していることが非常にわかります。今後、国、県の推計人口を勘案しながら、南伊豆町版人口ビジョン及び総合戦略を策定していくこととなりますが、住民の結婚、出産、子育てに関する意識や希望の調査、地方移住の希望に対する調査、高校、大学卒業後の地元就職率の向上、動向や、進路希望の調査等、自然増減や社会増減等について町民、議会及び有識者の皆さんと十分意見交換し、協議を行いながら作成してまいりたいと思っております。

そういう中で、やはりどのように特殊出生率を上げていくかということはあるかと思えます。今、南伊豆町の特殊出生率は1.67ぐらいではなかったかと思えます。大体1.8あれば特殊出生率で言うと人口が平行に推移するということだと思いますもので、その方向性を目指しながら、やはり婚活事業とかいろいろなことを進めながらとか、子育て支援をしながらとか、そういう高齢者に対するだけではなくて子育て支援とかそういうことを、まだまだ施策として取り入れていく必要があるかなと、このように思っております。

○議長（稲葉勝男君） 谷正君。

〔4番 谷 正君登壇〕

○4番（谷 正君） 今、町長の答弁の中で、2番目にお伺いする人口ビジョンのところまで答弁いただいた面もありますが、2番目の南伊豆町版人口ビジョンと総合戦略のイメージ、考え方、方向性、策定ということでお伺いします。

その前に、町長、前からのほかの議員の質問とかの中で、先ほどの同僚議員の質問の中で

も、ワープステイとかという話の中で、それから杉並区との老人ホームの共同運営とかというように、大変それを否定するわけではないんですが、南伊豆町に限って言えば、いわゆる生産年齢人口、いわゆる15、14歳でしたか、から今だったら60歳ですよ、あと定年が65歳ぐらいになるらしいのですが、そうしますと生産年齢人口が15歳から65歳になるのですが、その人口がふえないと、産業というんですか、事業も前に進んでいかないということになるのですが、それは確かにいわゆる2016年でしたか、日本の人口が全体に減少していくというような中で、そのいわゆる当然人口をふやすのはふやすんですが、生産年齢人口をふやす施策、15歳から65歳まで結構ですが、そういうもののお考えが現時点でありましたらお聞かせ願いたいと思います。

○議長（稲葉勝男君） 町長。

〔町長 梅本和熙君登壇〕

○町長（梅本和熙君） お答えします。

特別養護老人ホームもCCRCというような考え方ではございません。老人のための住みよい町というようなだけのことでなくて、やはり日本版CCRCみたいなことを考えていきたいと思っています。

そういう中で、やはり職場をつくっていくということは当然必要になろうかと思えます。それが杉並区の特別養護老人ホームで、そこに若年層が移住しやすい雇用のある町ということがあろうかと思えます。

それと、もう一つ、ワープステイの考え方ですけれども、これは65歳から75歳のアクティブシニアに、いわゆる5年間移住していただいてそしてまた元の住みかへ帰っていただくという、非常に都合のいい考え方なんですけれども、そういう方向性をつくっていくことによって、いわゆる田舎の地方自治体が高齢化していかないと。都市自体が高齢化していかないと、そういうことも考えた施策です。

議員がおっしゃるように、やはり若年層が移住、居住してくれるということは当然大事なことですし、そういう施策を行うためには、やはり働く場所、雇用の場所が必要になろうかと思えます。そして、さらにまたそのための子育て支援とかそういうことにももっともっと力を入れていく方向性は考えていきたいと思っております。

○議長（稲葉勝男君） 谷正君。

〔4番 谷 正君登壇〕

○4番（谷 正君） それで、地方創生法の中で、内閣総理大臣を本部長としましていわゆ

る俗に言う地方創生本部を国が立ち上げて、都道府県はこれは市町村もそうなんですが、地方公共団体努力義務として地方版、先ほどから質問・答弁をいただいているんですが、策定することになっているよと。

マスコミ等では、いわゆる地方創生事業の国の予算というのは、4,200億というのが一般的にこう来ているのですが、あるところだと4,200億から1兆円ぐらいの規模になれば、国としても地方の自立というのが当然、地方版総合戦略の中からそういう事業を地方がやるということになれば、国もある面ではお金がかかるんだけど嬉しいというようなことも聞いたことがあります。

その中で、先ほど来町長が言っていますように、地方公共団体のこのまち・しごと創生事業につきましてはいわゆるアイデア勝負だよと。何回も言うようですけども、2020年までにはそういうものが当然策定してそういうものをつくらないと、ますますいろんな面で町が寂れて人口も社会インフラの整備、これはソフト・ハード含めたものなんですけど、そういうものがないと、当然人間の本質として今住んでいる住環境よりいいところでしたら移動が簡単なんですけども、今の住んでいる住環境より下がるようなところへは誰も行きたくないよというのが一般的な心理だということを知っているんですが。

そんな中で、1月26日、静岡県の川勝知事は定例の記者会見で、先ほど来申しています地方版総合戦略を全国に先駆けて秋までにまとめると、そういうような記者会見の席上、表明しました。

地方版総合戦略をまとめるに当たりまして、防災とか地域の成長を両立させる目的でいわゆる沿岸部の再生と、川勝知事が二言目には言っています内陸部の活用を進める内陸フロンティアの取り組み、それから合計特殊出生率の引き上げに向けた子育て支援や産業成長戦略の推進などを重視するというようなことであります。

それで、人口減少対策については既に静岡県の有識者会議から提言を受けて、2014年度中に産学官などで構成する県民会議を立ち上げるほか、2015年度には県内を5つの圏域に分けた地域会議を設けて、オール静岡で対策を推進するということであります。

こういう動きが国、県の中で当然あるんですが、町長のほうでもご認識はしていると思うんですが、国の政策とか事業との整合性、静岡県との地方版総合戦略との連携、兼ね合い、南伊豆町独自の目的、先ほど来質問しました理念としての7項目等の具現化をどのように考えているのか。これのいわゆる南伊豆版の総合戦略というのは、今後それを策定したときに南伊豆町の姿勢や考え方、アイデア、真価が問われるのではないかと考えています。

また、先ほど来同僚議員からの質問もありましたが、第5次総合計画や半島振興法などほかのさまざまな南伊豆町の基本計画との兼ね合い、こういうものとの見直しとかその整合性とかというのが必要だと思うんですが、それらについてどう思うかということと。

このいわゆる総合戦略に当たって、いろんなソフトの面それからハードの面でも協議とか論議が必要だと思うんですが、そういう面の中で、プロジェクトチーム何なりの立ち上げというのが現時点で考えられるのか、られないのか、その辺もお聞かせ願いたいと思います。

○議長（稲葉勝男君） 町長。

〔町長 梅本和熙君登壇〕

○町長（梅本和熙君） お答えいたします。

この総合戦略をどのような形で、地方人口ビジョンをどのような形でつくるかということに関しましては、今考えているのは新年度中につくりたいと。それで、100人委員会等を、今までワークショップを大分やってきました。その中で、町民の皆さんに参加していただいて100人委員会などをつくりながら、具体的な案をつくっていきたいと思っております。

そのような中で、さらに杉並区との連携の中で、杉並区の考え方を取り入れながら南伊豆町の考え方とマッチする部分ではそういう新しい形をつくっていきたいと思っております。

そしてまた、内陸フロンティアの問題ですけれども、静岡県の方からも内陸フロンティア、何とかそういう施策の方向性をという話は来ております。それで、石廊崎の再開発等を進める中で、防災関係の考え方をそこに入れると、観光客の避難路とか地域住民の避難の方法とか、その防災計画を入れることによって内陸フロンティアという考え方がそこに生まれるんじゃないかというような話も伺っておりますから、そういうことも考えていきたいと思っております。

それで、特に杉並区の特別養護老人ホームは全国初のモデルになっていこうかと思っております。それと、もう一つは杉並区との地方自治体間の連携というのものも、新しい形の全国モデルとして捉えていけるのではないかなと思っております。そういうことを含めながら地方総合戦略をつくっていききたいなど。

さらに、ESDという考え方もあります。教育の持続可能な社会ですか、そういうことを目指していく。教育をするということですかね、持続可能な社会のための教育、子供たちに対する教育、そういうことも含めまして総合戦略のあり方をもっともっと検討していきたい。

そして、市内のプロジェクトに関しましては、100人委員会をつくる流れの中で市内のプロジェクトも必要になってこようかと思っておりますので、そういうことも考えていきたいと思

っております。

以上です。

○議長（稲葉勝男君） 谷正君。

〔4番 谷 正君登壇〕

○4番（谷 正君） それでは、2番目の、南伊豆町の土砂災害対策の質問に移らせていただきます。

まず、ここ数年、地球規模の気候変動に伴いまして、ここ10年間の平均の豪雨、この豪雨という定義は、1時間に50ミリ以上の雨だそうです。ちなみに、町長、学生のときですかね、昭和51年、52年で青野川が氾濫して、その当時の特別措置法の法律が激甚災害に指定されて、おおむね5年間で65億ぐらいですか、いわゆる上賀茂から湊大橋までの河川、まだ暫定断面なんです、それを施工したと。それ以後、この青野川沿線については大きな水害というのはないわけですよ。

中で、暫定断面でも両岸に遊歩道等をつくってそれから南の桜を植えてあるんですから、先ほど来申し上げています1カ月に28万以上のお客が来るといような、この災害防止、災害対応をすれば、ある程度観光とかそれから町民の命、それから町のいわゆる遠い施策についてもある程度めどがつくといような、これは南伊豆でもこの青野川の河川改修といのは当然いい例だとは思っています。

その中で、いわゆる1時間50ミリ以上の10年間の発生回数が、土砂災害の発生回数が10年から20年前の1.2倍になっているんだそうです、その災害の発生率が。記憶の新しいところだと、前にもご質問しました大島それから昨年 of 広島の大規模災害。

静岡県では、これ昨年の3月31日のデータなんです、災害危険箇所は静岡県内で1万5,193カ所。それで、この1万5,193カ所の中で、静岡県の総合計画の「富国有徳の理想郷“ふじのくに”のグランドデザイン」の平成26年から29年の後期アクションプランの中で、平成29年度末に保全される人口を、平成24年度の8万9,700人から5,100人ふやして9万4,800人とするといような目標を立てて、これから1,845カ所の施設整備の事業の推進を図るといようなことが発表されています。

その中で、南伊豆町の土砂災害対策、これは土石流対策、砂防、地すべり、崖崩れ、これ急傾斜なんです、その考え方、整備の方向、状況をお聞きします。

ちなみに土石流といのは、市町村地域防災計画に位置づけられた避難場所、もしくは人口50戸以上等を保全するもので、1件当たりの事業費が1億円以上、主に砂防堰堤の整備を

行くと。県内では危険箇所4,247ありまして、南伊豆町では252カ所ありまして、整備率が8.4%だそうです。非常に少ないと。

地すべりについては、採択基準が同じく地域防災計画に位置づけられて、避難場所は10戸以上で、事業費が1億円以上で、主に維持修繕工事を行うものだと。南伊豆の場合は1カ所あるんですが、これは1カ所既に手当も済んで、整備率は100%だよと。

問題の3番の崖崩れ防止施設、これ急傾斜崩壊対策事業なんですけど、崖高が10メートル以上で、人家が5戸以上、それから崖の高さが5メートルから10メートル以上で、保全人家が5戸以上の場合には市町村工事に対する県費補助とかというような形。それから、南伊豆町はこの指定が245カ所で、整備率が29.8%。

南伊豆町におけるこの土砂対策の3事業の合計が498カ所で、整備箇所が50カ所で、整備率が19.8%だそうです。これ、賀茂郡の中でも下田市に次いで2番目の低い現状だよと。

そこで、一般的には急傾斜のことでお話をしますと、地元市町の負担というのは1割が原則ということなんですけど、これが今までの予算を見ますと1年に1回ぐらいしか予算計上、負担金としてされていないんですが、それで町長、先ほど言いました声を大きくしろという中で財政的に厳しい市町についてはこの10%を5%にしろとか3%にしろというようなお話というか、運動を起こす気があるのか、ないのかお聞きしたいと思います。

○議長（稲葉勝男君） 町長。

〔町長 梅本和熙君登壇〕

○町長（梅本和熙君） お答えします。

まず、土砂災害対策については、現在、県で行っている土砂災害防止法による警戒区域、特別警戒区域の指定事業、すなわち避難を促すことで人命を救うためのソフト事業と、砂防三法による施設をつくることにより人命を救うためのハード事業があり、現在町内では土砂災害防止法による警戒区域134カ所の指定、特別警戒区域108カ所の指定が終了しています。ハード事業の整備や急傾斜地崩壊防止施設57カ所、土石流防止施設14カ所になっています。ハード、ソフトとも静岡県が実施しており、今後も町として県に対し事業が進むための協力をしていくとともに、町民への周知等、事業要望の説明なども行ってまいります。

なお、町も協力して現在実施しているソフト事業である土砂災害防止法の説明会の中でも、ハード事業について説明を行い、土砂災害の危険性を訴え、施設整備の実施要望に対して周知を行っておりますが、近年、町内では関係住民、地権者の同意や負担金を伴うことなどで事業への要望が少なくなっております。

町としても今後静岡県と連携し、急傾斜地崩壊対策事業、土石流防止対策事業を進めていき、ソフト、ハード両面での町民の安全・安心なまちづくりを実施してまいります。

また、地元負担金、自治体の負担金10%を少なくしろということを県に対しての要望、これはでき得る限りしていきたいなど、このように思っております。

○議長（稲葉勝男君） 谷正君。

〔4番 谷 正君登壇〕

○4番（谷 正君） これ、うわさでこんなところで言うては悪いんですが、そういう面を県地方課内とかで議題になったとかならないとかといううわさもあるもんですから、その10%を5%にというのはぜひ。南伊豆単独では当然できないし、ほかの賀茂郡の市町も多いもんですから、いわゆる町村会、町長会何なりにそれをまとめた中での要望はぜひ必要だと思います。

これは答弁要らないです。

そうした中で、先ほど来質問しています地域防災計画、これは昨年の12月9日にできたよということを防災室のほうからいただいたんですが、その中の風水害対策編の中に河川名は具体的に二分化するのはどうだとか、具体的な名前があるんですが、今質問しました土砂災害対策の箇所について具体的な記載がちょっとないような感じなんですが、その辺の環境を具体的に地域防災計画に記載することが可能なの、ないのか、お伺いしたいと思います。

○議長（稲葉勝男君） 防災室長。

○防災室長（渡辺雅之君） お答えいたします。

地域防災計画の風水害対策編、こちらのほうに土砂災害防除計画でありますとかそちらの関係、載せてございます。これ以外に資料編がございまして、そちらの資料編の中の南伊豆町避難勧告等の判断伝達マニュアル、土砂災害水害高潮災害、こちらのほうの資料のほうに避難勧告等の対象となる避難すべき区域、崖崩れ土石流、ここの地点が掲載をしております。そして、同じく資料編なんですが、災害危険区域関係ということで、砂防の指定地でありますとか、地すべり防止区域、それから急傾斜崩壊危険区域位置図でありますとか、今、土砂法で進めております土砂災害警戒区域、特別警戒区域の指定された場所について載せてございます。

以上でございます。

○議長（稲葉勝男君） 谷正君。

〔4番 谷 正君登壇〕

○4番（谷 正君） 失礼しました。

私、いただいた本編しか見ていなくて、本編の中には河川は具体的にあって、先ほどの危険個所の指定が本編にはちょっとあらわれていなかったものですから、失礼しました。ありがとうございました。

次に、2番目の石廊崎地区の土石流対策、砂防事業の進捗状況と今後ということで、お伺いします。これも前の議会で私、質問したんですが、これについて再度、前段の最初の質問、それから答弁を踏まえた中で、石廊崎地区の土石流対策、砂防事業について質問します。

当然公共事業につきましては、一般的には用地取得が必要だと。用地取得ができれば、現在の日本の土木技術、建築技術ではもう9割以上の事業が完了したというようなことを言われています。これにつきましては、再三の質問の中で、事業そのものは国、県の事業であります。先ほどちょっと触れましたように青野川、過去に三十数年前に青野川は2級河川なんだけれども、いわゆる南伊豆町民のため、南伊豆のためだということで職員が土木事務所、県等の出先と一緒にしてお手伝いをして、用地交渉なり技術的なアドバイスをしたというような経過があります。

そういう中で、南伊豆町が利益を受けるものですから、率先して南伊豆町がそういうものについてかかわって、用地なり何なりを解決すべきかと思うんですが。

まずその前に、町長、石廊崎というのは過去に土石流で人的被害はなかったんですが、大きな被害というか問題になった被害があって、大きな風評被害ではないんですが、やはり風評被害も発生したということを知っているんです。いわゆるこれ、現場へ町長おいでになったのか、先ほどの一條・稲梓線だと下田市長なんかと行ったというような答弁がございましたが、その辺は石廊崎の砂防地区については現場へ行かれているのか、行かれていないのかということをお伺いします。

○議長（稲葉勝男君） 町長。

〔町長 梅本和熙君登壇〕

○町長（梅本和熙君） お答えいたします。

現場には行っておりません。大体このあたりであろうという説明は受けておりますけれども、すみません、現場にはまだ行っておりません。

○議長（稲葉勝男君） 谷正君。

〔4番 谷 正君登壇〕

○4番（谷 正君） そうした中で、先ほど来同僚の議員からも質問がありました石廊崎の

再整備の計画、3月にはできるということなのですが、この計画が立派なものができる、再三私は言うんですが、大島地区だとか広島地区みたいなああいう土石流の災害が出たときには、現実的に石廊崎の集落が全部じゃないかもしれないけれども潰れるよと。それ以上に怖いのは風評被害だよと。石廊崎地区は災害でだめだよということになりますと。

当然私も質問しますし、町長も答弁で石廊崎というのは静岡県の観光、伊豆半島の観光の核だというような形のことを言っているんですが、そういう面の中で、具体的に26年度中にもどのようなことをやったのか、また用地がもう手当てができる見通しがいついているのか、いないのか、ちょっと答弁をお願いします。

○議長（稲葉勝男君） 町長。

〔町長 梅本和熙君登壇〕

○町長（梅本和熙君） お答えいたします。

石廊崎の沢砂防につきましては、私は岩崎産業が同意をしないということで、事業が遅れていたという認識がありまして、岩崎産業との和解を受けてこれは再事業化が進むなと思っておりまして、一部地権者から同意が取れないという状況になってまいりました。

そのような中で、平成26年度中は何度かその事業に同意をいただくための努力をしたわけです。何度か私が出向きましたけれども、なかなかご理解を得ることができません。

そういう中で、今後どのように解決していったらいいか、今知恵を絞っているところです。その石廊崎区のほうにも調整とか協議をお願いしております。今後も新年度も石廊崎区と密に連絡を取りながら協力やアドバイスをしながら、事業がなるべく早く実現できるように考えていきたいと。私もまたその反対の地権者の方のところへ出向くように努力したいと思えます。

また、静岡県とは随時連絡を取り合って、問題が解決次第事業がスタートできる体制を整えていただくよう、お願いをしております。できる限りその事業に難色を示している地権者の方に対してご理解をいただく努力をしてまいりますので、ぜひ議員のほうもよろしくお願い申し上げます。

○議長（稲葉勝男君） 谷正君。

〔4番 谷 正君登壇〕

○4番（谷 正君） なかなか土地の手当てができないということなのですが、町長の職業のことを言っただけは悪いんですが、町長、職業柄、いろんな方策は考えられると思います。

そんな中で、前のいわゆる質問の中で、課長の答弁ですと概略設計書は私のところにあり

ますよと、そういう答弁も確かあったと思います。これはぜひ、もう石廊崎再整備の計画はもう3月に出るとのことなんですが、私個人としては今さら言ってもあれなんですが、石廊崎の再整備計画ができる前に、少なくとも石廊崎の砂防工事というのはもう手をつけているか終わっているべきじゃないかと思うものですから、その辺はいろんな方の協力を得ながらぜひ進めていただきたいと思います。

これで私の質問を終わります。

○議長（稲葉勝男君） 谷正君の質問を終わります。

◎散会宣告

○議長（稲葉勝男君） 本日の議事が終わりましたので、会議を閉じます。

本日はこれをもって散会します。

ご苦労さまでした。

散会 午後 3時39分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

平成 年 月 日

議 長 稲 葉 勝 男

署 名 議 員 横 嶋 隆 二

署 名 議 員 加 畑 毅

平成 27 年 3 月定例町議会

(第 2 日 2 月 25 日)

平成27年3月南伊豆町議会定例会

議事日程(第2号)

平成27年2月25日(水)午前9時30分開議

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 一般質問
- 日程第 3 諮第 1号 人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第 4 議第 1号 南伊豆町課設置条例の一部を改正する条例制定について
- 日程第 5 議第 2号 南伊豆町附属機関設置条例の一部を改正する条例制定について
- 日程第 6 議第 3号 南伊豆町行政手続条例の一部を改正する条例制定について
- 日程第 7 議第 4号 南伊豆町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 日程第 8 議第 5号 南伊豆町介護保険条例の一部を改正する条例制定について
- 日程第 9 議第 6号 南伊豆町防災委員設置条例の一部を改正する条例制定について
- 日程第10 議第 7号 南伊豆町立認定こども園条例の全部を改正する条例制定について
- 日程第11 議第 8号 南伊豆町放課後児童クラブ条例制定について
- 日程第12 議第 9号 南伊豆町いじめ問題対策連絡協議会等条例制定について
- 日程第13 議第10号 南伊豆町環境基本条例制定について
- 日程第14 議第11号 指定管理者の指定について(南伊豆町菅温泉銀の湯会館)
- 日程第15 議第12号 指定管理者の指定について(弓ヶ浜温泉公衆浴場)
- 日程第16 議第13号 平成26年度南伊豆町一般会計補正予算(第8号)
- 日程第17 議第14号 平成26年度南伊豆町国民健康保険特別会計補正予算(第3号)
- 日程第18 議第15号 平成26年度南伊豆町介護保険特別会計補正予算(第4号)
- 日程第19 議第16号 平成26年度南伊豆町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)
- 日程第20 議第17号 平成26年度南伊豆町土地取得特別会計補正予算(第1号)
- 日程第21 議第18号 平成26年度南伊豆町公共下水道事業特別会計補正予算(第4号)
- 日程第22 議第19号 平成26年度南伊豆町中木漁業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)

日程第 2 3 議第 2 0 号 平成 2 6 年度南伊豆町妻良漁業集落排水事業特別会計補正予算（第 1 号）

日程第 2 4 議第 2 1 号 平成 2 6 年度南伊豆町水道事業会計補正予算（第 3 号）

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（10名）

| | | | |
|-------|-----------|-------|-----------|
| 1 番 | 加 畑 毅 君 | 2 番 | 宮 田 和 彦 君 |
| 3 番 | 吉 川 映 治 君 | 4 番 | 谷 正 君 |
| 5 番 | 長 田 美喜彦 君 | 6 番 | 稲 葉 勝 男 君 |
| 7 番 | 清 水 清 一 君 | 9 番 | 齋 藤 要 君 |
| 1 0 番 | 渡 邊 嘉 郎 君 | 1 1 番 | 横 嶋 隆 二 君 |

欠席議員（なし）

地方自治法第 1 2 1 条により説明のため出席した者の職氏名

| | | | |
|---------------|-----------|-------------|-------------|
| 町 長 | 梅 本 和 熙 君 | 副 町 長 | 松 本 恒 明 君 |
| 教 育 長 | 小 澤 義 一 君 | 総 務 課 長 | 小 嶋 孝 志 君 |
| 防 災 室 長 | 渡 辺 雅 之 君 | 企 画 調 整 課 長 | 谷 半 時 君 |
| 建 設 課 長 | 鈴 木 重 光 君 | 産 業 観 光 課 長 | 齋 藤 重 広 君 |
| 町 民 課 長 | 橋 本 元 治 君 | 健 康 福 祉 課 長 | 黒 田 三 千 弥 君 |
| 教 育 委 員 会 会 長 | 勝 田 英 夫 君 | 上 下 水 道 課 長 | 飯 田 満 寿 雄 君 |
| 事 務 局 長 | | | |
| 会 計 管 理 者 | 鈴 木 豊 美 君 | 総 務 係 長 | 平 山 貴 広 君 |

職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長 大 年 美 文 主 幹 渡 辺 信 枝

開議 午前 9時30分

◎開議宣告

○議長（稲葉勝男君） おはようございます。

定刻になりました。ただいまの出席議員は10名です。定足数に達しております。

これより平成27年3月南伊豆町議会定例会本会議第2日の会議を開きます。

◎議事日程説明

○議長（稲葉勝男君） 本日の議事日程は印刷配付したとおりでございます。

◎会議録署名議員の指名

○議長（稲葉勝男君） 日程第1、会議録署名議員を指名します。

南伊豆町議会会議規則の定めるところにより、議長が指名します。

1 1 番議員 横 嶋 隆 二 君

1 番議員 加 畑 毅 君

◎一般質問

○議長（稲葉勝男君） 日程第2、これより一般質問を行います。

◇ 横 嶋 隆 二 君

○議長（稲葉勝男君） 11番議員、横嶋隆二君の質問を許可します。

〔11番 横嶋隆二君登壇〕

○11番（横嶋隆二君） それでは、通告に基づいて、南伊豆町の住民と日本共産党を代表して一般質問を行います。

まず、町民生活・産業経済の現状と2015年度予算と地方創生ということであります。

一般質問が締め切られたのが2月6日、予算説明があったのが16日で、昨日、初めて施政方針の内容を把握をしました。そのため、ちょっとこの中の順番を変えて質問をいたします。

まず、施政方針の基調としては、まち・ひと・しごと創生、いわゆる地方創生が基調になって報告をされております。③に、地方創生政策の背景と課題について、日本創成会議の提言とのかかわりでどのようにこの課題を捉えているかという項目を立てました。

昨年9月の国会で安倍首相が、日本創生まち・ひと・しごとの創生法の提案の中で、議会でも話題になっている海士町などの例を挙げて、この地方創生の動きが始まりました。町長は昨年11月19日の全国町村長大会でも、これらの内容を把握しているかと思いますが、これについて、日本創成会議との提言では、どういう認識を持たれているかご答弁いただけますか。

○議長（稲葉勝男君） 町長。

〔町長 梅本和熙君登壇〕

○町長（梅本和熙君） お答えいたします。

国が地方創生を掲げ、昨年9月3日にまち・ひと・しごと創生本部を設置し、経済対策に取り組んできたのは、時系列的には、昨年5月8日に有識者による日本創成会議が公表した消滅可能性のある自治体リストの公表後となります。まち・ひと・しごと創生総合戦略では、基本的な考えとして、我が国は2008年をピークとし人口減少局面に入っている。今後2050年には9,700万人程度となり、2100年には5,000万人を割り込む水準まで減少するとの推計があります。加えて、地方と東京圏の経済格差拡大等が若い世代の地方からの流出と東京圏の一極集中を招いている。人口減少を克服し、地方創生をなし遂げるために、人口、経済、地域社会の課題に対し一体的に取り組むことが何よりも重要であると記載しています。

以上のことから、地方創生に関する政策と日本創成会議の提言とのかかわり合いについては、国の案件であり、何とも申し上げようがありませんが、国は、総合戦略の基本的な考え方とおおり、客観的なデータに基づいて将来人口を推計し、日本の人口、経済、地域社会の課題について、総合的に対策を講じようとしているものと捉えています。

以上でございます。

○議長（稲葉勝男君） 横嶋隆二君。

〔11番 横嶋隆二君登壇〕

○11番（横嶋隆二君） 2014年、昨年11月19日の全国町村長大会では、明治大学の小田切教授が田園回帰の時代が始まるということで、いわゆる地方創生の話がある中で、田園回帰の時代が始まるということで、一方で5月8日に日本創成会議が発表した人口減少や消滅自治体、この発表とは別な発表をしております、講演をしております。これらについてどのように思われるか。町長は、国が発表したからだということではありますが、同時に南伊豆町のこの場所でも、別な形で講演をした大森彌先生、これは都市部の高齢化対策に関する検討会、いわゆる杉並区との特養の連携の問題で講演した大森彌さんも、これは後で述べますが、この日本創成会議の提言に言及しておられます。

まず、全国町村長大会で小田切徳美明大教授が日本創成会議の提言と違う提案をしておりますが、それらについては把握をしておられるか、お答えいただけますか。

○議長（稲葉勝男君） 町長。

〔町長 梅本和熙君登壇〕

○町長（梅本和熙君） 日本創成会議が発表したのは、人口推計における事実のこととか、そういうことであろうかと思えます。そういう流れの中で、例えば地方自治体が何もしないまま時間を過ごした場合には、当然消滅可能性都市という問題が起こってこようということでございます。

その中で、小田切先生たちが言っているのは、多分田園回帰の時代が始まるというのは、そのような流れとか、そういう感じは確かに出てきております。田舎暮らしをしたいとかそういう方向性、移住とかそういうこともあります。そういう流れの中で、また本の中にも、地方自治体とか、田舎は消滅しないというような書籍もございます。

確かにそういう、この日本創成会議に対する、増田さんの発表に対する考え方に反論を述べている方々が確かにいられるのは事実ですけども、これは、人口減少ということは事実の問題であって、何もしなければ、この地方自治体が消滅していけると、いわゆるそういう状況になるのは、これは私は正しい考え方ではないかなと、このように思っております。

○議長（稲葉勝男君） 横嶋隆二君。

〔11番 横嶋隆二君登壇〕

○11番（横嶋隆二君） 全国町村会に、いわゆるコラムを初め提言を何本も書いている大森彌先生が、この日本創成会議の問題に関して、こういう言及をしております。人口減少とい

うことじゃなくて、市町村の最小人口規模など決まっていなくてもかかわらず、若年女性の半減で自治体消滅の可能性が高まるというのですが、住民人口が減少すればするほど市町村の存在理由は増しますから、消滅など起こりません。起こるとすれば、自治体消滅という最悪の事態を想定したがゆえに、人々の気持ちがなえてしまい、そのすきに乗じて撤退を不可避だと思わせて、人為的に市町村を消滅させようとする動きが出て、当の市町村がそれに挑戦する気持ちを失ってしまう場合であるとして、増田レポートは、市町村合併による自治体消滅には言及をしておりません。

ちなみに増田寛也さんは、第1安倍改造内閣の総務大臣で、市町村合併を小泉内閣に続いて推進した人物であります。その当時の人為的な自治体の消滅は1,600、1,600の自治体が消滅しました。しかし、これについてはレポートは、これを表明しておりません。

大森彌先生は、この提言のタイトルを自治体消滅のわなで、いわゆる気をつけてこの提言を読む必要があるということでもあります。

また、全国町村会の大会で講演をした小田切徳美さん、また、田園回帰の時代の共著論文を調査して出している藤山浩さんは、これは図書館にある本ですけれども。いずれにしても町長のご記憶があるかと思いますが、11年前に我が南伊豆町議会が島根県の中山間地域研究センター、ここに視察に行きましたが、当時はここにおりませんでした。小田切徳美教授は、その研究センターのアドバイザーを務められて、藤山浩さんはそこの統括官を今、されております。

海士町も初めとして名前が出ている海士町、これは合併のときに、合併をしないまちづくりを進めて踏ん張った、小さくても輝く自治体フォーラムの構成メンバーで、全国町村大会の同じ3日間の日程の1日、その小さくても輝く自治体フォーラムでも講演をしてやっている。そのシンクタンクに我が町議会も視察に行った中山間地域研究センターが、全国の中山間地域の振興のセンターになっていて、まさにいわゆる人口では80万人を切っている島根県の全体の地域の振興を積み上げてきた、我々があそこにイノシシの問題でも対策で行きましたが、実はそういう中山間地域の振興の礎を築く拠点でありましたけれども、別れの際に、当時のセンター長は私たちに、首都圏に近い南伊豆町が中山間地域での発展の先駆けとなるよう期待をしますという言葉を受けて、11年がたちます。

町を残して本当によかったなという思いでおりますが、改めて、この地方創生の問題がいわゆる日本創成会議の人口減少とか消滅自治体というショックで出されていますけれども、もちろん手をこまねいているとかそういうことではありませんし、これまで私たちも積み上

げてきたわけですが。町長、先ほど東京一極集中、あるいは今の日本が抱える問題でありましたが、地方創生会議の提言は、いわゆる本当にこれを変える方向を示しているのか。今までなぜ東京一極集中が進んで、あるいは若者世代の就労や結婚、子育て、これが減少してきたのか。これには農産物輸入自由化によって農林水産業が衰退をする。大店舗法の廃止などによって商店街が潰れる。地方の産業が壊されて疲弊してきたことがあるのではないかと、消費税増税がこれに追い打ちをかけている。

こうした点で、地方の創生に関しては、農林水産業などの地域の資源活用と雇用と所得をつくる、医療、介護の確保、その点で、今、政府が進めているのは、残業代ゼロ法案、また、首切り自由化法案を予定をしていると。また、介護保険法では、この議会にも出されてきますが、診療報酬を削減する。これでは地方創生と逆行するのではないかと危惧をしますが、この点についてはどのようにご認識をされておりますか。

○議長（稲葉勝男君） 町長。

〔町長 梅本和熙君登壇〕

○町長（梅本和熙君） お答えいたします。

国が進めている政策に対してどうこうという立場ではございません。そのような中で、例えば消滅可能性についての議論、この議論を例えば学者がやっている議論に対して、我々がどっちが正しいとか、どっちが間違っているとかという、そういう問題じゃなくて、いわゆる増田レポートにも、人口減少社会の中で消滅可能性というものは当然ありますよと、どんどん特殊出生率が下がっていく。そういう中で、例えば東京一極集中して、東京の特殊出生率というのは1.1ぐらいまで落ち込んでいる。東京へ人口、社会的流入はしながらも、東京自体が人口がふえながらも、現実には東京がブラックホールになりながら人口減少の元凶になっているというような話もされているわけでありまして。

そういう議論の中で、例えば大森先生にしても、小田切先生にしても、新しい形として、例えばそれに、増田レポートも当然です。このことは言っているわけです。消滅可能性と言いながら、じゃ、それに抗するために何をすればいいのかということを増田レポートの中でも出ているわけです。そういうことに向かって何もしない市町村は、どうしても最終的には消滅可能性がある市町村になりますよという議論ではないかと思えます。

それともう1点ですけれども、この合併論に関しましてはちょっと議論が違うんじゃないかなと、これは思います。いわゆる地方自治体がどのような規模で、そして政策をしていくか、自治能力をどこまで認めてもらうかということになりますと、非常に重要な問題がそこ

にあらうかと思えます。やはり国のほうは、今、道州制とかいろんなことも言われております。確かに道州制になったときに、果たしてこういう小さな自治体が自治能力をどこまで認められるのか。よくここのところは皆さんで議論をして考えて、例えば我々の自治能力というのはこんなものでいいんですよ、今3割自治とよく言いますけれども、1割でもいいんですよということであるなら、それはそれで皆さんの選択だろう、こういうふうに考えます。

だから、この辺の議論というのは、余りにもちょっと議論が大きくて、本来こういう場でやる議論ではないのではないか、このように思います。

○議長（稲葉勝男君） 横嶋隆二君。

〔11番 横嶋隆二君登壇〕

○11番（横嶋隆二君） まさにこういう場で、予算編成なり施政方針のベースになっているものが出てきていることで、政策論議というのはまさに、私たちは国から認められる範囲で物事をやるということではなくて、自治権、国民の権利で自治体を運営するという観点がこの議論を持ちかけた発端でありまして、これは、いわゆる自治体に対する姿勢が、この答弁も含めてあらわれているのではないかというふうに思います。余りこれだけで議論するとあれなもので。

ちなみに、学者の議論ということではありますが、小田切徳美さんや、あるいは藤山浩さん、あるいはその他中山間地域研究センターにいる学者は、現場の実践と結びつけてこれを導いて、いわゆる田園回帰はその事実の流れであります。これを私たちは、こういう視点も頭の中に入れて、自治体運営をしていくべきではないかというふうに思います。

さて、①の町民の生活の現状、実情についてどのように把握して対応されるのか。また、予算編成ではどのように考えているのか。その点、基本的な観点をお答えいただけますか。

○議長（稲葉勝男君） 町長。

〔町長 梅本和熙君登壇〕

○町長（梅本和熙君） お答えいたします。

昭和30年代には1万6,000余あった本町の人口は、平成27年2月1日現在、約半分の8,901人となっていることが、最も端的に町民生活の現状、実情をあらわしている数値であると考えます。

昨日もお話ししましたように、平成22年3月に策定しました第5次南伊豆町総合計画の将来推計人口は、平成27年で9,063人でしたが、本年2月1日現在で、それより162人も少ない8,901人に人口減少し、この人口減少の加速が進んでおります。そのようなことを考えた

きに、南伊豆町の今の現状というのがあるのかなと思います。

なお、日本の人口は減少し続けるという統計データが出ていますが、総人口に占める三大都市圏の人口の割合は、従前から一貫して増加傾向にあり、その多くが東京圏のシェア上昇分であると言われてしています。

確かに田園回帰の傾向はあっても、いまだにまだ都市への若年層の流入というのが進んでいることも、これも事実であります。これは、就労、医療、教育、福祉、子育てといった生活の基盤条件が整っている都市部に今後も人口が集中していくであろうことであり、県内の長泉町では、周辺の沼津市や三島市に隣接し、交通利便の高さや豊かな地下水を背景に、化学繊維や製紙等の大規模工場の立地が進んだこともあり、35年前に3万人であった人口は、現在では4万2,000人を超え、今なお増加傾向が続いているというのが状況であります。

実際問題、先ほどから田園回帰の問題が出ておりますが、やはり人間というのは便利な生活とかそういうところへ流れていくというのは確かにあるのではないかと、このように傾向としてそれはあるんだろう。ただ、確かに田園回帰をしたいという人々も相当いるということも事実であります。

医療、教育、福祉も当然大切ですが、根幹は就業先の確保であると考えています。残念ながら静岡県での人口減少も続いており、県では平成27年度当初予算において、静岡県型地方創生を推進し、対応策を講じていく予定だそうでございます。本町では、現状の限られた財政の中で、医療、教育、福祉のバランスを見ながら、町の基幹産業である観光業を中心に、就労の機会を確保する予算編成、新しい産業や就業の場所の創出など、予算編成を心がけるとともに、平成27年度で策定する地方版総合戦略などで対応してまいり、このような考えであります。

以上です。

○議長（稲葉勝男君） 横嶋隆二君。

〔11番 横嶋隆二君登壇〕

○11番（横嶋隆二君） 今、町長は人口減少等々、概念の話をしましたが、いわゆる町民生活、町内生活の現状、これについては一言というか、端的に言うとしたらどのように捉えておりますか。

○議長（稲葉勝男君） 町長。

〔町長 梅本和熙君登壇〕

○町長（梅本和熙君） やはり経済というものを考えたときに、人口減少していくということ

は、経済にも影響を与える、これは当たり前のことじゃないかと思います。人口が少ないところで経済が栄えているというのは余り聞かないわけでありまして、これは当然の流れ。そのような中で今の南伊豆町もあろうかと思います。やはり若者が流出していくというのは、そこに新しい就労の場所があるとかという問題に関しましては、南伊豆町は非常に脆弱である。やはり都市部のほうが働く場所があって、そしていい給料がもらえてというような、そういう形の流れの中で、この人口流出が続いている。

だから、少なくとも南伊豆町の今の現状の中で、所得が静岡県の中で一番低いというの、ある意味ではうなずけるということは思っております。そのことに対して、我々が今から何をなさなければいけないか、そういうことを皆さんで議論していく、これが必要じゃないかなど、このように思っています。

○議長（稲葉勝男君） 横嶋隆二君。

〔11番 横嶋隆二君登壇〕

○11番（横嶋隆二君） いや、人口減少、便利なところに人間は流れていくというね、南伊豆町、半島先端で不便なところですよ。でも、ここの町でどうするかという考えは、町長は今、任期も2年になりますけれども、ここでどう歯どめをかけていくかという考え方、政策は、どう考えられるんですか。

今、みんな、昨年4月、12月議会では、ちょっと消費税の増税影響について質問しましたが、3%上乗せして、実体経済がどん底に落ちて、みんな頑張って生活している、この地域で得られるもの、仕事ですね、必死になって頑張って、そこで糧を得て生活している。ところが、くしの歯が抜けるような状態があるけれども、自治体、そして自治体の長は、そこで踏ん張る、住民を応援することじゃないですか。便利なところに流れていくのは仕方がないといったら、自治体の長の役割はどこにあるんですか。どうですか。具体的にどう考えられているんですか。

○議長（稲葉勝男君） 町長。

〔町長 梅本和熙君登壇〕

○町長（梅本和熙君） お答えいたします。

議員の私の答弁に対する捉え方が違っていると思います。事実を述べたんです。それで、私は、最後のほうにちゃんと言っています。そのために南伊豆町がそこを食いとめるためにどうすればいいかということ、そして、そのための施策をいっぱい私は出しているつもりです。それに対するご議論であるんなら、これはありがたいですけども、そうじゃなくて、

全然そういう移動することに対して、あなたはそれを軽く認めているという言い方ですけども、私はそんなことは認めていません。

だから、最後の答弁の中で私はちゃんと言っています。皆さんで議論しながら新しい町のあり方、どういう形でこの町が生き延びていくのか、持続可能な社会になるのか、そういうことを議論しましょうということを私は言っているはずですけども。

○議長（稲葉勝男君） 横嶋隆二君。

〔11番 横嶋隆二君登壇〕

○11番（横嶋隆二君） 皆さんで議論しようということで、町長の考え方を聞いているんですよ。町長はどう考えるかと。それは言っていないでしょう、先ほども。それを聞きたい。

○議長（稲葉勝男君） 町長。

〔町長 梅本和熙君登壇〕

○町長（梅本和熙君） お答えいたします。

議員、施政方針演説を私、述べております。行政報告も述べております。その中で私の考え方、いわゆる杉並区との特養の問題、石廊崎のジャングルパークの問題、吉祥の問題、そしてさらには、地熱開発の問題、そういういろいろな複合的な事業をやりながら、この町のあり方というものを考えていきたいということを施政方針で述べております。全然聞いていただけませんでしたかね。

○議長（稲葉勝男君） 横嶋隆二君。

〔11番 横嶋隆二君登壇〕

○11番（横嶋隆二君） 施政方針を踏まえた上で、きのう聞いた上で、今日の質問に反映しているんですが、改めて、引き続いていきますけれども、いわゆる概念としての施政方針はありますけれども、予算の中では、具体的にこちらからも提案していきたいと思えます。

2番目の町民生活支援と地域経済対策のために制度の創設と拡充を求めてまいります。

今、深刻な不況で、町民生活が苦境にあります。こうした現状を下支えする施策を進める必要があります。1つは、住宅リフォーム助成制度の内容、これは数年前に出されて、つくられておりますけれども、昨年12月にも、いわゆる建築確認申請の件数との関連でも問い合わせをしましたが、2月のおとといの時点で、12月からふえてリフォーム助成が14件、建築確認申請は15件ということで、10年前の10分の1以下。昨年から比べても、リフォーム助成でさえ半分以下。それで確認申請はもちろん半分以下なんですけども、改めて、これは補正予算で別な形のリフォーム助成をとっているようですが、不況の中でこの制度の内容、

補助内容の拡充を考えるべきではないかということが1つです。

2つ目に、子ども医療費助成制度を高校生まで支援枠を拡充して、住民生活を支援することを検討すべきである。

3つ目に、人間ドックの受診助成制度の創設をすべきだと。賀茂郡の中で、人間ドックの助成制度がないのは南伊豆町であります。松崎町では脳ドックも、これが入っております。

4つ目に、脳ドックの受診助成制度の創設。

こうしたものは、最小限のものとして住民生活を支える施策としてぜひ制度の充実、拡充をすべきだというふうに思いますが、この点、ご答弁をいただけますか。

○議長（稲葉勝男君） 町長。

〔町長 梅本和熙君登壇〕

○町長（梅本和熙君） お答えいたします。

南伊豆町住宅リフォーム振興事業は、補助額20万円を上限としたリフォーム工事費の20%相当額を申請者に補助する町内業者向けの経済対策として、平成22年度から町単独事業として実施しています。これまでの実績では、平成22年度が40件、23年度が24件、24年度も同様に24件、25年度30件に対し、今年度は14件であり、極端に申請が減少してまいっております。やはり人口減少とか空き家対策とかいろんな問題が起こってきているのかなというような気もします。

補助の拡充を図るご意見に対しては、今後、リフォーム事業の申請、要望状況を鑑みながら、財政担当と協議し、補助率や事業、予算などを検討してまいります。

また、リフォーム内容につきましては、静岡県が実施している省エネルギー支援事業も利用でき、町、県、二重の支援が受けられる事業となっております。このようなことから、平成27年度から地方版総合戦略策定を見据え、地域経済対策によるリフォーム事業や定住促進のための空き家対策事業の充実を図る中で、ここまで住まいづくりに対する支援は進めてまいりたい、このように考えております。

また、医療費の問題でございますが、子ども医療費の助成については、子供の保護者の経済的負担の軽減を図ることを目的として実施しております。本町におきましては、平成22年度の改正により現在の事業内容となっており、入院、通院にかかわらず対象年齢は中学3年まで、自己負担金及び所得制限は設けておりません。また、入院時の食事助成について助成対象とはしておりません。

静岡県子ども医療費助成事業補助金交付要領が改定され、平成24年10月から補助対象年齢

が中学3年生まで引き上げられましたが、自己負担金500円が条件となっており、ほかの福祉医療事業に比べ、自主財源割合が高い事業となっております。また、平成26年10月1日現在、県下35市町で入院、通院とも対象年齢を高校3年生までとしているのは、本年度1市ふえまして3市町となっており、中学3年生までとしている市町がほとんどでございます。

現在、対象年齢の引き上げについては考えておりませんが、県下市町の動向を参考に、引き続き検討してまいりたいと思っております。

人間ドックの件でございますが、数年前までは助成をしておりました。その中で、本年度実施した地区懇談会等での町民の皆さんからの要望もあり、人間ドック受診助成について検討してまいりました。健康の保持、増進並びに疾病の予防、早期発見及び早期治療の推進を図るため、国民健康保険加入者を対象に人間ドックの受診費用の一部を助成する事業を、平成27年4月1日、新年度より実施する考えでございます。

また、脳ドックにつきましては、賀茂圏域では、先ほどおっしゃったとおり、東伊豆、松崎町が導入をしております。今後、助成制度のある県内市町の実績等を調査し検討をしていきたい、このように考えております。

以上でございます。

○議長（稲葉勝男君） 横嶋隆二君。

〔11番 横嶋隆二君登壇〕

○11番（横嶋隆二君） まだまだ住民生活をバックアップする提案がありますけれども、ぜひ、まだ考えていないという子ども医療費の高校生までの助成も検討していただきたい。この任期の間には、高校生の通学費助成に関しての提案をしましたが、これも財政とのかかわりも含めて、いわゆる子育て支援の大事な一環として、こうしたものを考えていただきたいというふうに思います。

先ほどのまちづくり、地方創生とのかかわりではありますが、住民生活は一日も欠かせないことであって、政策提言と同時に予算措置をして、これを支えながら前に進めていく、そういう点で、改めてこうした27年度予算で補正も含めて充実をして、住民の生活をバックアップする施策を進めていただきたいというふうに思います。

次の項目に移りたいと思います。

議長、ちょっと資料を回ささせていただいてよろしいでしょうか。

次は、地熱発電事業と諸問題であります。

地熱発電事業について、住民同意、事業構想についてどのように認識しているのかという

ことであります。

①、事業に当たっての住民同意に対する姿勢。

2014年6月の一般社団法人日本温泉協会の冊子に、町内で温泉旅館を経営している下賀茂温泉協同組合顧問の投稿が載っております。地熱発電事業に関して、下賀茂温泉旅館組合は危機感と不安の中で組合員の意思を確認し合い、地熱調査及び地熱エネルギー取り組みへの反対表明文を町長、町議会議長、各種団体長に提出したのは、平成25年7月末のことである。その後、町当局からは旅館組合に何の連絡も説明もなく、旅館組合との話し合いは持たれなかったと。

その後、国から話し合いの場を持つように促されて、26年4月に旅館組合と話し合いの場を設けた。26年度の補助金要望は提出済みであり、事業は推進すると。ただし、今年度は地表調査のみであり、試掘の場合は各関係者の承諾なくしては実施しないという説明であり、納得できない組合員との間で会議は紛糾したと。

下賀茂温泉旅館組合員や民宿などの宿泊施設は、温泉資源を宝として生計を立てて地域に貢献してきたと自負している。その貴重な財産である温泉資源が枯渇したり、温度の低下や混濁を招きかねないとも限らないし、我々にとっては死活問題である。そうなるからでは遅いのであるとしております。

2月の上旬に下賀茂と加納の地元で説明した説明会では、賛成者はおらず、掘削をしないでくれ、そういう声が出ておりました。ところが、その後の経過で、2月16日の議会の全員協議会の説明では、いわゆる同席をした三井不動産から受けたパシフィックコンサルタンツの担当者が説明をすると。これは町が説明したわけではないですね。説明する中で、これは説明そのものでは出ませんでしたけれども、もう既に掘削の準備が進められていて、掘削の場所も特定されていると。2月の4、5の下賀茂、加納の説明会でも、掘削は地表調査の一環であるということを説明したそうですが、議会では1回もそういう説明なしに、質疑の中からそういうことが飛び出した。

この決議書はまた後にして、いわゆる私たちの26年度の予算に関しては、試掘のみしか同意をとっていない、こういうことでしたが、改めて、どのような観点からこの問題を進めているのか。予算には既に試掘の予算が約7億積みまれています。町長、いかがですか。

○議長（稲葉勝男君） 町長。

〔町長 梅本和熙君登壇〕

○町長（梅本和熙君） お答えいたします。

その温泉協会の冊子の内容というのは、大分事実誤認がありまして、そして事実を反した記述も大分あるかと思えます。その件に関しましては、課長のほうから答弁させます。

そしてまた予算を、この新年度予算に乗ったというのは、例えばもし同意を得て、例えば国県の補助金を申請する場合は、やはり予算の裏づけがないと国県の補助金申請ができません。そういう形で予算を上げたということでありまして、何しろ一步進めるための予算づけであります。その辺は議員も十分ご理解いただける内容ではないかと思えます。

その温泉協会の内容とか、この例えば決議書の問題、こういうことに関しまして、まだ決議書の問題はあれですけれども。温泉協会のその文章に関して、非常に一方的な記載でありまして、事実を反する。私たちは何度も何度も会合をやろうという話し合いはしています。そしてお互いに話し合いをしましょうということで。一方的に我々がやっているというのは、本当に事実誤認に基づくことだと思います。

それと、加納とかいろんな地区で完全に反対だという話ではないです。そして、今アンケート調査もいろいろやっています。そういうことを含めて今後いろいろと判断していかなければならない、このように思っております。

○議長（稲葉勝男君） 企画調整課長。

○企画調整課長（谷 半時君） お答えいたします。

町長のほうから、いわゆる温泉協会との関係の文章についてのお話ということでございます。

南伊豆町のほうの下賀茂温泉旅館協同組合の顧問の方、その文章の中では温泉協同組合というふうに書いてございます。多分これ温泉旅館協同組合だと思います。

これは幾つかございますけれども、いわゆる時系列的に、まず経過として、例えば平成25年3月の報告会で地熱発電事業計画断念との説明があったという表現があります。あるいは、町当局からのいわゆる話し合いの場は持たれなかったといった表現がございますけれども、一応、環境省のほうの調査につきましては平成23年、24年度と行いまして、そのいわゆる町民の方への結果報告会というのは平成25年7月になります。7月の時点でもって結果報告をし、現梅本町長で、今後この地熱についてどういうふうに進めていくかということでもって、いわゆる町の方向性というものが示されましたので、ここに記載のとおりの25年3月の報告会という記載が、少し時系列的にはおかしいのかなというところもございます。

それから、先ほど町長も申し上げましたけれども、町当局から旅館組合に何の連絡もなく、説明もなくといったような表現がございますけれども、先ほど申し上げました平成25年7月

の説明会の前の段階から、旅館組合の方たちにつきましては、町長初め私とか担当者も含めてお話をしてまいりました。という状況がございますので、お話をしていないという表現というものは少し適切ではないのかなというようなことでございます。

雑駁ですけれども、以上でございます。

○議長（稲葉勝男君） 横嶋隆二君。

〔11番 横嶋隆二君登壇〕

○11番（横嶋隆二君） この内容全てということの、逐一ね、動向ということよりも、26年度については、この事業に関しては26年度の地表調査のみしか同意していないということと、温泉旅館協同組合は本当に心配をして反対をしているということなんです。

2月20日付、配らせてもらった試掘調査、構造試錐井反対決議書は、平成26年2月17日及び3月1日に開催された役員会において南伊豆町が申請した地熱資源開発調査事業費助成交付金事業及び地熱開発理解促進関連事業支援補助金については、平成26年度は同意したが、それはしましたが、それは第1期目の資源調査のための地表調査のみに対して了解したものであります。

よって、27年度、2期目の試験掘削調査、構造試錐井に対しては、以下の南伊豆町温泉協同組合役員においては、これを断固として反対するものでありますと。その役員は、掘削調査、構造試錐井に対して反対決議書を作成し、ここに署名捺印をすることということであります。

また、1月23日には、下賀茂温泉旅館協同組合と静岡県旅館ホテル生活衛生同業者組合と一般社団法人日本温泉協会と、県知事宛てに地熱発電開発に関する地元の要望が出ております。町長は、先ほど反対がそれほどあるわけでもないという話がありましたけれども、私は、一つの事業を進める上で、町内で、まして町長の足元の地域でこれほどの声が起こっていることは、議会に二十数年出ていて初めてであります。

町長は、施政方針でも、町民と一緒に作る町を改めてここで述べておりますが、町民がこれほどまでに、また南伊豆町のシンボルである下賀茂温泉、これを守る上で、この地熱発電事業に関して不安を抱いている。秋田や北海道の視察に行ったこういった方々も、温泉旅館を抱える地域で反対の声が上がらなかったのですかと、これは町長も聞いていると思うんですが、こうしたところで、こういう声が上がっている、これはきっぱりとおやめになる、そもそも26年度の地表調査だけしか、それでもいいからやるといったのが、この事業が始まったそもそもではありませんか。

○議長（稲葉勝男君） 町長。

〔町長 梅本和熙君登壇〕

○町長（梅本和熙君） この地熱資源開発に関する問題というのは、平成22年の緑の分権改革から始まっております。そして、この緑の分権改革で、紛れもなく加納地区で600メートルの掘削をしております。そして、その結果として、もしかすると地下深部に熱源があるんじゃないか。この当時いろいろと加納地区でも議論がありました。そのときには、温泉組合の、旅館組合の皆さんは全然興味を示さなかった。加納地区の会合へ誘っても出てこなかったというのが実情みたいで、聞いております。そして、この緑の分権改革にやっぱり何億かの国費が使われております。その中で南伊豆町の地熱資源の可能性というものがわかった。じゃ、これをそのままもったいない、放っておくというのは、やはり私としてはないんじゃないか、そういう形の中で、このいわゆる掘削、地熱資源の開発に関する事業を始めたい。そして、各段階において同意を得ていくというのがこのやり方だと思います。長い時間がかかります、10年ぐらいの時間がかかります。そして、問題が起こった時点で、この事業は中止しようとは思っております。

ただ、反対は確かに、旅館組合さんたちは自分たちのことで心配をして反対をされております。ただ、旅館組合も、今までの流れの中で考えたときに、13軒か14軒あった下賀茂温泉旅館が、今は5軒になっている、加入しているのも。ほかにも旅館はありますけれども、実際問題そういう状況の活動になっている。このまま衰微していった場合に、果たしてこの町が田園回帰とかそういうことを言えるような町になっていくのか、いわゆるこういうことを考えながら新しいまちづくりということを考えていかなければならないのじゃないかなと私は思っております。

そして、こういう反対決議書がここのところに出ておりますが、これもこういう形が出ていたけれども、現実の問題としては、これは取り下げられたと私は聞いております。この理事会の中で取り下げられた。なぜこれを横嶋議員がお持ちになっているのか、非常に不思議なんですけれども。横嶋議員自体が平成22年の緑の分権改革は賛成して、八丈島にも行っているはずですよ。なぜあの時点で緑の分権改革自体を否定しなかったのか、やめろと言わなかったのか。その辺のところは非常に疑問に思っております。そして、こういう形になったときはだめだと。

実際問題、この地域で温泉を600メートル掘るということは、非常に異常な事態であります。それに対して旅館組合の人たちは何も興味を示さなかった。ここに来てそういう形で反

対をされている。そして、先ほどから言っていますように、県知事への反対というか要望書も、私とか議長へは一切要望書は出ていません。突然県知事のところへ行っています。

県のほうからいろいろそういう情報もいただきました、こういうものが出ていますよという形で。だから、そういう形でいったときに、議員が今何を考えてどういうことをしたいのか。すぐにおやめなさいという話をされましたけれども。やはり私たちは、温泉と地熱資源を、いわゆる開発していったときに、果たして共生できない、問題が起こったということであるなら、その時点で私は、当然この事業は中止する、そのようなつもりでいます。

そういう形の中で、慎重に私は進めているつもりでありますもので、議員からこういう形のやめなさいということであるなら、それなりのまた形、そして大勢の反対者がいるというわけですけども、今、パソコンのほうでアンケート調査もやっております。そういうことを含めて最終判断をしていきたい、このように思っております。余りセンセーショナルに物事を取り上げてこういう形でやられるというのは、議員としていかがなものかと思えます。

○議長（稲葉勝男君） 横嶋隆二君。

〔11番 横嶋隆二君登壇〕

○11番（横嶋隆二君） 私自身なり、温泉協同組合の理事の方から、こういう意思の表明を行ったということをぜひ議会に出していただきたいと。いろいろこういうことをやると、例えば温泉協同組合に対する補助金を切るとか、そういう圧力をかけて従わせる、そういう声もあるということも伺っております。住民の声を率直に聞くということ、その点はなければ、当然県知事なり、温泉掘削に関しては同意が必要でありますから、県の許可も必要でありますから、行くのは当然であります。それだけ重要な問題であります。

緑の分権改革の問題を盛んに出して、町長は投げかけてきますけれども、当時の事業主体は、掘削そのものは、環境省が国の責任でやるということで、請け負ったのは東電設計。産総研と日鉄鉱コンサルタント、広島大学の産学グループがやったと。これは東京大学の源泉の敷地内を掘削したわけですが、これに関して、これに対して地下の展望に関しては、直下を掘ったけれども余り有望なことがなかったということから、本来それが有望であれば、東電が当然やるようなことであらうと思いますが、それを撤退したと。いわゆる地下水状況が復水器式地熱に適していないということは、当時でもわかったことであります。

これをその後、25年4月にいきなり、これは議会にも相談ありませんでしたけれども、三井不動産がただで事業申請をやってくれるから、町に来てもらってやったというのが今日の事業の出発点ではないですか。

こうした点で、確かにこれほど議論があつてとんでもないという声が上がっている事業はほかにありません。そうした点では、町長がいわゆる先々いろいろプロセスある中で、一番手前で住民の問題で合意がとれない最大の問題ではないかというふうに思うんですよ。県知事のところまで行くとか、あるいは決議書まで用意をする、よほどの決意だというふうに思うんですね。そういう皆さんと膝詰めで冷静にして、言葉を受けとめていくべきではないですか。それをやらなければまちづくりができないとかいうことはまた別問題であります。

温泉旅館の経営が減るとか何か、それは日本の全体の社会構造の問題で、先ほども話しましたが、非正規労働、派遣労働等がふえて、いわゆる遊びにも行けない状態、そういうのが社会に起こっている。こうしたことも変えながらやっていく。一方で、大変なところに国の施策でべらぼうなお金が来るという構造自体もおかしなこととして、しかも町長が言うように、先々何年かかるかわからない取り組み、それが地域をおこすまちづくりだと言いますが、それをどこまで先まで待つ事業なのか、これ自身、概念としても漠然としたものであります、施政方針でも聞きましたが。

こういう点で、源泉所有者、あるいは温泉旅館組合が反対が多いものを、これは進めるべきではないと考えるのは当然ではないでしょうか。

○議長（稲葉勝男君） 町長。

〔町長 梅本和熙君登壇〕

○町長（梅本和熙君） お答えいたします。

例えば事業というのは非常に長く時間がかかる。例えば伊豆縦貫自動車道、これ30年かかっています。何年先にできますよという話が、何年また延びていく。そのときに、住民の中にも大分反対もあります。当然そういう事業についての反対というのは出てきて当たり前じゃないかと思います。

それと、先ほど議員がおっしゃられた緑の分権改革は、環境省がやったこと、産総研がやったこと、国がやったことだから掘削もいいじゃないかというご意見であるなら、じゃ、国がやるんだったらいいんですかという話になるわけですね。国のほうが補助金をここに出しているわけですよ、100%。だから、何もそれは問題ないじゃないかと。それと、産総研の公表の中には、南の山深部には熱源がある可能性があるという報告が出ているんです。そういう流れの中で我々は進めている。

そして、三井不動産に関しても、補助金申請をするのにどうのこうのじゃなくて、やはり同意を得てから補助金申請をしているという手順を間違えずに、物事の判断をするときには、

やはり手順がありますから、その手順の中で事を進めているということをご理解いただきたいと思います。

そして、そういうことを時系列をなしにしながら物事をしゃべられると、非常に不愉快な形になります。それと、先ほど議員が言われた伝聞証拠に基づく補助金を減らすとかそういう話、私は一切言っていない。こんな伝聞証拠に基づくことをこういう公の場で言うこと自体が、議員の資質にかかわる問題ではないでしょうか。それは誰が言ったかはっきり言わないといけません。私はその人に言っているか、言っていないか、ちゃんとたださなくてはいけない。これは伝聞証拠ということをこういう公の場でへいへいと言って、あなたは補助金を減らすと言ったじゃないかと、そういうことを言うことが議員の資質として本当に許されるのか。これはよくよく議員がお考えになられたほうが、私はいいかと思います。

やはり議員として、じゃ、この町をどういうふうに考えていったらいいのかということを考えてときに、この町が今後どういうふうになっていくのか、どういうふうな形でこの町をつくっていくのか、それは私も一生懸命考えているし、一生懸命いろんなことを、施策をしようと思っています。それに対して、例えば揚げ足をとるような形じゃなくて、そのことはこうこうだからやめたほうがいいとか、しっかりした議論の中で、例えば地熱開発というのはこういう危険性があるじゃないかと、科学的にこれはだめなんだよとか、そういう形の議論をちゃんと議員がやってくれるのであるんなら、いや、そのところはもうちょっと議論しましょうという話になるんじゃないかなと、このようにも思います。

ただ単に感情的に地熱発電はだめなんだというような話ではなくて、今、全体的には、世界の流れとしては、やはりCO₂を減らさなくてはならない。化石燃料によるエネルギーの算出ということはだめだと。であるなら、原子力発電所、これはCO₂を出さないからいいのかといたら、やっぱり3.11があった。怖い。今CO₂をまず出さない、安定したベースの電源になるものは何かといたら地熱発電だという意見もあります。世界の中で地熱発電、まず日本は世界の資源量の中で第3位、輸入しなくてもいいんです、資源を。石油や石炭を輸入するとかそういうことがない。もし地熱発電で全てが賄えるであるなら、日本のエネルギーが。これはこんなすばらしい社会はないんじゃないか、出現するんじゃないか。やはりエネルギー問題というのは、もっともっと大きな意味で考えて、そしてエネルギーによって人間が今までいろいろな施策をやってきた、幸福になってきた。そのところをよく議論をして、エネルギーというのは、いや、必要ないんだよ。もっと江戸時代に戻ろうよ、もっと、いわゆる人間が例えば動くということもエネルギーです。例えば田んぼを耕すのに、

くわやあれでいいじゃないかと、そういう時代に戻るといふ議論もあってもいいと思います。

ただ、私は、やはりエネルギーが必要だと、エネルギーの中で人間が新しい形をつくってきている、そのように思っています。そのような形の中の議論をもっともっとしていきたい、このように思っております。

以上です。

○11番（横嶋隆二君） 議長、私にしゃべらせてください。5分もしゃべられたんじゃ、質問時間がなくなります。

〔「町長の演説の場所じゃないので」「最後ね、5分もしゃべられたんじゃ」と言う人あり〕

○議長（稲葉勝男君） 答弁が入っている、答弁だから仕方ないですよ、それは。

○11番（横嶋隆二君） これまでも技術的な問題についての議論をしてきたものでありまして、いわゆる住民の合意に対しても、ほかの問題でも、いわゆる補助金の問題について言及されたこともあります。

○議長（稲葉勝男君） これで横嶋隆二君の質問を終わります。

○11番（横嶋隆二君） とんでもないということを表明して、私の一般質問を終わります。

○議長（稲葉勝男君） ここで10時40分まで休憩します。

休憩 午前10時32分

再開 午前10時40分

○議長（稲葉勝男君） 休憩を閉じ、会議を再開します。

◇ 清 水 清 一 君

○議長（稲葉勝男君） 7番議員、清水清一君の質問を許可します。

〔7番 清水清一君登壇〕

○7番（清水清一君） それでは、清水清一、一般質問をさせていただきます。

通告書に従い、まず最初に、観光対策の将来像という形で質問させていただきます。

町長も言われているとおり、南伊豆町は観光立町であるという形でお話しされていることと承知しております。その中で、南伊豆町を観光立町としてこれからの観光産業をどう活性化していくのかと。活性化していかないことには、観光客ももうたくさん来ていただけないという形があると思います。現在、このような町としては、観光対策としてどのようなことを実施しているのか。また、今後はどのような計画でいくのかをお伺いいたします。

○議長（稲葉勝男君） 町長。

〔町長 梅本和熙君登壇〕

○町長（梅本和熙君） お答えします。

本町の主要産業であります観光産業につきましては、町内にある自然資源を最大限活用するとともに、町内に数多くある魅力的な観光資源を有効活用した観光振興を図ってまいりたいと思っております。

これまで夏期シーズンの海水浴以外の海の観光活用はほぼなされていなかったところですが、平成22年度から、弓ヶ浜において年3回、6月、9月、11月に実施されているOWSレースでは、関東圏を初め日本全国から、毎回100人を超える選手の参加をいただいているところであります。また、新たに青野川の桜並木を活用し、平成23年度から実施している夜桜マラソンについては、例年関東圏を中心に400人以上に参加いただき、早春の風物詩となりつつあります。今年は、ちなみに550人でした。

2月初旬には、下賀茂地内小島地区の旧線部分を下田土木事務所の事業により路面をつなげていただきましたので、青野川を周遊できるイベントが今後可能になっていこうかと、このようにも考えております。

さらに国内だけではなく、海外にも目を向けたインバウンド事業も取り組んでおり、特に台湾のスポーツ団体や旅行エージェントに南伊豆町という観光スポットを覚えていただきつつあります。

昨年度からトップセールスとして台湾を訪れ、台湾オリンピック委員会や台湾成人遊泳協会、いわゆるジオパーク等も訪問し、親交を深めてきた結果、台北から東京、中伊豆を経由して町内に宿泊する旅行商品が型になりつつあります。今後につきましても石廊崎の再生により、町内を周遊できるルートの再構築などを標榜する中、国際化や地域資源を生かした新たな旅行商品の造成や伊豆半島の世界ジオパーク認定に向けた活動等とともに連携させるとともに、地域版総合戦略を踏まえた中で観光の多様化、国際化に努めてまいりたい、このように考えております。

○議長（稲葉勝男君） 清水清一君。

〔7番 清水清一君登壇〕

○7番（清水清一君） いろいろありがとうございます。

町が観光を一生懸命やっていたきたいということで、観光協会へ職員を1名派遣しているわけですが、観光協会へ1名派遣したということで、町として、やっぱり職員を派遣してよかったんだという形のもの何かありましたら、ご報告願います。

○議長（稲葉勝男君） 町長。

〔町長 梅本和熙君登壇〕

○町長（梅本和熙君） お答えします。

観光協会も新体制になりまして、そして、やはり事務局体制をもう少ししっかりするという意味では、町の職員が行ったことが非常に効果を発揮しているとは思っております。

そして、今後につきましても、新年度には旅行業、いわゆる国内、海外の旅行業の資格を持った人が観光協会に勤める、どういう形になるか形態はわかりませんが、観光協会に勤めるという話を聞いております。そういう中で、観光協会自体が、今度は資格者がいるもので新しい旅行商品をつくることのできる。そのようなことでさらに観光業が進展していく、このように私は考えております。

○議長（稲葉勝男君） 清水清一君。

〔7番 清水清一君登壇〕

○7番（清水清一君） 職員が行ったから効果があったという答弁だけだったんですけれども、どのような効果があったのかなと思って今、今の答えだけだとちょっとわからないんですけれども、担当課としてはどのような効果があったのか、確認しておられますか。

○議長（稲葉勝男君） 産業観光課長。

○産業観光課長（齋藤重広君） お答えいたします。

先ほど町長が申しあげましたけれども、観光協会自体の事務局体制が、やはり強化されたという中で、町からいろんな事業を委託等はやっているんですけれども、その中で、そういう事業の振興についてもスムーズにいくようになったということで考えております。

以上です。

○議長（稲葉勝男君） 清水清一君。

〔7番 清水清一君登壇〕

○7番（清水清一君） わかりました。

じゃ、次に行きます。

2のみなみの桜と菜の花祭り、今年ちょうど半分過ぎたと、行政報告なんかでは話があったような気がいたしますけれども、今年はどのように盛り上がっていくのかと。菜の花結婚式、私も行きましたけれども、町長も出てやっていたけれども、あそこを私、勘定しました。約400人強だなと。観客、あるいは来賓、あるいは学校の生徒込みで400人以上いるなという判断をしましたが、今年の祭りはどのように盛り上がっているのか。また、中間時での観光客の交流人口の変化等を見てのこれからの取り組みを言っていただきたいと思いますが。

○議長（稲葉勝男君） 町長。

〔町長 梅本和熙君登壇〕

○町長（梅本和熙君） お答えいたします。

みなみの桜と菜の花祭りにつきましては、観光協会が事務局を務め、南伊豆自然まつり実行委員会が例年、計画から実施までを担当しています。期間中には30万人前後を集めるイベントであり、町も700万円の補助金を投入している現状です。今後、持続可能なイベントとして町内への経済効果を高めていくために、イベントを続ける意義、例えば、そのシーズンほとんどの部屋が埋まっていない民宿を改めて売り出すためであるとか、空き地を駐車場活用し、桜並木保全経費を確保できるようにであるとか、明確な目標とその収益性については、昨年と同様に来場された方から桜保全に係る協力金をいただいているところであります。

祭り期間後半は、流れ星の実施により、道の駅周辺に多くの人が集まると見込んでいますが、その経済効果や費用対効果についても今後検証していく必要があるかと存じております。

また、桜並木の管理につきましては、いただいた保全協力金を活用し、通行に支障となる枝の伐採や追肥等を、観光協会と連携を図り、桜保護士を中心として実施しましたので、今後も適正な維持管理に取り組んでまいりたいと思います。

また、現在における入り込み状況等は、担当課長から答弁させます。

○議長（稲葉勝男君） 産業観光課長。

○産業観光課長（齋藤重広君） お答えいたします。

現在、まだ祭りは進行中でございますけれども、中間ということで、人数につきましてはまだ集計としては出ていないんですが、駐車場の台数ですね、これについてでございます。昨年は、祭りが始まってから2週続けての降雪により、かなり入り込みが少なかったという

ことで、昨年と同時期ですと乗用車が1,800台ぐらいしか入っていなかったと。バスについても50台弱だったんですけれども、今年の方につきましては、22日現在で乗用車は3,700台弱です。バスにつきましては60台ぐらいということで伺っております。

以上です。

○議長（稲葉勝男君） 清水清一君。

〔7番 清水清一君登壇〕

○7番（清水清一君） わかりました。

要するに乗用車、車の数は倍来ていると。バスについては前年より少し多いという形の今、報告でございましたけれども、この桜のほうが多かったか、あるいは菜の花のほうに車がいっぱい来ているのか、昨年、これ同じ質問、前回もここでやったんですけれども、昨年は菜の花のほうにほとんどゼロ台だったという話であったんですけれども、菜の花のほうの入り込み状況はどうなんですか。菜の花と桜を分けての様子をお教えいただけますか。

○議長（稲葉勝男君） 産業観光課長。

○産業観光課長（齋藤重広君） お答えいたします。

累計ですのであれなんですけれども、基本的に桜が咲く前というか、部分で、咲きぐあいによってかなり変わってきますけれども、前半部分は菜の花のほうに、比重的には駐車は多かったみたいですが、今週ぐらいからかなり桜のほうに咲いてきましたので、数字的には下賀茂というか、こちらのほうが多くなってきました。

以上です。

○議長（稲葉勝男君） 清水清一君。

〔7番 清水清一君登壇〕

○7番（清水清一君） これ日野と道の駅の周りの駐車場との台数で、トータルでやっていると思うんですけれども、別々にしておいたほうが、後でまた何かのときに活用するときに使えらと思いますので、その別々の数字もつくっておいていただきたいと思います。

それで、この桜並木の栽培管理ですけれども、これ今、町長の答弁で、追肥をしたり剪定をしたと言われましたけれども、どのような形で何回ぐらい行われたのか。桜、皆さん駐車場で管理費を一生懸命出しているわけですから、その管理費、管理した、どのような管理を詳しくお教えしていただきたいんですが。

○議長（稲葉勝男君） 産業観光課長。

○産業観光課長（齋藤重広君） お答えします。

桜の管理につきましては、観光協会のほうに町のほうから委託のような格好で事業的には行ってはいるんですけれども、その中で、基本的に枝を切る時期があるみたいなものですから、その適正な時期に皆さんで出ていただいた中で、通行に支障のあるものは切ってもらおうといったところと、時期時期でやるんですけれども、あとは桜まつりの期間前にかなりその辺の清掃をしていただくとか、そういうことで活動はしているみたいです。

以上です。

○議長（稲葉勝男君） 清水清一君。

〔7番 清水清一君登壇〕

○7番（清水清一君） 管理費、せつかく管理費をもらってやっているわけですから、桜もきれいに咲いてもらうように、適期に剪定を行いたいという答弁でしたけれども、皆さんが出てきてやってもらうという形だと、何かおかしいかなと思う。やっぱり専門家の方が来てやっているはずなんですけれども、それにお手伝いという形で皆さんでやっているんだと思うんですけれども、その専門家、どんな方が来てやっているのか。要するに、県の農業試験場の方が来ているとか、あるいは樹木医の方が来るとかあるんですけれども、あるいは植木屋さんをお願いをするとかあるわけなんですけれども、そういう専門家は誰が来てやってもらえるのか、お伺いいたします。

○議長（稲葉勝男君） 産業観光課長。

○産業観光課長（齋藤重広君） お答えいたします。

管理につきましては、町のほうから推薦しているんですけれども、県の桜保護士というのが町内に2名ほどおりまして、その人を中心にしてお願いをしているんですけれども、まず作業前には1回、県の研究センターがあるんですけれども、そちらのほうの職員にも来ていただいた中で現状を調査していただいて、対策を講じて実行に移しているというところで、保護士を中心とした中で、あとは協会の職員、あるいは町の職員も若干名参加して、切った木や枝なんかの処分等も含めた作業を進めているということでございます。

以上です。

○議長（稲葉勝男君） 清水清一君。

〔7番 清水清一君登壇〕

○7番（清水清一君） 今話を聞きますと、ほとんどの方がボランティアで出てきて行っていると。大変これはね、ボランティアで出てもらってやるのは大変いいことなんですけれども、そうしますと、考えますと、この台数、昨年も、いっぱい来ているわけなんですけれども、

これ500円とか1,500円もらって相当の売り上げになるわけですけども、使い切れないなと思うんですが、このボランティアばかりでね、桜の保護にご協力くださいということで集金しているわけですから、このお金は、じゃ、貯金してあって、来年も使うような形になっていると解釈してもよろしいですか。

○議長（稲葉勝男君） 産業観光課長。

○産業観光課長（齋藤重広君） お答えいたします。

昨年は育成というか、協力金として70万円ぐらいという中で、これは観光協会のホームページ等でも多分公表はしていると思うんですよ。その中で、当然作業等につきましては、ボランティアの方も中にはいるかもしれませんが、そのいただいた協賛金というか、それを使って、運用した中でやっているということで、うちのほうは考えております。

以上です。

○議長（稲葉勝男君） 清水清一君。

〔7番 清水清一君登壇〕

○7番（清水清一君） この収入に見合った管理をしたほうが、もし集金する場合、受けがいいのではないかなど。もっと管理、桜保護士とともに、もっと別な方法があるのではないかなど考えますが、検討して見ていただきたいと思います。

次に、石廊崎再開発の、何笑っているんですか。何笑っているの。笑ってまずいんではなくて、私はまじめにやっているんですよ。

〔発言する人あり〕

○7番（清水清一君） まじめにやっているのに、何ですか。

○議長（稲葉勝男君） 静粛に。

○7番（清水清一君） 静粛には、そっちに言ってください。私じゃないです、そっちに言ってください。

○議長（稲葉勝男君） 静粛にしてください。

○7番（清水清一君） だから、町長、静かにしてくださいと、議長、言ってくださいよ。そこでしょう。議長が、静かにしてくれ、こっち向いて言わないで、そっち向いて言ってください。

○議長（稲葉勝男君） お互いに静粛にしてください。

○7番（清水清一君） ですから、議長にお願いします。町長を注意してください。

○議長（稲葉勝男君） 町長、静粛にしてください。

清水清一君。

〔7番 清水清一君登壇〕

○7番（清水清一君） まじめにやっているものですからね。何か質問に対して薄笑いされるとか、そういうものはないようにお願いいたします。

続きまして、石廊崎の再開発の予定の経過ということで、ワークショップ等行われてきたという形がございます。それで、ワークショップの報告が出たという形が行政報告、あるいは施政方針の中に載ってございましたけれども、このワークショップのメンバーから利用計画案の報告、提言書のところを見て、町長どのように考えますか、内容等見ての。お願いいたします。

○議長（稲葉勝男君） 町長。

〔町長 梅本和熙君登壇〕

○町長（梅本和熙君） お答えいたします。

石廊崎の再開発につきましては、石廊崎ジャングルパーク跡地の利用計画の策定を基本に考えております。利用計画はこれまで千葉大学園芸学研究科の木下教授の指導のもと、公募によるワークショップを開催し、これまで検討してきた計画案のモデルの作成や石廊崎地区の方々と一緒に石廊崎の1年後、5年後の姿を考え、情報を共有しながらソフト事業についても検討を行ってまいりました。

並行して町内産業団体の役員、有識者等を構成員とした石廊崎ジャングルパーク跡地利用計画審議会に諮問し、審議を重ねていただいております。3月にはワークショップから提案された利用計画案について審議の上、答申をいただくことになっております。今後は答申された利用計画をもとに、法規制や財源確保を含め、関係機関と協議し、石廊崎地区の自然を生かした観光メッカとしての再生をさせるため、利用計画の実現化に向けて尽力してまいりたいと考えております。

ワークショップの報告に関しましては、非常に有意義な石廊崎の今後のあり方というものが報告されております。一例として挙げれば、熊野神社をパワースポットにして結婚式を挙げようとか、自然公園的な形にしていこうとか、こういういろんな報告はありました。そのような中で、今後さらに議論を重ねながら実施計画というか、そういうもの。これはいわゆる法規制、そして財源等の問題もあります。そういうことを含めていろいろ進めていきたい、このように思っております。

以上でございます。

○議長（稲葉勝男君） 清水清一君。

〔7番 清水清一君登壇〕

○7番（清水清一君） パワースポット等の言っているというような提言等があったという話でございますけれども、この提言書を、今度、審議会も開かれるわけなんですけれども、ワークショップの提言書を各議員にも配付を願いたいと思いますが、どうでしょう。

○議長（稲葉勝男君） 町長。

〔町長 梅本和熙君登壇〕

○町長（梅本和熙君） 議会終了後に配付するようにいたします。

○議長（稲葉勝男君） 清水清一君。

〔7番 清水清一君登壇〕

○7番（清水清一君） ということは、明日か明後日に配っていただけるという形で了解いたしました。よろしく願いいたします。

次に、銀の湯会館が今度休業するという予定になっているという話でございます。

この改装工事を行うという形で、全員協の中で約6カ月間休業したいという話でございましたけれども、この休業期間中はみなと湯を利用していただきたいという話でございましたけれども、やっぱり町民として、みなと湯ではちょっと大変だという方もおられると思うんですけれども、ほかの温泉旅館等の温泉を利用したことも、町として考えていけたらいいんではないかなと思うんですが、そういうことは町として考えておられませんか。また、休業期間中どう対応していくのかお伺いします。

○議長（稲葉勝男君） 町長。

〔町長 梅本和熙君登壇〕

○町長（梅本和熙君） お答えいたします。

町営温泉施設銀の湯会館につきましては、平成8年の開館から20年近くが経過し、配管等について部分的な補修で対応できないことから、平成27年度、約3億円の予算と9カ月程度の時間をかけてリニューアル工事を実施したい、このように考えているところでございます。

平成25年度実績、平成26年度見込みで利用者が8万人を超える状況ですので、9カ月の休館により約6万人が利用できないこととなります。この間の利用客につきましては、ホテルや旅館等の立ち寄り湯にてという考え方も提案されました。議員も同じようなことをおっしゃっておりますが、従業員の確保等の課題もあり、それぞれの経営理念の中で対応していくということになるかと思えます。

この9カ月程度の間、もう一つの町営温泉施設みなと湯については、あわせて閉鎖するわけではありません。また、町営温泉施設の指定管理者制度につきましても、この間、停止するわけではありませんので、施設の指定管理につきましても、平成24年度からの3年間で終了する、ちょうど締め切りの時期にも当たります。

このような中、去る2月10日、管理者の選定プロポーザルが実施され、シダックス大新東ヒューマンサービス株式会社静岡営業所が指定管理者の候補者として選考されました。この期間を逆にみなと湯においては、利用客数を伸ばすチャンス期間と捉えることのできる柔軟な意欲的な候補者が先行されていますので、後の議案審議についてもよろしくお願い申し上げます。

以上でございます。

○議長（稲葉勝男君） 清水清一君。

〔7番 清水清一君登壇〕

○7番（清水清一君） 銀の湯をリニューアルするのは悪い話ではないんですけども、これ、時期によっては民宿さんが、民宿の風呂を使わないで銀の湯に行ってくださいという形で民宿を経営している方もおられると話をしている方もおられるのを知っております。そうやって考えたときに、この半年以上も休業する場合、みなと湯まで行くのか、あるいはどうするのかという問題がございます。基本的にそういう民宿の方々は、三浜、あるいは三坂のほうの民宿の方々がそういう運営をしているわけですけども、そういう民宿の運営をしている方に、どういうふうな対策をこれから考えていっていただけるのか、どう考えておられるのかをお伺いいたします。

○議長（稲葉勝男君） 町長。

〔町長 梅本和熙君登壇〕

○町長（梅本和熙君） お答えいたします。

民宿の方で、お客さんに銀の湯を使っただけという形態でやられている方たちには非常にご迷惑をかけることになろうかと思えます。ただ、今の状況で銀の湯をそのまま運営し続けるということは、もうこれはいつ施設がだめになって、もう大改修というか、建てかえみたいな状況になろうということも考えられますもので、これは申しわけないですけども、我慢していただくというか、耐えていただく。その間にどのような形というのは非常に難しいわけでありまして、新しく銀の湯にかわるものを用意するという事はちょっと今の段階ではできない、このように思っております。

○議長（稲葉勝男君） 清水清一君。

〔7番 清水清一君登壇〕

○7番（清水清一君） 民宿の方々も一般企業ですから、企業努力で考えていただくのが仕方ないですよというふうに言われているのかなと思いますけれども、町としても何かいい方法を考えておいたほうがよかったのではないかなと考えますし、銀の湯をつくったときに、やっぱり福祉の政策として、お年寄りに入ってもらって長生きしてもらいたいよという形で銀の湯をつくった経緯もあると思います。

そういうことを考えたときに、銀の湯にかわる旅館さんを紹介するとかというものも考えて、これからも考えたほうがいいのではないかなと考えますので、考えておいていただくようお願いいたします。

次に参ります。

地熱資源開発の将来像という形で質問させていただきます。

先ほども一般質問ありましたけれども、この地熱資源開発の将来像を町長はどのように考えておられるのかを、雑駁ですけれども、お伺いいたします。

○議長（稲葉勝男君） 町長。

〔町長 梅本和熙君登壇〕

○町長（梅本和熙君） お答えします。

現在、町では地熱資源活用によるまちづくりを進めるため、経済産業省の地熱開発理解促進関連事業支援補助金及びJOGMECの地熱資源開発調査事業費助成金を活用して、事業を実施しています。

これらの事業は、毎年度結果を受けて次のステップに進んでいくこととなりますので、不確定な部分が多分にありますが、2つの事業により町民の地熱開発に対する理解が進み、また、地熱資源調査の結果、温泉への影響がなく、持続的な発電の可能性があると評価された場合は、事業規模、運営方法、土地の確保、財源確保等を検討し、地熱発電所を建設し、あわせて新たな産業の創出につながる事業を展開してまいりたい、このように考えております。

また、地熱調査の結果、地熱資源量が少ない場合においても、本町の地熱資源である地熱や温泉を生かしたまちづくりが進むことを期待して、現在、地熱開発理解促進事業において、温泉、福祉、農林業、漁業ワーキンググループにより、地熱資源を活かしたまちづくりを検討しているところであります。

以上でございます。

○議長（稲葉勝男君） 清水清一君。

〔7番 清水清一君登壇〕

○7番（清水清一君） それでは、発電所をつくりたいという話でございました。

その中で、町民の理解促進事業がございます。あるいはもう一つの開発調査等もございますけれども、この理解促進、あるいは調査等、これまでの経過、今後の予定をお伺いいたします。

○議長（稲葉勝男君） 町長。

〔町長 梅本和熙君登壇〕

○町長（梅本和熙君） お答えいたします。

地熱開発理解促進関連事業では、温泉、福祉、農林業、漁業関係者によるワーキング、有識者を招いての勉強会、先進地視察、アンケート調査、地熱通信による広報等を行うとともに、地熱資源開発調査事業では、文献調査、反射法地震探査等、地表調査、温泉モニタリング等を実施してまいりました。2月11日には、第3回勉強会として、湯煙ホールで小説家の真山仁氏をお迎えして、地熱が日本を救うと題して講演をいただき、終了後には真山氏と各ワーキンググループの代表者とのパネルディスカッションが開催され、熱い意見交換が行われました。

また、地熱資源開発調査事業は、町民の皆様にご理解とご協力をいただきながら実施した地表調査が10月24日に終了し、11月25日に続き、1月14日に第2回、2月6日には第3回の地熱資源利活用検討委員会を開催いたしました。

第3回の最終会議では、総合解析の結果、高温熱水は加納地区の地下深部から高透錐井の断層群を通過して、深度200メートル付近まで上昇した後、温泉帯水層を形成して深度200メートル付近から天水と混合しつつ東側に側方流動することが推定されていることなどが報告されました。

しかし、本町の温泉地域では地下の構造が判断しにくい地層であり、より詳細な資源解明のためには、掘削による地下調査の必要性が示されました。そのため町では、平成27年度において、経済産業省の地熱開発理解促進関連事業補助金の活用とともに、温泉関係者の同意を得て、JOGMECの地熱資源開発調査事業費助成金を活用し、温泉の湯質や蒸気の噴出を行わない構造試錐井掘削調査を進めてまいりたい、このように考えているところでございます。

以上です。

○議長（稲葉勝男君） 清水清一君。

〔7番 清水清一君登壇〕

○7番（清水清一君） ありがとうございます。

この地熱資源開発、あるいは理解促進事業でいろいろやってきたという答弁でございました。

これ、2月に講演会、パネルディスカッションを行ったというわけですが、あのときのパネルディスカッション、あるいは講演、いい話が多かったわけですが、町民に配る資料が大変少なかったかなと、1枚ぺらと何か少なかったんですけれども。あそこでわざわざパワーポイントでいろいろワークショップの方々にやっていただいた。その資料を、パワーポイントでやったわけですから、そういうものも、今度同じようなことがあるときには配ったほうがいいのではないかなと考えますが、そういうものはジオサミットのときも配っていなかったような気がしますし、そういうものを何で配らなかったのかと。それをお伺いいたします。

○議長（稲葉勝男君） 企画調整課長。

○企画調整課長（谷 半時君） お答えいたします。

そうですね、私も2月11日の講演会には当然参加をしていたわけなんですけど、おっしゃるとおり、ちょっと資料は少なかったかなという感じは持っております。

南伊豆町といたしましては、いわゆる業者に委託していたものですから、その辺を少し認識をちょっとしていなかったという部分がございますので。また、今後3月にも町民説明会等もございますので、そうした機会には、また検討していきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（稲葉勝男君） 清水清一君。

〔7番 清水清一君登壇〕

○7番（清水清一君） 検討をよろしく願います。

それで、この地熱資源開発理解促進事業、来年度の予定、昨年聞いたときには、3年先までの申請も一緒にのっけてあると言いましたけれども、今年度申請する予定の書類の目的、あるいは内容に、どういうものがあるのかを説明を願いたいと思いますので、よろしく願います。

○議長（稲葉勝男君） 企画調整課長。

○企画調整課長（谷 半時君） 27年度の予定につきましては、まだ正確には、これから申請書をつくるという段階でございまして、非常に大ざっぱな形でしかやっております、予算をつくるための非常に大ざっぱな状況でございます。

まず、地熱開発の理解促進事業については、今考えているところといたしましては、勉強会、あるいは温泉等々のいわゆるワーキンググループに関する事業費、それとあと一番大きいのは、大きいといえますか、26年度と少し違ってくるのが地熱活用産業の事業化、地熱を活かしてどういう事業ができるかというものの検討をします。それから、高校生のワーキンググループといったものも少し取り入れようかなというふうに考えております。一応そういう形でもって理解促進を考えています。

それからあと、構造錐井のほうについては非常に雑駁な状態であります。例えば温泉の変動調査、いわゆるモニタリングの関係、それから、構造試錐井の掘削に関する調査費、敷地の造成費であるとか、それから実際の工事費に係る費用ということでもって、いわゆる概算ということでもって予算化をしているというところで、実際にはこれから設計といえますか、申請書をつくるという作業に、そのいわゆる温泉組合さんの同意といえますか、ということがとれた時点、あるいは並行して進めていきたいというように考えております。

以上です。

○議長（稲葉勝男君） 清水清一君。

〔7番 清水清一君登壇〕

○7番（清水清一君） これからつくっていくという形の中でやっていくという形なんですけれども、じゃ、平成26年度、要するに今年度、この理解促進、あるいは資源開発の申請書の写し等、もうほとんど終わっているわけですから、昨年申請して、6月あるいは7月に事業決定されたという通産省、あるいはJ O G M E Cの補助金申請をしたわけなんですけれども、その申請書のコピー等をもらえたら、欲しいんですが。それについてのコピー等は配付等ではありませんか。ほとんど事業は終わっているわけですから。

○議長（稲葉勝男君） 清水清一君。

〔7番 清水清一君登壇〕

○7番（清水清一君） 開示できる方向で考えていくのか、いけないのかお願いします。

○議長（稲葉勝男君） 企画調整課長。

○企画調整課長（谷 半時君） わかりました。どういう形でもってお渡しするのか、例えば情報公開が必要なのか、あるいは議員の皆さんへと、いわゆる情報提供という形なのかとい

うことについて、少し事務的に手続きを

[発言する人あり]

○企画調整課長（谷 半時君） どういう方法がいいかということにつきまして、ちょっと詰めさせていただきたいと思います。一応前向きには考えたいと思います。

以上です。

○議長（稲葉勝男君） 清水清一君。

[7番 清水清一君登壇]

○7番（清水清一君） よろしくお願ひいたします。

もう一つ、この間、今年に入って、町のホームページから地熱発電のホームページを見たときに、去年の12月15日に理解促進事業の中間報告がなされたという形がございまして、その中間報告書というのがプリントアウトしたら、ちゃんと出てきました。こういう形で南伊豆の現状とか、目次から始まり、現状とか取り組みとかと書いてありますけれども、議会に、こういうものを中間報告しましたという形で、こういうものを開示しておいたほうがよかつたのではないかなと思います。町長、どう考えますか。

○議長（稲葉勝男君） 町長。

[町長 梅本和熙君登壇]

○町長（梅本和熙君） お答えいたします。

確かにそうではないかと思いますが、委託事業者のほうに部数を用意させて、議会のほうにも用意するようにいたします。

○議長（稲葉勝男君） 清水清一君。

[7番 清水清一君登壇]

○7番（清水清一君） 委託業者のほうをやっているわけですが、一応運営は、主体は町ですからね。これもきっちりやっただいて、全協のときにももらった資料プラスこういうものがあれば、また違ったのかなと考えますので、そこをよろしくお願ひいたします。

それで、この各ワーキンググループ、理解促進事業でワーキンググループに提案された事業を実現していくためにも、少しやっていきたいという話も、答弁もございましたけれども、来年度やっていきたいという話がございましたけれども、この提案をやっしていきたいというわけですが、またそうすると、理解促進事業だけのお金ではなくて、別の補助金も必要になってくるかなと考えます。このワーキンググループの提案をほかの事業とリンクさせるためにも、補助金を担当課でまた用意しなければならないと思うんですが、こういうものについ

ての当たり等はつけてあるのか、ないのか、お伺いいたします。

○議長（稲葉勝男君） 企画調整課長。

○企画調整課長（谷 半時君） お答えいたします。

そうですね。議員のおっしゃるとおり、さまざまな事業をワーキンググループでもって検討しておりますので、それぞれのいわゆる関係部署において、いろいろと補助金を検討していかなければならないんだろうなというふうに考えております。

それとあと、昨日からいろいろお話がある、いわゆる地方創生の交付金というものもございますけれども、その事業でも、例えば南伊豆ブランド販路の開拓事業であるだとか、農業関係のものであるだとか、そういったものが使えるんじゃないかというように考えておりますので、そちらのほうの地方創生の交付金についても、少し検討していきたいなというふうに考えております。昨日、議員のほうからも少し提案もありましたので、その辺も踏まえながら研究をしていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（稲葉勝男君） 清水清一君。

〔7番 清水清一君登壇〕

○7番（清水清一君） よろしくお願ひしますけれども、このワーキンググループ、一生懸命やってくれて、温泉の関係でやってくれたわけです。まちづくりをやりましょうという形でやっていただきました。だから、理解促進事業でやってきたわけですが、その中で、やっぱり町をこんな町になってもらいたいよと、各ワーキンググループのメンバーさんが一生懸命やっていただいたという形がございます。このワーキンググループのメンバー等を、頑張ってもらったわけですが、この事業を行う、あるいはそのための話し合いをいっぱいやってきたわけですが、会合は地熱資源でやってきたんだけれども、実際は森林再生という農林水産の予算になる。あるいはアワビとなれば、稚魚の養殖といえ、水産の予算になるという形でございますけれども、そういう形を考えたときに、この予算を使ってまちづくりを一生懸命やってきたと、こういう手法を昔、川喜田二郎K J法という問題解決の手法の中のものを使っているんだろうと思いますけれども、その手法をまた新しいメンバーにやっていただいて、まちづくりのためになるように。今回もいろんなワークショップでやって、メンバーの方がいっぱいいられました。だけれども、メンバーも入れかえて、この、もしやる場合、入れかえて、そういう問題解決の手法の仕方を各町民に教えていくことによって、町がまた少しずつ前に進んでいくんじゃないかなと考えますが、町長ど

う考えますか。

○議長（稲葉勝男君） 町長。

〔町長 梅本和熙君登壇〕

○町長（梅本和熙君） お答えいたします。

非常にいい意見だと思います。地方版総合戦略をつくる中でお答えしたように、ワークショップを大分やっております。その中で地方版総合戦略をつくる時には百人委員会を立ち上げてみたいなと思っております。そういう中へ積極的に町民の皆さんが参加していただくことによって、やはりまちづくりは、自分たちの町を自分たちでつくっていくんだという気概が生まれてくるのかなと、そういうこともあろうかと思っております。そういうことも含めて、このワーキンググループの議論も、地熱に関するワーキンググループの議論もあってもいいのかなと、そのように思っております。できる限り議員のおっしゃるような方向性というのは勘案していきたいと思っております。

○議長（稲葉勝男君） 清水清一君。

〔7番 清水清一君登壇〕

○7番（清水清一君） 問題解決の手法を各町民のほうへ教えて、町が伸びる、そのことによって、その身につけた人が、町の、あるいは商売、あるいは生活することについて、問題意識を持っていただいて、解決する手法を考えていただけたほうが町のためになると思うものですから、メンバーもなるべく入れかえるというのが必要なんですけれども、新しい人がいっぱいいてやったほうがいいと考えますので、これについては公募をして、いっぱい来てもらうような形をやったほうがいいと思いますので、検討してください。

次へ参ります。次じゃなくて、この先だ。

町長、先ほど答弁等で地熱発電ができなかったときのことを考えて、その先を考えていると、まちづくりのことを考えていると言われました。地熱を利用してのまちづくりということでございますけれども、温泉をですね、じゃ、地熱を利用してということでございますので、要するに今ある温泉を活用してやるという考えなのかをお伺いいたします。

○議長（稲葉勝男君） 町長。

〔町長 梅本和熙君登壇〕

○町長（梅本和熙君） お答えいたします。

地熱に関しましては、小谷村の副村長が来て講演したときに、やはり地熱発電所はつくらないけれども、地熱を利用したまちおこしみたいなことはやっているということをお

ります。そういうのは参考になろうかなと思います。

それで、下賀茂温泉は古くから湯煙たなびく湯治場として旅館やホテルなどで浴用に利用されてまいりました。しかし、最近では湯量の低下やスケール等、温泉の管理の面から経費がかさむなどの声が聞かれております。観光客の減少から、最盛期から比べるとホテルや旅館の数も少なくなっていることから、温泉地というものの活性化が重要なことと考えております。各旅館やホテルはそれぞれ趣向を凝らしていると考えますが、さらなるPRやインバウンド事業を含め、多様な新商品が必要と考えますので、温泉組合、旅館、ホテル、観光協会等、関係者と検討してまいりたいと思います。今後とも議論を進めていきたいと、このように思っております。

○議長（稲葉勝男君） 清水清一君。

〔7番 清水清一君登壇〕

○7番（清水清一君） 地熱をいろいろ考えていきたいというわけですがけれども、私思うに、先ほど答弁の中で、地熱をやって何か問題が起きたら発電所はやめると、工事等をやめると言いましたけれども、問題が起きたというのは、どういう問題が起きたときのことでしょうか。温泉が出なくなったとか、あるいは水量が減ったとか、そういうものはどうやって証明するのか。そういうことは難しいのではないかな。要するに問題を、じゃ、何が問題になったときかということをお伺いいたします。

○議長（稲葉勝男君） 町長。

〔町長 梅本和熙君登壇〕

○町長（梅本和熙君） お答えいたします。

例えば掘削事業者がいろいろやっていく上で温泉に影響を与えるとかというのはわかるらしいです。そういうことがあった場合とか、それとか、例えば地熱資源を調査したけれども、いわゆる経済効果的に地熱発電所は難しいという問題とか、そういう問題が発生した場合は、その時点でやめていきたい、やめるということでございます。これは国のほうでも当然そういう形での指針は示しております。

○議長（稲葉勝男君） 清水清一君。

〔7番 清水清一君登壇〕

○7番（清水清一君） 今、業者が穴を掘っている、あるいは地熱工事している業者がわかると言いましたけれども、やっぱりその時点で穴、途中で500メートルぐらいのところどめたら商売にならないから、もう一度、やっぱり進めていくんではないかなというのが筋じ

やないかなと思いますけれども。これは経営的に、発電所として経済効果がなければ発電所をよすという話でございましたけれども、先ほどの答弁の中でありました緑の分権改革で東電がやったわけですね、東電の子会社。ということは、あれも東北の地震の後の結果発表でしたからね。ですから、電気が足りないときに、東電としても考えてみたけれども、とんとんまではいかないんだと。だから、ペイできないから、やっぱり電気は足りないけれども、地熱発電としては無理ではないかなと、結果を出したんではないかなと、私は推測しますけれども。

わざわざ町が主体になって、幾ら三井不動産が入っているとはいえども、それは東電がやったものができなくて、じゃ、町主催でやって、三井不動産ならできるという確約はどういうふうなところでつかんだのか、お伺いいたします。

○議長（稲葉勝男君） 企画調整課長。

○企画調整課長（谷 半時君） お答えいたします。

先ほど議員のほうのお話で、23、24と行った環境省の調査につきまして、いわゆる環境省から産総研が受けて、そちらから東電設計、あるいは日鉄鉱コンサルタントされたというものを行った事業があります。現実的には、東電設計というところが中心となって事業を進めてまいりまして、加納地区におきまして695メートルの掘削調査をしました。あの事業につきましては、あくまでも温泉共生型地熱貯留槽管理システム実証研究といういわゆる研究事業でございまして、その調査の結果といたしまして、東電設計さんの地熱発電所がだめだとかいいだとかという結論というのは、私は聞いておりません。あくまでも調査をした、695メートルを掘って、地下の温度は110度ぐらいしか上がらなかったという結果の報告でございまして、ですので、ちょっとその、いわゆる発電所がいいとか悪いとかというお話はちょっと伺っていなかったもんですから、そういう話で。

これから、今現在、あるいはこれから南伊豆町が進めております地熱資源活用によるまちづくりの事業につきましては、1つずつその段階といいますか、ステップを踏んでいくという形の中で、まずとりあえず地表調査をやって、その後に地熱の資源の賦存量だとか温度だとか、そうしたものを調査して行って、その結果を順次検討していきながら、また次のステップへ行けるかということを考えていくということでございますので、いわゆる現時点では、発電所ができるのかできないのかということは、少し判断が早計であるというふうに考えております。

以上です。

○議長（稲葉勝男君） 清水清一君。

〔7番 清水清一君登壇〕

○7番（清水清一君） わかりましたけれども、この発電所、要するに、東電子会社が調査したと。調査してよければ、また東電の子会社と発電所をやらないかという形で回っていくと思うんですよ。それで、町に声をかけてどうですかというのが、普通の会社の、あるいは東電だったら、普通やってくる話だと思うんですけれども、東電がペイできないのに、黒字化はちょっと無理だという話だと思うんですよ。もしできるんだったら、本当に東電の子会社がやってきたと思うんですけれども、わざわざ町主体で三井不動産にお願いするのは、何かもう必ず黒字になるよということを踏んでいるのか、いないのか、そこをお伺いいたします。

○議長（稲葉勝男君） 町長。

〔町長 梅本和熙君登壇〕

○町長（梅本和熙君） 東電設計に非常にこだわっておりますけれども、当初は東電設計の担当者も含めて、この話が私のところにありました。そういう流れの中で、この地熱資源を活かした事業というものはやっていこうという判断をしました。

○議長（稲葉勝男君） 清水清一君。

〔7番 清水清一君登壇〕

○7番（清水清一君） それだったら、東電の関係の不動産屋さんじゃなくて、そういう発電をやるような会社のほうが、応募をかけたなら来なかったという話なんですけれども、よかつたのではないかなと。そのほうが経済効果とか、あるいは判断的に発電量の関係とか、発電所を持っているわけですから、わかるわけですから。そういうものが来てほしかったわけなんですけれども、三井不動産しか来なかったという形の中で、これをうまくやっていくんだったら、この発電所としてまず黒字になるとか、そういうものもまず考えてもらわないことには困るし、もしこの発電所をつくったときに、じゃ、地下深部から、熱があるから、そこから熱を持ってくるという形を言いましたけれども、じゃ、そこで発電として熱をとった場合、その地表にある温泉については熱が来ないのではないかなと。要するに熱量が減ってくるのではないかなと考えますが、そういうことを、ただ熱は下がってくるという話は、これまで答弁の中に全然なかったんですけれども、もしこの発電所をつくったときに、熱量がトータルで下がってくるという話を、答弁等いただけますか。

○議長（稲葉勝男君） 町長。

〔町長 梅本和熙君登壇〕

○町長（梅本和熙君） お答えいたします。

実際問題、掘削事業をやる場合に、先ほどから言っていますように、温泉のモニタリングは当然ずっとやっております。それで温泉に変化が生じたかどうかということを見ながら、実際、温泉にモニタリングの中で変化が生じた場合は、そこでやめるというような形になるかと思えます。

それともう一つは、私が……

[発言する人あり]

○町長（梅本和熙君） 熱量のことはちょっと後で答弁させます。

私になぜ三井不動産とという形でありますけれども、東電さんが来た場合に、果たして東電さんが発電だけで、まちづくりということに対する提案をいただけたかどうかということが一つあるかと思えます。この発電所をつくるということが最終目的では、私はありません。もし発電所ができることによって、このまちづくりができる。そのまちづくりを三井さんが手伝ってくれるというような形の中で、この事業は進めていきたい。ただ発電所をつくるだけだったら、余り意味がないんじゃないかと私は思っております。これは、早く言えば、風力発電がある意味ではそういう形になったのかなと思っております。南伊豆町のために本当に風力発電がプラスになったんだろうかということ考えたとき、これは非常に疑問があるわけであります。

そういうことを考えたときに、やはりまちづくりという一つのコンセプトの中で行動しているということをご理解いただきたいと思えます。

○議長（稲葉勝男君） 清水清一君。

[7番 清水清一君登壇]

○7番（清水清一君） 時間がなくなりますので、先に行きます。

結局モニタリングとか言いましたけれども、三井不動産の話でございますけれども、結局東電さんがやって、東電さんのコンサルタントもあるわけですが、その中で何ですか、地熱開発理解促進事業というものがございます。そのほかでまたそういうコンサルタントも紹介していただけるはずだったものですから、三井不動産だからこういう理解促進事業で事業ができているという話ではないと思えます。

理解促進事業でまた新しく公募をかけてやるという話も出てございますし、でも、基本的には地熱開発理解促進事業というのは、町が申請している事業でございますよね。民間業者が申請している事業ではないですね。だから、主催は町でやらなければいけない。でも、そ

れを下請に出してやっているわけですから、それが三井不動産じゃないとだめだという形の
今答弁を町長は言われましたけれども、もう最初から三井不動産ありきだったというような
答弁になってしまいます、私が聞く限りでは。そう聞きたくないんですけれども、そうなっ
てしまいますので、たまたまそうなってしまったとかという話を言っていただけたほうがよ
かったと思いますし、この熱量をどうやって減らないようにしていくのか、要するに、それ
でモニタリングしたとしても、下でとってしまえば減るわけですから。そういうものはどう
考えておられるのか。どのくらい温度が下がったときに影響があったのかということをお伺
いたします。

○議長（稲葉勝男君） 企画調整課長。

○企画調整課長（谷 半時君） お答えいたします。

まず、いわゆる地熱発電所をつくった場合に、地熱を、いわゆる発電所でもって熱をとる
ということでもって他の温泉へと影響するのではないかというお話なんです、私も、専門
家ではないんですけれども、私のほう、これまで勉強した限りでのお話にしかならないんで
すけれども、発電所というのは蒸気でもってタービンを回しますので、熱そのものは、いわ
ゆる還元井と言いまして、もう1回地中に戻します。それと、その後、地下の構造として、
地熱貯留槽という位置、一番地下深部にあります地熱の資源の塊といいますか、そういった
ものがあります。そこからの部分を地熱発電所としてくみ上げるといふか、いう形になりま
す。通常の温泉というのは、いわゆる温泉帯水層とあって、それは例えばその地域によって
違うんですけれども、多分うちのほうでは、100メートルとか200メートルぐらいにまた温泉
の帯水層という形で、温泉として使える熱の塊というのがございますので、あくまでも貯留
槽という形と、その上にある温泉帯水層という2つがあります。一番下の地熱貯留槽のほう
の深部から地熱発電所として熱量をくみ上げ、蒸気を利用してタービンを回して発電をして、
必要のない熱量については、還元井と言って、もう1回地下に戻すという形になりますので、
基本的には温泉への影響はないのではないかというふうには言われております。

また、温泉対流層と地熱の下の地熱貯留槽との関係がどうなっているかというものについ
ては、これから調査をするということになりますので、そういったものはいわゆるモニタリ
ング等を通じてまた調査をするという形になります。

少し声が出なくて申しわけないんですが、それから、先ほど来から、いわゆる事業者につ
いてのお話なんですけれども、三井不動産というお話がございまして、この事業につきま
しては、あくまでも公募という形をとっておりまして、それと理解促進、あるいは地熱資源の調

査をするために必要な事業者ということでもって、いわゆるJVと言いますか、例えば地熱開発の理解促進については三井不動産さんといわゆるコンサルを中心としたパシフィックコンサルタンツの共同企業体、調査については三井不動産とパシフィックコンサルタンツと地熱エンジニアリングという企業の共同体という形でもって、交互に応じてきたということでもって選定したということでございますので、三井不動産という一つの会社ということではありませんので、ご了承をお願いできればというふうに考えております。

以上です。

○議長（稲葉勝男君） 清水清一君の質問を終わります。

◎諮第1号の上程、朗読、説明、質疑、討論、採決

○議長（稲葉勝男君） これより議案審議に入ります。

諮第1号 人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについてを議題とします。

朗読を求めます。

事務局。

〔事務局長朗読〕

○議長（稲葉勝男君） 朗読を終わります。

提案説明を求めます。

町長。

〔町長 梅本和熙君登壇〕

○町長（梅本和熙君） 諮第1号の提案理由を申し上げます。

現在、南伊豆町内において法務大臣から委嘱されている人権擁護委員は5名ですが、うち1名が平成27年6月30日をもって任期満了となることに伴う人権擁護委員の候補者の推薦です。

推薦については、人権擁護委員法第6条第3項に、市町村議会の議員の選挙権を有する住民で、人格、識見高く、広く社会の実情に通じ、人権擁護に理解のある者で、議会の意見を聞いて候補者を推薦しなければならないと規定されています。

南伊豆町下賀茂201番地の4、渡邊芳男氏は、これらの諸要件を兼ね備えた方であると思料されますので、引き続き選任したく提案するもので、委員の任期は3年となっています。

ご審議のほどよろしくお願ひ申し上げます。

○議長（稲葉勝男君） 提案説明を終わります。

これより質疑に入ります。

〔発言する人なし〕

○議長（稲葉勝男君） 質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（稲葉勝男君） 異議ないものと認めます。

よって、質疑を終わります。

これより討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許可します。

〔発言する人なし〕

○議長（稲葉勝男君） 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

〔発言する人なし〕

○議長（稲葉勝男君） 討論する者もありませんので、討論を終わります。

採決します。

諮第1号 人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについては、原案のとおり同意することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（稲葉勝男君） 全員賛成です。

よって、諮第1号議案は原案のとおり同意することに決定しました。

◎議第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（稲葉勝男君） 議第1号 南伊豆町課設置条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

提案説明を求めます。

町長。

〔町長 梅本和熙君登壇〕

○町長（梅本和熙君） 議第1号の提案理由を申し上げます。

本議案は、平成27年度から清掃センターを包括運転管理業務委託とすることにより、生活環境係を住民の生活に密着した上下水道課に加え、生活環境課とするものです。

内容につきましては総務課長から説明させますので、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（稲葉勝男君） 内容説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（小嶋孝志君） 議第1号について内容説明を申し上げます。

平成27年度から清掃センターを管理業務委託することにより、生活環境係を暮らしに密着した上下水道課に統合するもので、改正するものでございます。

南伊豆町課設置条例の一部を次のように改正するものです。

第2条中、「上下水道課」を「生活環境課」に改めるものでございます。

附則でございますが、第1項ですが、この条例は、平成27年4月1日から施行するものでございます。

2項でございますが、南伊豆町水道事業の設置等に関する条例の一部を次のように改正するものでございます。

第4条中第2項中、「上下水道課」を「生活環境課」に改めるものです。

3項ですが、南伊豆町水道事業給水条例の一部を次のように改正するものでございます。

第20条第3項及び第38条中、「上下水道課職員」を「生活環境課職員」に改めるものでございます。

4項でございますが、南伊豆町公共下水道・水道料金等審議会設置条例の一部を次のように改正するものでございます。

第6条中、「上下水道課」を「生活環境課」に改めるものでございます。

以上で内容説明を終了いたします。ご審議のほどよろしく願いいたします。

○議長（稲葉勝男君） 内容説明を終わります。

これより質疑に入ります。

清水清一君。

○7番（清水清一君） 7番、清水でございます。

この生活環境係を上下水道課にするという話でございますけれども、そうしますと、一部事務組合担当は、これまでは町民課で行ってきたわけですが、この担当の者について

は、これからは生活環境課のほうに担当がなるという解釈をしてよろしいのでしょうか。

○議長（稲葉勝男君） 総務課長。

○総務課長（小嶋孝志君） お答えいたします。

議員のおっしゃるとおりでございます。

以上です。

○議長（稲葉勝男君） 質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（稲葉勝男君） 異議ないものと認めます。

よって、質疑を終わります。

これより討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許可します。

〔発言する人なし〕

○議長（稲葉勝男君） 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

〔発言する人なし〕

○議長（稲葉勝男君） 討論する者もありませんので、討論を終わります。

採決します。

議第1号 南伊豆町課設置条例の一部を改正する条例制定については、原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（稲葉勝男君） 全員賛成です。

よって、議第1号議案は原案のとおり可決することに決定しました。

◎議第2号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（稲葉勝男君） 議第2号 南伊豆町附属機関設置条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

提案説明を求めます。

町長。

〔町長 梅本和熙君登壇〕

○町長（梅本和熙君） 議第2号の提案理由を申し上げます。

本議案は、地方公共団体の附属機関は、地方自治法第138条の4第3項の規定により、設置根拠を法律又は条例の定めによることになっています。法律、またはほかの条例に定めがない附属機関については、南伊豆町附属機関設置条例に規定し、設置根拠を明確化する必要があります。

このようなことから、現行の附属機関を整理し、設置根拠の明確化が必要な附属機関について、南伊豆町附属機関設置条例に追加するものです。

内容につきましては総務課長から説明させますので、ご審議のほどよろしくお願ひ申し上げます。

○議長（稲葉勝男君） 提案説明を終わります。

内容説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（小嶋孝志君） それでは、議第2号の内容説明を申し上げます。

新旧対照表をごらんください。

法律、または条例の定めがない委員会等については、南伊豆町附属機関設置条例に記載し、設置根拠を明確にする必要があります。

そこで、現在の委員会等の中から、設置根拠が規則等に定められている委員会等を調査したところ、町長部局では、南伊豆町ふるさとづくり推進委員会を初め10の委員会等、教育委員会部局では、南伊豆町学校統合推進委員会を初め5つの委員会等及び選挙管理委員会では1つの委員会が該当となり、合計で16の委員会等を条例に追加するものでございます。

また、委員会等に属する執行機関は、地方自治法第138条の4第1項の規定により、教育長を教育委員会に変更するものでございます。

附則でございますが、公布の日から施行するものでございます。

以上で内容説明を終了いたします。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

○議長（稲葉勝男君） 内容説明を終わります。

これより質疑に入ります。

〔発言する人なし〕

○議長（稲葉勝男君） 質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（稲葉勝男君） 異議ないものと認めます。

よって、質疑を終わります。

これより討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許可します。

〔発言する人なし〕

○議長（稲葉勝男君） 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

〔発言する人なし〕

○議長（稲葉勝男君） 討論する者もありませんので、討論を終わります。

採決します。

議第2号 南伊豆町附属機関設置条例の一部を改正する条例制定については、原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（稲葉勝男君） 全員賛成です。

よって、議第2号議案は原案のとおり可決することに決定しました。

◎議第3号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（稲葉勝男君） 議第3号 南伊豆町行政手続条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

提案説明を求めます。

町長。

〔町長 梅本和熙君登壇〕

○町長（梅本和熙君） 議第3号の提案理由を申し上げます。

本議案は、平成26年6月13日に公布され、平成27年4月1日から施行されている行政手続法の一部を改正する法律により、法律の要件に適合しない行政指導の中止を求める制度及び法令に違反する事実の是正のための処分又は行政指導を求める制度が整備されます。行政手続法で規定されている処分及び行政指導は地方公共団体に適用されないため、同法第46条の規定により、南伊豆町行政手続条例に処分及び行政指導に関する事項を追加するものです。

内容につきましては総務課長から説明させますので、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

げます。

○議長（稲葉勝男君） 提案説明を終わります。

内容説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（小嶋孝志君） 議第3号の内容説明を申し上げます。

国の行政手続法の改正に合わせ、南伊豆町行政手続条例の一部を改正するものでございます。

新旧対照表をごらんください。

1 ページから5 ページまでは、字句の訂正や文言の追加でございます。

6 ページ目をごらんいただきたいと思えます。

条項の追加でございます。

第33条は、行政指導をする際に、許認可等の権限等を行使する場合は、その権限を行使し得る根拠を相手方に示さなければならないものでございます。

次に、第34条の2は、行政指導の相手方が行政指導が法律の要件に適合しないと思う場合は、行政に再考を求める申し出を法律上の手続として位置づけるものでございます。

次に、第34条の3は、国民が法律違反をしている事実を発見した場合は、町に対し適正な権限行使を促すための法律上の手続を定めたものでございます。

また、この条例は、平成27年4月1日から施行するものでございます。

以上で内容説明を終了いたします。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（稲葉勝男君） 内容説明を終わります。

これより質疑に入ります。

〔発言する人なし〕

○議長（稲葉勝男君） 質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思えますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（稲葉勝男君） 異議ないものと認めます。

よって、質疑を終わります。

これより討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許可します。

〔発言する人なし〕

○議長（稲葉勝男君） 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

[発言する人なし]

○議長（稲葉勝男君） 討論する者もありませんので、討論を終わります。

採決します。

議第3号 南伊豆町行政手続条例の一部を改正する条例制定については、原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○議長（稲葉勝男君） 全員賛成です。

よって、議第3号議案は原案のとおり可決することに決定しました。

◎議第4号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（稲葉勝男君） 議第4号 南伊豆町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

提案説明を求めます。

町長。

[町長 梅本和熙君登壇]

○町長（梅本和熙君） 議第4号について提案理由を申し上げます。

本議案は、認定こども園法改正に伴い、級別職務分類表を改正するものです。

改正前の認定こども園は、保育所と幼稚園の2つの施設をあわせたもので、認定こども園長のもとに、保育所長、幼稚園長を配置していましたが、改正後は、教育及び児童福祉施設である単一の施設とすることから、認定こども園長のもとに副園長を配置し、保育士、教諭についても保育教諭と職名を変更するものであります。

詳細につきましては、総務課長から説明させますので、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（稲葉勝男君） 提案説明を終わります。

内容説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（小嶋孝志君） それでは、議第4号について内容説明を申し上げます。

認定こども園の法改正に伴い、級別職務分類表を改正するものでございます。

それでは、新旧対照表をごらんください。

右側が改正前、左側が改正後で、アンダーラインの部分が今回改正するところでございます。

別表第2の級別職務分類表をごらんください。

1級の「助教諭、保育士補、教諭及び保育士」を「保育教育補及び保育教諭」に改めるものです。

2級の「教諭及び保育士」を「保育教諭」に改めるものでございます。

3級の「主任教諭及び主任保育士」を「主任保育教諭」に改めるものでございます。

4級の「所長及び園長」を「副園長」に改めるものでございます。

以上で内容説明を終了いたします。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（稲葉勝男君） 内容説明を終わります。

これより質疑に入ります。

清水清一君。

○7番（清水清一君） 7番、清水です。

新旧対照表でお伺いいたします。

これを見ますと、幼稚園教諭、また保育士というものをあわせて保育教諭という形で考えておられるのかをお伺いいたします。これまでは別々に書いてあったんですけども、両方まとめて保育教諭という形になるのでしょうか。

○議長（稲葉勝男君） 総務課長。

○総務課長（小嶋孝志君） 議員のおっしゃるとおりでございます。

○議長（稲葉勝男君） 質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（稲葉勝男君） 異議ないものと認めます。

よって、質疑を終わります。

これより討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許可します。

〔発言する人なし〕

○議長（稲葉勝男君） 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

[発言する人なし]

○議長（稲葉勝男君） 討論する者もありませんので、討論を終わります。

採決します。

議第4号 南伊豆町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定については、原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○議長（稲葉勝男君） 全員賛成です。

よって、議第4号議案は原案のとおり可決することに決定しました。

ここで昼食ため午後1時まで休憩いたします。

休憩 午後 0時01分

再開 午後 1時00分

○議長（稲葉勝男君） 休憩を閉じ会議を再開いたします。

ここでちょっとお断りします。

先ほど横嶋議員のほうから、一般質問で配付されました資料、温泉組合関係については、横嶋議員と協議いたしましたところ、不明な点も若干あるものですから、資料としては提出を取り下げるということでもありますので、ご了解いただきたいと思います。

◎議第5号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（稲葉勝男君） それでは、議第5号 南伊豆町介護保険条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

提案説明を求めます。

町長。

[町長 梅本和熙君登壇]

○町長（梅本和熙君） 議第5号の提案理由を申し上げます。

本議案は、平成27年度から平成29年度までの3カ年を計画期間とする第6期介護保険事業

計画に基づき改正する介護保険料及び地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律において改正された、介護保険法に規定する新しい介護予防・日常生活支援総合事業の実施時期を延長するために必要な事項を規定するため、介護保険条例の一部の改正を行うものです。

第6期介護保険事業計画は、南伊豆町高齢者保健福祉計画等策定委員会において計画を策定していますが、第6期期間中の第1号被保険者の介護保険料については、法律に基づき、現行の6段階制から9段階制への移行を図るほか、第1号被保険者数、要介護支援認定者数の状況や過去の介護保険給付実績等をもとに、介護報酬の改定を加味して今後3年間の介護給付費を見込んだ結果、前計画に対し25%の値上げをお願いすることになりました。

なお、詳細につきましては、健康福祉課長から説明させていただきますので、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（稲葉勝男君） 提案説明を終わります。

内容説明を求めます。

健康福祉課長。

○健康福祉課長（黒田三千弥君） 第5号 南伊豆町介護保険条例の一部を改正する条例制定につきまして、内容をご説明申し上げます。

恐れ入りますが、資料の新旧対照表に基づきまして説明をさせていただきますので、つづりの12ページになるのでしょうか、お聞き願います。ちょっとページは振っていませんけれども、すみません。

後ろから2枚目です。すみません。

よろしいでしょうか。

〔「はい」と言う人あり〕

○健康福祉課長（黒田三千弥君） それでは、説明させていただきます。

まず、裏表の2枚目となっておりますけれども、3ページにつながります。1ページ目からでございます。

介護保険条例の第2条、保険料率でございますが、1号被保険者、65歳以上の方の保険料につきまして、新旧対照表の右側の欄、旧に記載されております1号から6号までの金額を政省令の改正により、記載の6段階から左、新のほう、ページがこう2枚に続きますが、9段階に細分化させていただきます。金額は旧、1号の2万4,000円から、第6号7万2,000円となっております保険料を、左側、新の欄に記載しております金額、第1号を3万円、第9号

を10万2,000円、それぞれ引き上げをお願いするものでございます。引き上げ率は25%になります。これは1年間分でございます。

これにつきましては、提案説明にもありましたように、過去の給付実績や認定者数の推計から、平成27年度から29年度までの第6期南伊豆町介護保険事業計画における給付費等を算定し、第1号被保険者の保険料額として設定したものでございます。

続きまして、第4条第3項でございます。ページをめくってください。

ここにつきましては、9段階制に変更したことによる内容の整理でございます。

また、附則でございますが、第6条第1項につきましては、介護予防・日常生活支援総合事業については、平成27年4月1日からの事業実施ではなく、体制整備の必要性等により経過措置を設けさせていただくものでございます。当該日とは、国が定める経過措置期限の平成29年3月31日を予定しております。

同じく同条第2項につきましても、事業実施に関する準備期間が必要なため、経過措置を設けさせていただくものでございます。第2項につきまして、当該日は、国が定める経過措置期限の平成30年3月31日を予定させていただきます。

この条例の施行日は、27年4月1日とさせていただきます。

以上で説明を終わります。ご審議のほど、どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（稲葉勝男君） 内容説明を終わります。

これより質疑に入ります。

[発言する人なし]

○議長（稲葉勝男君） 質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長（稲葉勝男君） 異議ないものと認めます。

これより討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許可します。

[発言する人なし]

○議長（稲葉勝男君） 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

[発言する人なし]

○議長（稲葉勝男君） 討論する者もありませんので、討論を終わります。

採決します。

議第 5 号 南伊豆町介護保険条例の一部を改正する条例制定については、原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（稲葉勝男君） 賛成多数です。

よって、議第 5 号議案は原案のとおり可決することに決定しました。

◎議第 6 号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（稲葉勝男君） 議第 6 号 南伊豆町防災委員設置条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

提案説明を求めます。

町長。

〔町長 梅本和熙君登壇〕

○町長（梅本和熙君） 議第 6 号の提案理由を申し上げます。

本議案は、南伊豆町防災委員の任期設定について改正するものです。

現在、防災委員の任期は11月 1 日から 2 年間となっておりますが、各地区自主防災会から地区役員の選任上、年度区分となる 4 月 1 日から 3 月 31 日までの任期 2 年への変更について要望があったことから、これを改正し、あわせてこれまで未規定であった補欠委員の任期について明記する内容となっております。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（稲葉勝男君） 提案説明を終わります。

内容説明を求めます。

防災室長。

○防災室長（渡辺雅之君） それでは、議第 6 号の内容を説明させていただきます。

議案をごらんください。

南伊豆町防災委員設置条例は、昭和59年11月 1 日から施行をされております。この関係で防災委員の任期につきましては、11月 1 日から翌々年の10月31日までの 2 年間となっております。町長の提案説明にありましたように、4 月 1 日から 3 月 31 日までの任期 2 年に変更するため、附則の第 2 項で、昨年11月 1 日付で委嘱をいたしました委員の皆様の任期を平成28年 3 月 31 日までとし、以後の任期について、4 月 1 日から翌々年の 3 月 31 日までの任期とす

るものでございます。

また、委嘱をいたしました防災委員の方が、事情により途中で交代することも考慮いたしまして、第6条、ここが任期を規定している条文になりますが、ここにただし書きを加えまして、補欠委員の任期については前任者の残任期間とすることを明記いたしました。

説明は以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（稲葉勝男君） 内容説明を終わります。

これより質疑に入ります。

〔発言する人なし〕

○議長（稲葉勝男君） 質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（稲葉勝男君） 異議ないものと認めます。

よって、質疑を終わります。

これより討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許可します。

〔発言する人なし〕

○議長（稲葉勝男君） 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

〔発言する人なし〕

○議長（稲葉勝男君） 討論する者もありませんので、討論を終わります。

採決します。

議第6号 南伊豆町防災委員設置条例の一部を改正する条例制定については、原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（稲葉勝男君） 全員賛成です。

よって、議第6号議案は原案のとおり可決することに決定しました。

◎議第7号の上程、説明、質疑、委員会付託

○議長（稲葉勝男君） 議第7号 南伊豆町立認定こども園条例の全部を改正する条例制定に

ついてを議題とします。

提案説明を求めます。

町長

〔町長 梅本和熙君登壇〕

○町長（梅本和熙君） 議第7号の提案理由を申し上げます。

本議案は、子ども・子育て支援法の施行に伴い、これまで学校教育法に基づいて設置していた幼稚園と児童福祉法に基づいて設置していた保育所で構成されていた南伊豆認定こども園を、新たな制度に即した認定こども園として規定し直すとともに、町の幼保一元化計画に基づき、南崎保育所を認定こども園とすることを主な目的とし、南伊豆町立認定こども園条例の全部を改正するものです。

新たな条例では、認定こども園の設置、運営に関する基本的な事項を定め、定員や使用料の額、開園時間等の詳細は別に規定で定めることにいたします。

なお、詳細につきましては、健康福祉課長から説明させますので、ご審議のほどをよろしくお願い申し上げます。

○議長（稲葉勝男君） 提案説明を終わります。

内容説明を求めます。

健康福祉課長。

○健康福祉課長（黒田三千弥君） 議第7号の内容説明をさせていただきます。

条文2項をごらんください。

小学校就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第2条第7項の規定による認定こども園の設置に関して必要な事項を定め、地域において子どもが健やかに成長する環境整備を充実させるという条例の目的を第1条で定めるものでございます。

第2条は、設置する認定こども園の名称、位置を定めるもので、南伊豆認定こども園、南崎認定こども園の2園とするものでございます。

第3条は、こども園で行う事業について定めるものでございます。

第4条は、こども園の利用定員を定めるものです。区分ごとに規則で定めることといたします。

次のページになりますが、第5条、第6条及び第7条は、利用者の許可、利用制限について定めるものでございます。

第8条及び第9条につきましては、こども園を利用する者の保護者が納付する使用料、そ

の使用料の減額、もしくは減免について定めるものでございます。

附則でございますが、本条例は、平成27年4月1日施行とするものでございます。

また、本条例の制定に伴い、次ページにわたりますが、2、3、4、第2条、第3条でございますが、それぞれ南伊豆町立幼稚園保育料徴収条例及び南伊豆町立保育所条例の廃止、南伊豆町立小中学校及び幼稚園設置条例の一部改正、南伊豆町保育の実施に関する条例の一部改正について定めさせていただくものでございます。

後者2本につきましては、資料の新旧対照表の最後のページ、その前のページに、要は新旧対照表をつけさせていただきましたので、ご確認いただきたいと思います。

以上で説明を終わらせていただきます。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（稲葉勝男君） 内容説明を終わります。

これより質疑に入ります。

〔発言する人なし〕

○議長（稲葉勝男君） 質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（稲葉勝男君） 異議ないものと認めます。

本議案を第1常任委員会に付託したいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（稲葉勝男君） 異議ないものと認めます。

よって、議第7号議案は、第1常任委員会に付託することに決定しました。

◎議第8号の上程、説明、質疑、委員会付託

○議長（稲葉勝男君） 議第8号 南伊豆町放課後児童クラブ条例制定についてを議題とします。

提案説明を求めます。

町長。

〔町長 梅本和熙君登壇〕

○町長（梅本和熙君） 議第8号の提案理由を申し上げます。

本議案は、これまで静岡県ガイドラインや南伊豆町放課後児童対策事業実施規則などに基づき事業を行ってきました放課後児童クラブについて、平成27年4月1日から開始される子ども・子育て支援新制度では、町が定める基準に基づいて実施することとなるため、放課後児童クラブの実施運営方法などについて、必要な事項を定めるものです。

詳細につきましては健康福祉課長から説明を。ご審議のほどをよろしくお願い申し上げます。

○議長（稲葉勝男君） 提案説明を終わります。

内容説明を求めます。

健康福祉課長。

○健康福祉課長（黒田三千弥君） 議第8号 放課後児童クラブ条例制定に関する内容説明をさせていただきます。

本町における放課後児童クラブ事業におきましては、これまで設備や運営について法的な基準が設けられていなく、静岡県が目安として定めたガイドラインや南伊豆町放課後児童対策事業実施規則などに基づき、事業を進めてまいりました。

平成27年4月1日から子ども・子育て支援新制度が開始されることも踏まえ、平成26年12月に、南伊豆町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例を制定させていただきましたところでございます。また、本町の放課後児童クラブ利用料金につきましては、地方自治法の使用料に該当することから、条例で定めさせていただくこととするものがございます。

条文をごらんください。

第1条は、児童福祉法第6条の3第2項に定める放課後児童健全育成事業として本事業を位置づけ、事業の目的を定めるものです。

第2条は、名称を南中小学校放課後児童クラブとして設置する位置を定めるものがございます。

第3条、第4条は、児童クラブの開所時間、休業日を定めるものがございます。

第5条は、事業の委託について定めるものがございます。

次ページをめくってください。

第6条は、児童クラブを利用できる対象児童を定めるものがございます。

第7条、第8条及び第9条は、利用の許可、制限、許可の取り消しについて定めるものがございます。

第10条、第11条及び第12条は、児童クラブを利用する児童の保護者の利用料金、利用料金の減免、損害賠償義務について定めるものでございます。

第13条は、その他施行に関し必要な事項は、規則への委任を定めるものでございます。

本条例の施行日は、平成27年4月1日とさせていただきます。

以上で内容説明を終わらせていただきます。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（稲葉勝男君） 内容説明を終わります。

これより質疑に入ります。

〔発言する人なし〕

○議長（稲葉勝男君） 質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（稲葉勝男君） 異議ないものと認めます。

よって、質疑を終わります。

本案を第1常任委員会に付託したいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（稲葉勝男君） 異議ないものと認めます。

よって、議第8号議案は、第1常任委員会に付託することに決定しました。

◎議第9号の上程、説明、質疑、委員会付託

○議長（稲葉勝男君） 議第9号 南伊豆町いじめ問題対策連絡協議会等条例制定についてを議題とします。

提案説明を求めます。

町長。

〔町長 梅本和熙君登壇〕

○町長（梅本和熙君） 議第9号の提案理由を申し上げます。

本議案は、いじめ防止推進法の規定に基づき、南伊豆町が設置する南伊豆町いじめ問題対策連絡協議会、その他の組織に関して定めた条例であります。

いじめの防止等のため対策を実効的に行うため、南伊豆町いじめ問題対策連絡協議会、南

伊豆町いじめ問題専門委員会、南伊豆町いじめ問題調査委員会を設置するための規定の整備が必要なことから、当該条例の提案をするものであります。

なお、詳細につきましては、教育委員会局長から説明させますので、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（稲葉勝男君） 提案説明を終わります。

内容説明を求めます。

教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（勝田英夫君） 説明をいたします。

本案件は、いじめ防止対策推進法に準じて制定するものです。

この法の目的は、いじめがいじめを受けた児童等の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるもののみならず、その生命、または身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものであることを鑑み、児童等の尊厳を保持するため、いじめ防止等のための対策に関し基本理念を定め、国及び地方公共団体の責務を明らかにし、並びにいじめ防止等のための対策の基本となる事項を定めることにより、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進することを目的としたものとなっております。

それでは、南伊豆町いじめ問題対策連絡協議会等条例について説明します。

第1章、総則では、趣旨をうたっております。

第1条、この条例は、いじめ防止対策推進法の規定に基づき、南伊豆町が設置する南伊豆町いじめ問題対策連絡協議会、その他の組織に関して必要な事項を定めるものとなっております。

第2章は、南伊豆町いじめ問題対策連絡協議会についてです。

第2条は設置についてです。法第14条第1項の規定に基づき、南伊豆町いじめ問題対策連絡協議会を置くこととなっております。

そして、この法第14条第1項について補足説明します。

地方公共団体は、いじめ防止等に関係する機関及び団体の連携を図るため、条例の定めるところにより学校、教育委員会、児童相談所、法務局、または地方法務局、都道府県、警察、その他の関係者により構成されるいじめ問題対策連絡協議会を置くことができるとなっております。

第3条は所掌事務です。連絡協議会は、法第14条第1項の規定するいじめ防止等に関係す

る機関及び団体の連携に関して必要な事項を協議するとともに、当該機関及び団体相互の連絡調整を図るものとなっております。

第4条は組織についてです。内容は、委員を10人以内とし、教育委員会が委嘱するものです。

第5条は委員の任期です。内容は、2年の任期とし、補欠の場合は残任期間、委員は再任をすることができるとなっております。

第6条は、会長及び副会長についてです。

第7条は会議についてです。

第8条は関係者の出席等についてです。

第9条は庶務についてです。内容は、庶務は教育委員会事務局において処理するとなっております。

第3章は、南伊豆町いじめ問題専門委員会についてです。

第10条は設置についてです。法第14条第3項の規定に基づき、南伊豆町いじめ問題専門委員会を置く、です。そして、この法第14条第3項については、補足説明いたします。

教育委員会といじめ問題対策連絡協議会との円滑な連携の下に、地方いじめ防止基本方針に基づく地域におけるいじめの防止等のための対策を実効的に行うようにするため、必要があるときは、教育委員会に附属機関として必要な組織を置くことができるものとなっております。そのためのものです。

第11条は所掌事務についてです。専門委員会は、教育委員会の諮問に応じて、第1条に規定するいじめ防止法の対策、その他教育委員会が必要と認める事項について調査、審議し、答申し、または意見を具申するとなっております。

第12条は組織についてです。内容は、10人以内とし、教育委員会が任命するとなっております。

第13条は臨時委員についてです。

第14条は委員長及び副委員長についてです。

第15条は会議についてです。

第16条は準用についてです。

第5条の委員の任期、第8条の関係者の出席等及び第9条の庶務の規定は、専門委員会についても準用するものです。この場合において、第8条中、会長とあるのは、委員長と読みかえるものとする。

第4章は、南伊豆町いじめ問題調査委員会についてです。

第17条は設置についてです。法第30条第2項の規定に基づき、南伊豆町いじめ問題調査委員会を置く、です。そして、この法第30条第2項について、補足説明します。

規定により報告を受けた地方公共団体の長は、当該報告に係る重大事態への対処、または当該重大事態と同種の事態の防止のため必要があると認めるときは、補助機関を設けて調査を行う等の方法により、第28条第1項の規定により、調査の結果について調査を行うことができるとなっております。

第18条は所掌事務です。

調査委員会は、町長の諮問に応じて、法第28条第1項の規定により、調査機関について調査を審議し、答申し、または意見を具申するとなっております。

第18条は準用についてです。

第5条の委員の任期、第8条の関係者の出席等、第9条の庶務の規定及び第12条の組織、第13条の臨時委員、第14条の委員長及び副委員長、第15条の会議の規定は、調査委員会についても準用するものです。この場合において、第8条中、会長とあるのは委員長、第9条中、教育委員会事務局とあるのは総務課と、第12条中第1項中、10人とあるのは5人と、第12条第2項、第13条第1項及び第2項並びに第15条第1項ただし書き中、教育委員会とあるものは町長と読みかえるものとする。

第5章は罰則についてです。

附則として、この条例は、平成27年4月1日から施行するとなっております。ご審議のほどよろしく申し上げます。

すみません、私、みなみいずちょうのところをみなみいずまちと言ったことを訂正いたします。

○議長（稲葉勝男君） 内容説明を終わります。

これより質疑に入ります。

[発言する人なし]

○議長（稲葉勝男君） 質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長（稲葉勝男君） 異議ないものと認めます。

よって、質疑を終わります。

本議案を第1常任委員会に付託したいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（稲葉勝男君） 異議ないものと認めます。

よって、議第9号議案は、第1常任委員会に付託することに決定しました。

◎議第10号の上程、説明、質疑、委員会付託

○議長（稲葉勝男君） 議第10号 南伊豆町環境基本条例制定についてを議題とします。

提案説明を求めます。

町長。

〔町長 梅本和熙君登壇〕

○町長（梅本和熙君） 議第10号の提案理由を申し上げます。

私たちが豊かな生活様式を追求する一方で、地球温暖化やオゾン層の破壊といった極めて深刻な環境問題が発生しております。健全で恵み豊かな環境を将来の世代に継承していくため、本町の地域特性に応じた環境保全に関する取り組みを町民及び事業者等が一体となって実施し、健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的として、本条例を制定するものです。

詳細につきましては、町民課長から説明させますので、ご審議のほどよろしく願い申し上げます。

○議長（稲葉勝男君） 提案説明を終わります。

内容説明を求めます。

町民課長。

○町民課長（橋本元治君） 議第10号の内容説明を申し上げます。

条文をごらんください。

本条例の制定に当たりましては、国で定める環境基本法、本県において定める静岡県環境基本条例に基づき、条例制定するものでございまして、全17条から成るものでございます。

第1条では、国民の健康で文化的な生活の恒久的な確保を目的に掲げ、第2条には、本条例に係る用語の定義を定めてございます。第3条では、環境保全に資する施策の推進における基本的な指針を示し、第4条から第6条までは、基本理念の実現において、それぞれの果

たすべき役割を規定いたしてございます。

また、第7条においては、広範多岐にわたる環境保全施策等を体系化し、その中心的役割を果たす環境基本計画の策定を義務づけ、第8条では、基本理念に基づく町の基本姿勢を明らかにし、第9条において、町が独自に規制を行うための根拠規定を定めたほか、第10条では、公共的施設を含めた持続的発展が可能な社会基盤整備の推進について規定をいたしました。

次の第11条では、持続的発展可能な社会の構築に向けた資源の循環的利活用の促進のほか、行政みずからが率先して取り組むべき姿勢を掲げ、第12条には、環境教育及び学習の振興措置を、第13条から第14条までは、環境保全に伴う情報の提供、監視体制の整備促進を規定いたしました。

第15条、第16条につきましては、国・県及び他の地方公共団体との協力体制のほか、連携強化を規定いたしまして、第17条では、環境基本法に基づく環境審議会の設置を定めたものでございます。

なお、本条例の施行日は、平成27年4月1日としたいものでございます。

内容説明につきましては以上でございます。ご審議のほどよろしく願いいたします。

○議長（稲葉勝男君） 内容説明を終わります。

これより質疑に入ります。

谷正君。

○4番（谷 正君） 定義の第2条の関係でちょっと確認させてください。

ここの（1）の環境保全という文言がありますが、南伊豆につきましては、環境保護だとかいろいろな関係で、皆さんが一般的に頭に浮かぶのは、自然公園法だとか文化財保護法だとかというのが、国の法律で決まっているものが南伊豆は網がかかっているんですが、それと、これの環境保全との法律と、これは条例なものですから、当然法律が優先するんですが、その辺の関係をどのように考えてこの条例を上程したのか、施行するのかというのを、ちょっと確認させてください。

○議長（稲葉勝男君） 町民課長。

○町民課長（橋本元治君） 今、議員の申されたとおり、当然これは法律がでございます。当然これを優先し、なおかつ、それと整合性をとった形のもので制定をさせていただくということでございます。

○議長（稲葉勝男君） 谷正君。

○4番(谷 正君) そうした場合、自然公園法なり文化財保護法なりの関係で、形状変更とかいろんな形が出た場合は、そういうものの申請なり何なりというのは、まず条例でやるのか、いわゆる法律をもとに出したから、こちらのほうはもう関係ないよという話なのか。その辺はダブルでそういうものを頭に入れないとだめなのかという考えが出てくると思うんですが、その辺はあれですか、具体的な。仮にですね、自然公園法が一番わかりがいいから、例をとりますと、自然公園法の中では、その区域内から、二種の場合は、200メートル以内の場合は申請を出すだとか、区域が決まって、いわゆる一般的な住宅の場合でも、壁の色が余りけばけばしくないものだとかというような、それから周りの環境を著しく阻害するようなものについては不可だというような、最終的には話し合いたいんですが、そういうものなんですが、そういうものとの整合性というのは、法律とこの基本条例との関係のというのはどういうふうな形になるかというのは、想定はされていますか。

○議長(稲葉勝男君) 町民課長。

○町民課長(橋本元治君) 当然、これは国で決まっている法律のほうの方が優先といいますか、当然これは優位性がある話でございます、当然それも含めた中で、なおかつ、それに何をやるということではございませんけれども、基本的には良好な環境を維持するために、本条例の中で対応できるものについてはうたっていきたいというふうに考えてございます。

これをもとに計画づくりをさせていただくということがございます。その中で、当然これは国で決まっているものについては、そちらのほうの方が優先するという事は、もう至極当然なことだというふうに理解しております。

○議長(稲葉勝男君) 谷正君。

○4番(谷 正君) といいますのは、国立でしたか、マンションの高さ制限だとかいろんな関係で、法律ではいわゆるいいんだけど、国立というのは駅からずっと一橋大学まで桜並木があって、それが一定の不動産会社が開発するときに、高さの場合があったときに、あれは環境条例か何かではないと思うんですが、高さ制限を住民運動か何かで

とったりいろんな行動が出たときに、当然環境の劇的な周りの変化というのは出てくるわけですね。

だから、そういう場合は、今の課長の答弁ですと、法律に合致していれば、こっちは条例なもんですから、もう手も足も出ないんだよと。いや、その法律でそういうふうな形でやっても、こっちは環境条例があるからある程度、いわゆる話をして指導の対象、先ほど行政何とかという条例の改正がありましたけれども、そういう形のものというのも当然出てくると

いうことは想定されているということで、いいわけですか。

○議長（稲葉勝男君） 町民課長。

○町民課長（橋本元治君） 議員のおっしゃるとおりでございます。そのような形で進めていきたいと思っております。

○議長（稲葉勝男君） 質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（稲葉勝男君） 異議ないものと認めます。

よって、質疑を終わります。

本案を第1常任委員会に付託したいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（稲葉勝男君） 異議ないものと認めます。

よって、議第10号議案は、第1常任委員会に付託することに決定しました。

◎議第11号の上程、説明、質疑、討論、委員会付託

○議長（稲葉勝男君） 議第11号 指定管理者の指定について（南伊豆町営温泉銀の湯会館）を議題とします。

提案説明を求めます。

町長。

〔町長 梅本和熙君登壇〕

○町長（梅本和熙君） 議第11号議案の提案理由を申し上げます。

南伊豆町公の施設に係る指定管理者の指定の手続に関する条例に基づき、南伊豆町営温泉銀の湯会館の指定管理者候補者として、シダックス大新東ヒューマンサービス株式会社静岡営業所を選定いたしましたので、提案申し上げます。

同会館につきましては、南伊豆町公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例に基づき、平成27年4月1日から平成32年3月31日までの今後5年間の指定管理者を選定するに当たり、平成26年12月24日に南伊豆町公の施設指定管理者選定委員会を設置し、南伊豆町公の施設に係る指定管理者の指定の手続に関する条例第2条による指定管理者の候補の規定により、平成27年2月10日に、民間企業2社で南伊豆町温泉施設指定管理者プロポーザル

におけるプレゼンテーションを実施し、企画提案書の内容、プレゼンテーション及びヒアリングの対応について総合評価を行った結果、指定管理者の候補者としてシダックス大新東ヒューマンサービス株式会社静岡営業所の選定をしたものです。

ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（稲葉勝男君） 提案説明を終わります。

内容説明を求めます。

産業観光課長。

○産業観光課長（齋藤重広君） ご説明申し上げます。

南伊豆町におきましては、地方自治法の一部を改正する法律によりまして、南伊豆町営温泉銀の湯会館及び弓ヶ浜温泉公衆浴場の管理運営につきまして、平成23年4月から指定管理に向けての準備段階としまして、業務を民間事業者へ1年間委託し、平成24年4月1日から指定管理者制度を導入し、平成27年3月31日までの3年間、両施設の管理運営につきまして、シダックス大新東ヒューマンサービス株式会社静岡営業所が、現在まで行ってまいったということになっております。

その関係におきまして、今年度任期が切れるという話の中で、平成26年2月12日に南伊豆町公の施設指定管理者指定委員会を設置しまして、条例第2条によりまして指定管理者の公募を行い、27年2月10日に民間企業者2社で南伊豆町営温泉施設指定管理プロポーザルにおけるプレゼンテーションを実施させていただきました。その結果、プレゼンテーション及びヒアリング等の対応について評価を行った結果、指定管理者の候補者としてシダックス大新東ヒューマンサービスを選定いたしましたということでございます。

今回の指定管理から、利用者1人当たりにつきまして30円、施設修繕のための積立金ということで30円を指定管理者のほうから町に納入していただくような協定書等を結んでやらせていただきたいということでございます。よろしくご審議のほど、よろしく申し上げます。

○議長（稲葉勝男君） 内容説明を終わります。

これより質疑に入ります。

清水清一君。

○7番（清水清一君） このシダックスさんで銀の湯をやっていただくわけですけども、これは12月議会でありましたけれども、この指定管理していただいた中で、町として使用料金、これまで町民は500円だったものを1,500円にするという条例が可決になっております。これにつきまして、あの当時、12月議会では、当分の間上げる予定はありませんと町長は答弁し

ましたけれども、この指定管理者を指定をした後に、いつごろ上げる予定なのか、あるいは、当分の間ということですから、ずっと値上げする予定はないのか、それを確認の意味でお伺いいたします。

○議長（稲葉勝男君） 産業観光課長。

○産業観光課長（齋藤重広君） お答えいたします。

議員のご質問の、12月議会において、町民500円を1,500円ということなのですが、この前の12月議会の中では、1,500円に上げるという話ではなくて、上限の撤廃というのが、以内ですので、その500円が1,500円になるという話ではないということです。

今後の利用料金につきましては、今後、町と指定管理者のほうと協議を進めていきますが、いきなり1,500円になるとかという、そういう話ではないと思います。

以上です。

○議長（稲葉勝男君） 清水清一君。

○7番（清水清一君） いきなりではないと思うんですけども、この指定管理を公募をかけた中で、使用料金は1,500円ということで公募をかけていると思うんですよ。公募の募集要項としてね。だから、それを今度、公募はシダックスさんが1,500円をもらうつもりで応募をかけたんだけど、何でもらえないんですかという話が出てくると思うんですが。1,500円、公募をかけているわけですから、その会社のほうから言われてくる可能性があると思いますけれども、それについての考え等はどうか考えておられますか。

○議長（稲葉勝男君） 産業観光課長。

○産業観光課長（齋藤重広君） お答えいたします。

先ほども申し上げましたが、金額の関係ですけれども、一応現行、公募を行うに当たり、銀の湯の使用料金の制定に関する中で、料金の表記としましては、入浴料で町民1,500円とは書いてありますが、これ以内という中で踊るような格好になるかと思いますので、その中で指定管理者と町のほうで協議を進めていくということになります。

料金につきましては、プロポーザル等の内容によりますとあれなんですけど、平成28年3月ごろにリニューアルになってから一部料金は変更にしたいという流れはありますが、そこに向けて今後協議を進めていきますが、その上限の1,500円までという表示で提案というのは今のところは受けておりません。

以上です。

○議長（稲葉勝男君） 質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（稲葉勝男君） 異議ないものと認めます。

よって、質疑を終わります。

これより討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許可します。

〔発言する人なし〕

○議長（稲葉勝男君） 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

〔発言する人なし〕

○議長（稲葉勝男君） 討論する者もありませんので、討論を終わります。

採決します。

議第11号 指定管理者の指定について（南伊豆町営温泉銀の湯会館）は、原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（稲葉勝男君） 全員賛成です。

よって、議第11号議案は原案のとおり可決することに決定しました。

◎議第12号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（稲葉勝男君） 議第12号 指定管理者の指定について（弓ヶ浜温泉公衆浴場）を議題とします。

提案説明を求めます。

町長。

〔町長 梅本和熙君登壇〕

○町長（梅本和熙君） 議第12号議案の提案理由を申し上げます。

南伊豆町公の施設に係る指定管理者の指定の手続に関する条例に基づき、弓ヶ浜温泉公衆浴場の指定管理者候補者として、シダックス大新東ヒューマンサービス株式会社静岡営業所を選定いたしましたので、提案申し上げます。

同公衆浴場につきましては、議第11号議案と同様に、南伊豆町公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例に基づき、平成27年4月1日から平成32年3月31日までの今後

5年間の指定管理者を選定するに当たり、平成26年12月24日、南伊豆町公の施設指定管理者選定委員会を設置し、南伊豆町公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例第2条による指定管理者の公募の規定により、平成27年2月10日に、民間企業2社での南伊豆町営温泉施設指定管理者プロポーザルにおけるプレゼンテーションを実施し、企画・提案書の内容、プレゼンテーション及びヒアリングの対応について総合評価を行った結果、指定管理者の候補者としてシダックス大新東ヒューマンサービス株式会社静岡営業所を選定したものです。

ご審議のほどよろしくお願ひ申し上げます。

○議長（稲葉勝男君） 提案説明を終わります。

内容説明を求めます。

産業観光課長。

○産業観光課長（齋藤重広君） 内容説明を申し上げます。

先ほどの議第11号の銀の湯会館のほうと含めましてでございますが、弓ヶ浜温泉公衆浴場ということで、そちらの分も含めて今回、シダックス大新東ヒューマンサービス株式会社静岡営業所のほうが、今後5年間指定管理を行っていただくということでございます。

先ほども申し上げましたように、利用者についての積立金等も含めた中で、今後5年間をシダックスさんにやっていただくということで候補者が上がってきましたので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（稲葉勝男君） 内容説明を終わります。

これより質疑に入ります。

清水清一君。

○7番（清水清一君） 7番、清水。

これも先ほどと同じような質問、ほとんど同じなんですけれども、使用料金、シダックスさんにお願ひするときには上限という形で募集をかけているわけなんですけれども、今回これ使用料金をいつごろ上げる予定なのか。銀の湯が工事が終了後なのか、あるいはもう4月1日から行うのか、町長はどのように考えておられるのかお伺ひいたします。

○議長（稲葉勝男君） 町長。

○町長（梅本和熙君） 担当課長から答弁させます。

○議長（稲葉勝男君） 産業観光課長。

○産業観光課長（齋藤重広君） お答えいたします。

指定管理者のほうからのご提案でありますと、銀の湯会館につきましては、平成28年度から一部改正をお願いしたいということです。あと、みなと湯につきましては、今現在、シャンプーとかボディソープというアメニティー用品というものが弓ヶ浜の公衆浴場は設置はしていないと。これを有料で個々の利用者が自動販売機等により購入していただいているという中で、4月からは新たな指定管理が始まるんですけれども、その中で、そういうアメニティー用品を常設をしていきたいということです。それに伴いまして、含めた中で、今現在300円というものを400円ぐらいにさせていただけないかという提案は受けています。

以上です。

○議長（稲葉勝男君） 清水清一君。

○7番（清水清一君） 12月議会のときに、町長は当分の間、値上げしないようにやっていくという話でございましたけれども、シャンプーとか石けんとか、そういうものを用意するから今回100円程度、シダックスさんのほうから値上げしたいという提案が来ているということでもございましたけれども、これ銀の湯が閉まっている間は少し考えたほうがいいんじゃないかなと考えますが、いかがでしょうか。

○議長（稲葉勝男君） 産業観光課長。

○産業観光課長（齋藤重広君） お答えいたします。

まだ今のところ指定管理者のほうからの提案ということでございますので、今後、細部等につきましては、町のほうと協議をさせていただきたいと。

以上です。

○議長（稲葉勝男君） 質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（稲葉勝男君） 異議ないものと認めます。

よって、質疑を終わります。

これより討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許可します。

〔発言する人なし〕

○議長（稲葉勝男君） 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

〔発言する人なし〕

○議長（稲葉勝男君） 討論する者もありませんので、討論を終わります。

採決します。

議第12号 指定管理者の指定について（弓ヶ浜温泉公衆浴場）は、原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（稲葉勝男君） 全員賛成です。

よって、議第12号議案は原案のとおり可決することに決定しました。

◎議第13号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（稲葉勝男君） 議第13号 平成26年度南伊豆町一般会計補正予算（第8号）を議題とします。

提案説明を求めます。

町長。

〔町長 梅本和熙君登壇〕

○町長（梅本和熙君） 議第13号の提案理由を申し上げます。

本議案は、歳入歳出予算を6,803万8,000円減額し、それぞれ歳入歳出の総額を47億491万9,000円とするものです。年度末を控え、人件費や各種事業の確定等に伴う更正増減が主な内容となっております。

歳出の主なものとしましては、地域住民生活等緊急支援交付金事業に5,440万円、緊急地震・津波対策基金積立金に600万円、財政調整基金積立金に2,000万円、公共施設整備積立金に1,140万円、ふるさと応援基金積立金に1,300万円、水道事業会計繰出金に1,684万9,000円などを計上いたしました。

歳入の主なものは、地方譲与税を初め、国県支出金等の確定による更正です。

内容につきましては、総務課長から説明させますので、ご審議のほどよろしく願い申し上げます。

○議長（稲葉勝男君） 提案説明を終わります。

内容説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（小嶋孝志君） 議第13号の内容説明を申し上げます。

10ページをごらんください。

第2条では、地方自治法第213条第1項の規定により、地域住民生活等緊急支援交付金事業5,440万円、道路維持事業380万円、橋梁長寿命化修繕事業3,500万円、道路改良事業510万円です。

繰越明許費は計で9,830万円でございます。お手元の資料の26年度繰越明許費の資料を後ほどごらんいただきたいと思えます。

それでは、12ページ、13ページをごらんください。

第3条の地方債限度額の補正につきまして、事業費確定に伴う減でございます。

それでは、歳出から主なものについてご説明申し上げます。

30ページ、31ページをごらんください。

2款1項12目地域づくり推進費を3,905万9,000円減額し、3億3,649万5,000円としたいものです。60事業のうち記念品代400万円は、ふるさと納税寄附金の実績に基づき推計したことによる減でございます。

続きまして、32ページ、33ページをごらんいただきたいと思えます。

62事業のうち、地熱開発理解促進業務委託料6,464万9,000円及び地熱資源開発調査業務委託料1,674万6,000円は、交付確定による減であります。

続きまして、63事業でございます。63事業の5,440万円は、地域住民生活等緊急支援の交付金を財源とした事業でございます。その内容は、公益インバウンド振興事業に120万円、お試し移住施設の借上事業に530万円、空き家バンク発掘事業委託料に350万円、総合戦略策定に係る調査等支援事業委託料に1,000万円、弓ヶ浜海水浴国際化事業に500万円、空き家バンク物件リフォーム等補助金に700万円、空き店舗対策事業に200万円及びプレミアム商品券事業に2,040万円であります。

次に、15目でございますが、基金を4,956万4,000円増額し、8,848万8,000円としたいものです。25節積立金5,040万円のうち、財政調整基金2,000万円及びふるさと応援基金1,300万円の増であります。

38ページ、39ページをごらんください。

3款2項3目子育て支援費を872万円減額し、1億5,211万9,000円としたいものです。20節扶助費892万円は、児童手当費及び母子家庭等医療費の支払いの精査による減でございます。

40ページ、41ページをごらんください。

4款1項6目老人保健費を658万2,000円減額し、2,212万3,000円としたいものです。13節

委託料658万2,000円の減、健康診査委託料632万2,000円は、事業の確定による減でございます。

42ページ、43ページをごらんいただきたいと思います。

4款3項1目上水道費を1,684万9,000円増額し、6,379万3,000円としたいものです。19節負担金、補助及び交付金1,684万9,000円は、水道事業会計補助金でございます。

48ページ、49ページをごらんいただきたいと思います。

6款1項6目温泉管理費を1,283万4,000円減額し、3,909万7,000円としたいものです。17節公有財産購入費1,300万円は、銀の湯会館の用地取得費であります。

50ページ、51ページをごらんいただきたいと思います。

7款2項1目道路維持費を1,136万減額し、7,061万5,000円としたいものです。13節委託料1,136万円の減のうち斜面施設点検委託料1,099万円は、事業確定による減でございます。

52ページ、53ページをごらんください。

7款5項3目公共下水道費を1,603万6,000円減額し、1億9,083万1,000円としたいものです。28節繰出金1,603万6,000円は、決算見込みによる減であります。

62ページ、63ページをごらんください。

11款1項2目利子を491万7,000円減額し、6,175万2,000円としたいものです。23節償還金利子及び割引料491万7,000円は、一時借り入れ等が発生しなかったための減でございます。

続きまして、歳入の主なものについてご説明いたします。

18ページ、19ページをごらんいただきたいと思います。

1款1項1目個人を1,360万円増額し、2億5,445万4,000円としたいものです。1節現年課税分1,500万円は、町民税の実績に基づき、推計による増でございます。

6款1項1目地方消費税交付金を500万円減額し、1億円としたいものです。1節地方消費税交付金500万円の減、地方消費税交付金1,700万円は、実績に基づき、推計による減、社会保障財源分でございますが、1,200万円は、実績に基づき、推計による増でございます。

次に、20ページ、21ページをごらんいただきたいと思います。

10款1項1目地方交付税を2億2,132万6,000円増額し、20億9,220万1,000円としたいものです。1節地方交付税2億2,132万6,000円は、交付税の交付確定によるものでございます。

22ページ、23ページをごらんいただきたいと思います。

14款2項6目国庫補助金を1,678万4,000円減額し、2億5,686万1,000円としたいものです。1節総務管理費補助金3,396万円の減は、地熱開発理解促進関連事業支援補助金6,680万円及

び地熱資源開発調査業務委託料1,674万6,000円は、交付決定による減であります。また、地域住民生活等緊急支援のための交付金4,900万円は、試算による増でございます。2節地域活性化効果実感臨時交付金1,717万6,000円は、交付確定による増でございます。

24ページ、25ページをごらんいただきたいと思います。

17款1項3目ふるさと寄附金を1,000万円減額し、3,500万円としたいものです。1節ふるさと寄附金1,000万円は、寄附金の実績に基づき、推計による減でございます。

続きまして、26ページ、27ページをごらんいただきたいと思います。

18款2項1目基金繰入金を1億9,605万7,000円減額し、4,466万9,000円としたいものです。1節財政調整繰入金2億1,833万4,000円は、決算見込みによる減でございます。11節ふるさと応援基金繰入金2,400万円は、ふるさと寄附金の実績に基づき、推計による増でございます。

21款1項4目消防債を190万円減額し、1,530万円としたいものです。1節消防債の190万円は、事業の確定による緊急防災減災事業債の減でございます。

16ページ、17ページをごらんいただきたいと思います。

歳出の合計でございますが、補正前の額47億7,295万7,000円、補正額6,803万8,000円の減でございます。計47億491万9,000円であります。補正額の財源内訳でございますが、国県支出金6,058万8,000円の減、その他1,638万5,000円の増、一般財源2,383万5,000円の減となっております。

以上で内容説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（稲葉勝男君） 内容説明を終わります。

これより質疑に入ります。

吉川映治君。

○3番（吉川映治君） 3番、吉川です。

ふるさと納税のことについて少し質問をさせていただきます。

まず、25ページのふるさと寄附金が1,000万減ってきていると、収入が。そして31ページの、今度は記念品の支出のほうの400万減になってきていて、最終的には35ページで基金のほうですね、あれは1,300万円積み立てられているという形。この1,300万の意味というのは先ほど聞いたんですけども、もう一度ここをお伺いしたいということと、それともう1点、27ページのふるさと応援基金繰入金2,400あるんですけども、私が12月でしたか、ふるさと納税のことについて質問をさせていただいたときに、要するに、ふるさと納税というのは

本来どういうふうに使われるんですかというので、いろいろ、観光とか福祉、環境、そして教育その他の事項というので、そういうふうに分けられて使われる。一時的には基金のほうに入れられて、それからそのように分けられるんだという説明は受けたことはあります。したがって、この2,400万というものが、じゃ、実際どういうふうに使われてきたのかということ、ちょっとお伺いしたいということ、をまず質問します。

○議長（稲葉勝男君） 総務課長。

○総務課長（小嶋孝志君） お答えいたします。

先ほどの1,300万円の関係なんですけど、歳入のほうで説明いたしましたが、1,000万円減額いたしまして3,500万ということをお答えいたしました。それに基づいて歳入歳出同じ金額ということなものですから、補正金額1,300万円と歳出の金額3,500万円と歳入の3,500万、イコールというような形で予算計上はしております。

以上でございます。

○議長（稲葉勝男君） 総務課長。

○総務課長（小嶋孝志君） お答えします。

先ほどのふるさと応援基金の繰入金の関係なんですけれども、まだ財源として、補正予算ではただ基金のほうへ積み立てるよということなものですから、事業としては26年度には使っておりません。

以上でございます。

○議長（稲葉勝男君） 吉川映治君。

○3番（吉川映治君） わかりました。深くは追及しないということにさせていただきます。

それと、ちょっとこのふるさと納税のことについて、今回同僚議員のほうも一度、一般質問であったんですけれども、私が考えるのは、やはりこれはふるさと納税というものは、あくまでもこれは寄附金なんですということで、余りこれを記念品を盾にして、それを収入を得ようとするということには非常に危険性ははらんでいるよということは、これはもちろん持論を変えたくはありません。したがって、良識ある対応をしていただきたいということを切にお願いします。

それともう1点、ちょっと質問させていただきたいんですけれども、39ページです。児童手当事務のほうで扶助費の児童手当費が、やけに842万ほど減額されてきているという。これは簡単に考えて見込み違いなのかななんて思うんですけれども、これが発生してしまった理由をお聞かせ願いたいんですけれども。

○議長（稲葉勝男君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（黒田三千弥君） お答えします。

議員のご指摘の39ページです、児童手当事務842万円ほど減というところで、総額ですと1億2,000万ほどの事業になります。0歳から3歳までを1人1カ月1万5,000円、3歳以上就学前、第1子、第2子は1万円、第3子は1万5,000円、中学校就学前1万円、小学校ですね、ですからね。特例給付といって、所得の多い人は5,000円という格好になります。総務課長の内容説明のときに精査した結果ということでくくってしまいました。私どものほうの担当課としては、当初見込みが甘かったというところで、十分今後気をつけたいというふうに思っております。中学校を卒業された方の人数、出生される方はざっくりというか、年数で大体数字がわかるんですけども、あとは転入、転出しか正直いってございません。若干当初見込みが甘かったというところで、そのとおりのご指摘だと思います。27年度当初につきましては、精査して当初比較減額というふうになっております。申しわけございませんでした。

○議長（稲葉勝男君） 企画課長。

○企画調整課長（谷 半時君） 先ほどの吉川議員の27ページのふるさと応援基金の繰入金の件なんですけれども、少し補足をしたいと思います。

先ほど総務課長からお話ありましたけれども、これにつきましては、ふるさと応援基金からの繰入金、つまり現在の基金として積み立てられているものを財源として繰り入れをするという部分です。変な話、財政的に南伊豆町は厳しいということで、この2,400万を使いまして、いわゆる観光施設の整備費のほうの事業に、簡単に言えば充当といいますか、繰り入れをしたよということでございます。

以上です。

○議長（稲葉勝男君） 吉川映治君。

○3番（吉川映治君） その答えを聞いたかったですから、ありがとうございます。

○議長（稲葉勝男君） 谷正君。

○4番（谷 正君） 幾つかあるものですから、回数を分けて質問させていただきます。

まず、歳入のほうの27ページの自治総合センター助成金の収入で450万円減、それから歳出の31ページの自治総合センターコミュニティ助成事業補助金、同じ金額が450万円減額してありますが、これは俗に言う宝くじ助成ということで、私も担当だったからわかるんですが、これを、そのまま45万は当然申請をしたと思うんですよ。それで事業を450万減額とい

うことでやりますと、事業をやらなかったというようなことなのか、その辺はちょっとお答え願いたいと思うんです。

○議長（稲葉勝男君） 企画調整課長。

○企画調整課長（谷 半時君） お答えいたします。

この自治総合センター、お見込みのとおり、いわゆる宝くじを財源とした事業でございます。当初から、26年度に限りましては4地区からの申し込みがございまして、それらの合計といたしまして580万ほどあったんですが、新年度早々に、事業の決定があつてからすぐに実施したいということでもって、それらの4地区の分を全てとりあえず当初予算として計上したということでございます。その中で、26年度につきましては、石井地区だけのいわゆる130万だけが決定になって、それ以外の地区についてはちょっと決定にならなかったというものですから、450万ほどの減額ということで、当初が580万なものですから、130万円という形になったということでございます。ですから、4地区申し込みしたんですが、3つだめになって1つだけだったもんですから、最終的に更正減という形になっております。

以上です。

○議長（稲葉勝男君） 谷正君。

○4番（谷 正君） そうした場合、いわゆる4地区で1カ所だけ130万でオーケーだよと。これは宝くじから当然助成は来たということでよろしいですか。

それともう一つ、ほかの3地区のこの事業というのは、26年度やったのか。いわゆる宝くじがだめになったから事業をやらなかったのか。その辺をちょっと教えてください。

○議長（稲葉勝男君） 企画調整課長。

○企画調整課長（谷 半時君） 今回漏れました3地区については、事業は執行しておりませんので、また27年度において、もう1回申し込みをしていただくかどうかについては、それぞれの3地区でもって協議をしていただくということになります。

以上でございます。

○議長（稲葉勝男君） 谷正君。

○4番（谷 正君） わかりました。

それでは、別の、歳出の41ページ、健康診査委託料の老人保健ヘルス事業委託料マイナス632万2,000円であるんですが、これは当然3月の補正ということで、事業の確定というのが予想できるんですが、金額的に非常に大きいもんですから、この内容、当初予算計上というんですか、当初した事業が事業どおり執行されているのかというのは、老人の分野なもので

すから、執行されていないとちょっといろいろな関係が出てくると思うんですが、その辺はどのようなお考えなのか教えてください。

○議長（稲葉勝男君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（黒田三千弥君） お答えいたします。

41ページ、242事業老人保健ヘルス事業、健康診査委託料632万2,000円の減額についてのご質問でございます。

すみません、ちょっと資料がですね、当初予算資料で資料があったものですから、それでちょっと内容を説明させていただきます。

この事業につきましては、老人ヘルス事業という名目なんですけど、中身はがん検診の内容になっております。胃がん検診、肺がん検診、大腸がん検診、子宮がん検診、個別、集団、乳がん検診、肝炎ウイルス検査、喀痰検査と、以上の項目の積み上げで当初してございます。大体2,300ぐらいの予算でございました。そのうちの600が減額だということで、ちょっと大きいということで、事業を実施しなかったということではございません。要は受検者が非常に見込みよりも減ったということで、胃がん検診、肺がん検診につきましては各地区を4月早々に回ります。やはり高齢の方も結構やっていただきますので受検者は多いんですが、大腸がん、特に子宮頸がんにつきましては、国が推奨を、余り宣伝するなという部分がございまして、受検者が若干見込みよりは減ってきたということで、ちょっと大きな額を残してしまったということで。新年度につきましてはその辺も精査して計上させていただきました。

以上でございます。

○議長（稲葉勝男君） 谷正君。

○4番（谷 正君） 今、健康福祉課長からお話しいただいたんですけれども、4月の早々から検診と。朝早いわけですね。お年寄りなものですからね、待っているのが寒いというようなことも何かあるらしいですよ。新年度、その辺をですね、考慮できなければしょうがないんですが、その辺を含めた中で受診率を上げるようなことも考えていただきたいと。これは答弁要らないです。

それと、次に45ページ、林業振興費の中の森林整備事業補助金で、減額631万4,000円のうちの313万円と森林整備地域活動支援推進事業補助金306万9,000円の減額になっていますが、この内容については、一般的なもの、先ほども申し上げましたように、事業の確定なのか、当初の事業のもくろみとの関係がどのようになっているのかお聞かせ願いたいと思います。

それからもう一つ、同じ産業観光課で、49ページの銀の湯会館用地取得費1,300万円というのが今度新たにふえているんですが、その中で、新年度というんですか、一般質問でも出ていますが、銀の湯会館が20年近くたっているから改修がありますよという、数億、それから10カ月近くの期間ということですが、これにいわゆるリンクした用地なのか、いや、この工事について全然関係なく改修ができるのか。というのは、銀の湯会館の改修に関係した場合、これ早急にこの用地のほうをやらないと、きのうの私、一般質問のお話した事業というのは用地が先だという話になるんですが、その辺のいわゆる流れというんですか、一連の。その辺を含めた中で、いわゆるお話を願いたいと思います。

○議長（稲葉勝男君） 産業観光課長。

○産業観光課長（齋藤重広君） お答えいたします。

まず、45ページの森林整備事業の減額の関係でございますけれども、これにつきましては、当初に通常計上するに当たって、林業事業体のほうから予定の事業を吸い上げまして、県のほうへ要求をしていると、補助金の申請をしているといった中で、森林の経営計画等々で、地権者から承諾を得られなかったりという話の中で、一部事業が各事業体のほうで減ってきているという現状があった中での減額ということで理解していただければと思います。

それと、銀の湯会館の用地の関係でございますけれども、この部分につきましては、平成8年の開館以来、駐車場の一部として借用している部分が、もう現在まで292平米ぐらいあったんですけれども、その部分の駐車場の一部で借りている部分なんですけど、建物とすぐ近くのところ。その部分を所有者の方が、今まで賃貸だったんですが、それを用地を売ってもいいというか、そういう話になりましたもんですから、購入をさせていただきたいということで計上させていただいたということで、改修工事とは特には関係がないということで理解していただければと。

以上です。

○議長（稲葉勝男君） 谷正君。

○4番（谷 正君） そうしましたら、45ページにまたちょっと質問ですけれども、所有者の理解が得られないから事業が縮小されたよというような今答弁を伺ったんですが、これについて、いわゆる所有者のほうへ再度働きかけとか、そういうのは、いわゆる県とのつながりの中で当然整備が必要という話がいっていると思うんですが、その辺は業者さんに任せて、いわゆる承諾をとるという方法なのか、そこに役場なり林業事務所が入ってやっていくのかというのが、その方向性が今ある程度決まっていれば答弁をお願いします。

○議長（稲葉勝男君） 産業観光課長。

○産業観光課長（齋藤重広君） お答えいたします。

森林経営計画等の策定というか、それは事業者が行うんですが、それにつきましては、事業が進まなくなるという話になれば、町のほうも協力というのか、事業推進をしていくための協力願いということで、町のほうからも協力の依頼は出しております。

以上です。

○議長（稲葉勝男君） 谷正君。

○4番（谷 正君） わかりました。

それでは、次に移りまして、歳出の51ページの中で、道路橋梁費で、先ほど総務課長の予算の説明の中で、39事業の道路長寿命化修繕事業委託料、斜面施設点検委託料、これは1,099万円の減額ということですが、これは事業確定という説明。それからもう一つは、下の388の石廊崎線測量設計委託料205万8,000円、伊浜線測量設計委託料175万8,000円の減額、それから396事業の橋梁長寿命化修繕事業委託料318万8,000円、工事請負費の390万円のいわゆる増額ということになっていますが、これ一つ一つお伺いしますが、1,099万円のこの事業というのは、入札差金とかということですか。

○議長（稲葉勝男君） 建設課長。

○建設課長（鈴木重光君） お答えいたします。

議員のおっしゃるとおり、入札差金です。

○議長（稲葉勝男君） 谷正君。

○4番（谷 正君） 当初の予算のボリュームはどのぐらいですか。

○議長（稲葉勝男君） 建設課長。

○建設課長（鈴木重光君） お答えします。

1,600万ぐらいだったと思われまして。

○議長（稲葉勝男君） 谷正君。

○4番（谷 正君） そうしますと、1,600万ぐらい、1,700万ぐらいで事業執行金額は、入札金額は600万ぐらいということですか。

それで、次の石廊崎の205万8,000円の減額、伊浜線の175万8,000円の減額という、これも入札差金ということですか。

それで、じゃ、次の宇留井大橋補修耐震補強設計委託料の318万8,000円、これについても入札差金ということですか。

○議長（稲葉勝男君） 建設課長。

○建設課長（鈴木重光君） お答えします。

議員のおっしゃるとおりでございます。

○議長（稲葉勝男君） 谷正君。

○4番（谷 正君） それで、今度は増額の宇留井大橋390万ということで、12月補正であります。この具体的な工事というのはどのような工事をやっていますか。といいますのは、今、課長が答弁していただいた耐震補強設計委託料というのが、入札でマイナス318万8,000円ということであるんですが、当然この今回の増額した390万というのは、そのいわゆる設計委託した工事の中での一連の工事ですよ。それをちょっとお伺いします。

○議長（稲葉勝男君） 建設課長。

○建設課長（鈴木重光君） お答えします。

内容については、落橋防止の工事が出てきたということです。

以上です。

○議長（稲葉勝男君） 谷正君。

○4番（谷 正君） ということは、先ほど総務課長が冒頭で説明した繰越明許費の説明資料の中で、3,500万円の、先に宇留井橋のほうをやりますけれども、繰り越しがありますよね。これを当然、この一連の設計委託料の中の一連の工事ですよ。これは繰越明許だよ。これは新たに出てきた、これは3月でやりますよと、390万は。ということですよ。新たに27年度は4,000万円でしたか、宇留井橋の工事は出てきていますよ。この関係をこういう形で出すのがいいのか悪いのかというのはあれなんです。先にですね、ちょっと行ったり来たりしますが、石廊崎線測量設計事務所のこの205万8,000円ということで、石廊崎が510万円のあれでしたか、繰越明許がありますよね、工事の。これとの兼ね合いというのはどのような形で、いわゆる設計をやって510万、工事ができなかったのか。これは当初じゃないですか、予算計上は。もう一つは伊浜線の関係。それを先にちょっとお願いします。

○議長（稲葉勝男君） 建設課長。

○建設課長（鈴木重光君） まず、ちょっと石廊崎線の話になりますけれども、石廊崎区内4号が繰り越して、石廊崎線の測量委託というのは防災事業を考えていまして、その入札差金。で、よろしいですか。

以上になります。

○議長（稲葉勝男君） 谷正君。

○4番（谷 正君） そうした場合に、繰越明許の510万円は、この工事はなぜできなかったのかという単純な質問ですけれども。

○議長（稲葉勝男君） 建設課長。

○建設課長（鈴木重光君） お答えします。

石廊崎区内4号線道路改良につきまして、設計、用地買収、施工を同年度で実施する事業です。年頭に事業をスタートいたしました。用地の売買の中で、早いうちに抵当権が発生していたことは了承していたんですけれども、それを外す事業に時間を費やしたために、施工の完成が見込めないために繰り越しをお願いしたということになります。

○議長（稲葉勝男君） 谷正君。

○4番（谷 正君） そうしますとね、26年度当初予算でのついで、そういうものが早いうちにわかって、1年間かけた中でそういうものが解決できなかったということから繰越明許をしたということによろしいですか。

○議長（稲葉勝男君） 建設課長。

○建設課長（鈴木重光君） その石廊崎区内4号線に関しては、設計ができた時点で用買がどの程度ということになります。そうしたときに、そこまでいって抵当権の発生で解除してもらおうということで、そこに時間を費やしたということになります。

以上です。

○議長（稲葉勝男君） 谷正君。

○4番（谷 正君） 一般的な用地交渉、私が言いますと、いろいろあるかもしれないですけども、用地を一番最初に見たときに、所有者からいわゆる甲欄、乙欄を全部チェックしからの話になりますよね。それをやらなかったという認識でよろしいですか。

○議長（稲葉勝男君） 建設課長。

○建設課長（鈴木重光君） お答えします。

やらなかったというか、我々も抵当権、もっと早く解除、今まではできるんです。実はそこに、詳しいことはちょっと言えないんですけれども、2カ月以上、全然相手が反応してくれなかったというのが現状でありまして、そこに時間を費やしたということです。

以上です。

○議長（稲葉勝男君） 谷正君。

○4番（谷 正君） わかりましたと、とりあえずは言いますけれども、そこで指名委員会の委員長にお伺いします。

この入札差金が相当最終で出ておりますよね。入札でこういう形が出た場合、ある面では予算の過剰計上というような考えも出てくるんですが、その辺はこういう形が出て、一つの例ですと、こういうことは余りないと思うんですが、1,600万、1,700万ぐらいで六百何十万のいわゆる点検委託料ということでありまして、1,099万出たという話になりますと、うがった見方をしますと、過剰計上じゃないですかというような考えも出ていますが、その辺をどのようにお考えなのか。現時点でまだ見解というのが出ていなければ結構ですが、そういうお考えは、現時点でのお考えがあればちょっと教えていただきたいと思います。

○議長（稲葉勝男君） 副町長。

○副町長（松本恒明君） お答えいたします。

今、谷議員ご指摘の案件は、委託料がほとんどでございます。工事であれば、低入札ですとか最低制限とかということになるんですけれども、委託料の場合はそういったものはありません。当然我々も、例えば政令市レベルであれば、独自の設計単価等も設けられるわけですが、独自の設計単価等がありません。ということは、当然、県の単価を使う、基本的には使う、ないものは見積もりをとるということの中で動いていますので、どうしても予算を確保する場合は、そういった結果として過剰と言われても仕方がないような部分はあると思うんですけれども、そこら辺の単価の算出根拠ですとか積み上げ方式ですということは、理解していただきたいなというふうに思っております。

以上です。

○議長（稲葉勝男君） 谷正君。

○4番（谷 正君） それと、古い話になりますが、昨年5月でしたか、例の建設業三法、的確法だとか建設業法だとかの私、質問したんですが、その後の国交省、国交大臣の中で通達が当然出てきていますよね。当然、国・県はそれを尊重して、通達のもとに事業執行するという形の中で、当然、南伊豆町についても尊重して、それに沿ってやるべきではないかと思っています。その中で委託料についても細かい規定があるんですが、その辺は、今後、今やる指名委員会の委員長としての答弁を求めたんですが、その辺は、工事じゃない委託料だから関係ないんだよということしていくのか、私が6月に質問した建設業三法の関係で、いわゆる国土交通省の通達を尊重していくのかという話になりますが、その辺のお考えはどうなんでしょうか。

○議長（稲葉勝男君） 副町長。

○副町長（松本恒明君） お答えいたします。

当然我々は、町が独立しているわけではありませんので、国交大臣等の通知、通達は遵守します。それから、当然それで担当職員、総務課の総務係の検査係でございますけれども、つい先日、名古屋へ研修へ行ってきたということで、例えば労務単価一つにしても、即、国・県の動きには呼応しているということでございます。

ですから、ちょっと誤解を招く表現をしたかもしれませんけれども、委託料だからいいよという考えは基本的にはありませんので、それはご理解していただきたいと思えます。

○議長（稲葉勝男君） 渡邊嘉郎君。

○10番（渡邊嘉郎君） 関連質問ですけれども、私も谷議員と同様、この業務委託の最低制限価格設定をしないというのは、私はおかしいと思うわけです、同じ仕事をしていくのにね。ですからぜひ、国交省のほうからもそういう通達が私は来ていると思えます。私もちょっと聞いて、この件を質問しようかなとは思っていたんですけれども、委員会の中でも。今後問題がありますので。ぜひその辺をもう一度再確認をして、そして前向きの姿勢で、この業務委託の場合でも、やっぱり最低制限価格を設けていくんだという考え方を私は持っていたきたいなということを要望しておきたいと思えますけれども。

○議長（稲葉勝男君） 副町長。

○副町長（松本恒明君） ちょっと私、もしかしたら勉強不足だったかもしれませんけれども、そこら辺は部内で検討いたします。

○議長（稲葉勝男君） 清水清一君。

○7番（清水清一君） 7番。

32、33ページの63事業の一番下、プレミアム商品券補助金という形で2,040万円。説明資料のほうに、まち・ひと・しごと創生という形で交付金が1,900万来ますよと。そのうち2,040万円を使ってプレミアム商品券を発行したいんだよという形でございます。今回は15%のプレミアムをつけるというふうに書いてありましたけれども、これで、そうしますと、1万円でやりますと5,000口、1人5万円まで買えるとする500名分もらえるという形だと思うんですけれども、もし1回5,000万円とすると、2回出すということですから、そういう形でやられるのか。そしてまた、時期等はどういうふうに考えられておられるのかをお伺いいたします。

○議長（稲葉勝男君） 産業観光課長。

○産業観光課長（齋藤重広君） お答えいたします。

プレミアム商品券につきましては、ひと・まち・しごと創生法の関係に基づいて、主権が

商工会ということで、町が後援して、一応協賛で産業団体連絡協議会が行うということになっております。内容につきましては、15%のプレミアムをつけるということで、1万円の場合は1,500円ですか、プラスになります。購入限度額につきましては、1世帯、今回は大きくって30万円までということで、リフォーム等のそういうところまで、世帯のそういう住宅リフォーム等々にも活用していただければということで考えております。

それと、子育て支援世帯ということで、子育て世帯の方につきましては1世帯3万円までなんですけど、これを通常1万円15%なんですけれども、子育て支援世帯につきましては8,000円で販売ということで、一応35%のプレミアムにしていきたいということで考えています。商品券の販売につきましては6月1日からを予定しております。

以上です。

○議長（稲葉勝男君） 清水清一君。

○7番（清水清一君） 7番。

課長、ありがとうございます。リフォームをする場合は30万円まで、それと、子育て世帯には三十何%のプレミアムがつくよという形でやっていただけるという話でした。

それで、これ2回やると、これまでは予算の概要という形で、全協のときにもらった資料によりますと、2回やるというふうに書いてありますけれども、今は6月の1回だけだったんですが、もう1回はいつごろやられる予定なのか伺いたします。

○議長（稲葉勝男君） 産業観光課長。

○産業観光課長（齋藤重広君） お答えいたします。

以前に全協のお話のときには年2回ということで説明をさせてもらったと思うんですが、商工会と協議というか、した中で、年2回ではなくて1回ということになりましたものから、すみません。一応利用期間が6月1日から来年の2月29日までを予定しております。利用範囲につきましては、当然商店会加盟店を含めた中で、あとはガソリンスタンドとか建設関連業とか宿泊施設等を、それに対応できる方というか、店舗の方を募りまして、その中で町内で利用していただくということで考えております。

以上です。

○議長（稲葉勝男君） 清水清一君。

○7番（清水清一君） 1回になるということはわかりました。

それで、今聞きながら、リフォームする場合は1戸30万円までいいんですよという形を聞かれましたけれども、そうすると、15%ですから4万5,000円かな、お金が余分に使えると

いう形だと思うんですけども。これリフォームしなかった場合とか、あるいはリフォームしなくても町民が1戸当たり30万円まで買えるのかどうかお伺いいたします。

○議長（稲葉勝男君） 産業観光課長。

○産業観光課長（齋藤重広君） お答えいたします。

今までのこういうプレミアム商品券では、上限として1世帯3万とかということでやっていたわけですが、そういうものをもっと幅広くというのか、建設業等々含めた中で、そういうところにも利用していただくという話の中で枠を決めておりますので、それ以外の一般というのか、そこについては、今後商工会とももう少し協議を進めていきたいと思えます。

以上です。

○議長（稲葉勝男君） 清水清一君。

○7番（清水清一君） 要望になりますけれども、30万円とって4万5,000円のプレミアムがついたという形になりますと、金を持っている人はどんどん買ってしまって、それで使って歩けば、また稼いだという形になると思うものですからね。そういうことがないように、各普通の生活の苦しい方々もこのプレミアを買って、余分に生活の足しにしてもらえたらなと。前回のプレミアムのときも、3万円のお金がないから、私は1万円しか買えなかったよという方もおられましたけれども、そういう方もおられることを考えたときに、金のない人もうまく活用できるような方策を考えていただきたいと思えますので、それをうまく考えておいて実行してください。

以上、要望です。

○議長（稲葉勝男君） 質疑を打ち切りたいと思えますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（稲葉勝男君） 質疑がないものと認めます。

よって、質疑を終わります。

これより討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許可します。

〔発言する人なし〕

○議長（稲葉勝男君） 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

〔発言する人なし〕

○議長（稲葉勝男君） 討論する者もありませんので、討論を終わります。

採決します。

議第13号 平成26年度南伊豆町一般会計補正予算（第8号）は、原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（稲葉勝男君） 全員賛成です。

よって、議第13号議案は原案のとおり可決することに決定しました。

ここで3時まで休憩いたします。

休憩 午後 2時47分

再開 午後 3時00分

○議長（稲葉勝男君） 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

◎議第14号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（稲葉勝男君） 議第14号 平成26年度南伊豆町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）を議題とします。

提案説明を求めます。

町長。

〔町長 梅本和熙君登壇〕

○町長（梅本和熙君） 議第14号の提案理由を申し上げます。

本議案は、医療費実績を勘案した保険給付費等の歳出調整及び基金積立金の編成並びに国庫支出金等の実績見込みによる歳入調整が主な内容となっております。

歳入につきましては、共同事業交付金を1,441万6,000円、繰入金を1,113万4,000円増額し、国庫支出金を1,055万7,000円、医療給付費交付金を2,643万4,000円、県支出金を105万2,000円減額するものです。

また、歳出につきましては、基金積立金を2,000万円増額し、保険給付費を2,300万円、共同事業拠出金を949万3,000円減額するもので、歳入歳出予算の総額にそれぞれ1,249万3,000円を増額し、歳入歳出予算の総額を16億9,050万8,000円とするものです。

なお、詳細につきましては健康福祉課長から説明させますので、ご審議のほどよろしくお
願い申し上げます。

○議長（稲葉勝男君） 提案説明を終わります。

内容説明を求めます。

健康福祉課長。

○健康福祉課長（黒田三千弥君） 議第14号 国民健康保険特別会計補正予算（第3号）の内
容説明を申し上げます。

歳出からご説明いたします。

12ページ、13ページ、14、15になります。順次説明を申し上げます。

2款保険給付費、1項療養諸費、1目一般被保険者療養給付費につきましては、財源区分
の変更でございます。

2目退職被保険者等療養給付費ですが、こちらは年間必要額の推計により2,000万円を減
額するものでございます。

3目一般被保険者療養費、2項高額療養費、1目一般被保険者高額療養費につきましては、
財源区分の変更でございます。

2目退職被保険者等高額療養費でございますが、療養給付費同様、年間必要額の推計から
300万減額するものでございます。

3款後期高齢者支援金と6款介護納付金につきましては、財源区分の変更でございます。

次に、7款1項共同事業拠出金でございますが、1目高額療養費共同事業医療拠出金を
215万7,000円減額するものでございます。

14ページ、15ページでございます。

4目保険財政共同安定化事業拠出金を733万6,000円、拠出金の確定に伴い、それぞれ減額
するものでございます。

9款1項基金積立金、1目支払準備基金積立金でございますが、余剰金を見込みまして、
支払準備基金へ積立額として2,000万円を増額するものでございます。

歳出は以上でございます。

続きまして、歳入の主なものを説明申し上げます。

10ページ、11ページをお開きください。

3款国庫支出金、1項国庫負担金、1目療養給付費等負担金ですが、交付見込み額を推計
した結果、1,055万7,000円を減額し、2億6,383万3,000円としたいものであり、1節、現年

度分の減額でございます。内容は説明欄に記載のとおりでございます。

2 目高額医療共同事業負担金であります。負担金の確定により53万9,000円減額し、529万8,000円としたいものでございます。

4 款 1 項 1 目療養給付費交付金ですが、こちらは退職者医療にかかわる交付金です。退職被保険者等の療養給付費、高額療養費を減額補正したため、交付金についても減額となり、2,643万4,000円を減額し、6,680万としたいものです。

6 款 県支出金、1 項 県負担金、1 目高額療養費共同事業負担金ですが、これも国庫と同様に減額するものでございます。

8 款 1 項 1 目共同事業交付金であります。1,185万5,000円を増額し、3,585万5,000円としたいもので、高額療養費共同事業交付金の確定に伴い、増額するものです。

次に、2 目保険財政共同安定化事業交付金は256万1,000円増額し、1 億8,756万1,000円とするもので、こちらも交付額の確定に伴う増額です。

次に、10 款 繰入金、1 項 他会計繰入金、1 目一般会計繰入金ですが、1,113万4,000円を増額し、1 億1,793万9,000円としたいものです。その内訳は、1 節 保険基盤安定繰入金を672万7,000円、3 節 出産育児一時金等繰入金を56万円、4 節 財政安定化支援事業繰入金を384万7,000円と増額するものです。

歳入については以上でございます。

8 ページ、9 ページ、下段をごらんください。

歳出合計でございますが、補正の前の額17億300万1,000円、補正額マイナスの1,249万3,000円、計16億9,050万8,000円、補正額の財源内訳ですが、特定財源の国庫支出金マイナス1,160万9,000円、その他マイナス1,201万8,000円、一般財源1,113万4,000円となっております。

以上で内容説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（稲葉勝男君） 内容説明を終わります。

これより質疑に入ります。

〔発言する人なし〕

○議長（稲葉勝男君） 質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（稲葉勝男君） 異議ないものと認めます。

よって、質疑を終わります。

これより討論に入ります。

町長。

○町長（梅本和熙君） 先ほど提案理由の説明で、1,249万3,000円を「増額し」と申しましたけれども、これは「減額し」ですもんで、訂正いたします。

○議長（稲葉勝男君） これより討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許可します。

〔発言する人なし〕

○議長（稲葉勝男君） 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

〔発言する人なし〕

○議長（稲葉勝男君） 討論する者もありませんので、討論を終わります。

採決します。

議第14号 平成26年度南伊豆町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）は、原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（稲葉勝男君） 全員賛成です。

よって、議第14号議案は原案のとおり可決することに決定しました。

◎議第15号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（稲葉勝男君） 議第15号 平成26年度南伊豆町介護保険特別会計補正予算（第4号）を議題とします。

提案説明を求めます。

町長。

〔町長 梅本和熙君登壇〕

○町長（梅本和熙君） 議第15号の提案理由を申し上げます。

本議案は、介護給付費の動向を勘案した保険給付費の調整等が主な内容となっております。歳入については、国県及び社会保険診療報酬支払基金からの負担金並びに交付金が交付決定されたため、国庫支出金606万円、支払基金交付金を127万6,000円増額し、県支出金を86

万5,000円減額し、一般会計からの繰入金を430万8,000円増額するものです。

歳出につきましては、総務費、介護保険制度改正に伴うシステム改修委託料291万6,000円、保険給付費440万円、国県負担金償還金353万円増額し、歳入歳出予算の総額にそれぞれ1,084万6,000円を増額して、歳入歳出予算の総額を10億7,560万8,000円とするものです。

内容につきましては健康福祉課長から説明させますので、ご審議のほどよろしく願い申し上げます。

○議長（稲葉勝男君） 提案説明を終わります。

内容説明を求めます。

健康福祉課長。

○健康福祉課長（黒田三千弥君） 議第15号 平成26年度介護保険特別会計補正予算（第4号）の内容をご説明申し上げます。

歳出の主なものからご説明申し上げます。

ページでいきますと、12ページ、13ページになります。お開き願います。

1款1項総務管理費、1目一般管理費でございますが、291万6,000円の増額をお願いするものでございます。町長からの提案理由にありましたように、介護保険制度改正に伴うシステム改修委託料291万6,000円でございます。

2款保険給付費、1項介護サービス等諸費、2項介護予防サービス等諸費につきまして、第3・四半期までの実績により年間使用額を推計し、負担金、補助及び交付金をそれぞれ記載の金額につきまして補正をお願いするものであります。

また、補正額がない目につきましては、財源内訳の変更によるものでございます。

14ページ、15ページを、次のページになりますが、お開きください。

7款諸支出金、2項償還金及び還付加算金、1目償還金につきまして、平成25年度、国、県負担金並びに交付金が確定したことにより、返還金を353万円を増額させていただくものです。

歳出の主なものは以上となります。

続きまして、歳入の主なものを説明させていただきます。

10ページ、11ページをお開きください。

4款1項国庫負担金、1目介護給付費負担金でございますが、交付額が決定したことにより601万2,000円増額し、1億8,326万1,000円としたいものです。また、2項国庫補助金、2目、3目地域支援事業交付金におきましても、交付額が決定により増額させていただくもの

でございます。

次に、5款1項支払基金交付金、1目介護給付費交付金ですが、交付額が確定したことにより127万6,000円増額し、2億9,489万2,000円としたいものです。

6款県支出金、1項県負担金、1目介護給付費負担金でございますが、負担金の確定により89万円減額し、1億5,103万7,000円としたいものです。また、2項県補助金、1目、2目地域支援事業交付金におきましても、交付額の決定により増額させていただくものです。

次に、9款繰入金、1項一般会計繰入金、1目介護給付費繰入金、2目、3目地域支援事業繰入金、4目その他一般会計繰入金、1節事務費等繰入金を増額させていただき、一般会計からの法定繰り入れ430万8,000円を増額し、1億5,589万1,000円としたいものです。

歳入は以上でございます。

8ページ、9ページに戻って最下段をごらんください。

歳出合計でございます。補正前の額10億6,476万2,000円、補正額1,084万6,000円、計10億7,560万8,000円。補正額の財源内訳でございますが、特定財源の国県支出金608万5,000円、その他101万8,000円、一般財源が374万3,000円でございます。

以上で内容説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（稲葉勝男君） 内容説明を終わります。

これより質疑に入ります。

[発言する人なし]

○議長（稲葉勝男君） 質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長（稲葉勝男君） 異議ないものと認めます。

よって、質疑を終わります。

これより討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許可します。

[発言する人なし]

○議長（稲葉勝男君） 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

[発言する人なし]

○議長（稲葉勝男君） 討論する者もありませんので、討論を終わります。

採決します。

議第15号 平成26年度南伊豆町介護保険特別会計補正予算（第4号）は、原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（稲葉勝男君） 全員賛成です。

よって、議第15号議案は原案のとおり可決することに決定しました。

◎議第16号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（稲葉勝男君） 議第16号 平成26年度南伊豆町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

提案説明を求めます。

町長。

〔町長 梅本和熙君登壇〕

○町長（梅本和熙君） 議第16号の提案理由を申し上げます。

本議案は、保険基盤安定繰入金の確定に伴う歳入歳出の調整が主な内容となっております。

歳入では、繰入金を157万6,000円減額し、歳出については、後期高齢者医療広域連合納付金を同額減額するもので、歳入歳出予算の総額からそれぞれ157万6,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を1億965万2,000円とするものです。

なお、詳細につきましては、健康福祉課長から説明させますので、ご審議のほどよろしくお願ひ申し上げます。

○議長（稲葉勝男君） 提案説明を終わります。

内容説明を求めます。

健康福祉課長。

○健康福祉課長（黒田三千弥君） それでは、議第16号 平成26年度後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）につきまして説明を申し上げます。

歳出から説明を申し上げます。

12ページ、13ページをごらんください。

2款1項1目後期高齢者医療広域連合納付金でございますが、157万6,000円を減額し、1億660万7,000円としたいものでございます。この件につきましては、保険基盤安定繰入金の

確定により減額するものでございます。

続きまして、歳入でございます。

10ページ、11ページをお開きください。

4款繰入金、1項一般会計繰入金、2目保険基盤安定繰入金を157万6,000円減額し、3,207万円としたいものでございます。同じく保険基盤安定繰入金の確定による減額でございます。

8ページ、9ページに戻り、最下段を見てください。

歳出合計でございますが、補正前の額1億1,122万8,000円、補正額マイナス157万6,000円、計1億965万2,000円。補正額の財源内訳でございますが、一般財源をマイナス157万6,000円とさせていただくものでございます。

以上で内容説明を終わらせていただきます。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（稲葉勝男君） 内容説明を終わります。

これより質疑に入ります。

〔発言する人なし〕

○議長（稲葉勝男君） 質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（稲葉勝男君） 異議ないものと認めます。

よって、質疑を終わります。

これより討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許可します。

〔発言する人なし〕

○議長（稲葉勝男君） 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

〔発言する人なし〕

○議長（稲葉勝男君） 討論する者もありませんので、討論を終わります。

採決します。

議第16号 平成26年度南伊豆町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）は、原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（稲葉勝男君） 全員賛成です。

よって、議第16号議案は原案のとおり可決することに決定しました。

◎議第17号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（稲葉勝男君） 議第17号 平成26年度南伊豆町土地取得特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

提案説明を求めます。

町長。

〔町長 梅本和熙君登壇〕

○町長（梅本和熙君） 議第17号の提案理由を申し上げます。

本議案は、歳入歳出予算を78万5,000円減額し、それぞれの歳入歳出の総額を1,673万9,000円とするものです。

歳出の主なものは、事業確定に伴い、公有財産購入費83万6,000円を減額するものであります。

歳入の主なものは、事業確定に伴い、土地開発基金繰入金83万6,000円を減額するものであります。

ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（稲葉勝男君） 提案説明を終わります。

これより質疑に入ります。

〔発言する人なし〕

○議長（稲葉勝男君） 質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（稲葉勝男君） 異議ないものと認めます。

よって、質疑を終わります。

これより討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許可します。

〔発言する人なし〕

○議長（稲葉勝男君） 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

[発言する人なし]

○議長（稲葉勝男君） 討論する者もありませんので、討論を終わります。

採決します。

議第17号 平成26年度南伊豆町土地取得特別会計補正予算（第1号）は、原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○議長（稲葉勝男君） 全員賛成です。

よって、議第17号議案は原案のとおり可決することに決定しました。

◎議第18号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（稲葉勝男君） 議第18号 平成26年度南伊豆町公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）を議題とします。

提案説明を求めます。

町長。

[町長 梅本和熙君登壇]

○町長（梅本和熙君） 議第18号の提案理由を申し上げます。

本議案は、補正予算額5,066万6,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ3億5,076万4,000円とするものであります。

歳出の主なものは、人事異動による給与等の確定のほか、事業費の確定による更正減であります。これら公共下水道整備に係る財源につきましては、事業量、事業費の確定にあわせ、使用料、補助金、繰入金のほか、補償費及び下水道事業債を減額するものであります。また、予算書第2条に定める繰越明許費を2,100万円とし、第3条に定める地方債の限度額を4,800万円に補正するものであります。

詳細につきましては、上下水道課長から説明させますので、ご審議のほどよろしくお願ひ申し上げます。

○議長（稲葉勝男君） 提案説明を終わります。

内容説明を求めます。

上下水道課長。

○上下水道課長（飯田満寿雄君） 議第18号についてご説明をさせていただきます。

予算書の1ページをごらんください。

1条でございますが、本特別会計歳入歳出の総額からそれぞれ5,066万6,000円を減額して、予算の総額を3億5,076万4,000円としたいものであります。また、2条では、地方自治法第213条第1項の規定による繰越明許費を2,100万円といたしました。後ほど資料をご確認いただければと思います。

第3条の地方債限度額の補正につきましては、当年度事業費確定に伴う借入額の更正減でございます。

予算書の16ページをごらんください。

補正予算書、第1条に係る歳出明細でございますが、第1款下水道費を2,665万5,000円減額するものでございます。これらは全て1項1目の公共下水道建設費でございます。これは、人事異動に伴う給料費等の確定による更正減のほか、クリーンセンター改築更新実施設計業務委託に係る契約差金、国庫補助事業確定及び繰越事業により配管運搬処理委託料を減額補正するものでございます。また、2款事業費を2,401万1,000円減額するものです。

1項1目総務管理費におきまして、人事異動に伴う給料費等の確定による更正減及び消費税の確定に伴う補正減のほか、2項1目管渠費におきまして、長寿命化計画策定業務委託に係る契約差金、瑕疵担保責任により、県道南伊豆松崎線の舗装補修工事を下水道事業管渠管理事業で計上しておりましたが、要望活動により下田土木事務所が施工していただいたことや、鯉名川河川改修工事のおくれによるマンホールポンプ移設工事の変更及び事業量確定に伴う工事請負費を減額補正するものでございます。この工事請負費の減額補正につきましては、去る3月24日発生の県道手石湊線の管渠陥没工事を受けまして、9月補正により、大和橋から浜入口のワンスパン70メートルと、J A伊豆太陽竹麻支店から湊中継ポンプ場までのワンスパン53メートルを予算計上をお願いしましたが、カメラ調査の結果、J A伊豆太陽竹麻支店から湊中継ポンプ場までのワンスパンの間の腐食の程度が軽微であったことによるものです。

陥没事故等による印象が余りにも大きく、事案の精査をよく行わなかったことに起因することと反省しております。今後はこのようなことがないように、よく事業を精査し、事業に当たりたいと思います。

戻っていただきまして、14ページをごらんください。

歳入につきましては、事業の確定及び事業変更等に伴い、下水道使用料、国庫支出金、繰

入金のほか、移転補償費に係る諸収入及び下水道事業債を減額補正させていただくものでございます。

補正4号の説明は以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（稲葉勝男君） 内容説明を終わります。

これより質疑に入ります。

谷正君。

○4番（谷 正君） 今、課長に説明いただいた17ページの工事請負費の1,800万の減額と繰越明許費の関係、それから19ページの長寿命化計画策定委託料と工事費の関係で伺います。

工事請負費の1,800万の減額と、それから繰り越しの2,100万という形ではありますが、これは工区を区切って、国等の補助金だとかいろいろな関係で、その金をほかに使うことがなかなか難しいよ、できないよというのは事情はわかるんですけども、これについて、当初予定した、何法かわからないんですが、その関係は100%できたということによろしいのか。それと、繰り越しの2,100万円は確実に翌年度でその分の工事は終わるのかという、その辺。それから、これは26年度の補正なんですけど、それを引き続き27年度もこれの延伸をやるのかということ、ちょっとお答えできればお願いいたします。

それともう一つは、長寿命化計画策定業務委託料の328万8,000円の減額、これは差金ということ、それから、後の補修工事とかそういうものについても土木事務所が肩がわりしたということ。それから維持補修については予算計上をしたんだけど、いわゆる湊橋付近のやつが硫化水素等の関係ということで、前に議会でも説明があつて、それで工事をという、引き続き同じような工事ということが、軽微なものですから必要ないということなんですけど、ここの段階で、当然長寿命化計画策定業務委託料というのをやって、将来やる、これは橋も道路もそうなんですけど、下水道管を長寿命化するという形の中で、この設計委託料の中で、いわゆるどの辺までを将来長寿命化するのか。一説によりますと、長田建設あたりまでが必要だというような話もあるんですけど、そういうものをこのいわゆる長寿命化計画策定業務委託料の中では、どの程度の範囲で将来負担を考えて長寿命化計画を委託したのか。その辺のものがわかれば教えていただきたいと思います。

○議長（稲葉勝男君） 上下水道課長。

○上下水道課長（飯田満寿雄君） まず初めに、工事請負費でございますが、今年度は国のほうに当初予算計上させていただいたものが1億2,000万ほどございました。事業決定を受けたものが1億200万円ということで、1,800万円ほどの事業費の減ということで、今回減額さ

せていただいております。

○議長（稲葉勝男君） 谷正君。

○4番（谷 正君） そうしますと、一般の工事入札差金じゃなくて、国、県への申請の段階の国決定の減額ということによろしいですか。

○議長（稲葉勝男君） 上下水道課長。

○上下水道課長（飯田満寿雄君） そのとおりでございます。

○議長（稲葉勝男君） 谷正君。

○4番（谷 正君） そうした場合、先ほどの繰越明許費の2,100万、これについてはどのような状況なのか、教えてください。

○議長（稲葉勝男君） 上下水道課長。

○上下水道課長（飯田満寿雄君） 繰越明許費のほうにつきましては、下賀茂の小島地区の工事のほうなんです、こちらのほうが他工事と合併施行になってしましまして、付近住民の利便を欠くということで、来年度に繰り越しをさせていただきたいということでございます。

長寿命化の関係でございますけれども、こちらのほうも先日、県のほうに行きまして、長寿命化でどの辺までできるのかということで、本課のほうと折衝したわけなんです、できるところは、やはり鉄筋が露出したような部分しか長寿命化事業としてはできないということだったものですから、今回やっていただきました大和橋からクリーンセンターのほうへ向かってをやりたいということで考えております。

○議長（稲葉勝男君） 谷正君。

○4番（谷 正君） そうした場合、この業務委託料、長寿命化の計画書というのが当然成果品として上がってきますよね。それと今、課長が言いましたように、県の本課との兼ね合い、これは南伊豆が委託した長寿命化計画と本課との思惑というのは当然合致しないとまずいんですが、その辺のお考えというのはどのように考えていますか。

○議長（稲葉勝男君） 谷正君。

○4番（谷 正君） 今、本課の話をして、鉄筋がどうだとかああだとかという工法のある程度の思惑も、もう本課のほうでは考えているわけですね。そういうものを含めた中でこの計画が、いわゆる県の本課との思惑が合致しないと、おかしい計画になってしまうと思うんですが、その辺をどのようにお考えなのか。

○議長（稲葉勝男君） 上下水道課長。

○上下水道課長（飯田満寿雄君） 今回、管渠が、ヒューム管でできたところを長寿命化計画

で計画しておりましたけれども、ただ、長寿命化として対象になるのはワンスパンということになってしまったので、思惑としては達成できなかったということでございます。

○議長（稲葉勝男君） 谷正君。

○4番（谷 正君） そうした場合、その長寿命化の計画自体はそこのところだけしか長寿命化の計画は委託しなかったということですか。

○議長（稲葉勝男君） 上下水道課長。

○上下水道課長（飯田満寿雄君） 日野交差点からクリーンセンターまでを計画したわけではございますが、長寿命としての事業で対象になるのは、そのワンスパンだけだということになってしまいました。

○議長（稲葉勝男君） 谷正君。

○4番（谷 正君） もう一度確認させてください。

工事は工事として、国庫の補助だとかそういうのは、対象はワンスパンだよと。けれども、将来、当然長寿命化ということになると、町としての計画というのは策定義務があってやるわけですよ。けれども、その辺は、じゃ、将来もあるんですが、その計画というのがどういうふうな形ででき上がってくるか。こういうものをつくれとかという話はしたのかしないのか。

○議長（稲葉勝男君） 上下水道課長。

○上下水道課長（飯田満寿雄君） 県との話の中で、やはり長寿命化というのは、悪くなったら今後修繕をかけるということではございましたので、また点検をした中で鉄筋等が見え計算したら長寿命化をかけて修繕をかけるということだそうでございます。

○議長（稲葉勝男君） 谷正君。

○4番（谷 正君） そうした場合、当然点検をするわけですよ。悪いものが出たと。修繕するよと。それは本課でも、ある程度の工法なり何なりでこうやりなさいということで指示が出てくると思うんですが、そうした場合、その都度やっていけば、長寿命化計画というのは必要ではないんじゃないかというような考えも出てくるんですが、その辺は、長寿命化がなければ、本課のほうで事業認定なり、それから改修に係る国の補助があるかどうかわかんないんですけども、それが一つの要件で出てくるのか。その辺のお考えというのは現在固まっていますか。

○議長（稲葉勝男君） 上下水道課長。

○上下水道課長（飯田満寿雄君） 私も以前、橋梁の長寿命化計画等を立てたときに、事後保

全の考え方から、予防保全の維持管理をしていくんだということで、自分も県の下水道のほうとは話をさせていただいたわけなんですけれども、下水に関しましてはそういうことではなくて、悪くなったときに更正をかけて、50年先まで延ばすというような考えでございます。

○議長（稲葉勝男君） 谷正君。

○4番（谷 正君） 一応結構です。ありがとうございました。

○議長（稲葉勝男君） 質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（稲葉勝男君） 異議ないものと認めます。

よって、質疑を終わります。

これより討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許可します。

〔発言する人なし〕

○議長（稲葉勝男君） 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

〔発言する人なし〕

○議長（稲葉勝男君） 討論する者もありませんので、討論を終わります。

採決します。

議第18号 平成26年度南伊豆町公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）は、原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（稲葉勝男君） 全員賛成です。

よって、議第18号議案は原案のとおり可決することに決定しました。

◎議第19号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（稲葉勝男君） 議第19号 平成26年度南伊豆町中木漁業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

提案説明を求めます。

町長。

〔町長 梅本和熙君登壇〕

○町長（梅本和熙君） 議第19号の提案理由を申し上げます。

本議案は、補正予算額67万円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ833万4,000円とするものであります。

歳出におきましては、事業費確定に伴い、850事業の中木集落排水施設管理委託料67万円を減額するものであります。

ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（稲葉勝男君） 提案説明を終わります。

これより質疑に入ります。

[発言する人なし]

○議長（稲葉勝男君） 質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長（稲葉勝男君） 異議ないものと認めます。

よって、質疑を終わります。

これより討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許可します。

[発言する人なし]

○議長（稲葉勝男君） 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

[発言する人なし]

○議長（稲葉勝男君） 討論する者もありませんので、討論を終わります。

採決します。

議第19号 平成26年度南伊豆町中木漁業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）は、原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○議長（稲葉勝男君） 全員賛成です。

よって、議第19号議案は原案のとおり可決することに決定しました。

◎議第20号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（稲葉勝男君） 議第20号 平成26年度南伊豆町妻良漁業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

提案説明を求めます。

町長。

〔町長 梅本和熙君登壇〕

○町長（梅本和熙君） 議第20号の提案理由を申し上げます。

本議案は、補正予算額55万1,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ1,871万9,000円とするものであります。

歳出におきましては、事業費確定に伴い、880事業の妻良集落排水施設管理委託料56万1,000円を減額するものです。

ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（稲葉勝男君） 提案説明を終わります。

これより質疑に入ります。

〔発言する人なし〕

○議長（稲葉勝男君） 質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（稲葉勝男君） 異議ないものと認めます。

よって、質疑を終わります。

これより討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許可します。

〔発言する人なし〕

○議長（稲葉勝男君） 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

〔発言する人なし〕

○議長（稲葉勝男君） 討論する者もありませんので、討論を終わります。

採決します。

議第20号 平成26年度南伊豆町妻良漁業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）は、原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（稲葉勝男君） 全員賛成です。

よって、議第20号議案は原案のとおり可決することに決定しました。

◎議第21号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（稲葉勝男君） 議第21号 平成26年度南伊豆町水道事業会計補正予算（第3号）を議題とします。

提案説明を求めます。

町長。

〔町長 梅本和熙君登壇〕

○町長（梅本和熙君） 議第21号の提案理由を申し上げます。

本議案は、水道事業会計の収益的収入及び支出につき、営業収益を730万円、営業外収益を32万7,000円更正減し、水道事業収益の総額を3億1,652万6,000円とするものであります。

また、支出では、営業費用を1,072万8,000円更正減し、営業外費用を145万6,000円、特別損失を1,030万円増額するもので、水道事業費用の総額を3億1,504万6,000円とするものであります。

資本的収支及び支出では、他会計繰入金を1,717万6,000円増額し、国庫補助金を187万円、企業債を1,540万円更正減し、資本的収入の総額を1億4,398万円とするものであります。

また、支出では、建設改良費を110万円更生減し、資本的支出の総額を2億6,429万3,000円とするものであります。

なお、詳細につきましては、上下水道課長に説明させますので、ご審議のほどよろしくお願ひ申し上げます。

○議長（稲葉勝男君） 提案説明を終わります。

内容説明を求めます。

上下水道課長。

○上下水道課長（飯田満寿雄君） それでは、議第21号の内容についてご説明いたします。

17ページをお開きください。

収益的収入及び支出のうち、収入についてご説明いたします。

1款水道事業収益を762万7,000円減額し、3億1,652万6,000円とするものでございます。

内訳としまして、1項営業収益、1目給水収益を500万円減額し、2億2,960万8,000円と

したいものです。これは、使用水量の減少により、上水道料金を減額するものでございます。

2目受託工事収益を230万円減額し、310万円としたいものです。これは、事業量の見直しにより、新設給水工事収益等を減額するものでございます。

2項営業外収益、5目他会計補助金を32万7,000円減額し、4,210万7,000円としたいものです。これは、事業の確定及び人事異動による更正減するものでございます。

次に、18ページをお開きください。

支出についてご説明いたします。

1款水道事業費用を102万8,000円増額し、3億1,504万6,000円とするものでございます。

内訳としまして、1項営業費用、1目原水浄水送水配水給水費を53万円増額し、3,910万2,000円としたいものでございます。これは、経営破綻等により回収不能となる見込みの損失に備えるため、上水道料金貸倒引当金を増額するものでございます。

2目受託工事費を230万円減額し、310万円としたいものです。これは、事業量の見直しにより、新設給水工事請負費等を減額するものでございます。

3目総係費を580万5,000円減額し、6,957万1,000円としたいものでございます。これは、事業確定による委託料減額及び地方公営企業会計基準の見直しにより、平成26年度末における法定福利費を新たに計上したものでございます。

4目簡易水道等費を365万8,000円減額し、2,410万5,000円としたいものでございます。これは、事業費確定による委託料、材料費等の減額及び貯蔵品を使用しなかったことにより、貯蔵品振りかえを減額するものでございます。

5目減価償却費を50万5,000円増額し、1億3,876万7,000円としたいものです。これは、滅菌器等の償却資産の取得により、減価償却費を増額するものです。

2項営業外費用を145万6,000円増額し、235万1,000円としたいものでございます。これは、消費税の予定額増加によるものでございます。

4項特別損失を1,030万円増額し、1,060万円としたいものです。これは、今回の地方公営企業会計制度の見直しや計画性、透明性の高い企業を推進するため、現状に合った財務諸表を作成するよう以前より監査委員から指摘を受けておりました。経営破綻した債権を特別損失として計上したいものであります。

次に、19ページをごらんください。

資本的収入及び支出のうち、収入についてご説明いたします。

1款資本的収入を9万4,000円減額し、1億4,398万円とするものでございます。

内訳といたしまして、1項他会計繰入金、1目一般会計繰入金を1,717万6,000円増額し、2,118万6,000円としたいものです。これは、南上簡易水道整備に要する財源として交付金を充当するため増額するものでございます。

2項国県補助金、1目国県補助金を187万円減額し、3,513万円としたいものです。これは、事業の確定により減額するものでございます。

3項企業債、1目企業債を1,540万円減額し、3,420万円としたいものです。これは、南上簡易水道整備に要する財源として計上していたものを他会計繰入金に財源を振りかえたため、減額するものでございます。

次に、20ページをお開きください。

支出についてご説明いたします。

1款資本的支出を110万減額し、2億6,429万3,000円とするものでございます。

内訳としまして、1項建設改良費、1目水道施設改良費を110万円減額し、1億9,904万円としたいものです。これは、事業確定による委託料減額及び地方公営企業会計基準の見直しにより、平成26年度末における法定福利費を新たに計上したものでございます。

以上で内容説明を終わらせていただきます。ご審議のほどよろしく願いいたします。

○議長（稲葉勝男君） 内容説明を終わります。

これより質疑に入ります。

清水清一君。

○7番（清水清一君） 7番、清水。

今、課長のほうからいろいろ説明いただきました。その中で18ページの、節でいきますと37番、貸倒引当金繰入額343万円、それとそのずっと下の特別損失、節でいくと38番、過年度損益修正損という形で、未収金がいっぱいあったということで、1,000万円からのやつを特別損失で処理したと。引当金に340万円入れたという形になっておりますけれども、この回収不能額を見込んでこれやっていると思うんですけれども、今のところ、回収不能額というのはどのくらいあるのかお伺いいたします。

○議長（稲葉勝男君） 上下水道課長。

○上下水道課長（飯田満寿雄君） お答えいたします。

約1,600万円程度だと考えております。

以上です。

○議長（稲葉勝男君） 質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（稲葉勝男君） 質疑はないものと認めます。

よって、質疑を終わります。

これより討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許可します。

〔発言する人なし〕

○議長（稲葉勝男君） 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

〔発言する人なし〕

○議長（稲葉勝男君） 討論する者もありませんので、討論を終わります。

採決します。

議第21号 平成26年度南伊豆町水道事業会計補正予算（第3号）は、原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（稲葉勝男君） 全員賛成です。

よって、議第21号議案は原案のとおり可決することに決定しました。

◎散会宣告

○議長（稲葉勝男君） 本日の議事が終わりましたので、会議を閉じます。

本日はこれをもって散会します。

散会 午後 3時53分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

平成 年 月 日

議 長 稲 葉 勝 男

署 名 議 員 横 嶋 隆 二

署 名 議 員 加 畑 毅

平成 27 年 3 月定例町議会

(第 3 日 2 月 26 日)

平成27年3月南伊豆町議会定例会

議事日程(第3号)

平成27年2月26日(木)午前9時30分開議

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 議第22号 平成27年度南伊豆町一般会計予算
- 日程第 3 議第23号 平成27年度南伊豆町国民健康保険特別会計予算
- 日程第 4 議第24号 平成27年度南伊豆町介護保険特別会計予算
- 日程第 5 議第25号 平成27年度南伊豆町後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第 6 議第26号 平成27年度南伊豆町南上財産区特別会計予算
- 日程第 7 議第27号 平成27年度南伊豆町南崎財産区特別会計予算
- 日程第 8 議第28号 平成27年度南伊豆町三坂財産区特別会計予算
- 日程第 9 議第29号 平成27年度南伊豆町土地取得特別会計予算
- 日程第10 議第30号 平成27年度南伊豆町公共下水道事業特別会計予算
- 日程第11 議第31号 平成27年度南伊豆町子浦漁業集落排水事業特別会計予算
- 日程第12 議第32号 平成27年度南伊豆町中木漁業集落排水事業特別会計予算
- 日程第13 議第33号 平成27年度南伊豆町妻良漁業集落排水事業特別会計予算
- 日程第14 議第34号 平成27年度南伊豆町水道事業会計予算

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員(10名)

| | | | |
|-----|-----------|-----|-----------|
| 1番 | 加 畑 毅 君 | 2番 | 宮 田 和 彦 君 |
| 3番 | 吉 川 映 治 君 | 4番 | 谷 正 君 |
| 5番 | 長 田 美喜彦 君 | 6番 | 稲 葉 勝 男 君 |
| 7番 | 清 水 清 一 君 | 9番 | 齋 藤 要 君 |
| 10番 | 渡 邊 嘉 郎 君 | 11番 | 横 嶋 隆 二 君 |

欠席議員（なし）

地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

| | | | |
|---------------|-------|--------|--------|
| 町長 | 梅本和熙君 | 副町長 | 松本恒明君 |
| 教育長 | 小澤義一君 | 総務課長 | 小嶋孝志君 |
| 防災室長 | 渡辺雅之君 | 企画調整課長 | 谷半時君 |
| 建設課長 | 鈴木重光君 | 産業観光課長 | 齋藤重広君 |
| 町民課長 | 橋本元治君 | 健康福祉課長 | 黒田三千弥君 |
| 教育委員会 教務局長 | 勝田英夫君 | 上下水道課長 | 飯田満寿雄君 |
| 会計管理者 | 鈴木豊美君 | 総務係長 | 平山貴広君 |

職務のため出席した者の職氏名

| | | | |
|--------|------|----|------|
| 議会事務局長 | 大年美文 | 主幹 | 渡辺信枝 |
|--------|------|----|------|

開議 午前 9時30分

◎開議宣告

○議長（稲葉勝男君） おはようございます。

定刻になりました。ただいまの出席議員は10名です。定足数に達しております。

これより平成27年3月南伊豆町議会定例会本会議第3日の会議を開きます。

◎議事日程説明

○議長（稲葉勝男君） 本日の議事日程は、印刷配付したとおりでございます。

◎会議録署名議員の指名

○議長（稲葉勝男君） 日程第1、会議録署名議員を指名いたします。

南伊豆町議会会議規則の定めるところにより、議長が指名します。

1 1 番議員 横 嶋 隆 二 君

1 番議員 加 畑 毅 君

◎発言の訂正

○議長（稲葉勝男君） ここで、議案審議に入る前に、昨日の議案審議の中で上下水道のほうから水道事業会計の補正予算の審議がございました。その際、清水議員からの質問に対して訂正があるということで、上下水道課長のほうから申し入れがありましたので、許可いたします。

上下水道課長。

○上下水道課長（飯田満寿雄君） 昨日の水道会計補正予算（第3号）の審議の中で、経営破

綻し、回収不能な使用料はどれくらいあるのかというような清水議員の質問に対しまして、約1,600万円というお答えをいたしました。1,365万464円に訂正をお願いするものであります。申しわけございませんでした。

◎議第22号の上程、説明、質疑、委員会付託

○議長（稲葉勝男君） それでは、議第22号 平成27年度南伊豆町一般会計予算を議題とします。

提案説明を求めます。

町長。

〔町長 梅本和熙君登壇〕

○町長（梅本和熙君） 議第22号の提案理由を申し上げます。

本案は、予算編成方針で申し上げましたとおりでありますので、各科目別の内容につきましては総務課長から説明させます。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

また、この後の提案議案であります。議第23号から議第34号までの各特別会計予算及び水道事業会計予算につきましても同様でありますので、それぞれの担当課長から説明をさせます。ご審議のほどよろしく申し上げます。

○議長（稲葉勝男君） 提案説明を終わります。

内容説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（小嶋孝志君） それでは、議第22号の内容説明を申し上げます。

6ページをごらんください。

第2表債務負担行為でございますが、事務機器等賃借料、緊急経済対策住宅建築等助成事業補助金、短期経営改善資金利子補給補助金、小口資金利子補給補助金及び教育資金利子補給補助金について、期間及び限度額は記載のとおりでございます。

続きまして、第7ページをごらんください。

第3表地方債でございますが、歳入の事項別明細書においてご説明いたします。

それでは、歳出から主なものについてご説明申し上げます。

40ページ、41ページをごらんください。

2款1項3目財産管理費2,237万1,000円を計上いたしました。29事業の主なものは、固定資産台帳整備委託料に1,749万円を計上したものです。

44ページ、45ページをお開きください。

2款1項8目企画費165万9,000円を計上いたしました。43事業は町政60周年記念式典委託料を含め165万9,000円であります。

46ページ、47ページをごらんください。

12目地域づくり推進費8億3,682万6,000円を計上いたしました。60事業の主なものは、まち・ひと・しごと創生総合戦略策定委員会報酬22万5,000円、記念品代に5,700万円を計上したものです。

48ページ、49ページをごらんください。

62事業の主なものは、地域開発理解促進業務委託料に8,000万円、地熱資源開発調査業務委託料に6億800万円を計上したものです。

50ページ、51ページをごらんください。

15目基金費1億1,300万円を計上いたしました。79事業のふるさと応援基金積立金に1億1,000万円を計上したものです。

62ページ、63ページをごらんください。

3款1項1目社会福祉総務費3億1,981万7,000円を計上いたしました。

65ページをごらんください。

171事業の主なものは、自立支援介護給付費に1億2,297万円を計上したものです。

66ページ、67ページをごらんください。

175事業の主なものは、健康福祉センター建設検討委員会報酬に9万円、健康福祉センター設計委託料に3,000万円、旧南伊豆保育園解体工事に938万1,000円及び健康福祉センター建設用用地取得費に2,011万1,000円を計上したものでございます。

76ページ、77ページをごらんください。

3款2項4目放課後児童クラブ対策費659万7,000円を計上いたしました。209事業の放課後児童クラブ運営委託料に659万7,000円を計上したものです。

82、83ページをごらんください。

4款1項4目環境衛生費3,748万2,000円を計上いたしました。

85ページをごらんください。

234事業の主なものは、浄化槽設置事業費補助金592万2,000円、住宅用太陽光発電システ

ム設置費補助金240万円を計上したものです。

次に、86ページ、87ページをごらんください。

4款2項1目清掃総務費1億8,037万6,000円を計上いたしました。256事業の主なものは、清掃センター包括運転管理業務委託に1億7,933万7,000円を計上したものです。

次に、92ページ、93ページをごらんください。

5款1項3目農業振興費1,883万1,000円を計上いたしました。292事業の主なものは、賞賜金に525万5,000円を計上したものです。

98ページ、99ページをごらんください。

5款3項6目海岸保全施設整備事業費2,490万円を計上いたしました。347事業の水産供給基盤機能保全計画策定業務委託料に2,490万円を計上したものです。

100ページ、101ページをごらんください。

6款1項3目観光費7,953万6,000円を計上いたしました。

103ページをごらんください。

358事業の主なものは、宣伝委託料に3,512万2,000円、伊豆半島ジオパーク認定事業負担金に415万円を計上したものです。

104ページ、105ページをごらんください。

6款1項6目温泉管理費3億2,622万円を計上しました。372事業の主なものは、銀の湯会館改修工事に3億800万円を計上したものです。

106ページ、107ページをごらんください。

7款1項1目土木総務費5,637万1,000円を計上いたしました。380事業の主なものは、住宅リフォーム振興事業補助金に300万円を計上したものです。

108ページ、109ページをごらんください。

7款2項1目道路維持費3,431万4,000円を計上いたしました。384事業の主なものは、道路危険木伐採業務委託料340万円及び丸山トンネル改修工事に615万円を計上したものでございます。

次に、2目道路新設改良費6,451万7,000円を計上いたしました。388事業の主なものは、石井区内7号線測量設計委託料に1,200万円、石井区内14号線道路改良工事に2,600万円を計上したものです。

次に、110ページ、111ページをごらんください。

次に、3目橋梁維持費8,650万円を計上いたしました。396事業の5,750万円は、橋梁定期

点検委託料及び宇留井大橋橋梁補修工事でございます。

112ページ、113ページをごらんください。

7款4項1目港湾管理費1,774万1,000円を計上いたしました。409事業の主なものは、手石港整備事業負担金に1,325万円を計上したものです。

116ページ、117ページをごらんください。

8款1項3目消防施設費3,453万7,000円を計上いたしました。438事業の主なものは、可搬ポンプ付積載車購入費1,284万8,000円を計上したものです。

118ページ、119ページをごらんください。

5目災害対策費8,100万9,000円を計上いたしました。

121ページをごらんください。

447事業の主なものは、同報無線デジタル化基本設計業務委託料1,767万2,000円を計上したものです。次に、448事業の主なものは、三坂地区防災拠点施設測量設計業務委託料に1,000万円を計上したものです。

続きまして、124ページ、125ページをごらんください。

9款1項3目教育推進費456万4,000円を計上いたしました。468事業の主なものは、英語講師賃金に418万9,000円を計上したものでございます。

飛びまして150ページ、151ページをごらんください。

11款1項1目元金3億8,593万1,000円を計上いたしました。560事業の町債元金償還金に3億8,593万7,000円を計上したものです。

次に、2目利子5,660万7,000円を計上いたしました。564事業の主なものは、町債利子に5,610万7,000円を計上したものでございます。

続きまして、歳入の主なものをご説明いたします。

12ページ、13ページをごらんください。

1款1項1目個人2億3,910万8,000円を計上いたしました。1節現年課税分2億3,470万1,000円を計上したものです。

1款2項1目固定資産税5億1,944万6,000円を計上いたしました。1節現年課税分5億1,138万9,000円を計上したものです。

1款4項1目町たばこ税5,275万7,000円を計上いたしました。1節現年課税分5,275万7,000円を計上したものです。

14ページ、15ページをごらんください。

6款1項1目地方消費税交付金1億4,900万円を計上いたしました。1節地方消費税交付金1億4,900万円を計上したものです。

10款1項1目地方交付税18億3,874万円を計上したものです。1節地方交付税18億3,874万円は、普通交付税及び特別交付税であります。

18ページ、19ページをごらんください。

13款1項7目福祉使用料6,250万円を計上したものです。1節福祉使用料6,250万円は、教育・保育施設使用料でございます。

20ページ、21ページをごらんください。

14款1項1目民生費国庫負担金1億5,943万2,000円を計上いたしました。1節社会福祉費負担金7,455万1,000円は、国保会計保険基盤安全負担金及び障害者自立支援給付費負担金でございます。次に、8節児童手当負担金8,111万4,000円を計上したものです。

14款2項4目土木費国庫補助金7,951万1,000円を計上いたしました。2節道路橋梁費補助金7,900万円は、社会資本整備総合交付金であります。

14款2項6目総務費国庫補助金7億245万4,000円を計上いたしました。1節総務管理費補助金7億245万4,000円のうち、地熱開発理解促進関連事業支援補助金8,300万円、地熱資源開発調査事業費助成金6億849万4,000円を計上したものです。

22ページ、23ページをごらんください。

15款1項1目民生費県負担金1億2,576万2,000円を計上いたしました。1節社会福祉費負担金1億362万2,000円のうち、国保会計基盤安定負担金4,198万1,000円、障害者自立支援給付費負担金3,444万2,000円を計上したものです。

24ページ、25ページをごらんいただきたいと思っております。

15款2項9目商工費補助金1億円を計上いたしました。1節観光費補助金1億円を計上したものです。

26ページ、27ページをごらんください。

17款1項3目ふるさと寄附金1億1,000万円を計上いたしました。1節ふるさと寄附金1億1,000万円を計上したものです。

18款2項1目基金繰入金3億6,364万円を計上いたしました。1節財政調整基金繰入金2億2,194万2,000円を計上したものです。3節緊急地震・津波対策基金繰入金3,054万7,000円を計上したものです。

28ページ、29ページをごらんください。

11節ふるさと応援基金繰入金 1 億1,000万円を計上したものです。

19款 1 項 1 目繰越金 1 億7,000万円を計上いたしました。1 節繰越金 1 億7,000万円は前年度繰越金でございます。

32ページ、33ページをごらんください。

21款 1 項 1 目土木債5,160万円を計上いたしました。1 節道路橋梁債5,160万円は、道路改良整備事業債2,440万円、橋梁改良整備事業債2,720万円です。

3 目臨時財政対策債 1 億7,000万円を計上いたしました。

4 目消防債1,940万円を計上いたしました。1 節消防債1,940万円は、消防施設整備事業債1,040万円、緊急防災・減災事業債900万円を計上したものです。

5 目商工債 2 億1,000万円を計上いたしました。1 節商工債 2 億1,000万円は観光施設整備事業債であります。

8 目民生債5,010万円を計上いたしました。1 節民生債5,010万円は健康福祉センター整備事業債であります。

10ページ、11ページをごらんください。

歳出の合計であります。本年度予算額55億9,800万円、前年度予算額42億8,300万円、比較は13億1,500万円の増であります。

本年度の財源内訳ですが、国県支出金13億1,808万6,000円、地方債 3 億3,110万円、その他 3 億5,739万1,000円、一般財源35億9,142万3,000円となっております。

以上で内容説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（稲葉勝男君） これより質疑に入ります。

〔発言する人なし〕

○議長（稲葉勝男君） 質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（稲葉勝男君） 異議ないものと認めます。

よって、質疑を終わります。

本案を予算決算常任委員会に付託したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（稲葉勝男君） 異議ないものと認めます。

よって、議第22号議案は予算決算常任委員会に付託することに決定しました。

◎議第23号の上程、説明、質疑、委員会付託

○議長（稲葉勝男君） 議第23号 平成27年度南伊豆町国民健康保険特別会計予算を議題とします。

内容説明を求めます。

健康福祉課長。

○健康福祉課長（黒田三千弥君） 議第23号の内容説明を申し上げます。

歳出の主なものからご説明申し上げますので、恐れ入ります、184ページ、185ページをごらんください。

1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費でございます。420万5,000円を計上いたしております。主なものは、13節委託料でございます。国保連合会とバッチ処理委託でございます。

続きまして、次のページにかかりますが、2款保険給付費、1項療養諸費でございます。ページで明細言くと186ページになりますが、被保険者の構成の変化や医療費の動向等影響を勘案しまして、1目一般被保険者療養費8億9,400万円、前年度で2,800万円増額となりました。

以下2目、3目、4目それぞれ負担金、補助及び交付金として説明に記載のとおりでございます。

5目審査支払手数料でございますが、149万5,000円です。診療報酬の審査手数料でございます。

次に、2項でございます。高額療養費、1目一般被保険者高額療養費1億4,600万円、2目退職被保険者高額医療費500万円、いずれも負担金、補助及び交付金として計上してございます。

続きまして、188ページ、189ページに移らせていただきます。

4項出産育児諸費、1目出産育児一時金に588万円計上いたしました。1件当たり42万円で14件支給を見込んでおります。

次の5項葬祭費でございます。160万円、これは1件5万円でございます。32件分を計上いたしております。

続きまして、3款1項1目後期高齢者支援金でございますが、負担金、補助及び交付金といたしまして1億8,742万7,000円を計上いたしております。

次に、190ページ、191ページをお願いいたします。

2つ目枠のところでございます、6款1項1目介護納付金でございます。やはり負担金、補助及び交付金としまして、8,126万3,000円を計上いたしました。

続きまして、7款でございますが、7款1項共同事業拠出金、1目高額医療費共同事業医療費拠出金、これは1レセプト1万円の請求で80万円を超える対象とするものでございます。3,258万3,000円でございます。国保連合会で実施している再保険事業拠出金でございます。

続いて、4目でございますが、保険財政共同安定化事業拠出金、これは1円から80万円までということで、要は1円からということに変更になりました。3億2,922万3,000円を計上いたしました。同じく再保険事業の拠出金でございます。

8款保険事業費、1項1目特定健診診査等事業費824万5,000円でございます。主なものは、193ページの説明欄に記載してありますように、委託料の特定健康診査委託料730万4,000円でございます。

続きまして、2項、ページ192ページからになりますが、保険事業費、保健衛生普及費721万円でございますが、7節の賃金218万円、これはレセプト点検をするための臨時事務員の賃金並びに19節負担金、補助金及び交付金の成人病検診補助金108万2,000円、胃がんや乳がん等のがん検診に対するものでございます。また本年度から、27年度から人間ドック受診費補助事業といたしまして、250万円を計上させていただいております。

続きまして、194ページ、195ページをお開きください。

11款諸支出金、1項償還金及び還付加算金、1目一般被保険者保険税還付金でございますが、120万円を計上いたしました。これは過年度分の保険税還付金でございます。

最後になりましたが、歳出最後になりましたが、12款1項1目予備費でございますが、500万円を計上いたしました。

次に、歳入の主なものをご説明いたします。

176ページ、177ページにお戻りいただきたいと思っております。

1款1項国民健康保険税、1目一般被保険者国民健康保険税2億7,597万7,000円を計上いたしました。内訳としては、1節医療給付分の現年度分1億7,174万9,000円、以下2節、3節、4節、記載の金額となっております。

続きまして、2目でございます。退職被保険者等国民健康保険税で2,403万2,000円ござ

います。内訳は1節医療給付分現年度分1,360万3,000円、以下2節、3節との金額となっております。

次に、1つ飛びまして3款国庫支出金、1項国庫負担金、1目療養給付費等負担金でございしますが、2億5,317万7,000円を計上いたしました。内訳といたしましては右のページに記載のとおり、1節の現年度分として療養給付費等負担金1億7,066万1,000円、179ページの説明欄に移りますが、介護保険納付金負担金2,600万3,000円となっております。

次に、左のページでございしますが、2目の高額医療費共同事業負担金でございしますが、814万5,000円、3目の特定健診等負担金176万8,000円でございます。

次に、2項国庫補助金でございします。財政調整交付金でございしますが、8,415万6,000円の計上をいたしました。

4款1項1目療養給付費交付金は、4,919万円を計上いたしております。

5款前期高齢者、65歳から74歳に対する交付金でございしますが、4億6,711万1,000円でございます。

続きまして、少し飛びますが、180ページ、181ページでございします。

8款1項1目高額医療費共同事業交付金でございします。2,600万円を計上いたしております。

次の2目でございします。保険財政共同安定化事業交付金、やはり歳出で申しましたように制度が変わりましたものですから、3億2,922万3,000円を計上いたしました。

1つ飛びまして10款繰入金、1項他会計繰入金、1目一般会計繰入金でございしますが、9,918万1,000円を計上いたしました。内訳は1節保険基盤安定繰入金6,353万円、2節職員給与等繰入金、3節出産育児一時金繰入金、4節財政安定化支援事業繰入金、5節その他繰入金等の金額となっております。

11款1項繰越金でございします。次のページ2目になりますが、182ページになります。6,000万円を計上いたしました。これは前年度からの繰入金でございします。

以上が歳入の主なものでございします。

それでは、174ページ、175ページにお戻りいただきまして、歳出合計の欄をごらんください。

本年度予算額17億5,655万5,000円、前年度予算額16億1,378万7,000円、比較1億4,276万8,000円の増でございします。本年度予算額の財源内訳でございしますが、特定財源といたしまして国庫支出金4億2,532万4,000円、その他8億7,168万1,000円、一般財源4億5,955万円

であります。

以上で内容の説明を終わらせていただきます。ご審議のほどよろしくお願ひ申し上げます。

○議長（稲葉勝男君） 内容説明を終わります。

これより質疑に入ります。

〔発言する人なし〕

○議長（稲葉勝男君） 質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（稲葉勝男君） 異議ないものと認めます。

よって、質疑を終わります。

本案を予算決算常任委員会に付託したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（稲葉勝男君） 異議ないものと認めます。

よって、議第23号議案は予算決算常任委員会に付託することに決定しました。

◎議第24号の上程、説明、質疑、委員会付託

○議長（稲葉勝男君） 議第24号 平成27年度南伊豆町介護保険特別会計予算を議題とします。
内容説明を求めます。

健康福祉課長。

○健康福祉課長（黒田三千弥君） 引き続きまして、議第24号 介護保険の特別会計予算の内容についてご説明申し上げます。

恐れ入りますが、歳出の主なものからご説明申し上げますので、212ページ、13ページをお開きください。

1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費でございます。383万6,000円を計上いたしております。おのおのは国民健康保険特別会計と同じでございます。13節委託料、バッチ処理委託料134万5,000円が主なものでございます。また19節負担金、補助及び交付金でございますが、賀茂郡の介護認定審査会の負担金といたしまして143万5,000円を計上してございます。

また、2項でございます。介護認定審査会、2目認定調査等費でございますが、720万2,000円を計上いたしてございます。主なものは賃金でございます。認定調査のための臨時雇い賃金340万2,000円、それに12節役務費、審査会に必要な主事医意見書作成のため352万1,000円を計上してございます。

続きまして、2款保険給付費、1項介護サービス等諸費でございます。この2款が本会計の主な大きな支出項目になっております。保険給付費でございます。大きなもので説明申し上げます。1目居宅介護サービス給付費、在宅サービスというものでございます。4億3,028万4,000円を計上いたしてございます。

続きまして、次のページをお開きください。

同じような予算構成になっておりますが、3目地域密着型介護サービス給付費2,308万8,000円でございます。これは認知症対応型の共同生活介護に関するもので、グループホームに入所している方の給付でございます。

5目でございます。施設介護サービス給付費でございますが、4億5,546万円の計上をいたしております。特別養護老人ホーム、老人保健施設、介護療養型施設、主要3施設の給付に当たるものでございます。

7目、8目につきましては、福祉用具、住宅の改修へのサービスの給付でございます。

9目居宅介護サービス計画給付費、要介護認定の方のプランを立てるためのケアマネジャーさんに1件幾らで支払うお金でございます。4,648万8,000円の計上をいたしてございます。

続きまして、2項でございますが、2項につきましては1項と同じような流れになっておりまして、要支援1、要支援2の方へのサービスの給付におけるものでございます。

次のページをお願いいたします。

同じように予防給付と住宅の改修、福祉用具等の目がございます。7目につきましても、介護予防サービス計画給付とあって、ケアプランを立てますので、それに対する金額の計上でございます。

続きまして、4項1目でございますが、高額介護サービス費といたしまして1,880万円、5項の1目特定入所者介護サービス費に5,309万円の計上をいたしてございます。低所得者に対する要は食費、居住費、施設利用者の方の食費、居住費を抑えるために、ここで給付を主として行っております。

次のページをお願いいたします。

一番下になってしまいますが、下段でございます。4款1項介護予防事業費でございます。

1目につきましては、介護予防元気アップ高齢者施策事業といたしまして412万4,000円、主なものは219ページ説明欄に記載してございますが、委託料といたしまして健脚教室事業225万8,000円等々でございます。

次に、2目介護予防一般高齢者施策事業815万2,000円でございます。次のページ13節に委託料で計上してございます、介護予防生活管理指導員派遣事業委託料でございまして、ヘルパーさんの派遣でございます。また、高齢者サロン活動支援事業委託料160万円、居場所づくり等への助成として計上いたしてございます。

2項包括的支援事業・任意事業でございます。介護予防ケアマネジメント事業と包括的・継続的ケアマネジメント支援事業にそれぞれ予算を計上いたしました。ここの後者のほうでございますが、今年度、次ページ、223ページになりますが、賃金、臨時介護福祉士賃金211万1,000円を計上してございます。1名分の臨時雇いを上げまして、認知症地域推進員を設置いたしまして、認知症対策への事業を展開してまいりたいというふうに考えてございます。

続きまして、224ページ、225ページをお願いいたします。

8款1項1目予備費でございます。昨年と同様に100万円を計上させていただきました。

以上が歳出の主なものでございます。

次に、歳入のご説明を申し上げます。

戻りまして、206ページ、207ページをお開きください。

1款保険料、1項介護保険料、1目第1号被保険者保険料でございますが、2億1,180万円を見込みました。介護保険の事業計画の第6期に当たりまして、昨日、介護保険条例の一部改正を決議いただきましたですけれども、その金額で計上をしてございます。特別徴収保険料と普通徴収保険料になってございます。

4款でございます。国庫支出金、国庫負担金、介護給付費負担金でございます。1節現年度分として1億8,939万円を計上いたしました。

続きまして、国庫補助金でございますが、2項の国庫補助金でございます。調整交付金でございます、8,608万円を計上してございます。

次に、2目の地域支援事業交付金、3目の地域支援事業交付金の介護予防事業分と包括支援事業等分とそれぞれ2目ございますが、包括を中心にした事業への国からの補助金でございます。これは県費、県補助金基金からの交付金、それぞれの款で出てまいります。

続きまして、6款県支出金でございます。1項県負担金、1目介護給付負担金1億6,049

万3,000円でございます。考え方は4款の国庫支出金と同じでございます。

続きまして、次のページをお願いいたします。

9款、中段でございます、9款繰入金、1項一般会計繰入金でございます。1目介護給付費繰入金でございます。1億3,457万円を計上いたしました。給付費に対する一般会計からの法定繰り入れでございます。国県と同じように地域支援事業に関する繰り入れもお願いをいたすところでございます。

4目のその他一般会計繰入金でございますが、これにつきましては事務費の繰入金1,110万8,000円、新予防給付人件費繰入金602万円となっております。

歳入の最後となりますが、11款諸収入、次のページに移りまして210、211になりますが、3項5目の雑入でございます。90万4,000円でございますが、説明欄に記載のとおり包括等を中心にいたしまして各種事業をやっております。その利用者の方々から負担金としていただく金額を計上いたしてございます。

以上、歳入の主なものは以上でございます。

それでは、204ページ、5ページにお戻りいただきまして、一番下の段、歳出合計でございます。本年度予算額11億2,699万8,000円、前年度予算額10億5,556万5,000円、比較7,143万3,000円の増、本年度予算額の財源内訳でございますが、特定財源の国県支出金4億5,163万4,000円、その他3億550万5,000円、一般財源3億6,985万9,000円となっております。

以上で内容説明を終了させていただきます。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（稲葉勝男君） 内容説明を終わります。

これより質疑に入ります。

〔発言する人なし〕

○議長（稲葉勝男君） 質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（稲葉勝男君） 異議ないものと認めます。

よって、質疑を終わります。

本案を予算決算常任委員会に付託したいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（稲葉勝男君） 異議ないものと認めます。

よって、議第24号議案は予算決算常任委員会に付託することに決定しました。

ここで10時35分まで休憩といたしますが、副町長が国土交通省のほうへ出張のため、これをもって退席しますので、ご了解いただきたいと思います。

休憩 午前10時25分

再開 午前10時36分

○議長（稲葉勝男君） 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

◎議第25号の上程、説明、質疑、委員会付託

○議長（稲葉勝男君） 議第25号 平成27年度南伊豆町後期高齢者医療特別会計予算を議題とします。

内容説明を求めます。

健康福祉課長。

○健康福祉課長（黒田三千弥君） 続きまして、議第25号の後期高齢者医療特別会計予算につきまして内容の説明を申し上げます。

歳出からご説明申し上げます。恐れ入りますが、242、243ページをお開きください。

1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費でございます。119万2,000円を計上してございます。13節委託料システムの保守、14節の使用料及び賃借料、パソコンの賃借料でございます。

2項1目徴収費ですが、101万5,000円を計上してございます。主なものは13節委託料のバッチ処理委託料でございます。

2款1項1目後期高齢者医療広域連合納付金でございますが、1億557万円を計上いたしました。内訳といたしましては、保険料負担金が1億45万2,000円、事務費負担金が511万8,000円となっております。

3款諸支出金、1項償還金及び還付加算金、1目保険料還付金でございますが、23節の償還金利子割引料、保険料還付金を30万円計上いたしてございます。

続きまして、歳入のご説明を申し上げます。

戻りまして、238ページ、239ページをお願い申し上げます。

1款1項1目後期高齢者医療保険料でございますが、6,714万8,000円を計上いたしました。内訳は現年度分の保険料特別徴収、普通徴収、2節の滞納繰越分保険料となっております。

次に、4款繰入金、1項一般会計繰入金、1目事務費繰入金を731万1,000円、2目保険基金安定繰入金3,330万3,000円をそれぞれ計上いたしてあります。

主なものと6款諸収入、2項償還金及び還付加算金、1目保険料還付金でございます。30万円を計上してございます。

歳入の説明は以上となります。

それでは、戻りまして236ページ、237ページの歳出合計欄を、下段のところでございますがごらんください。本年度予算額1億807万9,000円、前年度予算額1億1,718万3,000円、比較910万4,000円の減でございます。本年度予算額の財源内訳でございますが、全て一般財源で1億807万9,000円でございます。

以上で内容説明を終わらせていただきます。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（稲葉勝男君） 内容説明を終わります。

これより質疑に入ります。

〔発言する人なし〕

○議長（稲葉勝男君） 質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（稲葉勝男君） 異議ないものと認めます。

よって、質疑を終わります。

本案を予算決算常任委員会に付託したいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（稲葉勝男君） 異議ないものと認めます。

よって、議第25号議案は予算決算常任委員会に付託することに決定しました。

◎議第26号の上程、説明、質疑、委員会付託

○議長（稲葉勝男君） 議第26号 平成27年度南伊豆町南上財産区特別会計予算を議題としま

す。

内容説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（小嶋孝志君） 議第26号の内容説明を申し上げます。

それでは、歳出から主なものについてご説明申し上げます。

258ページ、259ページをごらんください。

1 款 1 項 1 目 一般管理費19万6,000円を計上いたしました。1 節報酬9万3,000円を計上したものです。

歳入の主なものをご説明いたします。

256ページ、257ページをごらんください。

1 款 1 項 1 目 財産貸付収入12万9,000円を計上いたしました。1 節土地貸付収入12万9,000円は土地貸付料でございます。

続きまして、254ページ、255ページをごらんいただきたいと思います。

歳出の合計ですが、本年度予算額19万6,000円、前年度予算額19万2,000円、比較は4,000円の増でございます。本年度予算額の財源内訳でございますが、その他13万2,000円、一般財源6万4,000円です。

以上で内容説明を終わります。審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（稲葉勝男君） 内容説明を終わります。

これより質疑に入ります。

〔発言する人なし〕

○議長（稲葉勝男君） 質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（稲葉勝男君） 異議ないものと認めます。

よって、質疑を終わります。

本案を予算決算常任委員会に付託したいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（稲葉勝男君） 異議ないものと認めます。

よって、議第26号議案は予算決算常任委員会に付託することに決定しました。

◎議第27号の上程、説明、質疑、委員会付託

○議長（稲葉勝男君） 議第27号 平成27年度南伊豆町南崎財産区特別会計予算を議題とします。

内容説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（小嶋孝志君） 議第27号の内容説明を申し上げます。

272ページ、273ページをごらんください。

それでは歳出から主なものについてご説明いたします。

1款1項1目一般管理費44万1,000円を計上いたしました。25節積立金34万円は財政調整基金積立金であります。

続きまして、歳入の主なものについてご説明いたします。

270ページ、271ページをごらんいただきたいと思います。

3款1項1目財産貸付収入33万9,000円を計上いたしました。1節土地貸付収入33万9,000円は風力発電用地貸付料であります。

続きまして、268ページ、269ページをごらんいただきたいと思います。

歳出の合計でございますが、本年度予算額44万1,000円、前年度予算額45万2,000円、比較1万1,000円の減でございます。本年度予算額の財源内訳でございますが、その他34万円、一般財源10万1,000円であります。

以上で内容説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（稲葉勝男君） 内容説明を終わります。

これより質疑に入ります。

〔発言する人なし〕

○議長（稲葉勝男君） 質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（稲葉勝男君） 異議ないものと認めます。

よって、質疑を終わります。

本案を予算決算常任委員会に付託したいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（稲葉勝男君） 異議ないものと認めます。

よって、議第27号議案は予算決算常任委員会に付託することに決定しました。

◎議第28号の上程、説明、質疑、委員会付託

○議長（稲葉勝男君） 議第28号 平成27年度南伊豆町三坂財産区特別会計予算を議題とします。

内容説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（小嶋孝志君） 議第28号の内容説明を申し上げます。

それでは、歳出から主なものについて説明いたします。

286ページ、287ページをごらんいただきたいと思います。

1款1項1目一般管理費907万円を計上いたしました。25節積立金636万6,000円を計上したものでございます。

続きまして、歳入の主なものについてご説明いたします。

284ページ、285ページをごらんください。

1款1項財産貸付収入894万9,000円を計上いたしました。1節土地貸付収入894万9,000円は土地貸付料であります。

続きまして、282ページ、283ページをごらんいただきたいと思います。

歳出の合計でございますが、本年度予算額907万円、前年度予算額906万8,000円、比較は2,000円の増でございます。本年度の予算額の財源内訳でございますが、その他896万9,000円、一般財源10万1,000円です。

以上で内容説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（稲葉勝男君） 内容説明を終わります。

これより質疑に入ります。

〔発言する人なし〕

○議長（稲葉勝男君） 質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（稲葉勝男君） 異議ないものと認めます。

よって、質疑を終わります。

本案を予算決算常任委員会に付託したいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（稲葉勝男君） 異議ないものと認めます。

よって、議第28号議案は予算決算常任委員会に付託することに決定しました。

◎議第29号の上程、説明、質疑、委員会付託

○議長（稲葉勝男君） 議第29号 平成27年度南伊豆町土地取得特別会計予算を議題とします。

内容説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（小嶋孝志君） 議第29号の内容説明を申し上げます。

300ページ、301ページをごらんいただきたいと思います。

それでは、歳出から主なものについてご説明いたします。

2款1項1目土地開発基金繰出金60万1,000円を計上いたしました。28節繰出金60万1,000円は土地開発基金繰出金であります。

続きまして、298ページ、299ページをごらんいただきたいと思います。

歳入の主なものについてご説明いたします。

1款1項1目財産貸付収入60万円を計上いたしました。1節土地貸付収入60万円は石廊崎土地貸付料でございます。

続きまして、296ページ、297ページをごらんいただきたいと思います。

歳出の合計でございますが、本年度予算額60万1,000円、前年度予算額1,752万4,000円、比較は1,692万3,000円の減でございます。本年度予算額の財源内訳でございますが、その他60万1,000円でございます。

以上で内容説明を終わります。ご審議のほどよろしく願いいたします。

○議長（稲葉勝男君） 内容説明を終わります。

これより質疑に入ります。

[発言する人なし]

○議長（稲葉勝男君） 質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長（稲葉勝男君） 異議ないものと認めます。

よって、質疑を終わります。

本案を予算決算常任委員会に付託したいと思いますが、ご異議ありませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長（稲葉勝男君） 異議ないものと認めます。

よって、議第29号議案は予算決算常任委員会に付託することに決定しました。

◎議第30号の上程、説明、質疑、委員会付託

○議長（稲葉勝男君） 議第30号 平成27年度南伊豆町公共下水道事業特別会計予算を議題とします。

内容説明を求めます。

上下水道課長。

○上下水道課長（飯田満寿雄君） 議第30号の内容説明をさせていただきます。

予算書の303ページをごらんください。

平成27年度南伊豆町公共下水道事業特別会計予算につきましては、本議案にお示しのとおり、1条から4条までの定めに従い上程するものでございます。1条に係る歳入歳出予算の総額は4億5,892万5,000円としたいものでありまして、同予算の内容につきましてご説明させていただきます。

予算書の314ページ、315ページをごらんください。

歳出からお願いいたします。

1款水道事業費、1項1目公共下水道建設費では、本年度予算額を2億9,360万4,000円といたしました。前年度に比べまして1億403万9,000円の増額でございます。主なものとして、職員2名分の給料のほか、13節委託料の1,200万円でありまして、管渠工事に伴う廃管運搬処理委託料200万円、南伊豆クリーンセンターの一部耐震化並びに処理槽に係る

改築更新実施設計委託料500万円及び全体計画変更のための公共下水道事業全体計画策定業務委託料500万円でございます。このほか14節使用料及び賃借料では複写機、自動車、積算システムなどの賃借料で155万4,000円を計上し、15節工事請負費には下賀茂処理区管渠工事9,000万円、町単独下水道附帯工事200万円、管渠更生工事2,500万円、クリーンセンター改築工事1億円及び電気設備更新工事2,000万円を見込んでおります。また、22節補償、補填及び賠償金の2,780万円につきましては、これら管渠埋設工事に伴う移転補償費であります。次ページをごらんください。

2款1項業務費、1目総務管理費でございますが、予算額を1,242万2,000円といたしました。前年度に比べまして107万5,000円の減額でございます。このうち801事業、下水道総務事務では職員1名分の人件費を計上し、19節負担金、補助及び交付金では関係団体への負担金利子補給補助金のほか、窓口収納業務等の外部委託に伴う水道会計への負担金として561万6,000円を計上いたしました。802事業、下水道使用料賦課徴収事務では電算システム等における需用費、役務費のほか、システム賃借料等を見込み、27節公課費には消費税60万円を計上いたしました。803事業、下水道受益者負担金賦課徴収事務につきましては、前年度と同様に下水道受益者負担金システム賃借料26万2,000円を計上させていただきました。

次に、318ページをごらんください。

2款業務費、2項施設管理費、1目管渠費でございます。本年度予算額を1,631万1,000円といたしました。前年度に比べまして917万5,000円の減額でございます。804事業、下水道管渠維持管理事業の主なものは、11節需用費のマンホールポンプ電気代が168万5,000円、13節委託料の管渠内面調査・清掃委託料で630万円、15節工事請負費では下田土木事務所の河川工事に伴う補償工事としまして、マンホールポンプ移設工事に700万円、維持補修工事費として100万円を計上いたしました。

2項2目処理場ポンプ場費では、予算額を2,815万2,000円といたしました。前年度に比べまして287万4,000円の増額でございます。805事業、下水道施設管理事業の主なものは、11節需用費の光熱水費で738万円を予定し、施設修繕料を300万円といたしました。また13節委託料を1,683万6,000円とし、南伊豆クリーンセンター等に係る維持管理業務及びクリーンセンター汚泥運搬処理業務委託料が主なものでございます。

次に、3款1項公債費でございますが、1目元金につきましては、本年度予算額8,193万6,000円で、前年度に比べまして363万7,000円の増額でございます。主なものはクリーンセンター建設等に係る元金、償還元金でございます。2目利子では本年度予算額2,550万円で、

前年度に比べまして200万円の減額となります。

次ページをお願いいたします。

4款1項1目予備費でありまして、本年度予算額を100万円といたしました。

続きまして、歳入についてご説明させていただきます。

戻っていただきまして、312ページをごらんください。

まず、1款分担金及び負担金、1項1目負担金でございますが、本年度予算額を715万1,000円と見込み、前年度に比べまして88万8,000円の減額となっております。これは前年度と比較いたしまして、供用開始区間における負担金対象戸数が減少したことによるものであります。

2款使用料及び手数料、1項1目使用料では予算額を4,140万1,000円といたしました。前年度に比べまして180万円の増額でありまして、実績数値に基づいて下水道使用料を見込んだものでございます。2項1目手数料は科目存置でございます。

3款1項国庫補助金、1目下水道費国庫補助金につきましては1億2,850万円を見込み、前年度に比べまして6,200万円の増額となっております。全額社会資本整備総合交付金でありまして、対象事業の2分の1が手当されるものであります。

5款繰入金、1項1目一般会計繰入金につきましては1億6,085万円を見込み、前年度に比べまして721万2,000円の減額といたしました。建設費及び公債費等に係る繰入金でございます。

7款諸収入、2項1目雑入では702万2,000円を見込みました。主なものは、804事業の下水道管渠維持管理事業における県河川改修事業に係る補償金として、700万円を計上しております。

8款1項町債、1目下水道債につきましては1億1,400万円を予定し、前年度に比べまして5,060万円の増額となります。下水道債5,840万円及び過疎債5,560万円を計上させていただきました。

310ページをごらんください。

本年度予算額の歳出合計は4億5,892万5,000円でありまして、前年度予算額に対し9,830万円の増額となりました。歳出合計金額の財源内訳といたしましては、国庫支出金で1億2,850万円、地方債1億1,400万円のほか、その他特定財源9,858万7,000円及び一般財源の1億1,783万8,000円を予定しているところであります。

以上で内容説明は終了させていただきます。ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

○議長（稲葉勝男君） 内容説明を終わります。

これより質疑に入ります。

〔発言する人なし〕

○議長（稲葉勝男君） 質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（稲葉勝男君） 異議ないものと認めます。

よって、質疑を終わります。

本案を予算決算常任委員会に付託したいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（稲葉勝男君） 異議ないものと認めます。

よって、議第30号議案は予算決算常任委員会に付託することに決定しました。

◎議第31号の上程、説明、質疑、委員会付託

○議長（稲葉勝男君） 議第31号 平成27年度南伊豆町子浦漁業集落排水事業特別会計予算を議題とします。

内容説明を求めます。

上下水道課長。

○上下水道課長（飯田満寿雄君） 議第31号のご説明をさせていただきます。

340ページをごらんください。

歳出からご説明させていただきます。

1 款総務費、1 項 1 目総務管理費は505万5,000円で、前年度に比ばまして6,000円の減額でございます。主なものは、11節需用費の施設修繕費で50万円のほか、13節委託料でありまして、指定管理に伴う施設管理委託料の447万円でございます。

2 款 1 項公債費は818万1,000円でありまして、前年度と同額でございます。1 目元金では572万2,000円で、町債に係る元金償還金でございます。また、2 目利子は245万9,000円でありまして、町債利子分でございます。

3 款 1 項 1 目子浦漁業集落環境整備事業費は1,620万円でありまして、供用開始後19年を

経過し、機能の低下した施設の機能向上を図るための改築実施設計業務委託であります。

次に、歳入についてご説明させていただきます。

戻っていただきまして、338ページをお願いいたします。

1 款分担金及び負担金、1 項 1 目漁業集落排水事業費分担金では160万円を予定し、前年度に比べまして130万円増額といたしました。施設補修のための受益者負担金25万円と、集落環境整備事業に係る負担金として135万円を見込んでおります。

2 款使用料及び手数料、1 項 1 目漁業集落排水施設使用料では447万円で、前年度に比べまして6,000円の減額を見込んでおります。

3 款繰入金、1 項 1 目一般会計繰入金につきましては971万7,000円で、前年度に比べまして125万円の増額であります。集落環境整備事業に係る町負担金分であります。

4 款諸収入、1 項 1 目雑入は当該施設の火災保険料に係る使用者負担金でありまして、前年度同額の4万9,000円を計上いたしました。

5 款国庫支出金、1 項 1 目農林水産業費国庫補助金につきましては、集落環境整備事業に係る補助金として750万円を見込みました。

6 款県支出金、1 項 1 目農林水産業費県補助金につきましては、集落環境整備事業に係る補助金として300万円を見込みました。

8 款町債、1 項 1 目下水道債につきましては、漁業集落環境整備のための下水道債160万円、過疎債150万円を見込んでおります。

戻っていただきまして、336ページをごらんください。

本年度予算額の歳出合計では2,943万6,000円となりまして、前年度に比べまして1,619万4,000円の増額でいたしました。この財源には特定財源のうち、その他として使用料収入等611万9,000円のほか、一般財源繰入金971万7,000円、国県補助金1,050万円、企業債310万円を見込んでおります。

なお、歳入における施設使用料並びに支出の指定管理料につきましては、前年度実績等から推移したものを計上しておりますので、ご理解を賜りますようお願いいたします。

以上で内容説明を終了させていただきます。ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

○議長（稲葉勝男君） 内容説明を終わります。

これより質疑に入ります。

〔発言する人なし〕

○議長（稲葉勝男君） 質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議あ

りませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（稲葉勝男君） 異議ないものと認めます。

よって、質疑を終わります。

本案を予算決算常任委員会に付託したいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（稲葉勝男君） 異議ないものと認めます。

よって、議第31号議案は予算決算常任委員会に付託することに決定しました。

◎議第32号の上程、説明、質疑、委員会付託

○議長（稲葉勝男君） 議第32号 平成27年度南伊豆町中木漁業集落排水事業特別会計予算を議題とします。

内容説明を求めます。

上下水道課長。

○上下水道課長（飯田満寿雄君） 議第32号の内容についてご説明させていただきます。

352ページをごらんください。

歳出からご説明させていただきます。

1 款総務費、1 項 1 目総務管理費は475万9,000円で、前年度に比べまして64万8,000円の減額でございます。主なものは、11節需用費の施設修繕費で50万円のほか、13節委託料でありまして、指定管理に伴う施設管理委託料の421万2,000円であります。

次に、公債費は359万7,000円で前年度同額を見込んでおります。1 項 1 目元金では277万3,000円で、町債に係る元金償還金であります。また1 項 2 目利子は82万4,000円でありまして町債利子分であります。

次に、歳入についてご説明させていただきます。

350ページをごらんください。

1 款分担金及び負担金、1 項 1 目漁業集落排水事業費分担金では25万円を予定し、前年度同額を見込みました。

2 款使用料及び手数料、1 項 1 目漁業集落排水施設使用料では421万2,000円で、前年度に

比べまして64万8,000円の減額であります。

3款繰入金、1項1目一般会計繰入金につきましては384万8,000円で、前年度同額を見込んでおります。

また、5款諸収入、1項1目雑入では当該施設の火災保険料に係る使用者負担金でありまして、前年度同額の4万6,000円を計上いたしました。

戻っていただきまして、348ページをごらんください。

本年度予算額の歳出合計額では835万6,000円となりまして、前年度に比べまして64万8,000円の減額といたしました。この財源には特定財源のうち、その他として使用料収入450万8,000円のほか、一般財源繰入金384万8,000円を見込んでおります。

内容説明を終了させていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（稲葉勝男君） 内容説明を終わります。

これより質疑に入ります。

〔発言する人なし〕

○議長（稲葉勝男君） 質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（稲葉勝男君） 異議ないものと認めます。

よって、質疑を終わります。

本案を予算決算常任委員会に付託したいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（稲葉勝男君） 異議ないものと認めます。

よって、議第32号議案は予算決算常任委員会に付託することに決定しました。

◎議第33号の上程、説明、質疑、委員会付託

○議長（稲葉勝男君） 議第33号 平成27年度南伊豆町妻良漁業集落排水事業特別会計予算を議題とします。

内容説明を求めます。

上下水道課長。

○上下水道課長（飯田満寿雄君） 議第33号の内容についてご説明をさせていただきます。

364ページをごらんください。

歳出からご説明させていただきます。

1 款総務費、1 項 1 目総務管理費は415万1,000円で、前年度に比べまして55万2,000円の減額であります。主なものは、11節需用費の施設修繕費50万円のほか、13節委託料でありまして、指定管理に伴う施設管理委託料の357万6,000円であります。

次に、公債費は1,457万8,000円で、前年度に比べまして1,000円の増額であります。1 項 1 目元金では1,209万円で、町債に係る元金償還金であります。また1 項 2 目利子は248万8,000円で町債利子分であります。

次に、歳入についてご説明させていただきます。

362ページをごらんください。

1 款分担金及び負担金、1 項 1 目漁業集落排水事業費分担金では25万円を予定し、前年度同額を見込みました。

2 款使用料及び手数料、1 項 1 目漁業集落排水施設使用料では357万6,000円で、前年度に比べまして55万2,000円の減額を見込んでおります。

3 款繰入金、1 項 1 目一般会計繰入金につきましては1,482万5,000円で、前年度に比べまして1,000円の増額であります。また5 款諸収入、1 項 1 目雑入は当該火災保険料に係る使用者負担金でありまして、前年度同額の7万8,000円を計上いたしました。

戻っていただきまして、360ページをごらんください。

本年度予算額の歳出合計額では1,872万9,000円となりまして、前年度に比べまして55万1,000円の減額といたしました。この財源には、特定財源のうちその他として、使用料収入390万4,000円のほか、一般財源繰入金1,482万5,000円を見込んでおります。

以上で内容説明を終了させていただきます。ご審議のほどよろしくお願いたします。

○議長（稲葉勝男君） 内容説明を終わります。

これより質疑に入ります。

[発言する人なし]

○議長（稲葉勝男君） 質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長（稲葉勝男君） 異議ないものと認めます。

よって、質疑を終わります。

本案を予算決算常任委員会に付託したいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（稲葉勝男君） 異議ないものと認めます。

よって、議第33号議案は予算決算常任委員会に付託することに決定しました。

◎議第34号の上程、説明、質疑、委員会付託

○議長（稲葉勝男君） 議第34号 平成27年度南伊豆町水道事業会計予算を議題とします。

内容説明を求めます。

上下水道課長。

○上下水道課長（飯田満寿雄君） 議第34号の水道事業会計予算に係る説明をさせていただきます。

予算書の1ページをごらんください。

平成27年度南伊豆町水道事業会計予算につきましては、本議案にお示しのとおり1条から9条の定めに従い上程するものであります。

予算書31ページをお願いいたします。

予算書3条に定める収益的収入及び支出のうち、収入から順次ご説明させていただきます。

1款水道事業収益予定額は3億3,063万9,000円で、前年度と比較して648万6,000円の増額といたしました。収入の大部分を占めます給水収益につきましては、25年度から実施いたしました料金改定に伴い2億3,328万5,000円を見込み、前年度と比較しまして132万3,000円の減額といたしました。給水収益の内訳では、上水道料金で1億7,696万1,000円、簡易水道等料金で5,632万4,000円を見込んでいます。

また、2項受託工事収益では539万8,000円で、前年度と比較して2,000円の減額といたしました。主なものは新設給水工事収益で519万8,000円を予定しております。

3目その他営業収益では859万4,000円を予定し、主なものは給水負担金300万円のほか、上下水道料金事務等の外部委託に伴う公共下水道特別会計からの負担金として、企業会計事務委託料540万円を計上いたしました。

2項営業外収益では、1目受取利息及び配当金として預金利子を前年度と同額の7,000円

を見込み、2目雑収益としまして29万6,000円を計上いたしました。3節その他雑収益は、認定こども園の職員等駐車場協力金であります。

4目消費税還付金としまして、534万9,000円を計上いたしました。

5目他会計補助金は4,272万5,000円で、前年度と比較して29万1,000円の増額となり、全て一般会計からの基準内及び基準外繰入金であります。

また、6目長期前受金戻入につきましては、国県補助金及び受贈財産評価額、その他長期前受金を収益化するものでありまして、3,498万5,000円を計上いたしました。

次に、32ページをごらんください。

収益的支出についてご説明させていただきます。

1款水道事業費用予定額は3億2,285万4,000円で、前年度と比較して1,235万円の増額といたしました。内訳は1項営業費用で、1目原水浄水送水配水給水費が4,238万8,000円で、前年度と比較しまして381万6,000円の増額であります。これらの費用は上水道施設の維持管理費でありまして、機械設備等に係る点検委託料646万7,000円、施設修繕費で1,047万9,000円のほか動力費で2,177万3,000円、19節会費負担金では青野大師ダム維持管理負担金を181万5,000円、37節貸倒引当金繰入額33万1,000円を計上いたしました。

2目受託工事は539万8,000円で、前年度と比較して2,000円の減額といたしました。主なものは新設給水工事請負費519万8,000円であります。

3目総係費では8,273万4,000円を見込み、前年度と比べまして769万2,000円の増額といたしました。これらは事務的経費に要する職員3名分の給与費のほかに、町が管理いたします水道施設全般に係る維持管理委託料として4,121万円を計上し、石井浄水場を含む上水道14施設のほか簡易水道31施設の残塩検査、薬品補給及び調達、全施設の巡回及び保守点検、環境美化などの業務を委託するものであります。また、水道料金等管理業務委託料として2,180万円計上し、窓口業務、検針業務、料金算定収納業務、開栓閉栓業務のほか滞納整理事務やメーター管理業務を一括委託する経費でございます。

次に、33ページをごらんください。

4目簡易水道等費では、12節委託料で936万5,000円を見込みました。主なものは法定水質検査に係る業務委託料であります。

34ページをごらんください。

14節修繕費では453万8,000円を見込み、主なものはメーターの一斉取りかえ経費で420万円であります。また15節動力費は全て電気料でありまして、777万6,000円を予定しております。

す。

5目減価償却費は1億3,500万6,000円でありまして、前年度と比較して325万6,000円の減額であります。これは主に無形固定資産であります水道台帳管理システムの償却が終了したことによるものであります。

6目資産減耗費は205万5,000円で、前年度と同額を予定しております。

また、7目その他営業費用ではメーター機等の売却原価で、14万3,000円を計上いたしました。

次に、2項営業外費用であります。1目支払利息及び企業債取扱諸費は当年度予定額2,297万4,000円で、122万8,000円の減額であります。

2目雑支出は753万6,000円で、前年度と比較しまして748万6,000円の増額でありまして、支払い消費税に要する費用を見込みました。

3項予備費100万円は前年度と同額を見込みました。

次に、35ページをごらんください。

予算書第4条に係る資本的収入及び支出のうち、収入から順次ご説明させていただきます。

1款資本的収入の当年度予定額では1億6,373万7,000円を見込み、前年度と比べまして1,970万2,000円の増額といたしました。

1項他会計繰入金、1目一般会計繰入金につきましては1,638万7,000円で、簡易水道建設改良費に係る起債償還元金の2分の1相当額及び天神原専用水道施設改良費の補助分を見込んでおります。

2項1目国庫補助金は4,275万円で、前年度と比較しまして575万円の増額でありまして、簡易水道等施設整備事業に係る国庫及び県費補助金であります。

3項1目企業債では6,160万円を見込み、前年度と比較しまして1,200万円の増額といたしました。これは簡易水道等施設整備事業に要する企業債でありまして、財政融資、金融機構資金ともに3,080万円を予定しております。

5項1目建設改良工事負担金は4,300万円を見込み、前年度と比較しまして1,044万円の減額であります。簡易水道等施設整備事業に伴う消火栓増径負担金1,420万円のほか、下水道整備に伴う工事負担金2,780万円、その他工事負担金として100万円を見込んでおります。

次に、36ページをごらんください。

支出についてご説明させていただきます。

1款資本的支出の当年度予定額は3億4,810万1,000円で、前年度と比較して8,287万円の

増額といたしました。内訳では1項建設改良費、1目水道施設改良費で2億7,942万8,000円を予定し、前年度と比べまして7,961万7,000円の増額となっております。主なものは、職員1名分の給与費等のほか工事請負費2億930万円でありまして、南上、毛倉野簡易水道施設整備工事に1億2,880万円、天神原専用水道配水管布設替工事に1,000万円、下水道工事に伴う配水管布設替等関連工事費として5,120万円、一条高区さく井工事920万円、その他構築物工事で300万円、手石減圧弁取替工事610万円のほか、機械及び装置等の取りかえ工事に100万円を計上いたしました。

2項1目企業債償還金は5,867万3,000円でありまして、前年度と比較しまして352万3,000円の増額となっております。

3項1目予備費は1,000万円を計上いたしました。これは施設の老朽化による突発的な事故、故障等に対応するため増額させていただくものであります。

なお、資本的収入が資本的支出額に対して不足する額1億8,436万4,000円につきましては、過年度損益勘定留保資金1億7,101万5,000円のほか、当年度消費税及び地方消費税資本的収支調整額の1,334万9,000円で補填するものであります。

このほか、予算書の4ページから30ページまで予算に関する説明附属資料でありまして、会計基準の見直しに伴い追加された財務諸表もありますので、あわせて後ほどご確認いただければと思います。

以上で内容説明を終了させていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（稲葉勝男君） 内容説明を終わります。

これより質疑に入ります。

〔発言する人なし〕

○議長（稲葉勝男君） 質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（稲葉勝男君） 異議ないものと認めます。

よって、質疑を終わります。

本案を予算決算常任委員会に付託したいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（稲葉勝男君） 異議ないものと認めます。

よって、議第34号議案は予算決算常任委員会に付託することに決定しました。

◎散会宣告

○議長（稲葉勝男君） 本日の議事が全て終わりましたので、会議を閉じます。

本日はこれをもって散会いたします。

ご苦労さまでした。

散会 午前11時31分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

平成 年 月 日

議 長 稲 葉 勝 男

署 名 議 員 横 嶋 隆 二

署 名 議 員 加 畑 毅

平成 27 年 3 月定例町議会

(第 4 日 3 月 13 日)

平成27年3月南伊豆町議会定例会

議事日程(第4号)

平成27年3月13日(金)午前9時30分開議

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 議第 7号 南伊豆町立認定こども園条例の全部を改正する条例制定について
- 日程第 3 議第 8号 南伊豆町放課後児童クラブ条例制定について
- 日程第 4 議第 9号 南伊豆町いじめ問題対策連絡協議会等条例制定について
- 日程第 5 議第10号 南伊豆町環境基本条例制定について
- 日程第 6 議第22号 平成27年度南伊豆町一般会計予算
- 日程第 7 議第23号 平成27年度南伊豆町国民健康保険特別会計予算
- 日程第 8 議第24号 平成27年度南伊豆町介護保険特別会計予算
- 日程第 9 議第25号 平成27年度南伊豆町後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第10 議第26号 平成27年度南伊豆町南上財産区特別会計予算
- 日程第11 議第27号 平成27年度南伊豆町南崎財産区特別会計予算
- 日程第12 議第28号 平成27年度南伊豆町三坂財産区特別会計予算
- 日程第13 議第29号 平成27年度南伊豆町土地取得特別会計予算
- 日程第14 議第30号 平成27年度南伊豆町公共下水道事業特別会計予算
- 日程第15 議第31号 平成27年度南伊豆町子浦漁業集落排水事業特別会計予算
- 日程第16 議第32号 平成27年度南伊豆町中木漁業集落排水事業特別会計予算
- 日程第17 議第33号 平成27年度南伊豆町妻良漁業集落排水事業特別会計予算
- 日程第18 議第34号 平成27年度南伊豆町水道事業会計予算
- 日程第19 発議第1号 南伊豆町議会委員会条例の一部を改正する条例制定について
- 日程第20 発議第2号 奨学金制度の充実を求める意見書について
- 日程第21 各委員会の閉会中の継続調査申出書

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（９名）

| | | | |
|-----|-----------|----|-----------|
| 1番 | 加 畑 毅 君 | 2番 | 宮 田 和 彦 君 |
| 3番 | 吉 川 映 治 君 | 4番 | 谷 正 君 |
| 5番 | 長 田 美喜彦 君 | 6番 | 稲 葉 勝 男 君 |
| 7番 | 清 水 清 一 君 | 9番 | 齋 藤 要 君 |
| 11番 | 横 嶋 隆 二 君 | | |

欠席議員（１名）

| | |
|-----|-----------|
| 10番 | 渡 邊 嘉 郎 君 |
|-----|-----------|

地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

| | | | |
|-------------|-------------|-------------|-------------|
| 町 長 | 梅 本 和 熙 君 | 副 町 長 | 松 本 恒 明 君 |
| 教 育 長 | 小 澤 義 一 君 | 会 計 管 理 者 | 鈴 木 豊 美 君 |
| 総 務 課 長 | 小 嶋 孝 志 君 | 企 画 調 整 課 長 | 谷 半 時 君 |
| 防 災 室 長 | 渡 辺 雅 之 君 | 健 康 福 祉 課 長 | 黒 田 三 千 弥 君 |
| 上 下 水 道 課 長 | 飯 田 満 寿 雄 君 | 産 業 観 光 課 長 | 齋 藤 重 広 君 |
| 建 設 課 長 | 鈴 木 重 光 君 | 教 委 事 務 局 長 | 勝 田 英 夫 君 |
| 町 民 課 長 | 橋 本 元 治 君 | 総 務 係 長 | 平 山 貴 広 君 |

職務のため出席した者の職氏名

| | | | |
|--------|---------|-----|---------|
| 議会事務局長 | 大 年 美 文 | 主 幹 | 渡 辺 信 枝 |
|--------|---------|-----|---------|

開議 午前 9時30分

◎開議宣告

○議長（稲葉勝男君） 改めまして、おはようございます。

ただいまの出席議員は9名です。定足数に達しております。

これより、平成27年3月南伊豆町議会定例会本会議第4日の会議を開きます。

◎議事日程説明

○議長（稲葉勝男君） 本日の議事日程は、印刷配付したとおりでございます。

◎会議録署名議員の指名

○議長（稲葉勝男君） 日程第1、会議録署名議員の指名を議題とします。

南伊豆町議会会議規則の定めるところにより、議長が指名します。

1 1 番議員 横 嶋 隆 二 君

1 番議員 加 畑 毅 君

◎議第7号の上程、委員会報告、質疑、討論、採決

○議長（稲葉勝男君） 議第7号 南伊豆町立認定こども園条例の全部を改正する条例制定についてを議題とします。

委員会報告を求めます。

第1 常任委員会委員長。

〔第1 常任委員長 谷 正君登壇〕

○第1 常任委員長（谷 正君） 本議会で第1 常任委員会に付託されました議第7号から10

号までの4議案を順に委員会報告をしますが、まず初めに、議第7号 南伊豆町立認定こども園条例の全部を改正する条例制定についてを、委員会報告をします。

朗読等をもって委員長報告とします。

平成27年3月13日、南伊豆町議会議長、稲葉勝男様。

第1 常任委員会委員長、谷 正。

委員会審査報告書。

議第7号 南伊豆町立認定こども園条例の全部を改正する条例制定について。

本委員会に付託された議第7号 南伊豆町立認定こども園条例の全部を改正する条例制定については、審査の結果、原案のとおり可決すべきものと決定したので、会議規則第77条の規定により報告します。

1 枚めくってください。

開催月日及び会場、平成27年3月2日、南伊豆町役場3階議場。

会議時間、開会午前9時30分、閉会午前10時30分。

委員会の出席状況、委員長以下、記載のとおりです。総員6名です。委員外議員につきましても記載のとおりです。

事務局、事務局長以下、記載のとおりです。

説明のため出席した町当局の職員、町長以下、記載のとおりです。

議事件目、付託件目、議第7号 南伊豆町立認定こども園条例の全部を改正する条例制定について。

委員会決定、原案のとおり可決することに決定。

審議中にあった質疑または意見要望事項、これにつきましては、質疑を問い、それから答弁を答えという形で報告いたします。

まず問いとして、教育職職員がふえている。保育職職員が教育職職員とのことであるが、保育士の給与に変更が出てくるのか。一般職から教育職に変わって不利益はあるのか。

答 給与の変更はない。

不利益はない。

問 職員の配置の現状と基準に関して、3歳児未満、その上、充足数と基準は。

答 配置人数は基準として、ゼロ歳児は3対1、1から2歳児は6対1、3歳児は20対1、4歳児から5歳児は30対1である。基本的には保育所の基準であり、最低基準を満たして実施している。

問 現行もそのような基準であるのか。上回ってれば具体的に。

答 現行をベースに加配が必要な場合は加配を。基準を上回っている。

南崎の27年度申し込みに基づいた積算ではあるが、ゼロ歳児1人に対して1人、1歳児4人に対して1人、2歳児7人に対して2人、3歳児7人に対して1人、4歳児13人に対して1人、5歳児7人に対して1人で、プラス所長である。

南伊豆はゼロ歳児8人に対し4人、1歳児22人に対して4人、2歳児23人に対して5人、3歳児58人に対して5人、4歳児52人に対して3人、5歳児48人に対して3人で、プラス主任、所長となる。今後は保育教諭となる。

問 3歳児58人に対して5人になっていて、国の基準を上回っているが、現状では厳しい状況もあると思うが、町の基準はあるのか。法律上の基準は。

基準を下回らない取り組みは。

答 加配の状況等により変わってくる。加配の必要児童数により教育職職員数も変わる。平成26年度は幼稚園と保育所に分かれていたが、平成27年度は認定こども園となるので、若干の減数は出てくるが加配の必要により増減が出てくる。基本的には同じくらいで推移していくと考えている。

以上です。

○議長（稲葉勝男君） 委員会報告を終わります。

委員会報告に対する質疑を行います。

〔発言する人なし〕

○議長（稲葉勝男君） 質疑もありませんので、質疑を終わります。

これより討論に入ります。

まず、委員会報告に反対者の発言を許可します。

〔発言する人なし〕

○議長（稲葉勝男君） 次に、委員会報告に賛成者の発言を許可します。

〔発言する人なし〕

○議長（稲葉勝男君） 討論する者もありませんので、討論を終わります。

採決します。

議第7号 南伊豆町立認定こども園条例の全部を改正する条例制定については、委員長報告のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（稲葉勝男君） 全員賛成です。

よって、議第7号議案は委員長報告のとおり可決することに決定されました。

◎議第8号の上程、委員会報告、質疑、討論、採決

○議長（稲葉勝男君） 議第8号 南伊豆町放課後児童クラブ条例制定についてを議題とします。

委員会報告を求めます。

第1常任委員会委員長。

〔第1常任委員長 谷 正君登壇〕

○第1常任委員長（谷 正君） 引き続き、議第8号 南伊豆町放課後児童クラブ条例制定についての委員会報告をいたします。

先ほどと同様に、朗読等をもって報告いたします。

平成27年3月13日、南伊豆町議会議長、稲葉勝男様。

第1常任委員会委員長、谷 正。

委員会審査報告書。

議第8号 南伊豆町放課後児童クラブ条例制定について。

本委員会に付託された議第8号 南伊豆町放課後児童クラブ条例制定については、審査の結果、原案のとおり可決すべきものと決定したので、会議規則第77条の規定により報告します。

1枚めくってください。

開催月日及び会場、平成27年3月2日、南伊豆町役場3階議場。

会議時間、開会午前9時30分、閉会午前10時30分。

委員会の出席状況、委員長以下、記載のとおりです。委員総員6名です。委員外議員の出席も記載のとおりです。

事務局、事務局長以下、記載のとおりです。

説明のため出席した町当局の職員、町長以下、記載のとおりです。

議事件目、付託件目、議第8号 南伊豆町放課後児童クラブ条例制定について。

委員会決定、原案のとおり可決することに決定。

審議中にあった質疑または意見要望等、これにつきましても、議第7号と同様の形で報告いたします。

問 放課後児童クラブは南中小学校での実施で、東小学校、南上小学校の児童は車で移動しなければならない。今までの対策は。

これからそれらの問題はどのように対応するのか。

答 南中小学校1カ所で実施している。

事業開始当初から移動の問題は指摘されていた。移動の問題は、委託先で保護者と整理して、もしくは保護者が南中小学校まで連れてきていた。委託先と車両リース等を含めて検討していく。

問 条文6条(3)長期にわたり疾病等の状態にあり、または同居の親族を常時介護していることとあるが、この場合の対応は。

答 申請時にどちらに該当するか申し出を求める。

詳しい追跡調査は行っていない。

問 現状の放課後児童クラブを含め、有資格者の状態は。

答 「南伊豆町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例」で、基準についても明記しており、第10条で、事業者は事業所ごとに支援員を置くことになっている。支援員の数は、支援の単位ごとに2人以上、ただし、その1人を除き補助員に変えることができる。

支援員は静岡県知事が行う研修を終了した者、保育士の資格を有する者や社会福祉士の資格を有する者等9号までうたっている。

放課後児童クラブは事業委託しているのでチェックをして対応している。

以上です。

○議長（稲葉勝男君） 委員会報告を終わります。

委員会報告に対する質疑を行います。

[発言する人なし]

○議長（稲葉勝男君） 質疑もありませんので、質疑を終わります。

これより討論に入ります。

まず、委員会報告に反対者の発言を許可します。

[発言する人なし]

○議長（稲葉勝男君） 次に、委員会報告に賛成者の発言を許可します。

[発言する人なし]

○議長（稲葉勝男君） 討論する者もありませんので、討論を終わります。

採決します。

議第8号 南伊豆町放課後児童クラブ条例制定については、委員長報告のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○議長（稲葉勝男君） 全員賛成です。

よって、議第8号議案は委員長報告のとおり可決することに決定されました。

◎議第9号の上程、委員会報告、質疑、討論、採決

○議長（稲葉勝男君） 議第9号 南伊豆町いじめ問題対策連絡協議会等条例制定についてを議題とします。

委員会報告を求めます。

第1常任委員会委員長。

[第1常任委員長 谷 正君登壇]

○第1常任委員長（谷 正君） 引き続き、議第9号 南伊豆町いじめ問題対策連絡協議会等条例制定についての委員会報告を行います。

平成27年3月13日、南伊豆町議会議長、稲葉勝男様。

第1常任委員会委員長、谷 正。

委員会審査報告書。

議第9号 南伊豆町いじめ問題対策連絡協議会等条例制定について。

本委員会に付託された議第9号 南伊豆町いじめ問題対策連絡協議会等条例制定については、審査の結果、原案のとおり可決すべきものと決定したので、会議規則第77条の規定により報告します。

同様に、1枚めくってください。

開催月日及び会場、平成27年3月2日、南伊豆町役場3階議場。

会議時間、開会午前9時30分、閉会午前10時30分。

委員会の出席状況、委員長以下、記載のとおりです。委員総員6名です。委員外議員の出

席、記載のとおりです。

事務局、事務局長以下、記載のとおりです。

説明のため出席した町当局の職員、町長以下、記載のとおりです。

議事件目、付託件目、議第9号 南伊豆町いじめ問題対策連絡協議会等条例制定について。
委員会決定、原案のとおり可決することに決定。

審議中にあった質疑または意見要望事項、これも前号と同様に委員会の報告を行います。

問 いじめ問題対策連絡協議会を組織するタイミングと問題解決、いじめに対する情報が学校とか保護者から直接寄せられたとき、どのようにいじめ問題対策連絡協議会にかけ、どのように対応し解決していくのか。

重要度の認識の問題はどのように考えるのか。保護者にとって重度軽度は関係なく、切実な問題である。

保護者の立場に立って、教育委員会がいじめ問題対策連絡協議会を開催する必要がある。

答 学校で把握しているものは学校の会議を経て教育委員会に。

教育委員会に寄せられたものには、学校に速やかに調査依頼をし、その後、教育委員会に来る。

定期的にいじめ問題対策連絡協議会を開催するが、突発的な件については内容によって専門調査が必要であればその都度専門委員会を開催し対応する。

問 条例制定の動機は、「いじめ防止対策法」であるが、殊（いじめ）が起こってからのことである。学校教育でいじめを起ささない取り組みをやっていると思うが、全国の教訓をどのような観点でやっているのか。

答 最近のいじめの形態として、川崎市もそうであったが、SNS（ライン、ツイッター等）も原因となっている。昨年度で携帯電話の所有は中学生で8割、小学生で1割の所有と報告を受けている。学校では携帯安全教室の開催、その場で携帯電話の使用法、小学生では高学年、6年生には中学の入学説明会と2回、中学生には全生徒を対象に開催している。

携帯電話がいじめの原因とは限らないが、定期的を開催し、本年度も計画している。

問 最近の時勢に応じてSNS等への対応が重要であり必要である。

スポット的対応といじめ予防教育が進み、実践も始まっているのは承知なのか。

答 いじめは絶対許さないと基本的な考えに基づき、校内研修、静岡県教育委員会もリーフレット係を派遣する等、さまざまな研修をする場を設けている。

いじめを早期に発見し、関係機関と連携して対応していく。

大切なのは未然防止である。どうすればいじめを起こさないか。一丸となって起こさない配慮をしている。

大事なものは人権教育であり、合わせて道徳教育等もろもろあるが、未然防止に取り組んでいる。

問 早期発見での未然防止、いじめ予防教育ということで、学校教育機関、研究機関で実践が始まっている。道徳教育、人権教育のスポットではなく、プログラムを積み重ねることでいじめを起こさない研究が進んでいる。

いじめ問題対策連絡協議会をつくるのが大事であるが、教育プログラム、カリキュラムを低学年の教育から中学まで積み上げ、いじめをなくしていく研究、実践が進んでいるので今後調査し取り入れ対応をしてほしい。

答 継続的にいじめ根絶に向けて勉強していく。合わせて人権教育については、カリキュラムに近いが小学校1年生から中学までより一層進める。

以上です。

○議長（稲葉勝男君） 委員会報告を終わります。

委員会報告に対する質疑を行います。

〔発言する人なし〕

○議長（稲葉勝男君） 質疑もありませんので、質疑を終わります。

これより討論に入ります。

まず、委員会報告に反対者の発言を許可します。

〔発言する人なし〕

○議長（稲葉勝男君） 次に、委員会報告に賛成者の発言を許可します。

〔発言する人なし〕

○議長（稲葉勝男君） 討論する者もありませんので、討論を終わります。

採決します。

議第9号 南伊豆町いじめ問題対策連絡協議会等条例制定については、委員長報告のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（稲葉勝男君） 全員賛成です。

よって、議第9号議案は委員長報告のとおり可決することに決定されました。

◎議第10号の上程、委員会報告、質疑、討論、採決

○議長（稲葉勝男君） 議第10号 南伊豆町環境基本条例制定についてを議題とします。

委員会報告を求めます。

第1常任委員会委員長。

〔第1常任委員長 谷 正君登壇〕

○第1常任委員長（谷 正君） 議第10号 南伊豆町環境基本条例制定についての委員会報告をいたします。

同様に、朗読等をもって報告いたします。

平成27年3月13日、南伊豆町議会議長、稲葉勝男様。

第1常任委員会委員長、谷 正。

委員会審査報告書。

議第10号 南伊豆町環境基本条例制定について。

本委員会に付託された議第10号 南伊豆町環境基本条例制定については、審査の結果、原案のとおり可決すべきものと決定したので、会議規則第77条の規定により報告します。

同様に、1枚めくってください。

開催月日及び会場、平成27年3月2日、南伊豆町役場3階議場。

会議時間、開会午前9時30分、閉会午前10時30分。

委員会の出席状況、委員長以下、記載のとおりです。委員総員6名です。委員外議員の出席は記載のとおりです。

事務局、事務局長以下、記載のとおりです。

説明のため出席した町当局の職員、町長以下、記載のとおりです。

議事件目、付託件目、議第10号 南伊豆町環境基本条例制定について。

委員会決定、原案のとおり可決することに決定。

審議中にあった質疑、意見要望事項、これも前号と同様の報告をいたします。

問 南伊豆町として具体的なものは何があるのか。どのようなものを考えているのか。環境審議会を新たに設置するとなっているが、メンバー、人数はどのように考えているのか。

答 環境条例等は、国は法制化、静岡県は条例制定されている。それらとの整合性をとる必要がある。

条例第7条で環境基本計画を定めることとなっている。それぞれの施策については、環境基本計画をもとに平成27年度に策定する。環境基本計画の内容、ある程度の年数経過での自身のチェックが必要である。

何人とは考えていないが有識者を含め専門的な方々を入れた対応をしたい。

問 条文11条2項に資源の循環的な利用となっているが、どのようなものか。

リサイクルを行い、エネルギーの有効利用、廃棄物の減量等なのか。

答 現在も実施しているリサイクル等、無駄にしないで再生する。

化石燃料は地球温暖化などに極めて影響が大きい。省エネルギー設備等の導入、太陽光発電、風力発電等の新エネルギーへのシフトが基本である。

問 太陽光、風力は新エネルギーであるが、地熱発電も出てくる。地熱発電についても資源循環の対象となるのか。

答 環境条例なのでこれからの南伊豆町のあり方を示す条例である。エネルギー関係は新たな環境、優しいエネルギーを自治体として町民一体となり推進する条例である。

問 この環境基本条例は、直近での西暦2012（平成24）年の第4次環境基本計画に基づいて計画等を策定、準用すると思うが、第2次環境基本計画とISO14001に基づいたマネジメント計画があるか。役所としてISO14001に基づく考えはあるのか。

ごみの最終処分灰について、地域循環、域内完結の考えについてはどのように考えるのか。

答 自治体関係のISOは9000系と14000系があるが、環境問題ではISO14001である。前向きに考えていきたいが、作成するには大分経費が必要となり、後のチェック等も必要で、維持するためにもかなりの金額が必要である。現在では、詰めてはいないが前向きに考えたい。

基本的には南伊豆町のごみであるので町内処分が原則であるが、圏域住民の理解が難しいこともあり、また現段階では草津町への搬入は容量に余裕があるため現行で行きたい。

問 最終処分場についての町長の見解を。

答 町民課長が答弁したとおりである。現段階では、町内に最終処分場をつくるのは非常に難しい。

以上です。

○議長（稲葉勝男君） 委員会報告を終わります。

委員会報告に対する質疑を行います。

〔発言する人なし〕

○議長（稲葉勝男君） 質疑もありませんので、質疑を終わります。

これより討論に入ります。

まず、委員会報告に反対者の発言を許可します。

〔発言する人なし〕

○議長（稲葉勝男君） 次に、委員会報告に賛成者の発言を許可します。

〔発言する人なし〕

○議長（稲葉勝男君） 討論する者もありませんので、討論を終わります。

採決します。

議第10号 南伊豆町環境基本条例制定については、委員長報告のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（稲葉勝男君） 全員賛成です。

よって、議第10号議案は委員長報告のとおり可決することに決定されました。

◎議第22号の上程、委員会報告、質疑、討論、採決

○議長（稲葉勝男君） 議第22号 平成27年度南伊豆町一般会計予算を議題とします。

委員会報告を求めます。

予算決算常任委員会委員長。

〔予算決算常任委員長 吉川映治君登壇〕

○予算決算常任委員長（吉川映治君） それでは、去る3月3日、4日、当議場にて開催されました南伊豆町議会予算決算常任委員会での審査の内容を報告いたします。

なお、報告書の朗読をもちまして、これに変えさせていただきます。

平成27年3月13日、南伊豆町議会議長、稲葉勝男様。

予算決算常任委員会委員長、吉川映治。

委員会審査報告書。

本委員会に付託された議第22号 平成27年度南伊豆町一般会計予算は、審査の結果、可決することに決定したので、会議規則第77条の規定により報告します。

開催月日及び会場、平成27年3月3日、南伊豆町役場3階議場。

会議時間、開会午前9時30分、閉会午後1時20分。

委員会の出席状況、委員長以下、記載のとおりです。委員総数9人です。

事務局、事務局長以下、記載のとおりです。

説明のため出席した町当局職員、町長以下、記載のとおりです。

続きまして、開催月日及び会場、平成27年3月4日、南伊豆町役場3階議場。

会議時間、開会午前9時30分、閉会午前11時55分。

委員会の出席状況、委員長以下、記載のとおりです。委員総数9名です。

事務局、事務局長、記載のとおりです。

説明のため出席した町当局職員も、町長以下、記載のとおりです。

議事件目、付託件目、委員会決定の順に読み上げます。

議第22号 平成27年度南伊豆町一般会計予算、原案のとおり可決することに決定。

審議中にあった質疑または意見要望事項。

第1款議会費、第2款総務費及び関連歳入について。

質疑を問い、答弁を答えといたします。

問 庁舎補修等工事についての質問がなされた。

答 不測の事態が起こったときのための予算化です。

問 再任用短時間職員についての質問がなされた。

答 25年以上勤務した60歳以上の者を再任用として雇用したいと考えます。

問 町政アドバイザー報酬、法律相談委託料、訴訟代理人業務委託料について、昨年度の実績も含めて質問がなされた。

答 町政アドバイザー報酬、専門知識のある方からアドバイスをいただくために、4,500円の10回分として、法律相談委託料と訴訟代理人業務委託料は顧問弁護士費用として予算化してあります。昨年度は、町政アドバイザー報酬は使用してはならず、訴訟代理人業務委託料1件案件がありました。

問 固定資産税台帳整備委託料についての質問がなされた。

答 町有財産等を整備するための委託料であり、平成29年度の法改正のためのもので、デジタル化の話ではありません。

問 たばこ税に関して、喫煙所設置についての質問がなされた。

答 分煙社会のことも勘案して、設置は検討していきたいです。

問 まち・ひと・しごと創生総合戦略について、町長はどう考えるか。

答 「消滅可能性の高い町」に入ってしまったが、「ワープステイ構想」や「100人委員会」等からヒントを得て、雇用確保して人口減少を抑制する方法を検討したい。

問 地方創生のためには東京への一極集中、非正規雇用問題の解決等、抜本的な改革が必要と思うが町長はどう考えるか。

答 常々言っておりますが、政治の下部構造には経済が土台になっているわけでありまして、経済を安定させることがまずは重要だと考えます。東京への一極集中に関しては、雇用の安定した住みやすい場所がそこになるのが理由だと思います。安定した生活を確保できる場所があれば人は集まってくるものと感じます。今まで日本がやってきたことは、おおよそ間違っていなかったと思っており、里山資本主義も理解はできますが、エネルギー消費がふえていくことも現実です。

問 まちづくり研修補助金についての質問がなされた。

答 町民の方々が自発的に行う先進地視察研修への補助金です。昨年の実績はありませんでした。

問 地熱資源開発調査業務委託料について質問がなされた。

答 損害が生じた場合の補償は、委託業者と話を詰めていく予定です。因果関係については町側が調査する予定です。条例までは必要ないと考えます。

問 地熱資源開発調査業務に関する資料の提出を求める。

答 資料は予算承認されてから作成するわけでありますから、現在はありません。

問 前回の申請で提出した資料も出せないのか。

答 それは既に議会で承認されている案件であり、来年度の予算委員会の中で要求するのはいかがなものかと思えます。

問 6億を超える予算が計上されているのに、資料を提出せずに議論するのか。

答 6億を超える予算は来年平成27年度の内容であり、それについては先ほど説明いたしました。議員が要求しているのは、既に議会で承認された平成26年度の内容の資料提出です。

問 過去の資料でも出すべきだ。

答 過去の資料でもよろしければ出します。

問 温泉組合の同意書はあるのか。

答 平成26年3月4日の同意書はあります。平成27年度は内諾を得ています。

問 キャップロックの存在が確認されなかったということは、適合地ではないという証明ではないか。

答 憶測で話すのはいかなものかと思えます。

第8款消防費及び関連歳入について。

問 メール配信システムについての質問がなされた。

答 役場庁舎に来た人には直接教えている。成人式するときなどもPRしている。

問 津波避難ビル、自主防災補助金についての質問がなされた。

答 非常用食料、避難ビルの外階段等に補助させてもらっております。

問 防災士や無線従事者の養成への補助金についての質問がなされた。

答 役場職員で資格を取らせております。今のところ要望はありませんが検討しておきます。

第11款公債費、第12款予備費及び関連歳入について。

質問はなかった。

第3款民生費及び関連歳入について。

問 土地取得費について質問がなされた。

答 前回と同じ箇所が対象地であり、取得費用は前回よりも下がっております。

問 在宅高齢者等食事サービス事業委託料、在宅高齢者等生きがい活動支援通所事業委託料への質問がなされた。

答 在宅高齢者等食事サービス事業は1食500円で40食までなっております。在宅高齢者等生きがい活動支援通所事業は下賀茂公民館をサロンの的に使用している。

第4款衛生費及び関連歳入について。

問 肺炎球菌ワクチンについては一度しか補助はないのか。

答 任意接種で5年有効です。1回目のみ補助対象としております。

問 備品購入費について質問がなされた。

答 自動車の購入費になるわけですが、現在使用しているものは、平成9年度に購入したもので、通常の耐用年数は経過しており、今回予算計上させてもらいました。

問 共立湊病院跡地の草刈りはどうなっているのか。

答 有志の方々にやってもらっていると聞いているが、関係市町で話します。

第9款教育費及び関連歳入について。

問 教育資金利子補給補助金への質問がなされた。

答 高校、大学の教育ローンへの利子補給です。9月の前期分で6件の申請がある。年度途中の広報誌でお知らせしたこともあり、現在でも問い合わせがふえている状況です。

問 規制や限度額はあるか。

答 最初の交付決定から5年間であり、南伊豆町民であること、世帯年収が1,000万円を超えてはならないこと、税金の滞納がないことが原則です。限度額はありません。

問 少子化が続いていることもあり、高等学校まで義務教育になるような話は出ていないか。

答 そのような話は出ていません。個人的には高等学校が義務化するのではないかと思ったこともありますが、実際にはありません。

問 南中小学校の施設修繕料について質問がなされた。

答 照明器具の交換です。本年度は南伊豆東中学、その前は南伊豆中学です。市町村振興事業の補助金が続く限りは順番でやっていきます。

問 三浜小学校が行っていたカッターレースへの質問がなされた。

答 カッターレースは、三浜小学校があったときのように続けることはできません。

問 杉並区との交流と同じくらいに横浜市との交流も深めてはどうか。

答 横浜市との交流も今後深めていきたいです。

問 野生獣対策電気柵設置への質問がなされた。フェンスの囲いをしっかりやるべきであるが、想定は猪なのか。

答 学校側でも柵の設置について勉強したい。猪だけでなく、鹿対策も検討していきたいです。

第5款農林水産費及びその関連歳入について。

問 海岸保全施設整備事業について質問がなされた。

答 町営漁港の今後の整備改修のための調査を行うための予算です。

問 農山村総合施設管理費への質問がなされた。

答 農業の基本は食糧需給ですが、当町の農業者規模から勘案するには観光との結びつきも重要だと思います。山林整備では、バイオマス発電所等も視野に入れて里山保全にも力を入れていきたい。

問 農業振興全般に関してですが、荒れた農地、耕作放棄地等の草刈りや管理についてはどう考えるか。

答 耕作放棄地は、空き家と同様に困った問題です。自己管理できない案件に関しては、税金等でのペナルティーも検討しなければいけないのかもしれないとも考えます。就農者がふえるように民間企業で運営してくれることがあればありがたいのですが。

問 耕作放棄地については農業振興会がもっと管理方法を考えるべきだと思う。ボランティアの草刈りを募るばかりでなく、これ以上問題が大きくならないように、抜本的な問題解決を考えるよう町から働きかけていただきたいが、いかがか。

答 区や地域で調査してもらい、地主への注意をお願いしたい。

問 遊休農地美化業務委託料への質問がなされた。日野と吉祥での面積とコストでのバランスはいかがか。

答 遊休農地利用の日野は5ヘクタール、吉祥体験農園実施面積は721平米です。吉祥は体験農園以外の維持費にも費用がかかっています。

第6款商工費及びその関連歳入について。

問 妻良地区観光施設設計業務委託料への質問がなされた。

答 公衆トイレの整備に関する設計です。元の公民館跡地につくりたいと思っています。

問 弓ヶ浜のスプラッシュウォーターへの補填があったと聞いているが、いかがか。

答 悪天候によって湊地区から依頼があったので補填は行ったが、今後は自立した運営を行ってもらおうつもりです。

問 公衆浴場管理事務の土地賃借料への質問がなされた。

答 賃借料に関しては、買収の費用に変わっております。事務的な都合で後から買収の話が出てきたのでこのような表記になっております。

問 銀の湯会館改修工事と指定管理業者についての質問がなされた。

答 指定管理業者は今までと変わらず、改修費については利用者料金から1人30円ずつ徴収してその費用に充てる方式を予定しています。

問 さくらの今後の保全についてどう考えているか。

答 さくら部会とのシンポジウム等を開催して話を進めている。手入れがよければ100年維持できるという話も聞いています。アニメとさくらのコラボも検討中です。

問 湯の花観光交流館指定管理委託料に関して、道の駅としての運営方法に疑問がある。観光客が多い正月に休業していたようだが、改善できないものか。

答 同様の内容を多くの人から聞いている。観光協会で改善を検討中で、コーヒーと軽食程度の休憩室的なスペースの案が上がってきています。「重点道の駅」にもなりましたので改善していきます。

問 バスと自家用車の台数の比率はどうなっているか。他所の観光地にも河津桜は出回っており、ライバルはふえるばかりで心配です。

答 バスの台数は減っています。理由は、運転手の労働条件が変更したこともあります。他所の観光地の河津桜が成長し、そろそろ見頃になってきており、ライバルはふえてくると思います。イベント等で来客数の囲い込みを考えていきます。

問 「みなと桜」という花もありますので活用してほしい。

答 観光対策として検討します。

問 観光交流館の年末年始の開店については地元の生産者からも要望が出ている。大規模の農業者とは事情が違うのでやはり店は開けてもらいたいがか。

答 改善を検討します。

問 九州でも河津桜を利用した祭りが開催されている。全国に出回ってしまった河津桜ですから、今後の展開は考えておかないと、いつまでもお客さんは来ないと考えますがいかか。

答 現在の青野川沿いの桜だけでなく、町有地にも花を植えて観光スポットを増やしていけるよう検討します。

問 南伊豆・下田がんバル事業への質問がなされた。

答 平成27年度は、11月29、30日に開催予定です。町内で38店舗を予定しており、全体では160店が参加する予定です。

問 夏期対策事業費負担金への質問がなされた。

答 夏の海水浴場を運営する地区への経費補助です。弓ヶ浜のライフセーバー配置のために200万円程度、妻良、子浦、落居等については5万円から10万円ずつを補助しております。

問 伊豆半島ジオパーク関連で、認定と推進のとの違いは何でしょうか。

答 伊豆半島ジオパーク認定事業負担金は、世界認定に向けた協議会への負担金が主な内容です。伊豆半島ジオパーク構想推進事業費等補助金は、奥石廊のあいあい岬の運営経費です。

問 青野川利活用観光活性化事業補助金への質問がなされた。

答 「夜桜☆流れ星」への補助金です。ことしで3回目なので、客数減少は否定できない。今後検討していくつもりです。

問 温泉保護調査業務委託料への質問がなされた。

答 町内110全ての源泉について調査を行っています。

問 スマートフォンを利用した観光戦略についての質問がなされた。

答 地方創生予算を活用し、弓ヶ浜海岸へのWi-Fiポイント設置等、予定しております。

す。

問 伊勢海老号のグレードアップは考えているか。

答 来年度の伊勢海老号については別の方法で考えています。JRの関係で、旅館5社だけしか対応できない企画になっています。民宿やほかの宿泊施設にもお客さんを送り込める企画を検討中です。

第7款土木費及び関連歳入について。

問 住宅リフォーム振興事業補助金への質問がなされた。

答 空き家バンク補助金との性質は異なるので、担当課と相談していきたい。

問 橋梁維持事業の橋の場所についての質問がなされた。

答 橋の場所が建設課長から説明がなされた。

問 町営住宅の家賃滞納についての質問がなされた。

答 実際には2年以上滞納の方もいますが、支払計画を提出してもらっております。基本的には3カ月滞納で退去を促しています。

第10款災害復旧費及び関連歳入について。

質問はなかった。

以上です。

○議長（稲葉勝男君） 委員会報告を終わります。

委員会報告に対する質疑を行います。

横嶋議員。

○11番（横嶋隆二君） 委員会報告を聞きましたけれども、5ページの下から2番目の質問の答え、温泉協同組合の同意書はあるのかということで、3月4日の同意書はありますというのは、これはそういう発言はしていないと思うんですね。3月4日に委員会をやっていて、3月4日の同意書はありますという、この言葉そのものはないと思うんですけれども、その辺の確認をしてください。

それと、8ページ、上から3番目の問いで、耕作放棄地についての農業振興会というのは、権限を持つのはたしか、農業委員会という発言が出たんじゃないかと思いますが、それをちょっと確認をして。

○議長（稲葉勝男君） 予算決算常任委員会委員長。

○予算決算常任委員長（吉川映治君） まず初めの旅館組合の同意書はあるのかということで。

〔「違います、温泉組合。」と言う人あり〕

○予算決算常任委員長（吉川映治君） ごめんなさい、温泉組合。申しわけありません、温泉組合の同意書はあるのかということでありまして、これは、平成26年です。

そしてもう1点です。耕作放棄地のお話でありましょうか。

〔「そうです。本当に委員会でこれを」と言う人あり〕

○予算決算常任委員長（吉川映治君） わかりました。これは、私のほうが調べて、もう一度お伝えいたします。

○議長（稲葉勝男君） 質疑もありませんので、質疑を終わります。

これより討論に入ります。

まず、委員会報告に反対者の発言を許可します。

横嶋隆二君。

○11番（横嶋隆二君） 先ほどの質問は、ちょっと取り違えて失礼しました。

平成27年度の南伊豆町一般会計予算に当たっての反対の討論を行います。

バブル崩壊以降、長引く不況に輪をかけるように、昨年4月消費税8%への増税は国民生活経済、町民生活経済を大きく冷え込ませております。今般、政府は、まち・ひと・しごと創生ビジョンを打ち上げているのも、現況があらわすとおり、アベノミクスが地方で成功していない何よりの証明であります。

しかしながら、内容は、地方がこれまで衰退してきた原因である大企業優先政治による大規模小売店舗法改正や農林業の衰退、そして非正規雇用の拡大、こうした点の見直しはなくて、むしろゼロ、エグゼンプションなど、非正規雇用あるいは残業ゼロ法案を出すなど、この拡大政策が続いております。このようなもとで、地方の創生、私は再生と言いたい、であります。これは絵に描いた餅になりかねない要素があります。基礎と土台がない建物に等しい、この点を指摘せざるを得ません。

こうした中で、一般質問で政策議論を投げかけました。現状のような、こうした状態の中で町政の果たすべき役割は、機動的に町民生活防衛の役割を発揮することでありまして、全国町村会では、この町でもかかわりがある大森彌先生や、過疎中山間地域のシンクタンク、島根県中山間地域研究センター顧問の小田切徳美氏などによる地方創生論への批判的視点からの論説が何本も出されておりますが、市町村合併問題以前からの中山間地域の地域振興の取り組みが今日着実な前進の兆しを示している、こうした点は重要であります。

一般質問でこの点での政策議論を投げかけましたが、これが回避されたことは残念であります。これは、今年度の、27年度の予算で大きな柱である地熱開発事業での予算が盛り込ま

れておりますけれども、一方で、典型的な中山間地域である南伊豆町の根本的な建設に当たっての政策理念が希薄であるということの証明であると言わざるを得ません。

また、平成26年度の地熱事業申請書類の提出の問題では、かたくなにこれを拒んで、30分委員会が中断しましたが、これには、26年度の事業であるにもかかわらず、この書類を出したくなかった、その理由があるのではないかと思います。胸を張って、柱の事業であれば、赤裸々にこの実態を住民の皆さんの間に出して、膝詰めで同意をとる、そういう姿勢が必要だというふうに思います。

また、桜まつりの駐車場有料化の問題は、昨年開始のときから議論されておりますが、同様のイベント、ライバル地域が各所に生まれている今日、半島先端にこの時期誘客をする上では、並々ならぬ努力と工夫が必要であります。こうした点では一考を要するものと考えていただきたいというふうに思います。

こうした点、批判的な点を上げながら、南伊豆町が、長く高齢者が多い、高齢化率が多い町でありながら、配食サービスを初めとした高齢者保健福祉サービスの充実、肺炎球菌ワクチンのいち早い助成の取り組みなどを進めてきたこと、また歴代児童福祉、保育の充実を進めてきたことが、この半島先端の地域で一定の人口を確保し、次への地歩を現在でも築いている、このことに目を向ける必要があります。

また、リフォーム助成など職人の仕事を確保の事業が依然確保されていることは評価しながら、なお一層、この不況のときに拡充を求めて、住民が安心して暮らせる社会を将来にわたって築いていく地歩をしっかりと築いていくことを求めて反対の討論とさせていただきます。

○議長（稲葉勝男君） 次に、委員会報告に賛成者の発言を許可します。

〔発言する人なし〕

○議長（稲葉勝男君） 討論する者もありませんので、討論を終わります。

採決します。

議第22号 平成27年度南伊豆町一般会計予算は、委員長報告のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（稲葉勝男君） 賛成多数です。

よって、議第22号議案は委員長報告のとおり可決することに決定されました。

ここで、10時35分まで休憩いたします。

休憩 午前10時26分

再開 午前10時35分

○議長（稲葉勝男君） 休憩を閉じ会議を再開いたします。

先ほど、予算決算常任委員会委員長のほうからの報告の中で、横嶋議員のほうから、農業振興会に関する訂正の要望がありました。問いの質問の内容には、農業振興会だけではなくて、農業委員会と農業振興会がタイアップして町の休耕田対策をしていただきたいということが趣旨なものですから、横嶋議員、その中に、農業委員会と農業振興会がタイアップしてというふうな文面に変えさせていただくということによろしいですか。

○11番（横嶋隆二君） はい。

○議長（稲葉勝男君） それで了解していただきたいと思います。

◎議第23～25号の上程、委員会報告、質疑、討論、採決

○議長（稲葉勝男君） 続きまして、議第23号 平成27年度南伊豆町国民健康保険特別会計予算、議第24号 平成27年度南伊豆町介護保険特別会計予算及び議第25号 平成27年度南伊豆町後期高齢者医療特別会計予算を一括議題とします。

委員会報告を求めます。

予算決算常任委員会委員長。

〔予算決算常任委員長 吉川映治君登壇〕

○予算決算常任委員長（吉川映治君） これから南伊豆町特別会計予算の報告を行います。

この報告も、報告書の朗読をもって委員長の報告といたします。

平成27年3月13日、南伊豆町議会議長、稲葉勝男様。

予算決算常任委員会委員長、吉川映治。

委員会審査報告書。

本委員会に付託された平成27年度南伊豆町特別会計予算について及び南伊豆町水道事業会計予算については、審査の結果、原案のとおり可決することに決定したので、会議規則第77条の

規定により報告します。

開催月日及び会場、平成27年3月4日、南伊豆町役場3階議場。

会議時間、開会午後1時00分、閉会午後2時22分。

委員会の出席状況、委員長以下、記載のとおりです。委員総数9名です。

事務局、事務局長以下、記載のとおりです。

説明のため出席した町当局職員、町長以下、記載のとおりです。

議事件目、付託件目、委員会決定の順で読み上げます。

議第23号 平成27年度南伊豆町国民健康保険特別会計予算、原案のとおり可決することに決定。

議第24号 平成27年度南伊豆町介護保険特別会計予算、原案のとおり可決することに決定。

議第25号 平成27年度南伊豆町後期高齢者医療特別会計予算、原案のとおり可決することに決定。

審議中にあった質疑または意見要望事項。

議第23号 平成27年度南伊豆町国民健康保険特別会計予算、議第24号 平成27年度南伊豆町介護保険特別会計予算、議第25号 平成27年度南伊豆町後期高齢者医療特別会計予算。

問 南伊豆町国民健康保険特別会計予算についての質問がなされた。

答 南伊豆町は、県下35市町の中でも下のほうです。今後、国庫の負担割合を増やしてもらって保険料負担を軽くする政策を考えていきたいです。

問 人間ドック補助についての質問がなされた。

答 町民からの声もあり、100名を見込んで実施する予定です。上限は25,000円で40歳から75歳未満で国保の滞納金がないことが条件です。役場で予約してもらうことになると思います。

問 脳ドック補助についての質問がなされた。

答 人間ドックと同様に検討はしていました。近隣市町の事例を参考にしながら検討していきます。

問 南伊豆町介護保険特別会計予算について質問がなされた。

答 制度の継続のためにも、介護報酬額が変わっていくのは受け入れざるを得ないが、サービスが低下しないように心がけていきます。

以上です。

○議長（稲葉勝男君） 委員会報告を終わります。

委員会報告に対する質疑を行います。

[発言する人なし]

○議長（稲葉勝男君） 質疑もありませんので、質疑を終わります。

これより討論に入ります。

まず、議第23号議案の委員会報告に反対者の発言を許可します。

[発言する人なし]

○議長（稲葉勝男君） 次に、議第23号議案の委員会報告に賛成者の発言を許可します。

横嶋隆二君。

○11番（横嶋隆二君） 議第23号 平成27年度南伊豆町国民健康保険特別会計予算に当たっての賛成の討論を行います。

国保会計に当たっては、そもそも制度そのものに関しては反対の意見であります。それは政府がこの国民皆保険制度の重要な柱である国民健康保険に当たって、国庫の負担割合をずっと減らしてきた、このことが多くの市町で滞納、保険料が払えない実態を生み出してきたことにあります。

しかしながら、当町では、県下35市町の中でも高齢化率が高い町でありながらも、1人当たりの国保料金はさまざまな保健福祉サービスの充実を含めた現場の努力で国保料金、下のほうにおいて、努力をしてきております。今、国が進めている都道府県単位等々にされた場合には、むしろこうした努力が水の泡に帰することも考えられます。そうした方策ではなくて、国民皆保険の制度を充実する、そのために、質問に対する答弁でも国庫の負担割合についての、増やしてほしいという言及もありました。

また、人間ドック補助の再開、そして脳ドック補助についても前向きな答弁がされたことを評価して、この予算に当たっての賛成の討論とさせていただきます。

○議長（稲葉勝男君） 次に、議第24号議案の委員会報告に反対者の発言を許可します。

横嶋隆二君。

○11番（横嶋隆二君） 議第24号 平成27年度南伊豆町介護保険特別会計予算に当たっては、今度これは、国の介護保険法の改悪に対する態度表明であります。

社会保障費の自然増を見越さない介護予算の設定で、多くの全国の市町が介護保険料を上げざるを得ない状況になっています。

一方で、介護施設サービスの介護報酬を減額する、そういう状況があります。保険あって介護なしの状況は、これは見過ごすことはできません。ただし、現場が、介護報酬額が変わ

っていくのを受け入れざるを得ないが、法律は仕方ないけれども、サービスが低下しないよう心がけるという努力は見守っていきたいというふうに思います。

以上で反対の意思を表明いたします。

○議長（稲葉勝男君） 次に、議第24号議案の委員会報告に賛成者の発言を許可します。

〔発言する人なし〕

○議長（稲葉勝男君） 次に、議第25号議案の委員会報告に反対者の発言を許可します。

横嶋隆二君。

○11番（横嶋隆二君） 議第25号 平成27年度南伊豆町後期高齢者医療特別会計予算に当たっては、制度上、後期高齢者を差別する仕組みであることに対して、この制度そのものをなくすことを提案して反対の意思とさせていただきます。

○議長（稲葉勝男君） 次に、議第25号議案の委員会報告に賛成者の発言を許可します。

〔発言する人なし〕

○議長（稲葉勝男君） 討論する者もありませんので、討論を終わります。

採決します。

議第23号 平成27年度南伊豆町国民健康保険特別会計予算は、委員長報告のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（稲葉勝男君） 全員賛成です。

よって、議第23号議案は委員長報告のとおり可決することに決定されました。

採決します。

議第24号 平成27年度南伊豆町介護保険特別会計予算は、委員長報告のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（稲葉勝男君） 賛成多数です。

よって、議第24号議案は委員長報告のとおり可決することに決定されました。

採決します。

議第25号 平成27年度南伊豆町後期高齢者医療特別会計予算は、委員長報告のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（稲葉勝男君） 賛成多数です。

よって、議第25号議案は委員長報告のとおり可決することに決定されました。

◎議第26～29号の上程、委員会報告、質疑、討論、採決

○議長（稲葉勝男君） 議第26号 平成27年度南伊豆町南上財産区特別会計予算、議第27号 平成27年度南伊豆町南崎財産区特別会計予算、議第28号 平成27年度南伊豆町三坂財産区特別会計予算及び議第29号 平成27年度南伊豆町土地取得特別会計予算を一括議題とします。

委員会報告を求めます。

予算決算常任委員会委員長。

〔予算決算常任委員長 吉川映治君登壇〕

○予算決算常任委員長（吉川映治君） それでは、続きまして報告させていただきます。まず2ページから説明させていただきます。

開催月日及び会場、平成27年3月4日、南伊豆町役場3階議場。

会議時間、開会午後1時00分、閉会午後2時22分。

委員会の出席状況、委員長以下、記載のとおりです。委員総勢9名です。

事務局、事務局長以下、記載のとおりです。

説明のため出席した町当局職員、町長以下、記載のとおりです。

議事件目、付託件目、委員会決定の順で読み上げます。

議第26号 平成27年度南伊豆町南上財産区特別会計予算、原案のとおり可決することに決定。

議第27号 平成27年度南伊豆町南崎財産区特別会計予算、原案のとおり可決することに決定。

議第28号 平成27年度南伊豆町三坂財産区特別会計予算、原案のとおり可決することに決定。

議第29号 平成27年度南伊豆町土地取得特別会計予算、原案のとおり可決することに決定。

議第26号 平成27年度南伊豆町南上財産区特別会計予算、議第27号 平成27年度南伊豆町南崎財産区特別会計予算、議第28号 平成27年度南伊豆町三坂財産区特別会計予算、議第29号 平成27年度南伊豆町土地取得特別会計予算。

問 土地取得特別会計について質問がなされた。

答 差田グランド横の土地は、ほこら53平米以外の2筆の約2,300平米は買収完了しています。川が蛇行していて使いにくいこともありますが、有効利用を検討していきます。

問 公共用地取得費について質問がなされた。

答 平成27年度の土地取得予定はないので、ゼロとなっています。

以上です。

○議長（稲葉勝男君） 委員会報告を終わります。

委員会報告に対する質疑を行います。

[発言する人なし]

○議長（稲葉勝男君） 質疑もありませんので、質疑を終わります。

これより討論に入ります。

まず、議第26号議案の委員会報告に反対者の発言を許可します。

[発言する人なし]

○議長（稲葉勝男君） 次に、議第26号議案の委員会報告に賛成者の発言を許可します。

[発言する人なし]

○議長（稲葉勝男君） 次に、議第27号議案の委員会報告に反対者の発言を許可します。

[発言する人なし]

○議長（稲葉勝男君） 次に、議第27号議案の委員会報告に賛成者の発言を許可します。

[発言する人なし]

○議長（稲葉勝男君） 次に、議第28号議案の委員会報告に反対者の発言を許可します。

[発言する人なし]

○議長（稲葉勝男君） 次に、議第28号議案の委員会報告に賛成者の発言を許可します。

[発言する人なし]

○議長（稲葉勝男君） 次に、議第29号議案の委員会報告に反対者の発言を許可します。

[発言する人なし]

○議長（稲葉勝男君） 次に、議第29号議案の委員会報告に賛成者の発言を許可します。

[発言する人なし]

○議長（稲葉勝男君） 討論する者もありませんので、討論を終わります。

採決します。

議第26号 平成27年度南伊豆町南上財産区特別会計予算は、委員長報告のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（稲葉勝男君） 全員賛成です。

よって、議第26号議案は委員長報告のとおり可決することに決定されました。
採決します。

議第27号 平成27年度南伊豆町南崎財産区特別会計予算は、委員長報告のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（稲葉勝男君） 全員賛成です。

よって、議第27号議案は委員長報告のとおり可決することに決定されました。
採決します。

議第28号 平成27年度南伊豆町三坂財産区特別会計予算は、委員長報告のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（稲葉勝男君） 全員賛成です。

よって、議第28号議案は委員長報告のとおり可決することに決定されました。
採決します。

議第29号 平成27年度南伊豆町土地取得特別会計予算は、委員長報告のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（稲葉勝男君） 全員賛成です。

よって、議第29号議案は委員長報告のとおり可決することに決定されました。

◎議第30～33号の上程、委員会報告、質疑、討論、採決

○議長（稲葉勝男君） 議第30号 平成27年度南伊豆町公共下水道事業特別会計予算、議第31号 平成27年度南伊豆町子浦漁業集落排水事業特別会計予算、議第32号 平成27年度南伊豆町中木漁業集落排水事業特別会計予算及び議第33号 平成27年度南伊豆町妻良漁業集落排水事業特別会計予算を一括議題とします。

委員会報告を求めます。

予算決算常任委員会委員長。

〔予算決算常任委員長 吉川映治君登壇〕

○予算決算常任委員長（吉川映治君） では、続きまして報告させていただきます。2ページ目からご報告申し上げます。

開催月日及び会場、平成27年3月4日、南伊豆町役場3階議場。

会議時間、開会午後1時00分、閉会午後2時22分。

委員会の出席状況、委員長以下、記載のとおりです。委員総数9名です。

事務局、事務局長以下、記載のとおりです。

説明のため出席した町当局職員、町長以下、記載のとおりです。

議事件目、付託件目、委員会決定の順で読み上げます。

議第30号 平成27年度南伊豆町公共下水道事業特別会計予算、原案のとおり可決することに決定。

議第31号 平成27年度南伊豆町子浦漁業集落排水事業特別会計予算、原案のとおり可決することに決定。

議第32号 平成27年度南伊豆町中木漁業集落排水事業特別会計予算、原案のとおり可決することに決定。

議第33号 平成27年度南伊豆町妻良漁業集落排水事業特別会計予算、原案のとおり可決することに決定。

議第30号 平成27年度南伊豆町公共下水道事業特別会計予算、議第31号 平成27年度南伊豆町子浦漁業集落排水事業特別会計予算、議第32号 平成27年度南伊豆町中木漁業集落排水事業特別会計予算、議第33号 平成27年度南伊豆町妻良漁業集落排水事業特別会計予算。

問 南伊豆町公共下水道事業特別会計予算について質問がなされた。

答 3メートルほどの汚泥が発生しており、10トンダンプ10台程度で処分をするものであります。減免措置もとり、11件加入がふえています。今後も加入率を増加させていくよう努力していきます。

問 クリーンセンター改修更新実施設計業務について質問がなされた。

答 耐震基準に合致していないので改修が必要です。

問 平成9年に着工した建物が、平成7年の耐震基準に合致していないのはおかしいのではないか。

答 平成12年の建築基準に照らし合わせた結果、基準を満たしていないので改修工事が必

要ということです。

問 水道施設についての耐震に関する質問がなされた。

答 全体的に、耐震補強したときと、施設全体を見直したときとの財政的なことも勘案して、今後検討していきたいです。

以上です。

○議長（稲葉勝男君） 委員会報告を終わります。

委員会報告に対する質疑を行います。

〔発言する人なし〕

○議長（稲葉勝男君） 質疑もありませんので、質疑を終わります。

これより討論に入ります。

まず、議第30号議案の委員会報告に反対者の発言を許可します。

〔発言する人なし〕

○議長（稲葉勝男君） 次に、議第30号議案の委員会報告に賛成者の発言を許可します。

〔発言する人なし〕

○議長（稲葉勝男君） 次に、議第31号議案の委員会報告に反対者の発言を許可します。

〔発言する人なし〕

○議長（稲葉勝男君） 次に、議第31号議案の委員会報告に賛成者の発言を許可します。

〔発言する人なし〕

○議長（稲葉勝男君） 次に、議第32号議案の委員会報告に反対者の発言を許可します。

〔発言する人なし〕

○議長（稲葉勝男君） 次に、議第32号議案の委員会報告に賛成者の発言を許可します。

〔発言する人なし〕

○議長（稲葉勝男君） 次に、議第33号議案の委員会報告に反対者の発言を許可します。

〔発言する人なし〕

○議長（稲葉勝男君） 次に、議第33号議案の委員会報告に賛成者の発言を許可します。

〔発言する人なし〕

○議長（稲葉勝男君） 討論する者もありませんので、討論を終わります。

採決します。

議第30号 平成27年度南伊豆町公共下水道事業特別会計予算は、委員長報告のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（稲葉勝男君） 全員賛成です。

よって、議第30号議案は委員長報告のとおり可決することに決定されました。
採決します。

議第31号 平成27年度南伊豆町子浦漁業集落排水事業特別会計予算は、委員長報告のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（稲葉勝男君） 全員賛成です。

よって、議第31号議案は委員長報告のとおり可決することに決定されました。
採決します。

議第32号 平成27年度南伊豆町中木漁業集落排水事業特別会計予算は、委員長報告のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（稲葉勝男君） 全員賛成です。

よって、議第32号議案は委員長報告のとおり可決することに決定されました。
採決します。

議第33号 平成27年度南伊豆町妻良漁業集落排水事業特別会計予算は、委員長報告のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（稲葉勝男君） 全員賛成です。

よって、議第33号議案は委員長報告のとおり可決することに決定されました。

◎議第34号の上程、委員会報告、質疑、討論、採決

○議長（稲葉勝男君） 議第34号 平成27年度南伊豆町水道事業会計予算を議題とします。
委員会報告を求めます。

予算決算常任委員会委員長。

〔予算決算常任委員長 吉川映治君登壇〕

○予算決算常任委員長（吉川映治君） それでは報告させていただきます。2ページ目より読

み上げます。

開催月日及び会場、平成27年3月4日、南伊豆町役場3階議場。

会議時間、開会午後1時00分、閉会午後2時22分。

委員会の出席状況、委員長以下、記載のとおりです。委員総数9名です。

事務局、事務局長以下、記載のとおりです。

説明のため出席した町当局職員、町長以下、記載のとおりです。

議事件目、付託件目、委員会決定の順で読み上げます。

議第34号 平成27年度南伊豆町水道事業会計予算、原案のとおり可決することに決定。

議第34号 平成27年度南伊豆町水道事業会計予算。

問 簡易水道に関する質問がなされた。

答 地区簡易水道が9地区ある中で、平成26年度は、妻良簡易水道にて施設の改修工事を実施しました。平成27年度につきましては、現時点にて要望がありませんのでゼロとさせていただきます。

以上です。

○議長（稲葉勝男君） 委員会報告を終わります。

委員会報告に対する質疑を行います。

〔発言する人なし〕

○議長（稲葉勝男君） 質疑もありませんので、質疑を終わります。

これより討論に入ります。

まず、委員会報告に反対者の発言を許可します。

〔発言する人なし〕

○議長（稲葉勝男君） 次に、委員会報告に賛成者の発言を許可します。

〔発言する人なし〕

○議長（稲葉勝男君） 討論する者もありませんので、討論を終わります。

採決します。

議第34号 平成27年度南伊豆町水道事業会計予算は、委員長報告のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（稲葉勝男君） 全員賛成です。

よって、議第34号議案は委員長報告のとおり可決することに決定されました。

◎発議第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（稲葉勝男君） 発議第1号 南伊豆町議会委員会条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

本案は、長田美喜彦君が提出者であります。

趣旨説明を求めます。

長田美喜彦君。

〔5番 長田美喜彦君登壇〕

○5番（長田美喜彦君） 発議第1号、朗読をもって行います。

南伊豆町議会委員会条例の一部を改正する条例制定について。

上記の議案を、別紙のとおり地方自治法第112条及び南伊豆町議会会議規則第14条の規定により提出します。

平成27年3月13日提出。

南伊豆町議会議長、稲葉勝男様。

提出者、南伊豆町議会議員、長田美喜彦。

賛成者、南伊豆町議会議員、谷正以下、稲葉勝男、渡邊嘉郎、清水清一、齋藤要、横嶋隆二、宮田和彦、吉川映治、加畑毅。

提案理由。

教育委員長と教育長を一本化した新たな責任者（新教育長）を置くことなどを内容とする「地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律」とあわせ、地方自治法第121条（長及び委員長等の出席義務）が改正されたことから、南伊豆町議会委員会条例第19条を改正するものです。

以上です。

○議長（稲葉勝男君） 趣旨説明を終わります。

これより質疑に入ります。

〔発言する人なし〕

○議長（稲葉勝男君） 質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

[発言する人なし]

○議長（稲葉勝男君） 異議ないものと認めます。

よって質疑を終わります。

これより討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許可します。

[発言する人なし]

○議長（稲葉勝男君） 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

[発言する人なし]

○議長（稲葉勝男君） 討論する者もありませんので、討論を終わります。

採決します。

発議第1号 南伊豆町議会委員会条例の一部を改正する条例制定については、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長（稲葉勝男君） 異議ないものと認めます。

よって、発議第1号議案は原案のとおり可決することに決定しました。

◎発議第2号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（稲葉勝男君） 発議第2号 奨学金制度の充実を求める意見書についてを議題とします。

本案は、横嶋隆二君が提出者であります。

趣旨説明を求めます。

横嶋隆二君。

[11番 横嶋隆二君登壇]

○11番（横嶋隆二君） それでは、発議第2号 奨学金制度の充実を求める意見書の提出について。

上記の意見書を、別紙のとおり地方自治法第99条及び南伊豆町議会会議規則第14条の規定により提出します。

平成27年3月13日提出。

南伊豆町議会議長、稲葉勝男様。

提出者、南伊豆町議会議員、横嶋隆二。

賛成者、南伊豆町議会議員、谷正。賛成者、南伊豆町議会議員、稲葉勝男。賛成者、南伊豆町議会議員、長田美喜彦。賛成者、南伊豆町議会議員、渡邊嘉郎。賛成者、南伊豆町議会議員、清水清一。賛成者、南伊豆町議会議員、齋藤要。賛成者、南伊豆町議会議員、宮田和彦。賛成者、南伊豆町議会議員、加畑毅。賛成者、南伊豆町議会議員、吉川映治。

提案理由。

意欲と能力のある若者等が、経済的理由により修学を断念することなく安心して学業に専念できる環境をつくるため、新たな給付型奨学金を創設するなど、奨学金制度の充実を図ることを強く要望する意見書を提出するものです。

お聞きください。

奨学金制度の充実を求める意見書。

独立行政法人日本学生支援機構の奨学金制度は、経済的理由により修学に困難がある大学生等を対象とした国が行う貸与型の奨学金で、無利息の第一種奨学金と年3%を上限とする利息付きの第二種奨学金があります。平成24年度の貸し付け実績は、第一種が約40万2,000人、第二種が約91万7,000人となっています。

しかしながら、近年、第一種、第二種とも、貸与者及び貸与金額が増加する中、長引く不況や就職難などから、大学を卒業しても奨学金の返還ができずに生活に苦しむ若者が急増しており、平成24年度の返還滞納者数は約33万4,000人、期限を過ぎた未返還額は過去最高の約925億円となっています。

同機構は、返還が困難な場合の救済手段として、返還期限の猶予、返還免除、減額返還などの制度を設け、平成24年度からは無利息の第一種のみ「所得連動返還型無利子奨学金制度」を導入しています。さらに、平成26年度からは延滞金の賦課率の引き下げを実施しています。しかし、これらの救済制度は要件が厳しく、通常のリターン猶予期間の上限が10年間であるなど、さまざまな制限があることに対して問題点が指摘されています。

よって、本議会は政府に対し、意欲と能力のある若者が家庭の経済状況にかかわらず安心して学業に専念できる環境をつくるため、下記の事項について強く要望します。

記。

1 高校生を対象とした給付型奨学金制度は拡充を行い、大学生などを対象とした給付型奨学金制度を早期に創設すること。

2 収入が一定額を超えた場合に、所得額に応じた返還額を、課税システムを通じて返還ができる所得連動返還型の奨学金制度を創設すること。

3 貸与型奨学金制度については、授業料減免を充実させるとともに、無利子奨学金をより一層充実させること。

4 海外留学を希望する若者への経済的支援を充実させるため、官民が協力した海外留学支援を着実に実施すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成27年3月13日。

静岡県賀茂郡南伊豆町議会。

内閣総理大臣、安倍晋三殿。

意見書提出先です。

内閣総理大臣、安倍晋三殿、財務大臣、麻生太郎殿。文部科学大臣、下村博文殿、衆議院議長、町村信孝殿、参議院議長、山崎正昭殿。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（稲葉勝男君） 趣旨説明を終わります。

これより質疑に入ります。

[発言する人なし]

○議長（稲葉勝男君） 質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

[発言する人なし]

○議長（稲葉勝男君） 異議ないものと認めます。

よって質疑を終わります。

これより討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許可します。

[発言する人なし]

○議長（稲葉勝男君） 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

[発言する人なし]

○議長（稲葉勝男君） 討論する者もありませんので、討論を終わります。

採決します。

発議第2号 奨学金制度の充実を求める意見書については、原案のとおり可決することに

ご異議ありませんか。

[発言する人なし]

○議長（稲葉勝男君） 異議ないものと認めます。

よって、発議第2号議案は原案のとおり可決することに決定しました。

◎各委員会の閉会中の継続調査申出書

○議長（稲葉勝男君） 日程第21、閉会中の継続調査申出書を議題とします。

議会運営委員会委員長、第1常任委員会委員長、第2常任委員会委員長、予算決算常任委員会委員長、行財政改革調査特別委員会委員長、議会改革調査特別委員会委員長、共立湊病院跡地利活用調査特別委員会委員長から会議規則第75条の規定により、お手元に配付いたしました「所管事務調査、本会議の会期日程等、議会の運営及び議長の諮問に関する事項」についてなど、閉会中の継続調査の申し出がありました。

お諮りします。

各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長（稲葉勝男君） 異議ないものと認めます。

よって、各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

◎閉議及び閉会宣告

○議長（稲葉勝男君） 本日の議事件目が終了しましたので、会議を閉じます。

3月定例会の全部の議事件目が終了しました。

よって、平成27年3月南伊豆町議会定例会は本日をもって閉会といたします。

きょうは本当にご苦労さまでした、皆さん。ありがとうございました。

閉会 午前11時12分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

平成 年 月 日

議 長 稲 葉 勝 男

署 名 議 員 横 嶋 隆 二

署 名 議 員 加 畑 毅